令和 7 年　第 1 回定例会

上富良野町議会会議録

開会　令和 7 年 3 月 3 日

閉会　令和 7 年 3 月 14 日

上 富 良 野 町 議 会

目　　次

第　１　号（３月３日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　2
○開会宣告・開議宣告　……　3
○諸般の報告　……　3
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　3
○日程第　２　議会運営委員長報告　……　3
○日程第　３　会期の決定について　……　4
○日程第　４　行政報告　……　4
○日程第　５　報告第　１号　監査・例月現金出納検査結果報告について　……　5
○日程第　６　報告第　２号　議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告について　……　6
○日程第　７　報告第　３号　議員派遣結果報告について　……　7
○日程第　８　議案第１０号　令和６年度上富良野町一般会計補正予算（第１２号）　……　8
○日程第　９　議案第１１号　令和６年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）　……　１２
○日程第１０　議案第１２号　令和６年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）　…　１３
○日程第１１　議案第１３号　令和６年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第４号）　……　１４
○日程第１２　議案第１４号　令和６年度上富良野町水道事業会計補正予算（第３号）　……　１５
○日程第１３　議案第１５号　令和６年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第２号）　…　１６
○日程第１４　議案第１６号　令和６年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第２号）　…　１７
○日程第１５　議案第１７号　令和６年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）　……　１８
○日程第１６　議案第１８号　議案第１８号　上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例　……　１９
○日程第１７　議案第１９号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例　……　２０
○日程第１８　議案第２０号　上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　……　２１
○日程第１９　議案第２１号　上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　……　２１
○日程第２０　議案第２２号　上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　……　２２
○日程第２１　議案第２３号　上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例　…　２３
○日程第２２　議案第２４号　上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　……　２３
○日程第２３　議案第２５号　上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　……　２４
○日程第２４　議案第２６号　上富良野町手数料条例の一部を改正する条例　……　２５
○日程第２５　議案第２７号　上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例　……　２５
○日程第２６　議案第２８号　上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例　…　２８
○日程第２７　議案第２９号　上富良野町道路線の廃止について　……　２８

○日程第２８　議案第３０号　上富良野町道路線の認定について　……　２８
○散　会　宣　告　……　２９

目　　次

第　２　号（３月４日）

○議　事　日　程　……　３１
○出　席　議　員　……　３１
○欠　席　議　員　……　３１
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　３１
○議会事務局出席職員　……　３１
○開議宣告　……　３２
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　３２
○日程第　２　執行方針　……　３２
〔町政執行方針〕　町　長　斉　藤　　繁　君
〔教育行政執行方針〕　教育長　鈴　木　真　弓　君
○日程第　３　議案第　１号　令和７年度上富良野町一般会計予算　……　３２
○日程第　４　議案第３４号　上富良野町財政調整基金の一部支消について　……　３２
○日程第　５　議案第３５号　上富良野町公共施設整備基金の一部支消について　……　３２
○日程第　６　議案第３６号　十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について　……　３２
○日程第　７　議案第　２号　令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算　……　３２
○日程第　８　議案第３７号　上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消について　……　３２
○日程第　９　議案第　３号　令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算　……　３２
○日程第１０　議案第　４号　令和７年度上富良野町介護保険特別会計予算　……　３２
○日程第１１　議案第　５号　令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算　……　３２
○日程第１２　議案第　６号　令和７年度上富良野町水道事業会計予算　……　３２
○日程第１３　議案第　７号　令和７年年度上富良野町簡易水道事業会計予算　……　３２
○日程第１４　議案第　８号　令和７年度上富良野町公共下水道事業会計予算　……　３２
○日程第１５　議案第　９号　令和７年度上富良野町病院事業会計予算　……　３２
○予算特別委員会の設置について　……　６９
○散　会　宣　告　……　６９

目　　次

第　３　号（３月５日）

○議　事　日　程　……　７１
○出　席　議　員　……　７１
○欠　席　議　員　……　７１
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　７１
○議会事務局出席職員　……　７１
○開議宣告　……　７２
○諸般の報告　……　７２
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　７２
○日程第　２　町の一般行政について質問　……　７２
３番　湯　川　千悦子　君　……　７２
１　老朽化する公共施設の改修計画及び今後の運営について
１０番　井　村　悦　丈　君　……　７４
１　持続可能な上富良野農業振興に向けて
５番　金　子　益　三　君　……　７８
１　新しい町立病院のこれからの運営は
８番　中　瀬　　実　君　……　８６
１　斉藤町政２期目の行政課題の進め方について
１番　佐　藤　大　輔　君　……　９４
１　自衛隊との共存共栄について
１２番　小　林　啓　太　君　……　９８
１　斉藤町長２期目の町政運営に関して
２　分館活動費に関して
○散　会　宣　告　……　１０６

目　　次

第　４　号（３月１３日）

○議　事　日　程　……　１０９
○出　席　議　員　……　１０９
○欠　席　議　員　……　１０９
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　１０９
○議会事務局出席職員　……　１０９
○開議宣告　……　１１０
○諸般の報告　……　１１０
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　１１０
○日程第　２　町の一般行政について質問　……　１１０
６番　林　　敬　永　君　……　１１０
１　令和７年度新年度予算編成について
２　特別養護老人ホームの運営について
７番　茶　谷　朋　弘　君　……　１１８
１　新こどもセンターと東児童館の運営について
２　地域おこし協力隊の定住について
４番　米　澤　義　英　君　……　１２７
１　こども誰でも通園制度の運営について
２　宿泊税について
３　道の駅について
４　体育館など避難施設の空調設置について
５　スキーリフトの更新について
２番　荒　生　博　一　君　……　１３５
１　上富良野町立病院の経営について
○休会の議決　……　１３９
○散　会　宣　告　……　１３９

目　　次

第　５　号（３月１４日）

○議　事　日　程　……　１４１
○出　席　議　員　……　１４１
○欠　席　議　員　……　１４１
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　１４１
○議会事務局出席職員　……　１４２
○開議宣告　……　１４３
○諸般の報告　……　１４３
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　１４３
○日程第　２　予算特別委員会付託　……　１４３
　議案第　１号　令和７年度上富良野町一般会計予算
　議案第３４号　上富良野町財政調整基金の一部支消について
　議案第３５号　上富良野町公共施設整備基金の一部支消について
　議案第３６号　十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について
　議案第　２号　令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
　議案第３７号　上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消について
　議案第　３号　令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
　議案第　４号　令和７度上富良野町介護保険特別会計予算
　議案第　５号　令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
　議案第　６号　令和７年度上富良野町水道事業会計予算
　議案第　７号　令和７年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
　議案第　８号　令和７年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
　議案第　９号　令和７年度上富良野町病院事業会計予算
○日程第　３　議案第３１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について　……　１４４
○日程第　４　議案第３２号　固定資産評価審査委員会委員の選任について　……　１４４
○日程第　５　議案第３３号　固定資産評価審査委員会委員の選任について　……　１４４
○日程第　６　発議案第１号　町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）　……　１４５
○日程第　７　発議案第２号　町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）　……　１４６
○日程第　８　発議案第３号　上富良野町議会個人情報保護条例等の一部を改正する条例　……　１４６
○日程第　９　閉会中の継続調査申出について　……　１４７
○町　長　挨　拶　……　１４７
○議　長　挨　拶　……　１４７
○閉　会　宣　告　……　１４８

第１回定例会付議事件一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
1	令和６年度上富良野町一般会計予算	３月14日	修正可決
	議案第１号　令和７年度上富良野町一般会計予算に対する修正案（修正動議）	３月14日	原案可決
2	令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	３月14日	原案可決
3	令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	３月14日	原案可決
4	令和７年度上富良野町介護保険特別会計予算	３月14日	原案可決
5	令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	３月14日	原案可決
6	令和７年度上富良野町水道事業会計予算	３月14日	原案可決
7	令和７年度上富良野町簡易水道事業会計予算	３月14日	原案可決
8	令和７年度上富良野町公共下水道事業会計予算	３月14日	原案可決
9	令和７年度上富良野町病院事業会計予算	３月14日	原案可決
１０	令和６年度上富良野町一般会計補正予算（第１２号）	３月３日	原案可決
１１	令和６年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	３月３日	原案可決
１２	令和６年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）	３月３日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
１３	令和６年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第４号）	３月３日	原案可決
１４	令和６年度上富良野町水道事業会計補正予算（第３号）	３月３日	原案可決
１５	令和６年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第２号）	３月３日	原案可決
１６	令和６年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第２号）	３月３日	原案可決
１７	令和６年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）	３月３日	原案可決
１８	上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決
１９	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	３月３日	原案可決
２０	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決
２１	上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決
２２	上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決
２３	上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決
２４	上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決
２５	上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決
２６	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
２７	上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決
２８	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	３月３日	原案可決
２９	上富良野町道路線の廃止について	３月３日	原案可決
３０	上富良野町道路線の認定について	３月３日	原案可決
３１	固定資産評価審査委員会委員の選任について	３月14日	同意可決
３２	固定資産評価審査委員会委員の選任について	３月14日	同意可決
３３	固定資産評価審査委員会委員の選任について	３月14日	同意可決
３４	上富良野町財政調整基金の一部支消について	３月14日	同意可決
３５	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	３月14日	原案可決
３６	十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	３月14日	原案可決
３７	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消について	３月14日	原案可決
	執行方針	３月４日	

議案番号	件名	議決月日	結果
	行　政　報　告	３月３日	
	町の一般行政について質問	３月５日 ３月６日	
	報　　告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	３月３日	報　　告
2	議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告について	３月３日	報　　告
3	議員派遣結果報告について	３月３日	報　　告
	発　　議		
1	町長の専決事項の指定について （上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	３月14日	原　案　可　決
2	町長の専決事項の指定について （上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	３月14日	原　案　可　決
3	上富良野町議会個人情報保護条例等の一部を改正する条例	３月14日	原　案　可　決
	閉会中の継続調査申出について	３月14日	原　案　可　決

令和７年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

令和７年３月３日（月曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　議会運営委員長報告
第　３　会期の決定について　３月３日～１４日　１２日間
第　４　行政報告　　町　長　斉　藤　　繁　君
第　５　報告第　１号　監査・例月現金出納検査結果報告について
　　代表監査委員　中　田　繁　利　君
第　６　報告第　２号　議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告について
第　７　報告第　３号　議員派遣結果報告について
第　８　議案第１０号　令和６年度上富良野町一般会計補正予算（第１２号）
第　９　議案第１１号　令和６年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
第１０　議案第１２号　令和６年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）
第１１　議案第１３号　令和６年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第４号）
第１２　議案第１４号　令和６年度上富良野町水道事業会計補正予算（第３号）
第１３　議案第１５号　令和６年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第２号）
第１４　議案第１６号　令和６年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第２号）
第１５　議案第１７号　令和６年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）
第１６　議案第１８号　上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
第１７　議案第１９号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
第１８　議案第２０号　上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第１９　議案第２１号　上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第２０　議案第２２号　上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第２１　議案第２３号　上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例
第２２　議案第２４号　上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第２３　議案第２５号　上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第２４　議案第２６号　上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
第２５　議案第２７号　上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
第２６　議案第２８号　上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
第２７　議案第２９号　上富良野町道路線の廃止について
第２８　議案第３０号　上富良野町道路線の認定について

○出席議員（１３名）

１番	佐　藤　大　輔　君	２番	荒　生　博　一　君
３番	湯　川　千悦子　君	４番	米　澤　義　英　君
５番	金　子　益　三　君	６番	林　　敬　永　君
７番	茶　谷　朋　弘　君	８番	中　瀬　　実　君
１０番	井　村　悦　丈　君	１１番	北　條　隆　男　君
１２番	小　林　啓　太　君	１３番	岡　本　康　裕　君
１４番	中　澤　良　隆　君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による　説明員の職氏名

町　　長　斉　藤　　繁　君　　副　町　長　佐　藤　雅　喜　君

教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	上嶋義勝君
総務課長	上村正人君	企画商工観光課長	宮下正美君
町民生活課長	山内智晴君	保健福祉課長	三好正浩君
農業振興課長	安川伸治君	農業委員会事務局長	林下里志君
建設水道課長	菊地　敏君	建設水道課 建築施設担当課長	狩野寿志君
教育振興課長	高松　徹君	ラベンダーハイツ所長	深山　悟君
町立病院事務長	長岡圭一君		

○議会事務局出席職員

局長	谷口裕二君	次長	飯村明史君
主事	進　梨夏君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１３名）

◎開 会 宣 告 ・ 開 議 宣 告

○議長（中澤良隆君）　御出席、誠に御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、令和７年第１回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に先立ち、表彰の伝達を行います。

全国町村議会議長会会長より、町村議会議員１５年以上在職の自治功労者表彰として、岡本康裕議員に対し、表彰状が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達をさせていただきます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　議長におきましては、演壇前のほうにお願いいたします。

岡本議員は、演壇前のほうにお進みください。

中澤議長から岡本議員へ、表彰伝達をお願いいたします。

○議長（中澤良隆君）　表彰状。

北海道上富良野町、岡本康裕殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり、地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和７年２月５日。

全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。

○事務局長（谷口裕二君）　以上で、表彰伝達を終わります。

○議長（中澤良隆君）　議事を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（中澤良隆君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。

本定例会は、２月２８日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告、議会運営委員長から議員派遣結果報告、議員定数・議員報酬調査特別委員会委員長から議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに令和６年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君）　日程第１　会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、

７番　茶　谷　朋　弘　君
８番　中　瀬　　実　君

を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員長報告

○議長（中澤良隆君）　日程第２　議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君）　令和７年第１回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る２月７日、２５日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました５件の陳情・要望の取扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の報告案件１件、議案３７件、議長からの報告案件３件、議員からの発議案件４件であります。

また、一般質問の日程について審議を行いました。

１０人の議員から通告がありましたので、３月定例会の一般質問は、５日の水曜日に６人が質問を行い、６日の木曜日に４人が質問を行うことといたしました。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うことになりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、３月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から３月１４日までの１２日間と決定いたしました。

次に、提案議案の審議についてでありますが、議案第１号令和７年度上富良野町一般会計予算から議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計予算までの９件及び議案第３４号から議案第３７号までの各基金の一部支消については、予算特別委員会に付託し、本会議休会中に審査を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第３　会期の決定について

○議長（中澤良隆君）　日程第３　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月１４日までの１２日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月１４日までの１２日間と決定いたしました。

◎日程第４　行政報告

○議長（中澤良隆君）　日程第４　行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤　繁君）　議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第１回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、昨年１２月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてでありますが、２月１９日から２０日の２日間、十勝岳火山防災協議会の主催により実施いたしました。訓練実施に当たっては、旭川地方気象台、北海道、陸上自衛隊、北海道警察、旭川開発建設部、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など多数の関係機関に参加、御協力をいただくとともに、美瑛町に北海道現地合同本部が設置され、ウェブ会議にて本部会議を実施したところであります。

今回の避難訓練では、町内全域で４か所の避難所を開設し、８住民会自主防災組織による避難所準備確認及び避難訓練を行い、１９７世帯３２２人の参加をいただいたところであります。

関係機関による訓練では、災害時避難行動要支援者輸送訓練及び未避難者捜索・確認訓練、また、未避難者救助救出訓練を実施いただいたところであり、各防災関係機関の御協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

次に、自衛隊・基地対策関係についてでありますが、１月２７日から２８日に上富良野町基地対策協議会により、「防衛施設周辺整備対策等に関する要望」を、２月５日から６日に富良野地方自衛隊協力会により、「陸上自衛隊と富良野地域の共存・共栄のための駐屯地・部隊体制の強化及び部隊運用・教育訓練に係る連携の推進に関する要望」を、また、富良野地方自衛隊協力会上富良野支部により、２月２７日から２８日に、「上富良野駐屯地の体制強化、さらなる拡充及び演習場拡張を求める要望」を、防衛省及び関係国会議員に行ってきたところであります。

記念行事関係では、２月２６日に第２特科連隊創立７３周年記念行事に参加したところであります。

また、各部隊行事、協力団体行事につきましても参加させていただいたところであります。

次に、冬の観光イベントの開催状況についてでありますが、昨年の大みそかから元旦にかけまして第３８回「北の大文字」が日の出公園において開催され、夜空に花火が打ち上がる中、御来場いただいた多くの町民及び観光客の皆様、そしてＮＨＫ「ゆく年くる年」の中継を御覧の全国の皆様とともに、新年をお祝いしたところであります。

また、２月２日に日の出公園において「第６１回かみふらの雪まつり」を開催し、自衛隊の皆様に制作いただいた大型滑り台をはじめ、雪と親しむ様々なイベントや町内飲食業の皆様による冬の味覚を存分にお楽しみいただきました。来場者については、町内外のお子様連れを中心に約４，０００名となったところであり、雪像制作やイベントの運営はもとより、御支援、御協賛いただいた各機関・団体・事業者の皆様に感謝を申し上げるところであります。

次に、ジオパーク全国大会の開催についてでありますが、２月４日に、第１５回日本ジオパーク全国大会十勝岳大会実行委員会設立総会が開催され、全国大会の日程や内容、運営についての詳細が決定したところであります。

「地球に学び、未来を育む」を大会テーマとして、活火山十勝岳において地球の活動について学び、噴火や泥流災害の歴史を通して、防災・減災の意識を醸成するとともに、次世代を担う人材の育成

を通して、持続可能な未来を創る一助になる場を目指します。

大会日程としましては、９月２７日土曜日には美瑛町内において開会式や基調講演、分科会を行い、９月２８日日曜日には、上富良野町内にて各種取組発表、パネルディスカッション、閉会式を執り行う予定です。また、この後には、上富良野・美瑛両町を巡るジオツアーを開催いたします。

実行委員会設立総会におきましては、大会規約、役員選任、事業計画、予算に関して審議され、全て承認されたところであります。実行委員メンバーには、十勝岳ジオパークの構成団体や道内関連団体をはじめ、全ての道内ジオパーク・構想地域に入っていただいており、オール北海道で日本ジオパーク全国大会に向けて準備を進めてまいります。

次に、クリーンセンターの排出ガス測定の結果についてでありますが、ダイオキシン類において昨年１０月に測定を行った結果、Ａ系は０．００３０ナノグラム、Ｂ系は０．００８０ナノグラムであり、今回の結果におきましても、町独自で定めております基準値の５ナノグラムを大きく下回る測定結果となっているところであります。

なお、施設も稼働から２５年を迎えることから設備の経年劣化も見受けられますので、今後についても適正な管理に努め、安全で安定的な運営を行ってまいります。

次に、冬期の健康づくりについてでありますが、健康づくり推進のまち宣言強化月間事業として、冬期の運動不足解消を目的に社会教育総合センターと保健福祉総合センターにおいて、健康づくり共通利用券を発行したところであります。

利用券には、２５８名の申込みをいただき、１月６日から２月５日までの１か月間において、延べ１，１２３人の方が利用されたところであります。

次に、治水砂防関係についてでありますが、２月１８日に札幌で開催されました北海道治水砂防海岸事業促進同盟評議委員会に出席したところであります。

次に、令和７年上富良野町二十歳の集いについてでありますが、１月１２日、保健福祉総合センターかみんにおいて、７６名の出席の下、開催いたしました。

式では、参加者代表２名から誓いの言葉が述べられたほか、記念公演として、東中清流獅子舞保存会による獅子舞と、文化庁の重要無形文化財「能楽」総合認定保持者である狂言方榎本元氏ほかによる大蔵流狂言が披露され、出席者の皆様と共に二十歳の門出を祝福したところであります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてでありますが、小学生においては、１２月に開催された第２１回西日本選抜学童軟式野球倉敷大会に小浜桜貴さん、１月に開催された第８回ＣＢＳ少年軟式野球「６年生選抜大会」全国大会に佐藤悠陽さん、２月に開催されたスポーツ庁長官賞争奪日本生命杯第４回全日本少年少女空手道選抜大会に上田湊斗さんが出場され、３月にはグレツェンピアノコンクールに舘尾華凜さんが出場されます。

また、中学生においては、８月に開催された熱中対策水カップ第４９回日本少年野球関東大会に谷口渉翔さんが出場され、３月には第２６回全国中学生軟式野球大会に菊池健太郎さんが出場されています。

さらに、高校生においては、１月に開催されたＭＵＳＩＣＦＥＳＴＩＶＡＬ２０２４Ｖドラム・ステージファイナルに出澤大河サプトゥラさんが出場され、３月には第２８回全国高等学校少林寺拳法選抜大会に熊野ひかりさんが出場されます。

このほかにも、全道大会等に多くの児童生徒が出場されているところであり、今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてでありますが、１２月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、１月２９日現在、件数で１件、事業費総額で８，２５０万円、本年度累計では５７件、事業費総額９億５，４９８万７，０００円となっております。

詳細につきましては、お手元に「令和６年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第５　報告第１号

○議長（中澤良隆君）　日程第５　報告第１号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君）　監査・例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

１ページを御覧ください。

地方自治法第１９９条第４項及び第７項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、町民生活課、企画商

工観光課所管の財務事務を監査の対象として、令和６年１２月１８日、１９日、２０日の３日間、及び教育振興課所管の財務事務を監査の対象として、令和７年１月１６日、１７日の２日間、令和６年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管の財務事務に関して一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の提出を求め、これらの書類を点検、照合するとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況と内容について聞き取りも行いました。

定期監査の結果を申し上げます。

町民生活課及び企画商工観光課、教育振興課所管の抽出により試査した財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、３ページから１７ページの例月現金出納検査の結果について、御報告申し上げます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第３項の規定により、その結果を報告いたします。

令和６年度会計の令和６年１１月分から令和７年１月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また､税の収納状況につきましては､１８ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、監査・例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御質疑がなければ、これをもって、報告第１号監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

◎日程第６　報告第２号

○議長（中澤良隆君）　日程第６　報告第２号議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告について、報告を求めます。

議員定数・議員報酬調査特別委員会委員長、岡本康裕君。

○議員定数・議員報酬調査特別委員長（岡本康裕君）　ただいま上程されました報告第２号議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告書について、御報告申し上げます。

１ページを御覧ください。

以下、議員定数・議員報酬調査特別委員会調査報告書を一部抜粋しながら、その主要な部分のみを朗読し、報告に代えさせていただきます。

調査の経過につきましては、令和５年９月６日、上富良野町議会議長より議会運営委員長に対し、議会活性化の推進についての諮問があり、その調査検討項目に「議員定数・議員報酬について」が示され、より身近で開かれた議会にするため、議会活性化・議会改革に取り組んでいくことから、令和６年６月１３日開会の第２回定例会において、「議員定数・議員報酬調査特別委員会の設置に関する決議」がなされ、１３名の委員により特別委員会を８回開催し、議員定数・議員報酬について調査検討を行ってきたところであります。

２ページを御覧ください。

調査の報告といたしまして、議員定数に関しましては、全国町村議会議長会が毎年実施する実態調査に基づく資料により、本町の状況を把握してきました。その内容は記載のとおりであります。

次に、本調査においては、住民意見を参考にするよう取り進め、「議会に関するアンケート」を行うとともに、議会懇談会は「議員定数と報酬について」をテーマに開催し、貴重な御意見をいただきました。

議会に関するアンケートの「議員定数１４名について」の問いの結果は、「多い」２０３件７８．４％がトップで、次いで「現状でよい」が３９件１５．１％となっています。

また、議会に関するアンケート及び議会懇談会でいただきました意見の要旨は、資料編に掲載したとおりであります。

３ページを御覧ください。

議員定数についてのまとめを報告いたします。

特別委員会は８回開催するほか、議員間討議を深めるために常任委員会等の開催時に意見を交わしてきました。また、今特別委員会では調査検討の参考にするよう住民の意見をいただいてきました。

それらを踏まえた上で、議員定数に関する委員の見解の方向性として、議員定数を減とすることは約８割、現状維持等は約２割となったところであります。

議員定数を減とする意見として、アンケート等住民意見の尊重、人口減少下に対応、議会への関心を高めるなどがありました。

議員定数を現状維持等とする意見として、成り手不足下で若者等の参加機会としての対応、極端な人

口減少下にはなく住民意見を反映する定数が必要、委員会等の運営に一定の人数は必要などがありました。

現在の議員定数１４名を減とする方向性が多勢となったところでありますが、具体の定数（減数）については、複数の意見（２名～４名の減）があり結論には至っておりませんが、常任委員会の在り方も含め、今後さらに議論していくことが必要としたところであります。

４ページを御覧ください。

議員報酬に関しましては、議員定数同様、全国町村議会議長会が毎年実施する実態調査に基づく資料により、本町の状況を把握してまいりました。その内容は記載のとおりであります。

次に、住民の意見についてでありますが、議会に関するアンケートの「議員報酬について」の問いについて、「現状でよい」９６件３７．２％がトップで、次いで「少ない」が７１件２７．５％となっております。議会に関するアンケート及び議会懇談会でいただきました意見の要旨は、資料編に掲載したとおりでございます。

６ページを御覧ください。

議員報酬についてのまとめを報告いたします。

議員報酬に関する委員の見解の方向性として、全国町村議会議長会が推奨する「議会・議員活動内容を踏まえた原価方式による議員報酬を水準とする」は約８割、「現状維持等」は約２割となりました。

議員報酬を見直しする意見として、全国や全道の状況に呼応、物価や賃金が上昇している情勢を反映、将来の議員候補に応えるなどがあります。

現状維持等とする意見として、社会情勢を踏まえ慎重に判断、住民意見や町財政を踏まえることなどがあります。

議員報酬については、全国町村議会議長会及び北海道町村議会議長会において、「議員報酬の適正化に関する決議」が採択されており、「議会・議員活動内容を踏まえた原価方式による議員報酬を水準とする」ことが多勢となったところであり、その算定内容を示しております。

議員報酬の算定といたしまして、議会・議員活動日数は９２日と算定し、町長職務遂行日数はモデル値から３０５日として、町長給与月額７５万円に３０５日の９２日分を乗じた２２万６，０００円を議員報酬の水準としたところであります。

なお、特別職及び議員の報酬額の決定については、町長が特別職報酬等審議会に諮問し、議論の上、答申を得て方向性が示されていることから、特別職報酬等審議会では客観的な判断を行っていただきつつ、今回の調査した特別委員会の報告書を参考にしていただきたいと考えております。

以上、報告第２号議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告についての報告といたします。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御質疑がなければ、これをもって、報告第２号議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告を終わります。

◎日程第７　報告第３号

○議長（中澤良隆君）　日程第７　報告第３号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君）　ただいま上程されました報告第３号議員派遣結果報告について、御報告申し上げます。

裏面を御覧いただきたいと思います。

以下、議員派遣結果報告書を一部抜粋しながら、その主要な部分のみを朗読し、報告に代えさせていただきます。

１、議会懇談会につきましては、令和７年２月１２日、セントラルプラザ２階集会室を会場に、一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会及び十勝岳ジオパーク推進協議会の方々に出席をいただき、「観光振興について」をテーマに開催いたしました。

参加者からは積極的な発言があり、観光政策等に対して様々な要望や意見・提言をいただき、今後の議会活動、議員活動の中で反映されることといたします。大いに参考となりました。

二つ目、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく訓練活動につきましては、令和７年２月１９日、令和６年度十勝岳噴火総合防災訓練実施に伴い、上富良野町議会災害対策支援本部としての情報伝達訓練を実施しました。

訓練の結果として、議員個々の携帯電話へのメッセージアプリによる情報発信が一斉に行われ、情報伝達の迅速化が図られました。また、正確に伝達ができ、報告受信も確認することができたことから、所期の目的を果たすことができました。

今後も「上富良野町議会における災害発生時の対応要領」に基づく災害対応を的確に行うため、いつ発生するか分からない災害に備えてまいります。

以上、報告第３号議員派遣結果報告についての報告といたします。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御質疑がなければ、これを

もって、報告第３号議員派遣結果報告を終わります。

◎日程第８　議案第１０号

○議長（中澤良隆君）　日程第８　議案第１０号令和６年度上富良野町一般会計補正予算（第１２号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました議案第１０号令和６年度上富良野町一般会計補正予算（第１２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、国の補正予算に伴う戸籍への氏名振り仮名の法制化事業及び上富良野地区道営農業農村地域防災減災事業の補正と繰越明許費の設定、これに係る補正予算債の追加をするものであります。

２点目は、年度当初からの業務を円滑に進めるために、令和６年度において契約が必要な議会広報紙発行業務印刷製本費外５件の債務負担行為の設定と、事業費の確定に伴い、公用車更新事業外１件の債務負担行為の変更をするものであります。

３点目は、消防施設整備事業外６件の事業費確定などに伴う地方債限度額の変更を行うものであります。

４点目は、１月末日までのふるさと納税事業に伴う個人分、企業版の寄附採納分の歳入補正と、これに係る使途に沿った各目的基金への積立て及び事業費の補正を行うものであります。

５点目は、一般寄附採納分及び財政調整基金外９基金の利子の歳入補正と、各目的基金への積立て及び事業費の補正を行うものであります。

６点目は、除排雪経費の不足に伴う補正を行うものであります。

７点目は、各事業費確定に伴う執行残等の補正を行うものでございます。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算につきましても各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い、所要の補正を行い、不足する７，５８５万２，０００円につきましては、予備費を充用し、一般会計補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第１０号を御覧ください。

議案第１０号令和６年度上富良野町一般会計補正予算（第１２号）。

令和６年度上富良野町の一般会計の補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，１７５万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８８億５，２２１万１，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条、債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条、地方債の追加、変更及び廃止は「第４表地方債補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

２款地方譲与税６万円。

１３款分担金及び負担金２２８万２，０００円の減。

１４款使用料及び手数料５２万７，０００円の減。

１５款国庫支出金９，０１０万７，０００円の減。

１６款道支出金１，２８４万８，０００円の減。

１７款財産収入１９８万４，０００円。

１８款寄附金２億２，０２６万８，０００円。

１９款繰入金５７０万円の減。

２１款諸収入４，０００円。

２２款町債５，９１０万円の減。

歳入合計５，１７５万２，０００円となります。

２ページをお開きください。

２、歳出。

１款議会費１３５万１，０００円の減。

２款総務費８，９７２万８，０００円。

３款民生費３，４０３万５，０００円の減。

４款衛生費１，６９６万１，０００円の減。

６款農林業費２，８３７万５，０００円。

７款商工費１０２万３，０００円の減。

８款土木費２，１２２万８，０００円。

９款教育費４，００１万７，０００円。

３ページを御覧ください。

１０款公債費１６２万６，０００円。

１１款給与費ゼロ円。

１２款予備費７，５８５万２，０００円の減。

歳出合計は５，１７５万２，０００円となります。

それでは次に、４ページをお開きください。

第２表、繰越明許費補正についてですが、（１）の追加として、戸籍への氏名の振り仮名の法制化事業及び上富良野地区道営農村地域防災減災事業につきましては、事業の完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定をするものであり、合計で２，１６２万５，０００円となるところであります。

続きまして、第３表、債務負担行為補正についてですが、（１）の追加といたしまして、議会広報紙発行業務印刷製本費、上富良野町議会会議録反訳業務、上富良野町広報紙印刷製本費、予約型乗合タクシー運行業務、町道維持管理業務及びスクールバス運行業務の６事業につきましては、新年度当初からの業務開始のため、本年度内にその契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為の限度額を設定するものでございます。合計で２億２，５６６万１，０００円となるところでございます。

次に、（２）の変更としまして、それぞれ事業費の確定に伴いまして、公用車更新事業及び教務用ＰＣ整備事業の２事業につきましては記載のとおり、債務負担行為の限度額を変更するものであります。

次、５ページを御覧ください。

第４表、地方債補正についてですが、（１）の追加といたしまして、国の補正予算に伴う上富良野地区道営農村地域防災減災事業については、事業費の補正をお願いすることから、その適債性分について地方債の限度額を設定するものでございます。

次に、（２）の変更としまして、消防施設整備事業、ラベンダーハイツ事業特別会計繰出、新こどもセンター整備事業、飲料水供給施設整備事業、経営体育成基盤整備事業、橋梁長寿命化修繕事業及び町営住宅整備事業の７事業は、事業費の確定に伴い地方債の限度額を変更するものでございます。

（３）の廃止については、合併処理浄化槽整備事業及び北２４号道路舗装補修事業について、当初、財源を過疎債で予定しておりましたが、その財源を特別交付税に求めることとしたため、廃止するものでございます。

また、中富良野町と連携し行っている火葬場改修事業につきましては、財源負担方法が確定し、中富良野町で一括して過疎債を発行することとなったことから、廃止するものでございます。

以上で、議案第１０号令和６年度上富良野町一般会計補正予算（第１２号）の説明とさせていただきます。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　補正予算書の１１ページの歳入の部分で確認させていただきます。

民生費負担金で、社会福祉費負担金△２２８万２，０００円ということで、在宅福祉サービス利用者負担金の減ということで表記されておりますけれども、こちらの積算内容と、あと、歳出の部分でどこに影響されているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君）　６番林議員の御質問にお答えさせていただきます。

在宅福祉サービス利用者負担金につきましては、令和６年度中においての負担金の改定を見込んでおりましたが、改定については６年度中の改定は見送ったということでの減額でございます。

歳出に関しての影響というのはございません。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　令和６年度中の負担金の見送りというふうに、今、担当課長から説明がありましたけれども、これは令和６年９月に議会に上程された在宅福祉サービスの一部改正の部分の影響ということで理解してよろしいかどうか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君）　６番林議員の御質問にお答えさせていただきます。

結果的に７年度の４月１日ということで、昨年の９月の定例会に上程させていただきましたが、６年度中の改定も実は予算策定の間には見込んでいたというところでございまして、６年度中に最終的には上程させていただきましたが、そこの内容とは違うものとして、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　私の解釈が悪いのか、理事者側の解釈が悪いのか分かりませんけれども、令和６年度の当初予算に１年間の歳入の見込みを積算しているにもかかわらず、令和７年４月１日の実施ということで、そうした予算の計上の仕方はおかしいのではないかと思うのです。通常の寄附であれば幾ら入ってくるか分からない、そういう見込みというのはありますけれども、条例改正に基づいて利用者の負担分をお願いする。その行為を、まずを言え

ば、令和６年度の当初予算に入ってくるということは、令和５年度中にそういったことの議会協議が必要であるはずだと私は思っています。令和６年度の歳入で見ているにもかかわらず、令和６年９月に上程をする、その半年の時間差というのも私は理解できない部分であります。

当初予算書も、私、見ましたけれども、令和６年度も読み返しましたけれども、そうした説明もありませんでした。こうした行為について、町長はどう考えているのか、確認させてください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、６年度から上げる予定であったという、議会のほうにもですね。当時、前課長の時代ですが、いろいろ委員会には説明して、結局上程はしなかったのですが、理事者としてといいますか、執行側として。結論は６年中からは上げない、上程しない、条例改正をしないというふうに、いろいろ所管の委員会等で説明した結果、判断として上げなかったのですが、同時進行といいますか、それ以前に介護保険の審議委員等とも含めて、予算の積算は進んでおりましたので、最終的に条例は上程しませんでしたが予算の積算としては残っておりまして、６年度当初からは若干多い歳入で走っております。

ただ、結果的に上げなかったのですが、予算の積算上はちょっと多かったのですが、それは特に影響をしなくて、いつかの時点で、事業をやっていますので、料金を改定しようがしまいが入ってくるお金というのは、非常に６年度中不確定でありまして、どこかの時点で補正はしなければなりませんでしたが、その時期が今になったということで御理解いただければと思います。

また、議会に、６年に向けて、執行側で秘密にしていたというわけではございませんので、先ほども述べたとおり、所管の常任委員会と協議させてもらった結果ということで、そのことが今年の付託されたときの意見にもございましたが、去年は執行者側の値上げとかがありましたので、そういうのを勘案して１年ずらしたと、そういうふうに皆さんと情報は共有されていると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　今の質問者と答弁がかみ合っているのかどうかということがあるので、もう一回、６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　今、町長に伺ったのは、令和６年度の当初予算に入っていましたと。当初から歳入を見込んでいました。私がお伝えしたのは、寄附ではないので、条例が改正をされない限りは、負担金として個人の利用者からはもらえないのです。けれども、条例改正は令和６年９月なのです、上程されたのは。それまで、所管委員会に説明というのはありませんということの質問で、そうした歳入の部分で、ルールに基づいてやらなければならないものを飛ばしているというか、そういうことについて、町長はどう思って予算編成をされたのか伺ったということです。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど述べさせていただきました、予算編成と去年の９月前の条例の改正については、同時進行しておりました。それで、結果的に条例は見送ったということになっておりまして、予算だけが残ったのですが、条例に基づいて負担金は頂いております。勝手に、それはありませんので、積算はいずれの時点で当然直さなければなりませんけれども、特に条例に基づいて負担金は頂いておりますので、それについて何ら不都合といいますか、違法性はないかと。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　関連で伺います。

本当に、施行期日が令和７年４月１日というのは、どう説明がつくのですか。

これまで、所管委員会でそのような説明は、令和６年度の新年度予算時も一切受けておりません。

再度、答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君）　統一見解は持たなくて大丈夫ですか。

町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

施行期日令和７年４月１日という話ではありません。施行期日令和６年４月１日に向けて協議をしていたものが、提出しなかったという話でございます。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　それは提出しなかったということであって、我々に初めて示されたのは、昨年の９月です。その一部改正条例の施行期日が４月１日なので、その辺は我々一切知り得ておりません。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

条例として提案したのは、昨年の９月、付託されましたけれども、その前にいろいろ条例の改正に向けて審議していただいたというのが、昨年の９月の付託の報告書にも載っておりますので、記述されて

おりますので、それは皆さんと共通の理解をされていると理解しております。

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩といたします。

―――――――――――――――――――――

午前１０時０１分　休憩
午前１０時０９分　再開

―――――――――――――――――――――

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

そのほか御質問ございませんか。

４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　３９ページで、ふるさと納税の関係でお伺いいたします。

近年、ふるさと納税の寄附金が増えているという状況があるという傾向になっております。

この委託料の詳細は、どういう事業所に対しての内容になっているのかお伺いしたいのと、相対的にこの１年間、どういった物品に対する寄附金が多いのか、メロンとかいろいろありますが、そういった傾向はどういう状況だったのかお伺いしたいと思います。

あわせて、次、４７ページですが、この間、物価高騰に対する国等の重点交付金等を支援しながら、予算を確保しながら、物価高騰に対する支援策を行ってきました。この件については、生活保護世帯や加算金という形の中で、燃料とかそういう給付を行ってきたわけですが、現状として、その進捗状況というのはどのようになっているのか、この点、お伺いしたいと思っております。

次にお伺いしたいのは、５１ページの児童手当の支給という形で扶助費、単純にこれは当初予算から見ても２，６００万円減額という形になっていると思います。これは恐らく該当する人がいなかったということの減額要素なのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

次に、６９ページの土木費の町道維持費について、今回、積雪が増えたという形の中で、約８，３００万円の予算が増額されました。日頃から除雪等には大変苦労されて、住民の要望があればすぐ出向いて、除排雪を行ってきているというのが現状で見受けられます。

そこでお伺いしたいのですが、３月にもう既に入っております。細かいことは言いませんが、今後、こういった除排雪に対する交差点、あるいは二間道路でも、まだ排雪がされていない部分等があると見受けられます。こういった部分に対する予算が十分確保されているものだとは思いますが、この点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君）　４番米澤議員からありました１点目のふるさと納税に関します質問につきまして、私からお答えさせていただきたいと思います。

今般、今年度のふるさと納税につきましては、現時点で当初予定をしておりました、４億円という部分につきましては経過をしたというところでございます。

今年度の寄附の返礼品の申込みの状況でございますが、商品的にはこれまでと同様、当町でいきますと、メロン、ビール、お米、アスパラ等が多く寄附の返礼品として指定をされているところでございます。

あと、今回追加をした要因というところでございますが、特に昨今寄附が伸びてきた要因の中に、いわゆる申し込んですぐ返礼品ということではなくて、予約という形で次の時期のメロンですとかお米ですとか、そういうものがどんどん増えてきているという中におきまして、先に寄附の収入が入ってきて、実際に商品を発送するのは年度明けての翌年度等々で、入ってきた時期と支払う時期がずれるという中でいきますと、それが年度内で完結すればいいのですけれども、予約ということで年度を超えるとなると、収入がないのに、後日、商品を発送してから支払いが発生する形になりますので、そこら辺のバランスの中で、今回見込んだ中では、３月の補正として１，５００万円の返礼品等の費用が不足するということを見込んで、今回１，５００万円の委託料の補正をお願いしているところでございます。

個別の事業所につきましては、今、手元に詳細の資料がございませんが、返礼品の対象としましては、今言いました、いわゆる青果物、メロン、ビール、お米、アスパラ等が主を占めているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君）　４番米澤議員からの物価高騰の交付金の経過について、御説明させていただきます。

当初、２６０世帯で見込んでおりましたが、結果的には１８６世帯の交付になってございます。これは行政報告でも既にさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君）　４番米澤議員の児童手当に関する御質問にお答えいたします。

本年度に関しましては、児童手当の大きな改正がございました。１０月に高校生以上という部分がご

ざいましたので、年度当初におきまして、ある程度概算で計算しておりましたので、本年度はちょっと通常の予算よりも多めな予算計上と説明させていただきましたが、歳入にも絡みますが、人数確定ということで、今回、扶助費の減額をしているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地　敏君）　４番米澤議員の除排雪経費に関する、足りるか足りないかという御質問でございますけれども、予算を組み立てている時点での日数に関しましては、今まだ到達していない、まだ余裕がある状況だと感じているところでございます。

今後におきましても、先週から二間道路の排雪も始まっております。それと、道路パトロールを含めた中で、見通しの悪い交差点等、排雪の対応を取っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　ふるさと納税等についてお伺いいたします。

近年、どこの自治体でも新たなふるさと納税の返礼品に関わって、新しい商品開発という形で進められている自治体もあります。上富良野町においては、今年度、ふるさと納税の現状を踏まえて、前から新しい商品開発というような話も出てきておりましたが、この辺についてはどういう認識なのか、認識だけでよろしいです、お伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君）　４番米澤議員からありましたふるさと納税に関しまして、返礼品の開発状況というところの御質問にお答えしたいと思います。

返礼品につきましては、各町内の事業者、いわゆる地場のものを出すということで、現状では、今、地域おこし協力隊で来ていただいております方に、そういう取材ですとか、拡大の部分につきまして活動していただいているところでございますし、あと、それぞれの商品開発というところでいけば、中間事業者となっておりますレッドホースのところでも、町内の事業所、既に参加をしている事業者のほうに、新たな商品の提案ですとかをそれぞれの事業所に対して行っているところでございます。

あと、今年度新しいものというところでいきますと、昨年の４月に発表しましたが、日本酒につきましても、今、ふるさと納税返礼品ということで対応して、町内の事業者のほうで出していただいているところでございますが、なかなか内陸にありますので作製されるものが限られているということと、あと、どんどん国のガイドラインがきつくなってきていまして、今までですと結構あったのが、どんどん地場のもの、上富良野のものという部分に絞られてきているという中におきまして、どういうものがいいのかというのはさらに研究をしていきたいと思いますし、あと、別に今のふるさと納税ですと、いわゆる複数の市町村が連携して行うというようなふるさと納税というのもありますし、あと、北海道が指定するふるさと納税の返礼品というのもありますので、そういうところと協力をしながら、さらなる寄附拡大といいますか、地場のものを外の皆さんに知っていただく機会も含めて、努力をしていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほか御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第１０号令和６年度上富良野町一般会計補正予算（第１２号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は、１０時４０分といたします。

―――――――――――――――――――――

午前１０時２２分　休憩

午前１０時４０分　再開

―――――――――――――――――――――

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

―――――――――――――――――――――

◎日程第９　議案第１１号

○議長（中澤良隆君）　日程第９　議案第１１号令和６年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君）　ただいま上程いた

だきました議案第１１号令和６年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要につきましては、国民健康保険財政調整基金積立利息の積立てを行うために、所要の補正をするものであります。

なお、年度末の基金保有額は、２億８，０３１万９，０００円となります。

基金につきましては、安定的な国民健康保険運営のため、医療費の抑制の事業や、将来、北海道に支払う納付金が増額となった場合の負担軽減などに保有するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第１１号を御覧ください。

議案第１１号令和６年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）。

令和６年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億４，６６３万７，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページを御覧ください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

４款財産収入３万４，０００円。

歳入合計は３万４，０００円であります。

２、歳出。

６款基金積立金３万４，０００円。

歳出合計は３万４，０００円であります。

以上で、議案第１１号令和６年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第１１号令和６年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１０　議案第１２号

○議長（中澤良隆君）　日程第１０　議案第１２号令和６年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君）　ただいま上程いただきました議案第１２号令和６年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正内容の概要につきまして、１点目は、給付実績見込みに伴う介護保険給付費（国費、道費、繰入金）の補正をするものであります。

２点目は、給付実績見込みに伴う保険給付費を補正するものであります。

３点目は、事業実績見込みに伴う地域支援事業費を補正するものであります。

４点目は、介護保険事業運営協議会委員改選に伴う謝金を補正するものであります。

５点目は、所得更正に伴う過年度介護保険料還付金を補正するものであります。

なお、収支の差額につきましては、予備費から１，６４３万円を減額して、財源組替えを行い対応するものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第１２号を御覧ください。

議案第１２号令和６年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）。

令和６年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，１６１万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億１，５９８万８，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

３款国庫支出金２，３９３万２，０００円。

４款道支出金１，０３１万２，０００円。

５款支払基金交付金１，８８３万６，０００円。

６款財産収入７，０００円。

７款繰入金２，１４６万８，０００円の減。

歳入合計３，１６１万９，０００円。

２、歳出。

１款総務費２万４，０００円の減。

２款保険給付費４，５３４万９，０００円。

３款地域支援事業費２６１万７，０００円。

５款基金積立金７，０００円。

６款諸支出金１０万円。

７款予備費１，６４３万円の減。

歳出合計３，１６１万９，０００円。

以上、議案第１２号令和６年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）の御説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第１２号令和６年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１３号

○議長（中澤良隆君）　日程第１１　議案第１３号令和６年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第４号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（深山　悟君）　ただいま上程いただきました議案第１３号令和６年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、寄附採納２件１３万円がありましたので、介護用備品購入として、所要の補正を行うものでございます。

２点目は、ただいま説明しました備品購入費について、一般会計から繰入れを行うものでございます。

３点目は、令和７年度ラベンダーハイツ給食業務について、新年度当初から業務を開始することから、委託契約事務を令和６年度中に実施する必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案第１３号令和６年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第４号）。

令和６年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８，３９６万２，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条、債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

６款繰入金１３万円。
歳入合計１３万円。
続いて、２ページをお開きください。
２、歳出。
２款サービス事業費１３万円。
歳出合計１３万円でございます。
続いて、３ページを御覧ください。
第２表、債務負担行為補正。
（１）追加。
上富良野町ラベンダーハイツ給食業務の事項でございます。期間は令和６年度から令和７年度、限度額は５，１９３万４，０００円でございます。
以上、議案第１３号令和６年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第４号）の御説明といたします。
御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。
これから、議案第１３号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。
よって、議案第１３号令和６年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１４号

○議長（中澤良隆君）　日程第１２　議案第１４号令和６年度上富良野町水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。
○建設水道課長（菊地　敏君）　ただいま上程いただきました議案第１４号令和６年度上富良野町水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
補正の概要ですが、１点目は、収益的支出におきまして、事業収益の精査に伴う補正をするものであり、減額した補正額につきましては、予備費に充当して調整したところであります。
２点目は、資本的収入におきまして、企業債及び負担金の精査によります減額補正をするものであります。
３点目は、資本的支出におきまして、工事費の確定の伴います減額補正をするものであります。
それでは、以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。
議案第１４号を御覧ください。
議案第１４号令和６年度上富良野町水道事業会計補正予算（第３号）。
（総則）
第１条、令和６年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第２条、予算第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。
建設改良事業の名称及び補正予定額のみ申し上げます。
第４号、主な建設改良事業。
イ、配水管布設工事８０５万２，０００円の減。
ロ、電気計装設備更新工事３１７万９，０００円の減。
ハ、量水器検満工事１２９万５，０００円の減。
（収益的収入及び支出）
第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。
款項の名称及び補正予定額のみ申し上げます。
支出。
第１款水道事業費用ゼロ円。
第１項営業費用３４万２，０００円の減。
第４項予備費３４万２，０００円。
（資本的収入及び支出）
第４条、予算第４条本文括弧書き中「不足する額５，５２０万１，０００円」を「不足する額５，３９４万２，０００円」に、「当年度分損益勘定留保資金１，４５２万７，０００円」を「当年度分損益勘定留保資金１，３２６万８，０００円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
款項の名称及び補正予定額のみ申し上げます。
収入。
第１款資本的収入１，１２６万７，０００円の減。
第１項企業債１，０１０万円の減。
第２項負担金１１６万７，０００円の減。
支出。
第１款資本的支出１，２５２万６，０００円の減。
第１項建設改良費１，２５２万６，０００円の減。
次ページを御覧ください。

（企業債）

第５条、予算第５条で定めた企業債の限度額を次のように改める。

企業債についてですが、前段で申し上げました資本的収入の企業債借入額が１，０１０万円の減額となり、１億３，３５０万円に限度額を変更するものであります。

次ページ以降の水道事業予算実施計画の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

以上で、議案第１４号令和６年度上富良野町水道事業会計補正予算（第３号）についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第１４号令和６年度上富良野町水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１３　議案第１５号

○議長（中澤良隆君）　日程第１３　議案第１５号令和６年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地　敏君）　ただいま上程いただきました議案第１５号令和６年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第２号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

補正の概要ですが、１点目は、収益的収入及び支出におきまして、事業収益・事業費用の精査に伴う補正をするものであります。

２点目は、資本的収入におきまして、工事費精査に伴います企業債及び負担金の補正をするものであります。

３点目は、資本的支出におきまして、工事費の確定に伴います減額補正をするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第１５号を御覧ください。

議案第１５号令和６年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第２号）。

（総則）

第１条、令和６年度上富良野町の簡易水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条、予算第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

建設改良事業の名称及び補正予定額のみ申し上げます。

第４号、主な建設改良事業。

イ、配水管布設工事１万７，０００円の減。

ロ、電気計装設備更新工事５８万３，０００円の減。

ハ、量水器検満工事１万３，０００円。

（収益的収入及び支出）

第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款ごとの名称と補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第１款簡易水道事業収益１９万２，０００円の減。

第１項営業収益１９８万５，０００円。

第２項営業外収益３５２万９，０００円の減。

第３項特別利益１３５万２，０００円。

支出。

第１款簡易水道事業費用１９万２，０００円の減。

第１項営業費用２３万９，０００円の減。

第４項予備費４万７，０００円。

（資本的収入及び支出）

第４条、予算第４条本文括弧書き中「不足する額２，５８０万３，０００円」を「不足する額２，５７８万９，０００円」に、「当年度分損益勘定留保資金１，７７４万７，０００円」を「当年度分損益勘定留保資金１，７７３万３，０００円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款資本的収入５７万３，０００円の減。

第１項企業債６０万円の減。

第２項負担金２万７，０００円。

支出。
第１款資本的支出５８万７，０００円の減。
第１項建設改良費５８万７，０００円の減。
次ページを御覧ください。
（特例的収入及び支出）
第５条、予算第４条の２中「３２万８，０００円」を「３３万８，０００円」に、「２０５万２，０００円」を「１３７万５，０００円」に改める。
（企業債）
第６条、予算第５条に定めた企業債の限度額を次のように改める。
企業債についてですが、前段で申し上げました資本的収入の企業債借入額が６０万円の減額となり、５，４７０万円に限度額を変更するものであります。
（一時借入金）
第７条、予算第６条中「５，５３０万円」を「５，４７０万円」に改める。
（他会計からの補助金）
第８条、予算第８条中「４，１１０万３，０００円」を「３，７５７万４，０００円」に改める。
次ページ以降の簡易水道事業会計実施計画の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。
以上で、議案第１５号令和６年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第２号）の説明といたします。
御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。
これから、議案第１５号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。
よって、議案第１５号令和６年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１４　議案第１６号

○議長（中澤良隆君）　日程第１４　議案第１６号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。
○建設水道課長（菊地　敏君）　ただいま上程いただきました議案第１６号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
補正の概要ですが、１点目は、収益的収入におきまして、事業収益の精査に伴う減額補正をするものであります。
２点目は、収益的支出におきまして、事業費用の精査に伴う減額補正をするものであります。
３点目は、資本的収入におきまして、企業債及び補助金等の負担金の精査によります減額補正を行うものであります。
４点目は、資本的支出におきまして、工事費の確定に伴い減額補正をするものであります。
それでは以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。
議案第１６号を御覧ください。
議案第１６号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第２号）。
（総則）
第１条、令和６年度上富良野町の公共下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第２条、予算第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。
建設改良事業の名称及び補正予定額のみ申し上げます。
第４号、主な建設改良事業。
イ、根幹的施設建設工事委託１，５８４万８，０００円の減。
ロ、汚水管新設詳細設計委託１１８万円の減。
ハ、汚水管新設工事３５７万７，０００円の減。
ニ、公設桝新設工事２００万円。
（収益的収入及び支出）
第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
款項の名称及び補正予定額のみ申し上げます。
収入。
第１款下水道事業収益１，１１６万７，０００円の減。
第１項営業収益５５４万５，０００円。
第２項営業外収益１，６７１万円の減。

第３項特別利益２，０００円の減。
支出。
第１款下水道事業費用１，１１６万７，０００円の減。
第１項営業費用３９４万６，０００円の減。
第２項営業外費用２３３万７，０００円。
第３項特別損失７６３万４，０００円の減。
第４項予備費１９２万４，０００円の減。
（資本的収入及び支出）
第４条、予算第４条本文括弧書き中「不足する額８，９７３万３，０００円」を「不足する額８，９８３万５，０００円」に、「当年度分損益勘定留保資金８，５７７万３，０００円」を「当年度分損益勘定留保資金８，５８７万５，０００円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
款項の名称及び補正予定額のみ申し上げます。
収入。
第１款資本的収入１，８７０万７，０００円の減。
第１項企業債８５０万円の減。
第３項補助金等１，０３０万２，０００円の減。
第４項負担金９万５，０００円。
支出。
第１款資本的支出１，８６０万５，０００円の減。
第１項建設改良費１，８６０万５，０００円の減。
次ページを御覧ください。
（特例的収入及び支出）
第５条、予算第４条の２中「１，３１２万円」を「１，６９６万７，０００円」に、「１，２５６万１，０００円」を「１，０７５万８，０００円」に改める。
（企業債）
第６条、予算第５条で定めた企業債の限度額を次のように改める。
企業債についてですが、前段で申し上げました資本的収入の企業債借入額が８５０万円減額となり、公共下水道事業（一般分）を２，９００万円に限度額を変更するものであります。
（一時借入金）
第７条、予算第６条中「６，４４０万円」を「５，５９０万円」に改める。
（他会計からの補助金）
第８条、予算第９条中「１億１，５７０万７，０００円」を「１億２４３万円」に改める。
次ページ以降の公共下水道事業予算実施計画の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。
以上で、議案第１６号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第２号）についての説明といたします。
御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。
これから、議案第１６号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。
よって、議案第１６号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１７号

○議長（中澤良隆君）　日程第１５　議案第１７号令和６年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
町立病院事務長。
○町立病院事務長（長岡圭一君）　ただいま上程いただきました議案第１７号令和６年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
１点目は、病院改築整備事業に係る新病院の開院前警備業務委託につきまして、委託費の計上及び債務負担行為の追加をお願いするものであります。
２点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきまして、医療機器購入事業の事業費が確定したことに伴いまして、所要の補正をお願いするものであります。
３点目は、令和７年度町立病院及び介護医療院給食業務につきまして、新年度当初から業務を開始することから、委託契約事務を年度内に行う必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものであります。
以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。
議案第１７号を御覧ください。
議案第１７号令和６年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）。

（総則）

第１条、令和６年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第１款病院事業収益９１万９，０００円。

第２項医業外収益９１万９，０００円。

支出。

第１款病院事業費用９１万９，０００円。

第１項医業費用９１万９，０００円。

（資本的収入及び支出）

第３条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第１款資本的収入１万１，０００円の減。

第１項出資金１万１，０００円の減。

支出。

第１款資本的支出１万１，０００円の減。

第２項建設改良費１万１，０００円の減。

（債務負担行為）

第４条、債務負担行為の追加は、「第１表　債務負担行為補正」による。

次ページをお開きください。

第１表、債務負担行為補正。

（１）追加。

債務負担行為補正につきましては、先ほど御説明しました「新病院開院前警備業務委託、令和６年度から令和７年度、限度額といたしまして１８３万５，０００円」と「町立病院及び介護医療院給食業務、令和６年度から令和７年度、限度額につきましては３，７２５万１，０００円」について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第１７号令和６年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第１７号令和６年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１６　議案第１８号

○議長（中澤良隆君）　日程第１６　議案第１８号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました議案第１８号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本改正条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、自由刑のうち「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たな自由刑「拘禁刑」に単一化されたことから、本条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

議案第１８号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例。

上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

以下、議案につきましては、その主な改正点を説明させていただきます。

改正条例中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和７年６月１日から施行するものとし、改正条例の移行に当たり経過措置を設けるものでございます。

以上で、議案第１８号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　条例改正の共通資料の中には、「禁錮」を「拘禁刑」に改めると書いてあります。今回の御説明では、「懲役」を「拘禁刑」、どちらが正しいですか。

○議長（中澤良隆君）　総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

まず最初に謝らなければいけないのですけれども、それぞれ所管委員会、全員協議会のほうでお示しさせていただきました改正条例の資料に記載されている内容が誤っておりました。大変申し訳ございません。

つきましては、こちらの、今、上程させていただいております議案第１８号に記載のとおり、「懲役」が正しいということになります。

失礼いたしました。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　前の資料と今の資料が変わったというところでは理解したのですが、もとの刑法のほうで、「懲役又は禁錮」が「拘禁刑」に変わるという法律だったと思うのですけれども、上富良野のもともとの個人情報の保護に関する条例については「禁錮」はなくて「懲役」、この第３条第３項及び第４項は「禁錮」は入っていなかったと、もともと「懲役」のみだったということで理解してよろしいですか。

○議長（中澤良隆君）　総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君）　５番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、金子議員のおっしゃったとおりで、「懲役」のみ記載されている条例となっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほか御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第１８号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第１９号

○議長（中澤良隆君）　日程第１７　議案第１９号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました議案第１９号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本改正条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、当該法律を引用しています二つの条例に条項ずれが生じるため、関係条例の整備を行うよう所要の改正を行うものでございます。

議案第１９号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下、議案につきましては、条を追って、その主な改正点を説明させていただきます。

改正条例第１条の上富良野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の第２条中で引用している条項にずれが生じるため、改めるものでございます。

続きまして、改正条例第２条の上富良野町税条例の第３６条の２、第６３条の２、第８９条、第１３９条の３及び第１４９条中で引用している条項にずれが生じるため、改めるものでございます。

施行期日は、令和７年４月１から施行するものでございます。

以上で、議案第１９号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第１９号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１８　議案第２０号

○議長（中澤良隆君）　日程第１８　議案第２０号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました議案第２０号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本改正条例につきましては、令和６年人事院勧告の内容を参酌し、令和７年度以降における本町の職員の給料及び扶養手当についても所要の改正を行うものでございます。

またあわせて、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、「禁錮」を「拘禁刑」に改める文言整理を併せて行うものでございます。

改正の主な内容についてでありますが、１点目は、行政職給料表及び看護職給料表について初号の額を引き上げつつ、職務の級間の水準の重なりを解消し、昇格時の俸給表の上昇幅を拡大する人事院勧告の内容に準じた引上げを行うものであります。

２点目は、扶養手当を人事院勧告の内容に準じて段階的に配偶者の扶養手当を廃止し、子の扶養手当を増額するものでございます。

議案第２０号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下、議案につきましては、条を追ってその主な改正点を御説明申し上げます。

第１条は、附則に経過措置を設け、扶養手当について段階的に改めるものでございます。

１点目が、配偶者の扶養手当を、現行６，５００円を令和７年度に３，０００円とし、令和８年度には廃止とするものでございます。

２点目は、子の扶養手当を、現行１万円を令和７年度に１万１，５００円とし、令和８年度には１万３，０００円とするものでございます。

第２条は、改正条例第１９条の２及び第１９条の３中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであり、改正条例の移行に当たり、附則に経過措置を設けるものでございます。

第３条は、改正条例の別表第１及び別表第２で規定している行政職給料表及び看護職給料表を改めるものでございます。

第１条及び第３条の改正規定は、令和７年４月１日から施行し、第２条の改正規定は、令和７年６月１日から施行するものであります。

以上で、議案第２０号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２０号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１９　議案第２１号

○議長（中澤良隆君）　日程第１９　議案第２１号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました議案第２１号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本改正条例につきましては、令和７年１月８日に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ地方公務員においても部分休業制度の拡充が行われること、及び令和６年８月８日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、この項目については対応する民間労働法制の施行から後れることなく実施することとされていることに伴いまして、本町においても、仕事と育児の両立を図るため所要の改正を行うものでございます。

議案第２１号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、議案につきましては、その主な改正点を説明させていただきます。

改正条例、第１８条で規定している育児のために勤務しないことを認める部分休業を拡充するため、現行では「１日につき２時間を超えない範囲以内」となっているところ、「１日につき２時間を超えない範囲内」または「１年につき１０日を超えない範囲内で１日２時間以上又は１日単位で取得することも可能」とするよう改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和７年４月１日から施行するものであります。

以上で、議案第２１号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２１号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　議案第２２号

○議長（中澤良隆君）　日程第２０　議案第２２号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました議案第２２号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本改正条例につきましては、さきの上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の要旨と同様に、令和６年８月８日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告に基づき、民間労働法制の施行から後れることなく実施することとされていることに伴い、本町においても仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第２２号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、議案につきましては、その主な改正点を説明させていただきます。

第１５条第１項は、文言整理を行うものであります。

続きまして、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境に整備するため、新たに１５条の２の次に二つの規定を加えるものでございます。

一つが、１５条の３といたしまして、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について規定を加えるものであります。

もう一つが、１５条の４といたしまして、勤務環境の整備に関する措置についての規定を加えるものであります。

施行期日につきましては、令和７年４月１日から施行するものであります。

以上で、議案第２２号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　お伺いいたします。

第１５条の４では、介護両立支援制度を利用するための体制づくりという形で、環境整備という形になっておりますが、これは上富良野町においては、今後、この体制づくりというのはどういうふうにされるのかお伺いしたいと思います。

あわせて、これは恐らく会計年度任用職員等には該当しないのかと思うのですが、この点も併せてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君）　４番米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、御説明させていただきました追加した１５条の４の部分になりますが、こちらに規定しているとおりですけれども、総務課のほうでこういった部分について整備していくこととしております。

また、こちらの条例に係る部分につきましては、職員全部に発給するものになりますので、会計年度任用職員についても発給すると見ていただいて結構です。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２２号の採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２２号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　議案第２３号

○議長（中澤良隆君）　日程第２１　議案第２３号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君）　ただいま上程いただきました議案第２３号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の提案の要旨について、御説明させていただきます。

改正の内容といたしましては、電話サービス事業については、生活支援体制整備事業へ移行していることから、本事業に関する部分について削除します。

以下、議案を朗読いたします。

議案第２３号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町在宅福祉事業に関する条例（平成１２年上富良野町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条中第５号を削り、第６号を第５号とする。

別表１、電話サービスの項を削る。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、議案第２３号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２３号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第２４号

○議長（中澤良隆君）　日程第２２　議案第２４号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君）　ただいま上程いただきました議案第２４号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨について、御説明させていただきます。

改正の内容といたしましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の一部改正に伴い、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う施設の見直しを行うよう、所要の改正を行うものであります。

また、栄養士法（令和６年法律第５３号）の改正により、これまで管理栄養士国家試験の受験資格は、栄養士免許取得が必須でありましたが、令和７年４月１日より、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となります。これに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）等により、児童発達支援センター等の児童福祉施設の運営等に関する要件として「栄養士」を配置することとされていましたが、今後においては栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう、所要の改正を行うものであります。

その他、安全管理及び電磁的記録に関する規定を設ける、並びに文言整理等を行うため、所要の改正を行うものであります。

以下、５点の条例の改正要旨について、改正内容の説明とさせていただくことで提案説明とし、改正条例の条文の朗読は省略させていただきますことを御理解いただきたいと思います。

１点目は、第６条中第２項から第７項の保育内容支援及び代替保育に係る連携保育の見直しについて定めるものであります。

２点目は、第７条の２の安全計画の策定等について定めるものであります。

３点目は、第７条の３の自動車を運行する場所の所在の確認について定めるものであります。

４点目は、第１６条第１項第２号の栄養士の配置について、「栄養士」を「栄養士または管理栄養士」に改めるものであります。

５点目は、第４９条の電磁的記録について定めるものであります。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、議案第２４号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２４号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩が間近になってまいりますが、このまま最後の日程まで進めたいと思いますので、御了承を賜りたいと思います。

◎日程第２３　議案第２５号

○議長（中澤良隆君）　日程第２３　議案第２５号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君）　ただいま上程いただきました議案第２５号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨について、御説明させていただきます。

改正の内容といたしましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）により、特定教育・保育施設及び特定地域保育事業所並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）が一部改正され、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う施設の見直しを行うよう、所要の改正を行うものでありま

す。

また、文言整理及び条ずれに伴う改正を行うため、所要の改正を行うものであります。

以下、改正要旨については、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直しであり、その他、文言整理及び条ずれに伴う改正となることから、改正条例の条文の朗読は省略させていただきますことを御理解いただきたいと思います。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、議案第２５号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２５号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第２４　議案第２６号

○議長（中澤良隆君）　日程第２４　議案第２６号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地　敏君）　ただいま上程いただきました議案第２６号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回改正する条例につきましては、平成１５年４月１日より建築基準法第４条及び第９７条の２並びに建築基準法施行令第１４８条の規定により、建築主事を置く限定特定行政庁として同法第６条第１項第４号に掲げる建築物の敷地内、または単独で築造するものに限定して建築確認申請等の事務を行ってきましたが、令和７年３月３１日をもって限定特定行政庁の廃止に伴い、これまでに受付を行ってきた申請事務等に係る手数料について廃止するよう、所要の改正を行うものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第２６号を御覧ください。

議案第２６号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成１２年上富良野町条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第４７の項から第５５の項までを削り、第５６の項を第４７の項とし、第５７の項から第６２の項までを９項ずつ繰り上げ、第６３の項から第６６の項までを削り、第６７の項を第５４の項とする。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上で、議案第２６号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２６号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第２５　議案第２７号

○議長（中澤良隆君）　日程第２５　議案第２７号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地　敏君）　ただいま上程いただきました議案第２７号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回改正する条例につきましては、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布により、令和７年４月１日から生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道事業の技術者不足に対応するため、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和され、「水道法」の一部が改正されます。このことから、水道事業の技術者不足に対応するために、上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のとおり改正するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第２７号を御覧ください。

議案第２７号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第３条、法第１２条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

第１号、学校教育法による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第２号、学校教育法による大学の機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３号、学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４号、学校教育法による短期大学又は高等専門学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第５号、学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第６号、学校教育法による高等学校又は中等教育学校において機械科若しくは電気科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第７号、１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第８号、第１号又は第２号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において、１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業者にあっては２年以上、第２号の卒業者にあっては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第１号卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第９号、外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者のに限る。）

第１０号、技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（６か月

以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第１１号、建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第２項、簡易水道事業、給水人口が５万人以下である水道事業又は１日最大給水量が２万５，０００立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第１号中「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第２号中「４年以上水道事業等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第３号中「５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「２年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第４号中「６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第５号中「７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第６号中「８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第７号中「１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第８号中「２年以上、第２号の卒業者にあっては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第１号の卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年以上、第２号の卒業者にあっては１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第９号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第１０号中「１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第１１号中「３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、それぞれ読み替えるとする。

第４条第１号を次のように改める。

第１号、前条第１項第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては修了した後）、同項第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同項第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては修了した者）については５年以上、同項第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第４条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、同号中「同項第４号」を「同項第５号」に改め、同条第４号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、同号中「同項第４号」を「同項第５号」に改め、同条に次の２号を加える。

第７号、技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年（簡易水道事業等の場合は、６か月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第８号、建設業法施行令第３７条第１項及び第２

号の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年（簡易水道等の場合は、１年６か月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上で、議案第２７号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２７号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６　議案第２８号

○議長（中澤良隆君）　日程第２６　議案第２８号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君）　ただいま上程いただきました議案第２８号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明させていただきます。

新町立病院の改築整備事業につきましては、令和７年２月末に竣工し、５月１日開院を予定しております。

新病院の移転に伴いまして、住所が変更となり、併せて入院病床数及び介護医療院入所者数につきましてもそれぞれ変更となりますことから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案第２８号を御覧ください。

以下、議案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

議案第２８号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和４２年上富良野町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条の３第２号中「１５号」を「２０号」に改める。

第２条第２項中「３９床」を「３０床」に改める。

第２条の２第２項第２号中「１５号」を「２０号」に改め、同条第３項中「３２人」を「４０人」に改める。

附則。

この条例は、令和７年４月２７日から施行する。

以上で、議案第２８号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いします。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２８号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２７　議案第２９号から
日程第２８　議案第３０号まで

○議長（中澤良隆君）　日程第２７　議案第２９号上富良野町道路線の廃止について、日程第２８　議案第３０号上富良野町道路線の認定についてを議題といたします。

関連がありますので一括して、提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地　敏君）　ただいま一括上程いただきました議案第２９号上富良野町道路線の廃止について、議案第３０号上富良野町道路線の認定について、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回、町道の廃止と認定を行う路線は町道北１７号道路であります。本路線は、平成２９年度に北海道が実施している道営農地整備事業により改良舗装を行うため、町道認定を廃止しましたが、令和３年度に道営農地整備事業が完了したため、農業振興課より財産の引渡しを受けたことから、整備完了区間を含めた区間を新たに町道認定するものでございます。

廃止、認定の概要といたしましては、廃止区間の起点は上富良野町２２１６番２地先、終点は上富良野町３８５５番１地先で、廃止延長は５８８．６メートルであります。

次に、認定区間の起点になります。上富良野町２２１６番２地先から、終点は上富良野町１４３８番１地先で、認定延長は3，３４５．９メートルであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第２９号を御覧ください。

議案第２９号上富良野町道路線の廃止について。

上富良野町道の路線を次により廃止するため、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、認定番号、４０５。

２、路線名、北１７号道路。

３、廃止区間、起点、上富良野町２２１６番２地先、終点、上富良野町３８５５番１地先。

４、主な経過地、東中地区。

５、総延長５８８．６メートル。

続いて、議案第３０号を御覧ください。

議案第３０号上富良野町道路線の認定について。

上富良野町道の路線を次により認定するため、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、認定番号、４０５。

２、路線名、北１７号道路。

３、認定区間、起点、上富良野町２２１６番２地先、終点、上富良野町１４３８番１地先。

４、主な経過地、東中地区。

５、総延長3，３４５．９メートル。

以上で、議案第２９号上富良野町道路線の廃止について、議案第３０号上富良野町道路線の認定についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第２９号上富良野町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。着席ください。

よって、議案第３０号上富良野町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（中澤良隆君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。

明日３月４日は、本定例会の２日目で、開会は午前９時です。定刻までに御参集願います。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　御苦労さまでした。

午後　０時２４分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和７年３月３日

上富良野町議会議長　　中　　澤　　良　　隆

署名議員　　茶　　谷　　朋　　弘

署名議員　　中　　瀬　　　　実

令和７年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

令和７年３月４日（火曜日）

○議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　執行方針
〔町政執行方針〕　町長　斉藤　繁君
〔教育行政執行方針〕　教育長　鈴木真弓君
第　３　議案第　１号　令和７年度上富良野町一般会計予算
第　４　議案第３４号　上富良野町財政調整基金の一部支消について
第　５　議案第３５号　上富良野町公共施設整備基金の一部支消について
第　６　議案第３６号　十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について
第　７　議案第　２号　令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
第　８　議案第３７号　上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消について
第　９　議案第　３号　令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
第１０　議案第　４号　令和７年度上富良野町介護保険特別会計予算
第１１　議案第　５号　令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
第１２　議案第　６号　令和７年度上富良野町水道事業会計予算
第１３　議案第　７号　令和７年度上富良野町簡易水道事業会計予算
第１４　議案第　８号　令和７年度上富良野町公共下水道事業会計予算
第１５　議案第　９号　令和７年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（１３名）

１番	佐藤大輔君	２番	荒生博一君
３番	湯川千悦子君	４番	米澤義英君
５番	金子益三君	６番	林　敬永君
７番	茶谷朋弘君	８番	中瀬　実君
１０番	井村悦丈君	１１番	北條隆男君
１２番	小林啓太君	１３番	岡本康裕君
１４番	中澤良隆君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による　説明員の職氏名

町長	斉藤　繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	上嶋義勝君
総務課長	上村正人君	企画商工観光課長	宮下正美君
町民生活課長	山内智晴君	保健福祉課長	三好正浩君
農業振興課長	安川伸治君	農業委員会事務局長	林下里志君
建設水道課長	菊地　敏君	建設水道課 建築施設担当課長	狩野寿志君
教育振興課長	高松　徹君	ラベンダーハイツ所長	深山　悟君
町立病院事務長	長岡圭一君		

○議会事務局出席職員

局長	谷口裕二君	次長	飯村明史君
主事	進　梨夏君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１３名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（中澤良隆君）　御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、令和７年第１回上富良野町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君）　日程第１　会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、

１０番　井　村　悦　丈　君
１１番　北　條　隆　男　君

を指名いたします。

◎日程第　２　執行方針から
日程第１５　議案第９号まで

○議長（中澤良隆君）　日程第２　執行方針並びに日程第３　議案第１号令和７年度上富良野町一般会計予算、日程第４　議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消について、日程第５　議案第３５号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、日程第６　議案第３６号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、日程第７　議案第２号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第８　議案第３７号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消について、日程第９　議案第３号令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第１０　議案第４号令和７年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第１１　議案第５号令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第１２　議案第６号令和７年度上富良野町水道事業会計予算、日程第１３　議案第７号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計予算、日程第１４　議案第８号令和７年度上富良野町公共下水道事業会計予算、日程第１５　議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計予算について、関連がございますので、一括して議題といたします。

まず、町長より町政執行方針について、説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤　繁君）　令和７年第１回定例町議会に当たり、町政執行方針につきまして申し上げます。

我が国の経済状況は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

また、物価上昇やアメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

我が国では、６００兆円を超える名目ＧＤＰや３３年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、成長と分配の好循環は動き始めています。

こうした前向きな動きを、国民一人一人が実際の賃金・所得の増加という形で、手取りが増え、豊かさが実感できるよう、さらに政策を前進させていくためにも、賃金・所得が力強く増加していく状況が定着するまでの間、家計を温め、生活者が豊かさを実感できるよう、幅広い方策を検討することも必要であり、最重要課題は、全ての世代の現在・将来の賃金・所得の増加であり、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現することであります。

我が国の経済が緩やかな回復を続けると見込まれる中、官民が連携する形で成長分野における投資を促進するとともに、地方の中堅・中小企業の人手不足対策を含めた生産性向上の取組を支援するなど、日本経済及び地方経済の中長期的な成長力を強化することが必要となり、それらの取組と人への投資及び労働市場改革を合わせ、賃上げの流れを構造的・持続的なものとすると同時に、現下の物価高の下、誰一人取り残されない形で成長型経済に移行するためには、きめ細かい物価対策などの措置を講ずる必要があります。

また、東日本大震災や令和６年能登半島地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興、外交・安全保障環境の変化への適切な対応、防犯・治安対策の強化、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進を含め、「誰一人取り残されない社会」の実現に向けた取組を推進し、成長型経済への移行の礎となる国民の安心・安全の確保に万全を期すことも必要であります。

このような状況の中、国はこうした重要課題に迅速に対応するため、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」及び「国民の安心・安全の確保」を三つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定しました。その経済対策の裏づけとなる令和６年度補正予算と一体として、令和７年度の予算については、引き続

き、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加を最重要課題とし、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、過去最大の１１５兆５，４１５億円の予算案を閣議決定し、国会において審議されているところであります。

一方、地方財政計画の一般財源総額について、交付団体ベースで前年度比１兆５３５億円、１．７％増の６３兆７，７１４億円と前年度を上回る額が確保され、地方交付税については、１８兆９，５７４億円、前年度比２，９０４億円、１．６％増となっておりますが、臨時財政対策債については、地方財政の健全化に取り組み、平成１３年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなったところです。しかしながら、人口の少ない多くの地方公共団体においては、元来、地方税収の増加は見込めない中、急速に進行している少子高齢化をはじめ、日々複雑化、多様化する行政ニーズに対応するための財源確保に当たっては、依然として厳しい状況にあります。

本町におきましても、地方税収など自主財源の大きな伸びが見込めない中で、地方交付税をはじめとする一般財源の８割以上が経常的な支出に充てられている上、全収入の７割以上が依存財源という、柔軟性の乏しい財政構造となっている実態にあります。

歳出面においては、公共投資に伴う地方債発行の減と過去の地方債の償還完了に伴い、償還期のピークを過ぎ減少している一方で、人口減少社会を見据えた自立した地域を維持するための地域振興、加速する少子高齢化や人口減少への対応、子育てや介護など幅広い社会福祉環境の整備をはじめ、多発する自然災害に対する応急・恒久的防災対策、老朽化が進む社会資本の長寿命化など、様々な行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されております。

さらに、町立病院の建て替えをはじめとした公共施設の改修等、大きな公共投資に伴う公債費償還も始まっており、中長期的な見通しに基づく財政運営により、活力あるまちづくりと自治体経営の安定化との両立を図っていかなければならないと認識しているところであります。

このように財政的には依然として厳しい状況ではありますが、町民の皆様が「かみふらの」に愛着を持ち、夢と希望に満ちたまちづくりを進めていくことが何よりも大切であると受け止めており、第６次上富良野町総合計画に掲げました「暮らし輝き　交流あふれる四季彩のまち・かみふらの」を目指すべき将来像として、「協働のまちづくり」「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」「人が行き交うまちづくり」の三つの視点を基本に、これからの「かみふらの」を見据えたまちづくり、さらに「活力あるまちづくり　魅力あるまちづくり　持続可能なまちづくり」を念頭に、これまでの課題への対応をはじめ、それぞれの事業実施において緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見極めながら、予算編成を行ったところであります。

それでは、第６次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてであります。

「環境・景観、エネルギー」につきましては、出前講座等の学習機会を通じて環境保全意識の醸成を図るとともに、令和４年６月のゼロカーボンシティ宣言の実現に向けた施策等の検討を進め、地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」に基づいた温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

また、町も１事業所として、「第２期上富良野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、その取組に努めてまいります。

具体的には、公共施設等５０か所の照明について、温室効果ガスの排出削減、電気料金の軽減等を目的とし、本年度より年次的にＬＥＤ化改修をしてまいります。

景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、十勝岳ジオパークの取組と連携し、大雪山国立公園の保護をはじめ、地域の特徴的な地質・地形について継続的に調査を重ね、本町の最も重要な資源とも言える十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全に取り組んでまいります。

葬斎場につきましては、建設から５０年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、適正な維持管理を行うとともに、中富良野町西山火葬場の共同利用について、令和８年度開始をめどに取り組んでまいります。

「ごみ処理等環境衛生」につきましては、町民の皆様の御理解と御協力により、着実にごみの分別、減量化が進んでおり、今後におきましても、分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に積極的に取り組んでまいります。

クリーンセンターにつきましては、供用開始から２５年が経過し、施設や設備の経年劣化による故障等が顕在化しております。長寿命化計画に基づき、

主要機械等の改修を実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

また、最終処分場につきましては、埋立容量拡張について、北海道と協議を進めてまいります。

さらに、「第３次富良野生活圏一般廃棄物広域分担処理基本計画」に基づき、沿線市町村と連携を図り廃棄物の処理を進めるとともに、より効率的な処理について引き続き協議をしてまいります。

「上・下水道」につきましては、継続的な安定したサービスを提供するため、老朽化が進んでいる上水道施設及び下水道処理施設の健全化を進め、地方公営企業法に基づいた会計方法により、経営状況の明確化と施設資産の管理を行い、安定的な事業経営に努めてまいります。

また、現行の「公共下水道事業計画」の計画期間が終期を迎え更新時期となることから、現計画の精査を行い、事業計画の見直しを進めてまいります。

「公園・緑地」につきましては、日の出公園においては、来園する皆様が安全で快適に利用いただけるよう、適正な公園管理を行ってまいります。

また、本年度より年次計画でラベンダー株の植え替えを進めてまいります。

各公園・緑地においては、遊具の劣化点検を実施し、点検結果及び専門家の意見を踏まえながら、劣化度が軽度な遊具に関しましては必要な修繕を施し、劣化度が重度な遊具に関しましては利用頻度や安全性も考慮し、撤去の検討を行ってまいります。

島津公園については、施設等の一部改修を実施し、町民の憩いの場として適正な管理に努めてまいります。

「消防・防災」につきましては、日頃からの防災意識の啓発、防災訓練や出前講座等を通し、地域防災力の強化を図り、各住民会の防災士間の連携と資質の維持・向上を図る機会を設けるとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、町民への出前講座や十勝岳ジオパーク（防災教育）・自主防災組織と連携した取組などにより、町民の防災に関する知識・意識の向上につなげてまいります。

頻発する自然災害に対応するため、本年度より地域防災計画等を２年かけて見直しを行い、関係機関と連携した防災・減災の活動に取り組んでまいります。

十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や事業所の参加協力を得ながら訓練を実施し、防災体制の構築を進めてまいります。

また、防災備蓄品・資機材については、円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

富良野川の砂防堰堤などの火山砂防事業や治山・治水事業、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備につきましては、関係機関へ引き続き要請してまいります。

また、普通河川の整備については、河川整備計画に基づき、本年度は３河川の補修工事を実施してまいります。

「交通安全・防犯」につきましては、一人一人の意識を高めることが何よりも重要であることから、地域や家庭はもとより、生活安全推進協議会をはじめ、関係機関・団体との連携強化を図りながら、事件・事故のない安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

令和７年４月１日から施行される上富良野町犯罪被害者等支援条例にのっとり、町民等及び事業者の理解と相互協力の下、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組んでまいります。

「消費者対策」につきましては、悪質商法や特殊詐欺等による被害が後を絶たないことから、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組んでまいります。

また、富良野市消費生活センター内に富良野圏域５市町村で専門の相談員を共同設置しており、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう、消費者の安全を確保してまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

「保健・医療」につきましては、「健康づくり推進のまち」宣言の理念の下、「第３次健康かみふらの２１計画」「第３期保健事業実施計画・第４期特定健診等実施計画」に基づき、メタボリックシンドロームや糖尿病有病者の増加の抑制を目標に掲げ、生活習慣病の発症・重症化予防を推進するとともに生活機能の維持・向上も踏まえた取組を推進し、健康寿命の延伸の実現に努めてまいります。

また、次世代を担う全ての子どもたちが健やかに育つための条件づくりの第一歩は、妊娠期からの望ましい生活習慣が基盤であり、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの生涯を経時的に捉えた健康づくり）の視点で、各種保健事業を通じて、生活習慣病の発症予防の取組を推進してまいります。

子どもの医療費無償化につきましては、令和４年度より子育て世帯の保護者への負担軽減を図るため中学生まで拡大し、さらに令和６年度より高校生相当年齢まで拡大したところであり、今後も引き続き

医療給付の推移を検証しながら取り組んでまいります。

感染症の予防につきましては、帯状疱疹ワクチン接種が６５歳以上を対象に定期接種になることから、接種を希望する方が接種できるよう、接種費用の助成等を行い、医療機関と連携を図りながら進めてまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、本年５月に開院予定の新病院においても新たな医療提供体制の下、町民が地域で安心して暮らし続けるための地域医療の基幹的施設として運営してまいります。

また、病院施設改築整備につきましては、本年度最終年となることから外構整備を実施してまいります。

病院経営につきましては、病院経営強化プランに基づき、経営の健全化に努めてまいります。

「子育て支援」につきましては、本年度より「こども計画」（第３期子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困対策計画、こども・若者計画、次世代育成支援行動計画含む）に基づき、全ての児童とその家族に対して、妊娠・出産、乳幼児、小学校低学年の「子育てのステージ」と、小学校高学年、中学校、高校の「子育ちのステージ」の二つのステージによる切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し適切な支援につながるよう、町内の教育・保育施設４園をはじめ、教育委員会等との連携を図り、こどもセンター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「児童相談支援センター」の機能を活用し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、子育て世帯の経済的支援の取組として、子育て応援事業の継続や第３子以降の新生児の出生に対して出産祝金を支給することにより、次代を担う多子家庭を応援し、子どもの健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を実施する中で、積極的な関与が必要な家庭につきましては、養育支援訪問事業を実施してまいります。

令和８年度より全国で本格的実施となる「こども誰でも通園制度」の実施に向け、保育士確保対策として、就労支援金及び家賃補助事業を実施してまいります。

令和６年４月から供用開始となったこどもセンターについては、子育て支援拠点事業、発達支援事業を実施し、地域における子育て世帯が孤立することなく、個人やグループ等で気軽に利用でき、あらゆる悩み等の相談・支援の窓口としてワンストップ化を行い、相談・療育・支援等を一体的に取り組んでまいります。

「高齢者支援」につきましては、第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現のため、地域包括支援センターを中心として関係機関・事業所と連携した地域包括ケアシステムの深化と推進に取り組んでまいります。

また、高齢者や障がい者の日常生活における困り事で、介護保険などの公的サービスの対象とならない支援ニーズを踏まえ、社会福祉協議会と連携してボランティアセンター体制と生活支援体制の強化や生活支援と人材育成の体制整備に取り組むほか、権利擁護センターによる成年後見制度の普及啓発や地域ケア支援の充実を図ってまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護老人福祉事業所として住み慣れた地域の中で安心して生活を継続するため、職員募集を継続・計画的に行い、介護福祉士・看護師の確保に努め、介護サービスの提供を維持・継続します。

また、利用者増加により経営の健全化を目指すとともに、昭和５９年建築後、４１年を経過する老朽化した設備・備品の適切な維持管理を図りながら、高齢者福祉の拠点施設として地域の皆様に信頼される施設運営を進めます。

また、老朽化している施設及び運営について、将来に向けた対応を検討してまいります。

「障がい者支援」につきましては、第３期障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画に基づき、関係機関や事業所と連携を図り、サービス等の推進に努めるとともに、一般就労を目指す就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行うなど、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制の充実に取り組んでまいります。

「地域福祉」につきましては、第４次地域福祉計画に基づき、関係機関や団体等と連携の下検討し、地域福祉の向上に取り組むとともに、複雑化・複合化した困難な課題に対応するため、重層的支援体制整備に取り組むほか、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者やひきこもり等が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員、保護司や関係機関の協力を得ながら、援護を必要とする世帯の実態把握に努め、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、指導を通

じ、必要な方に必要な支援が届くよう、取組を継続してまいります。

完成から２０年が経過している保健福祉総合センターかみんにつきましては、適切な維持管理を行うとともに、計画的な設備の点検や修理を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、第３期データヘルス計画に基づき、引き続き、特定健診・特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防の推進に努め、医療費の抑制を図りながら共同保険者である北海道と道内市町村とともに、安定した事業運営に努めてまいります。

次に、「活力と交流あふれる産業のまち」についてであります。

「農林業」につきましては、「第９次農業振興計画」に基づき、地域の農業者や農業委員をはじめ、関係機関との連携を図りながら、本町の基幹産業として、地域諸課題に対応した持続性の高い農業・農村の確立に向けて取組を進めてまいります。

農業の生産性向上を図るため、引き続き、富原・島津地区において基盤整備事業を実施するとともに、自然災害時における農地の保全と地域住民の安全確保のため、農村地域防災減災事業として実施されている日の出排水路整備事業について、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期の完了について関係機関に対し要望を行ってまいります。

ラベンダー・ホップ・メロン・青シソなどの特産農産物においては、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応として、地域おこし協力隊員を増員配置し、農業生産の維持、拡大につなげるとともに、将来の担い手として定着する取組を併せて進めてまいります。

また、多様な営農類型を支援するため、高収益の園芸作物への町の独自施策においても付加価値向上が図られるよう継続してまいります。

水田畑作においては、スマート農業をはじめとする農業ＤＸ活用や新技術の導入に向けた取組の支援を行うとともに、国の米政策に対しては農業再生協議会と連携し、安定生産、高品質化等の取組を進めてまいります。

農地の流動化対策として、１０年後を見据えた計画的な農地の有効活用を図るため、新たに策定した地域計画に基づき農用地の利用促進に努めてまいります。

畜産環境整備につきましては、富良野広域連合公共串内牧場に整備した草地・哺育・育成施設の活用により、畜産経営者の労働負担軽減、生産の効率化を図るとともに、沿線自治体、ＪＡなどの関係機関と連携し、さらなる利用拡大を進めてまいります。

また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて、施設や機械の整備などの支援等により、畜産経営の安定を進めてまいります。

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境に配慮した持続可能な農業を推進してまいります。

「食」による地域の魅力づくりにつきましては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われ、また、農業者による６次産業化の取組も広がりを見せており、消費者から高い評価を得ております。今後もこの流れをしっかり支えることで大きな成長につながるよう、新たな商品開発を目指す事業者に対しては、引き続き設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援を行い、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催や農・商・工の産業間連携によるまちの魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用やイベント・店舗での販売、ＰＲ推進などにより、町民の方々が地元農産物に触れる機会を拡大し、その品質の良さと安全性について理解を深める取組を進めてまいります。

森林整備につきましては、町内における民有林の約７割が人工林であり、そのうち約８割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ国土保全や水源涵養などの多面的な機能は私たちの生活や産業と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林に対する適切な森林環境の保全管理を実施するとともに、今後の森林経営に係る必要な支援を行ってまいります。

有害鳥獣による農業被害対策につきましては、引き続き、猟友会の協力体制や集落協議会との連携の強化を図りながら、国や北海道の支援制度を活用した捕獲機材、施設設置などの対策を継続するとともに、狩猟免許取得費用の助成、新規従事者講習会の実施など、捕獲の担い手育成対策を行い、被害の拡大防止に努めてまいります。

「商工業」につきましては、人口減少や少子高齢化に伴う需要の縮小と消費力の減退、また後継者不足や原材料価格の高騰など地域経済基盤にとってマイナス要因が重なる中、その課題解決に向け中長期的に足腰の強い経済基盤の再構築を進め、国や北海道との連携を強めた上で、とりわけ役割の大きい商工会を中心とした振興策を実行するとともに、商工会活動の安定的な運営を引き続き支援してまいりま

す。

昨年度、計画期間がスタートした「第３次商工業振興計画」に基づき、既存事業者の経営の持続化や新たな担い手による新事業の展開を進めてまいります。

また、ビールやワイン、日本酒などのアルコール類や農畜産物を活用した製品など、本町の地域特性が強い商品の付加価値をさらに高め、ブランド化を進めるとともに、キャッシュレス決済の拡大による町内消費の喚起、町外購買力の取り込みと併せて後継者不足等の諸課題への対応に向けた取組を進めてまいります。

また、若者や地域おこし協力隊を含めた移住者が活躍できるよう、国や北海道の制度活用と合わせて支援できる仕組みづくりを進め、持続的な経済振興と地域活力の増進を図ってまいります。

「観光・交流」につきましては、「第３次観光振興計画」に基づき、新型コロナ禍で重大な影響を受けた観光入込を従来の水準まで引き戻すだけでなく、さらなる増加を目指し、あわせて観光消費の拡大につながるよう観光コンテンツの開発と強化を図るとともに、多くの観光客が訪れる吹上温泉保養センター白銀荘の老朽化改善に向けた維持修繕について適切に取り組んでまいります。

また、同時に回復の兆しを見せるインバウンド需要の喚起と掘り起こしを進め、併せて観光客による農地への立入りや路上駐車の解消に努め、観光公害を未然に防ぐ取組を進めてまいります。

また、上富良野の豊かな四季の恵みを生かせるよう、産業イベントの活性化やラベンダーフェスタかみふらの等の四季彩イベントにより、さらに町内の活力増進と町外からの誘客促進につながるよう実施してまいります。

さらに、観光振興の重要かつ中心的な担い手である観光協会の維持や発展に向けた連携と支援を進める一方、ロケツーリズムなどの取組、地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャー制度等を活用し、多様な施策・課題に対応するため、新たな人材の確保・育成を引き続き進めてまいります。

新たな魅力づくりへの取組として、三浦綾子記念文学館、映画製作者と連携し、上富良野町を舞台とした小説「泥流地帯」初となる実写映画化に向け、ふるさと納税による財源調達や「泥流地帯」映画化を進める会を中心とした機運醸成やロケ支援等に引き続き取り組んでまいります。

十勝岳ジオパークでは、９月に日本ジオパーク全国大会の開催を予定しています。ジオパーク活動の認知度向上も期待できることから、関連団体や町民と一体となって、全国大会の開催に向けて活動を強化してまいります。

また、今年はジオパーク認定後４年目に当たり、日本ジオパーク再認定審査が行われることから、ネットワーク活動の強化や地域のさらなる活性化を進め、ジオツーリズムの推進や商品開発などを通じて、課題解決に努めてまいります。

十勝岳ジオパーク固有の優れた景観を保全し、学校教育・社会教育の推進、地域資源の開拓のための調査・研究活動を引き続き進めてまいります。

また、拠点施設である上富良野町郷土館や十勝岳砂防情報センターでの展示や各種イベントを通じて、十勝岳ジオパークの魅力を広く発信できるよう取り組んでまいります。

「雇用対策」につきましては、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供による雇用促進に努めるほか、企業振興事業の継続した取組や北海道が運用するマッチングサイトと連動したＵＩＪターン新規就業支援、保育士等確保対策事業、町の奨学金返還助成制度などによって、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう取り組んでまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

「道路・公共交通」につきましては、安全性や利便性をはじめ景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。

旭川十勝道路につきましては、計画段階評価になりました中富良野－上富良野間の調査促進に向け、旭川十勝道路整備促進期成会とともに、引き続き要望してまいります。

また、高規格道路整備に伴い、今後計画されるルートやインターチェンジの動向を踏まえ、道の駅整備についての情報収集及び調査・研究のほか、町民とともに道の駅の視察研修などを行ってまいります。

町道につきましては、「道路等整備計画」の更新を図りながら、計画的、効率的に整備を進めており、本年度は簡易舗装２路線、改良舗装１路線を実施してまいります。

橋梁においては、３橋の修繕工事を実施してまいります。

ＪＲ富良野線の維持・存続につきましては、ＪＲ北海道とＪＲ富良野線の沿線５市町で組織するＪＲ富良野線連絡会議における協調体制の下、利用促進を核とした路線存続の取組を進め、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ってまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳エリアへの公共交通機関であり、町

民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、維持に努めるとともに、引き続き第１便について、６月から９月までの土・日・祝祭日、十勝岳温泉まで延長運行し、登山客や温泉利用者のサービス向上に取り組んでまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段の安定的な確保、農村部のコミュニティー及び交通手段の維持を図るため、引き続き利用者が安心して利用できるよう安心・安全な運行に努めてまいります。

「情報化」につきましては、町内全域に高速情報通信環境が整い、様々なインターネットサービスを快適に利用できる環境が整っております。

近年、自治体には、デジタル技術とデータを活用した住民サービスの向上と業務効率化が求められております。

今後、限られた職員数で住民サービス向上と業務効率化を進めるには、通常業務のデジタル化が必須であり、各種デジタルサービスの活用・拡大を推進しております。

特に、新年度から運用開始する「文書管理システム」は、意思決定手続のデジタル化を促し、職員のＤＸ意識改革と自治体ＤＸ推進の契機となります。

引き続き、町民の利便性向上に向け、電子申請等の利用や各種デジタルサービスの活用・拡大を促進し、より快適で住みやすいまちづくりを目指してまいります。

また、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向けた、さらなる情報通信環境の向上にも取り組んでまいります。

「住環境整備」につきましては、「住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、多様化するニーズに対応した住宅施策を総合的、計画的に進め、快適で安心・安全な住環境を確保していくほか、町営住宅の整備につきましては、計画的に整備、維持修繕を行ってまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるような改修や、地域環境に影響を及ぼしている空き家の解体の促進を図るため、「住宅改修費補助制度」を引き続き実施し、令和８年度以降の補助制度について研究、検討を進めてまいります。

定住移住の促進につきましては、移住に関するワンストップ窓口を継続し、ホームページやＳＮＳで情報提供を行うとともに、空き家・空き地情報バンクの充実を図ってまいります。

次に、「ともに生き、ともにつくるまち」についてであります。

「人権尊重・男女共同参画」につきましては、人権擁護委員とともに、様々な機会を通じた啓発活動に取り組みながら、偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会に向け、人権を尊重し、互いに認め合う意識の醸成を図るとともに、男女共同参画を促すため、町の各種審議会などに女性を積極的に登用するとともに、地域や団体の役員など身近なところから、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

「地域間交流」につきましては、友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、交流訪問、友好都市パネル展の開催などの交流事業を推進するとともに、民間事業者間における経済交流、住民同士の交流や親睦が図られるよう支援してまいります。

同じく友好都市であるカナダのカムローズ市との交流については、友好都市提携４０周年の節目の年を迎えることから、これまでの交流実績を踏まえながら関係者などを含め、姉妹都市としての今後の方向性についてカムローズ市側とも協議を進めてまいります。

「協働」につきましては、第６次総合計画の「まちづくり３つの視点」の一つに位置づけており、全ての施策の根幹をなすものであります。「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき、まちづくりフォーラムや出前講座などを通じて、郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくり推進補助金により、各種団体が実施する自主的な協働のまちづくり活動を支援してまいります。

また、町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員の一般公募やパブリックコメントなどを実施し、町民の皆様がまちづくりに参画する機会を充実してまいります。

「自衛隊との共生」につきましては、令和４年１２月に安保関連３文書が閣議決定され、防衛力の整備が進められておりますが、南西地域による体制強化や隊員不足等が北海道における自衛隊体制に影響を及ぼすことも懸念されることから、今後の動向を注視する必要があります。

町では、自衛隊員との共存共栄のまちづくりを図るため、駐屯地と連携し、隊員が働きやすい環境を図るとともに、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の規模堅持はもとより体制強化として、自衛隊入隊の促進及び隊員の充足率の拡充や隊員及び隊員家族の生活環境の改善、向上などを求める要望活動を効果的かつ精力的に進めてまいります。

日米共同訓練や北海道訓練センターによる道外部隊の訓練が演習場にて展開していることから、安定

的かつ継続的な使用に向け、北海道防衛局・駐屯地と連携し、安全性の確保に努めます。

また、障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境等の向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策も併せて実施してまいります。さらに、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう、退官者の再就職の支援を関係機関と協力し、取り組んでまいります。

「行財政運営」につきましては、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実に実施し、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度を活用した人材育成の取組と併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築と、職員一人一人が行政の担い手として信頼される組織づくりを目指してまいります。

高齢者・障がい者・子育て・保健福祉などの多様化・複合化する課題に対応するため、また、行政サービスを維持するためにも、資格を有する職員の人材確保と育成が極めて重要であり、計画的な専門職員の確保に努めてまいります。

過疎対策につきましては、北海道過疎地域持続的発展方針と整合性を図りながら策定した上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の着実な推進を図ってまいります。

また、法律に基づく財政上の優遇措置等を有効に活用し、地域力の向上に向けた公共施設や基盤整備などのハード事業、町民の安全・安心な暮らしの確保を図るソフト事業など、第６次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、自主自立の地域づくりを進める取組を行ってまいります。

財源の確保に向けましては、組織内の連携により収納対策の取組を進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取組により収納率の向上を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで、財源の有効活用を図ってまいります。

また、受益者負担の適正化につきましても、引き続き使用料や手数料などの収入について、点検、見直しを行ってまいります。

令和８年度より北海道が課税する「宿泊税」につきましては、本町としましても導入について検討及び研究を進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、地域の特産品を広くＰＲするとともに、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業版ふるさと納税については、地域再生計画に基づき、「泥流地帯」映画化事業のほか、地域活性化を図る上での有効な財源として活用し、企業が取り組む地域貢献活動と一体となったまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、「第３次富良野広域連合広域計画」に基づき、構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域５市町村の連携による具体的な取組を定めた「第３次富良野地区定住自立圏共生ビジョン」の着実な推進を図り、圏域全体の発展につなげてまいります。

第６次総合計画に掲げた六つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取組を基本に推進してまいりますが、「上富良野町教育大綱」に示した「ふるさとに学び　人が輝き　人がつながる　かみふらのの教育」の基本理念の実現に向けて、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

以上、令和７年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきました。

次に、令和７年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計では総額８６億９，３００万円、前年対比１０．５％、８億２，３００万円の増となっております。

地方税収入は、個人町民税、固定資産税などの減などにより、町全体でも前年度と比べ減収と見込んでおります。

また、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財源構造にあり、各事務事業の見直しや各施策に対する優先順位の判断の下、各目的基金から支消目的に沿った繰入れ行い、限られた財源の中で最大限の効果を発揮することを基本に本年度予算を編成したところでありますが、継続する物価高騰・労務単価の上昇等の影響による経費の増大という状況から、財政調整のための財政調整基金に財源を求めざるを得ない結果となったところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、地域産業の振興や急速な少子高齢化など様々な課題への対応が求められており、大きな財政需要が想定されることから、引き続き安定的で持続可能な財政構造の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてでありますが、一般会計同様、効率的な運営方針の下、財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰出金及び

補助金などについては、法令の繰入れ基準に基づくものや、財源構成上妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では総額１１億７，５２４万円、前年対比０．２％、１９３万６，０００円の増となっております。

これは、主に保健事業費及び保険給付費の増が要因であり、今後におきましても、保険者として北海道とともに健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計では総額２億１３７万２，０００円、前年対比２．５％、４８４万１，０００円の増となっております。

これは、主に被保険者数の増加による保険料負担の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では総額１１億１，８５８万７，０００円、前年対比０．１％、７６万５，０００円の減となっております。

これは、高齢化率及び要介護者の見込みにより保険給付費を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額４億８３２万５，０００円、前年対比１４．９％、５，３０９万９，０００円の増となっております。

主な要因としては、物価高騰に伴う需用費増と人件費の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額２億５，６５３万８，０００円、前年対比３０．５％、１億１，２７２万円の減となっております。

収益的収支においては、国庫補助金の減、一般会計負担金の減、資本的収支では、水道施設電気計装設備更新及び配水管更新等に伴う工事費の減によるものであります。

次に、簡易水道事業会計は、総額２億３４９万７，０００円となっております。

収益的収支においては、給水戸数及び給水量を見込んだ収支としています。資本的収支においては、浄水場の維持管理業務や簡易水道施設（江花地区、西部地区）の、ろ過器設備、電気計装設備の更新工事を進めてまいります。

次に、公共下水道事業会計は、総額５億４，８２６万８，０００円となっております。

収益的収支においては、処理戸数、有収水量を見込んだ収支となっております。資本的収支においては、下水道施設設備の更新工事に伴う実施設計委託業務、公設桝新設工事を進めてまいります。

最後に、病院事業会計では、総額１６億５，２７８万２，０００円、前年対比７０．５％、３９億５，２７０万５，０００円の減となっております。

資本的収支において、町立病院改築整備に係る本体工事及び地中熱設備導入工事等が完了したことにより大幅な減となっています。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は５５億６，４６０万９，０００円で、さきに申し上げました一般会計予算と合わせた町全体の予算は１４２億５，７６０万９，０００円、前年対比１８．６％、３２億４，８９５万円６，０００円の減となります。

以上が、令和７年度予算の概要であります。

冒頭に申し上げましたとおり、今後の財政需要を見通す中、引き続き厳しい財政運営が想定されますが、かけがえのない私たちの郷土の発展は全ての町民共通の願いであります。これまで幾多の困難を乗り越え、今日の「かみふらの」を築いてきた先人の労苦を胸に刻み、第６次上富良野町総合計画の着実な推進の下、笑顔があふれる未来へ、そして次の世代へつないでいけるよう、堅実性と将来性の両立を図り、しっかりと足元を見据えたまちづくりを実践していくとともに、何よりも全ての町民が一体となった「協働活動」を通じて、共に支え合い、共に歩む１年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和７年度の町政執行方針といたします。

令和７年３月３日、上富良野町長、斉藤繁。

○議長（中澤良隆君）　次に、教育長より教育行政執行方針について、説明を求めます。

教育長、鈴木真弓君。

○教育長（鈴木真弓君）　令和７年第１回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政執行に関わる主要な方針について申し述べ、町議会をはじめ町民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

今、日本の教育環境は、少子化による学校の統廃合、１人１台タブレット端末利用によるＤＸの推進、教員等担い手の労働力不足、教育施設の老朽化など、多種多様な課題に対して、これまでの教育施策を変革する時代を迎えております。

新型コロナウイルス感染症が５類に移行され、２年目の昨年度を振り返りますと、各学校においては、運動会や学芸会等に多くの保護者や地域の皆様が参加され、社会教育総合センターや図書館等の生涯学習関連施設においても、講座や文化祭等に多くの町民皆様が集い、たくさんの笑顔が戻ってきた１年でありました。

一方で、全国的な傾向と同じく、本町においても児童生徒の体力低下や不登校児童生徒の増加傾向は続いております。社会の多様化の進展に伴い、子どもの抱える困難や課題は、より一層多様化、複雑化

してきており、学校だけではなく、地域全体で児童生徒一人一人の状況に応じた、個別最適な支援が重要となってきております。

教育委員会といたしましては、「ふるさとに学び人が輝き　人がつながる　かみふらのの教育」の教育理念の下、「自然豊かな上富良野で、希望を抱き、自らの夢に挑戦し、実現する人」「ふるさとへの愛情と誇りを持ち、共に支え合い、社会で生き抜く人」を育成するため、「上富良野町教育大綱」による「上富良野町教育振興基本計画」、「第４次上富良野町子ども読書推進計画」に基づき、教育行政を進めてまいります。

初めに、学校教育推進目標に関連する６項目について申し述べます。

１項目「活きて働く学力の育成」に係る施策項目の「確かな学力の育成」についてです。

令和６年度の全国学力・学習状況調査では、小学校「算数」は全国平均となりましたが、小学校「国語」、中学校の「国語」「算数」では、全国平均をやや下回りました。

今後も各校の分析を基に、課題の克服や基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、個に応じた指導の充実を図るとともに、「確かな学力の育成プラン」を作成し、具体的方策を進めてまいります。

また、「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、子ども主体の授業を目指し、組織的に「授業改革」を進めてまいります。

そのために、ＳＴＥＡＭ教育として教科横断的学習と探求学習の推進の視点から、課題を見つける力や解決する力を一層育む「課題発見・解決型」の授業を推進します。

また、昨年度から導入しました学習支援システムを、小学校・中学校の全学年で活用し、「協働的な学び」の充実を図るとともに、家庭学習の習慣化と質の向上を図るため、１人１台端末の家庭への持ち帰りの促進も併せ、「個別最適な学び」を推進してまいります。

さらに、中学校生徒の在籍学級の状況により、新中学２年生２月１日現在９１人に対して、基準学級数が２学級となることから、町費負担教員１名を配置することで３学級編成とし、適切な生徒数による学級運営を行うよう取り組んでまいります。

次に「特別支援教育の充実」について、発達障がいの認知や特別支援教育に対する理解が深まる一方、個々の特性の多様化に伴い、対象児童数は増加しています。

インクルーシブ教育の理念に基づいた特別支援教育の推進に向け、合理的配慮が必要な子どもたちやその特性について、就学前の早期から関係機関と連携し、実態把握に努めてまいります。その上で、保護者との合意形成を大切にした教育相談を丁寧に進め、児童生徒にとって、より適切な「学びの場」の提供に努めてまいります。

また、関係者・関係機関との連携や研修を通し、在籍後の実態や学びの状況を定期的に交流・共有しつつ、個々の自立や進路・社会参画に向けた中・長期的な支援に努めてまいります。

加えて、児童生徒へのきめ細やかな支援ができるように、上富良野小学校、上富良野西小学校、上富良野中学校に、引き続き「特別支援教育支援員」を配置するとともに、小学校における医療的ケアの実施体制を継続してまいります。

通級指導教室については、小学校と中学校の連携により、双方の通級指導教員による児童生徒の実態及び指導内容を確認し合う場を設定するなど、学びの接続が図られるよう努めてまいります。

次に「国際理解教育の充実」について、教育活動全体を通して、他国の文化や考え方に触れる機会を大切にするとともに、今年度も外国語指導助手を小学校・中学校に配置し、英語専科教員・英語担当教員との役割分担を明確にしながら、専門的・効果的な指導への支援を進めてまいります。

次に「情操教育の充実」について、児童生徒に対しては、９年間を通した「上富良野町情報モラル指導カリキュラム」に基づき、ＩＣＴ機器の基本的操作のスキル向上及び情報モラル教育を推進します。

また、学校教育情報化推進計画に基づき、指標ごとの年次目標達成に向けて着実に取組を進めてまいります。

特にＳＮＳ利用による問題行動等の未然防止を図るため、学校だけではなく、各家庭・保護者に対して、定期的に啓発してまいります。

次に「キャリア教育の充実」について、児童生徒自身の成長を自己評価することを通して、自ら学ぶ力を育成するためのキャリアパスポート等の活用を推進するとともに、農業体験や職場体験学習を充実させ、学ぶことと働くことの意義を体得する活動の充実を図ってまいります。

２項目「豊かな心の育成」に係る施策項目の「道徳教育の充実」についてです。

「特別の教科道徳」を中核とし、学校の教育活動全体を通じて「道徳性」を養うとともに、福祉関係や高齢者との触れ合い体験など、地域の様々な人と関わる活動を通して、児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成に努めてまいります。

次に「ふるさと教育の充実」について、第１２次改訂社会科副読本「かみふらの」を活用し、上富良

野町の特色と基幹産業並びに十勝岳ジオパークを含む自然環境等の理解促進を図るとともに、アイヌの人たちの歴史や文化、北方領土等に関心を高め、正しく理解することができるよう「ふるさと学習」を進めてまいります。

次に「読書活動の推進」について、第４次上富良野町子ども読書推進計画に基づき、学校・家庭・地域における読書活動を推進してまいります。

次に「ＳＤＧｓ・ＥＳＤの推進」について、「持続可能な社会の創り手となる児童生徒を育成すること」が求められていることから、学校の教育活動全体を通して「ＳＤＧｓ」「ＥＳＤ」に関連した教育活動の環境教育の推進を図ってまいります。

次に「体験活動の推進」について、子どもたちの豊かな人間形成のため、自然の中での様々な触れ合いをはじめ、できるだけ本物に触れるなどの体験活動を経験させることは極めて重要であり、地域の教育資源を生かした多様な体験活動を推進してまいります。

次に「コミュニケーション能力の育成」について、授業における対話や交流場面を重視するとともに、話合い活動や自分の思いや考えを発表する機会を含め、教育課程全体を通した言語活動の充実を図ってまいります。また、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る授業を推進してまいります。

次に「いじめ・不登校を解消する取組の充実」について、「いじめ」はいつでも起こり得るという認識を学校全体で共有し、「上富良野町いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校の「いじめ対策委員会等での定期的・継続的な実態把握」を促進してまいります。特に「初動対応の遅滞」を招くことのないように注視してまいります。

また、児童生徒や保護者からの相談窓口として、電話による「かみふらのあんしんライン」、手紙による「子どもＳＯＳミニレター」、メールによる相談も継続してまいります。

さらに、小学校６年生から中学校３年生の各クラスに、インターネットを活用した学級経営アセスメントツールを導入することで、子どもたちの学校生活における満足度や意欲、学級集団の状況を可視化し、児童生徒のＳＯＳ等を早期に発見し対応してまいります。

不登校児童生徒数については、全道・全国ともに増加している状況であり、教育委員会としても現状を踏まえ、引き続き臨床心理士等専門的資格を有する人員を配置し、児童生徒のカウンセリングや保護者との教育相談体制を継続してまいります。

また、「教育支援センター」の効果的な運用を図り、不登校の児童生徒のニーズに応じた「居場所づくり」を確保するとともに、運営に当たっては、将来の社会的自立を目指した長期的な視点で、児童生徒自身が、本来持っている力に気づき自信が持てるよう、学校との連携はもとより保健福祉課や関係機関等との情報共有も進め、多面的にサポートできる体制等連携を図ってまいります。

加えて、当該児童生徒と学校とのつながりが途絶えることがないように、オンライン体制を継続し、学ぶ機会を保障してまいります。

３項目「健やかな体の育成」に係る施策項目の「体力・運動能力の向上」についてです。

「全国体力運動能力、運動習慣調査」結果における体力合計点では、小学校、中学校ともに男子は全国平均を上回りましたが、女子は全国平均を下回りました。

調査分析結果による各学校の体力づくりに向けた「１校１実践」が、さらに充実した取組になるよう支援してまいります。

次に「健康教育・食育の推進」について、養護教諭と連携・情報共有し、かみふっ子健診の結果を参考としながら、児童生徒の健康づくりを推進してまいります。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけていくように、栄養教諭による「食育授業」を引き続き推進するとともに、近年の熱中症や感染症の予防に向けて、児童生徒の「健康」「安全・安心」を第一に考えた健康管理の徹底に努めてまいります。

４項目「学びを支える家庭・地域との連携・協働」に係る施策項目の「家庭教育支援の充実」についてです。

児童生徒の望ましい生活習慣の定着や、ＳＮＳをはじめ様々な通信アプリの適切な使用等に関する情報提供に努めます。

また、各学校・教育支援センターと連携し、いじめや不登校などに悩む子どもや保護者がいつでも相談できる体制をさらに支援してまいります。

次に「学校と地域の連携・協働の推進」について、コミュニティ・スクールの機能を、より効果的・持続的に生かした学校運営が一層着実に進むように「地域コーディネーター制度」についての理解をさらに浸透させていくとともに、早期配置に向けて各学校や地域との具体的な協議を進め、地域学校協働活動の推進を図ってまいります。

次に「学びのセーフティネット」について、いかなるときも学びを止めず、常に学びを保障できるように、オンラインによる授業体制の確立のために、家庭の状況に応じポケットＷｉ－Ｆｉの貸与を継続

してまいります。

また、教育費における保護者の負担につきましては、経済的理由による就学援助を継続するなど、保護者の負担軽減に努めてまいります。

５項目「学びを高める信頼される学校づくり」に係る施策項目の「学校段階間の連携・接続の推進」についてです。

認定こども園、小学校、中学校の代表者で組織した上富良野町教育連携推進協議会を効果的に運営し、「小１プロブレム」及び「中１ギャップ」の解消を目指す幼少連携「上富良野町のびのびプラン」、小中連携「上富良野町ぐんぐんプラン」を組織的に継続し推進してまいります。

また、年間を通して認定こども園、各小中学校の行事や授業等を参観し合うことにより、保育・幼稚園教諭、小・中学校教諭の交流を図ってまいります。

さらに、今後の町内全体での児童数の推移を見据え、小学校教育の充実に向けた小学校間連携につきまして、上富良野町西小学校と東中小学校で進めてまいります。

次に「特色ある学校づくり」について、子どもや保護者・地域の思いやニーズを生かす教育内容の工夫改善への支援を継続し、特認校の取組につきましては、東中地区の教育資源の活用、少人数によるきめ細やかな指導等、特認校ならではの特色ある学校づくりについて、積極的に周知を進めてまいります。

また、今年度は、上富良野西小学校と姉妹校提携している三重県津市の安東小学校の児童が来町され、上富良野西小学校児童と交流してまいります。

次に「授業力・児童生徒理解力向上」について、各学校の校内研究や授業力の充実に向けた上富良野町教育研究会への支援に努めるとともに、ＩＣＴ機器を活用した実践研修や先進的な実践校視察等を通して、ＩＣＴ活用のスキルアップや授業力向上を図ってまいります。

次に「学校施設」について、１人１台タブレット端末が導入され６年目を迎え、今年度、北海道による共同調達整備事業に基づき、機器の一斉更新を進めてまいります。

また、熱中症予防対策として整備を進めてきましたエアコン、スポットクーラーの冷房設備を効果的に活用し、適切な温度・湿度等の管理に努めてまいります。

さらに、急激な少子化の進行により、将来的な教育環境の在り方を検討しなければならない時期を迎えていることから、学校の施設維持管理計画につきまして、関係者の皆様と情報共有を図り、今後の方向性につきまして、検討・協議を進めてまいります。

次に、児童生徒の心身の健全な発達の基盤となる学校給食センターにつきましては、富良野広域連合教育委員会において、上富良野学校給食センターとして自賄方式により、これまで職員及び調理員等の不断の努力により「安心・安全な学校給食の提供」に努めてまいりましたが、建設から４５年が経過しており、施設の老朽化及び衛生管理等の課題もありますことから、今年度新たに「学校給食の在り方検討委員会」を教育委員会内に設置し、将来に向けた安心・安全な給食の提供について、検討・協議に着手してまいります。

次に「学校運営の改善」について、教職員の働き方については、着実に改善に向けて取組を進めておりますが、依然として超過勤務の実態が生じております。

「北海道アクションプラン第３期計画」及び「上富良野町業務推進計画」に基づき、引き続き「子どもに向き合う時間を確保する」ため、校務支援システムの活用による情報や教材の共有、学習支援員等の効果的な活用など、業務量の軽減化を図ってまいります。

近年、教育改革が求められる中、変革する国や道の動向や様々な教育活動の取組について、情報収集を進めるとともに、学校教育アドバイザーを学校教育指導主事に変更し、学校に対する迅速かつ的確な指導により、さらなる学校運営の改善を進めてまいります。

また、部活動の地域移行につきましては、学校現場の実態を把握するとともに、指導者等の意向を尊重しつつ、他地域の状況も情報収集しながら進めてまいります。

次に「学校安全教育の充実」について、活火山十勝岳を有する本町では、自然災害がいつでも起こり得る環境にあるため、自主的に命を守る行動を身につけておくことが極めて大切であり、近年、児童生徒の生命にも影響を及ぼす温暖化に伴う熱中症への対応も共有しておくことが重要であります。

「子どもの危機管理初期対応マニュアル」に基づき、十勝岳の噴火発生時の対応をはじめ、熱中症予防、熊出没など、緊急事態における児童生徒の安全確保に向けて、関係機関との連携を図り継続して取り組んでいくとともに、各学校の避難訓練や防犯訓練及び町の防災訓練と連携した取組などの安全教育に対する支援に努めてまいります。

さらに、児童生徒の登下校時の安全につきましては、「通学路安全推進会議」による危険箇所の確認や住民会・町内会による登下校時の「見守りパト

ロール」など、関係機関と連携し、地域総ぐるみで児童生徒の見守りに努めてまいります。

６項目「上富良野高等学校への総合的支援」についてです。

上富良野高等学校では、「十勝岳ジオパーク学習」を含め、地域探究活動などの特色ある教育活動を進めており、町といたしましても積極的に支援してまいります。

本年度も引き続き、通学費や就学支援金、入学準備金の助成、介護職員初任者研修をはじめとする各種資格取得への支援のほか、希望者を対象に給食の提供を継続してまいります。

また、これまでと同様、地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に向けて取組を進めてまいります。

次に、社会教育推進目標に関連する５項目について申し述べます。

１項目「家庭と地域の教育力の向上を図り、青少年の健全育成を推進する」についてです。

家庭の教育力向上と子育て支援の推進につきましては、家庭における子どもたちの人格形成に必要な「基本的生活習慣」と「調和の取れた心身」を育むことが教育の原点であります。このことから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「生活リズムチェックシート」の活用などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解を深めるとともに、町内の認定こども園と連携し、家庭教育学級など学習機会の提供や子育て研修会等との情報共有に努めるとともに、子育てサークルの活動支援として施設利用の促進を図ってまいります。

また、町内の認定こども園、小学校等への本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操教育への取組など、関係機関と連携し充実を図ってまいります。

地域の教育力向上につきましては、放課後の児童が「安全で楽しく安心して過ごせる居場所」としての「放課後クラブ・放課後スクール」の運営を継続し、内容の工夫・充実に努めながら、子育て支援の推進を図ってまいります。

また、小・中学校接続事業として、中学校に進学する小学校６年生を対象に、町内３校の児童が交流する機会を設け、中学校進学への不安を和らげ、進学に対する期待を持つ機会となるよう「かみふっ子フレンドキャンプ」を継続してまいります。

さらに、青少年リーダーとして仲間意識を育むよう「なかよしサミット」「通学合宿」などを開催するほか、青少年海外派遣人材育成事業として、青少年期における海外でのホームステイ等による生活・文化体験や語学研修を行い、グローバル化や価値観の多様性に対応していく人材を育成するため、中学生・高校生を対象とした海外派遣研修を引き続き進めてまいります。

今年度は３年ごとに実施しております青少年国内交流事業について、小学校４年生から６年生を対象に、友好都市提携している三重県津市等に派遣し、津市安東小学校児童と交流するとともに、郷土歴史学習に取り組んでまいります。

団体育成につきましては、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会など自主的活動を尊重し支援するとともに、スポーツ活動及び文化活動の推進を継続してまいります。

青少年の健全育成につきましては、「青少年の健全育成をすすめる会」や「子ども会育成協議会」などの関係団体の活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら、青少年が健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

２項目「社会で活きる力を身につけ、持続可能な潤いのある地域づくりを推進にする」についてです。

各世代における生涯学習の推進につきましては、幼児から青少年・成人・高齢者まで、生涯にわたる各世代の学習活動の継続と充実を図るとともに、ウェルビーイングの向上を目指し、地域資源を生かした教育活動を推進してまいります。

幼児・青少年につきましては、自然体験や生活体験、地域資源を生かしたプログラムの研究を含め、「十勝岳ジオパーク推進協議会」と連携し、取組を進めてまいります。

また、少子化が進む中、ジュニアリーダーの育成が課題であり、子ども会育成協議会と連携し、人材育成に努めてまいります。

成人につきましては、マイプラン・マイスタディ講座など、自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設をはじめ、女性学級による学習機会の提供に取り組むほか、女性連絡協議会の自主的活動の支援を継続してまいります。

高齢者につきましては、「若く老いよう」を合言葉に「いしずえ大学」の学びの機会を継続していくとともに、生きがいづくりとボランティア活動の促進を図ってまいります。今後も高齢者の方々が培った知識や技能を、各種の学習活動や体験活動に生かし伝えていくなど積極的に関わりを持ちながら、学び合い支え合う人づくりを進めてまいります。

なお、各世代・構成団体等につきまして、これまでの生涯学習の在り方や団体活動の環境が大きく変化してきておりますことから、将来に向けての方向性について検討・協議を進めてまいります。

図書館の運営につきましては、引き続き地域おこし協力隊制度を活用した図書支援員配置により、第

４次子ども読書推進計画に基づく児童書の蔵書充実や各世代が読書に親しめる環境整備として、ＳＮＳを活用した情報発信や図書館まつりなどを通じ利用促進に努めてまいります。

さらに、子どもたちの読書への関心を高めるよう、読書スタンプ帳の発行や親子が選んだ絵本を贈る「すくすく絵本」、移動図書活動を継続するとともに、図書館職員による図書館での読み聞かせ会を開催し、ボランティア団体による認定こども園・小学校等での読み聞かせ活動の支援と、各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックの配布を行ってまいります。

また、図書館の「子育て支援・家庭教育コーナー」に、新たに「教育支援センターお勧めの図書コーナー」を設置し、子育て支援、家庭の教育力向上と多様性を認め合う蔵書整備に努めてまいります。

あわせて、各学校図書館との連携事業として、図書館職員を学校に定期的に派遣し、学校図書館の運営を支援してまいります。

なお、図書館が開館２０周年を迎えることから、記念事業を実施し、読書推進と図書館の利用促進に取り組みます。

３項目「豊かな心と健やかな体を育むスポーツ活動を推進する」についてです。

スポーツ活動の推進につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を図るとともに、私たちに多くの夢や感動と楽しみをもたらし、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない重要な役割を果たしています。

それぞれの体力や年齢に応じて多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進委員及びスポーツ団体と協力して各種スポーツ大会やスポーツ教室を支援するほか、指導者の育成に努めます。

青少年等のスポーツ活動の支援について、全国大会への出場に係る助成対象を高校生までに拡充し、さらに強化指定選手等に選出された選手への支援を行ってまいります。

また、町内の高校生以下のパークゴルフ場とスキー場リフト使用料の無料化を継続してまいります。

４項目「郷土を愛し、豊かな情操と創造を育む文化活動を推進する」についてです。

文化・芸術活動の推進につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、文化団体や愛好者と連携し、自主企画芸術鑑賞事業などを通して、芸術・芸能・文化に触れる機会を継続してまいります。

町民芸術鑑賞事業として、芸術や音楽などに接する機会に触れられる芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため、引き続き文化教室を支援し、青少年等の文化芸術活動の支援については、スポーツ活動の支援と併せて見直しを行ってまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて活動を行っている文化芸術活動団体の発表の場として、総合文化祭や富良野地区文化団体交流会の参加など、発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承・発展を目指してまいります。

今年度、文化連盟が創立６０周年を迎えることから、記念事業の実施に際し支援してまいります。

郷土館の運営につきましては、郷土館は十勝岳ジオパーク拠点施設として、展示内容の適時見直しを行い、十勝岳と共生する町の歴史についての造詣をより深めるために、専門職員として郷土学習推進員を地域おこし協力隊制度を活用し募集するとともに、郷土教育の推進のため郷土資料の収集、整理・保存及び「郷土館特別展」等の事業を開催し、郷土館・開拓記念館に訪れ郷土に触れる学習機会の充実を図ります。

また、郷土館施設内は、トイレの改修を進めるとともに、今後も整備に努めてまいります。

５項目「生涯学習社会の実現をめざし、生きがい環境づくりを推進する」についてです。

社会教育活動の推進につきましては、「いつでも、どこでも、だれもが」社会教育活動ができるよう、情報共有の充実に努めていくとともに、「人とのつながり」を中軸に「仲間づくり、地域づくり」による持続可能なコミュニティ活動を支援してまいります。

また、地域住民のコミュニティ活動の一環として実施している公民館分館活動につきましては、地域住民自治活動との整合性を含め、見直しを進めてまいります。

社会教育施設の基盤整備につきましては、町民の社会教育活動の核となる社会教育総合センターアリーナ天井の改修及び照明のＬＥＤ化を行い、避難所としての施設機能を兼ね備えるための整備を進めてまいります。また、公民館大ホール屋上と武道館屋上の防水施工及び開拓記念館屋根・外壁塗装の整備を行います。

地域住民の社会活動としての分館施設整備につきましては、各地域の要望に対しまして、随時協議・検討を進めてまいります。

Ｂ＆Ｇ海洋センタープールにつきましては、トイレの改修を進めるとともに、近年の利用状況を鑑み、令和７年度から土・日・祝日のみ１７時までの

開館とするよう見直しをしてまいります。

運動公園広場等における芝生につきましては、昨今株化等が見られることから、芝の養生に向けて整備してまいります。

パークゴルフ場につきましても、改良整備計画３年目を迎え、引き続き３コース目の芝生等の現状を踏まえながら、良好なコースとなるよう整備を進めてまいります。

今後においても、利用者が利用しやすい各種施設の維持管理に努めるとともに、ニーズの多様化に対応するため、各団体や地域の御意見を伺いながら、維持管理の向上と有効利用が図られ、多くの方々が安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上、令和７年度の教育行政執行方針に関する主要な方針について申し上げました。

上富良野町教育委員会として、家庭・学校・地域・行政による連携を深めながら、まちの豊かな資源を学校教育、社会教育のそれぞれの場面で効果的に活用し、学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさを実感できる教育の実現を図ることにより、生涯を通じて「主体的に学び続ける意欲」と「自分らしさを大切にする自己肯定感」を持ち、「持続可能な地域づくりを担う人材育成」に取り組んでまいります。

町民の皆様、議員の皆様並びに関係機関、団体の皆様の御協力を心からお願い申し上げ、令和７年度の教育行政執行方針といたします。

令和７年３月３日、上富良野町教育委員会。

○議長（中澤良隆君）　以上で、執行方針の説明を終わります。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は、１１時５分といたします。

―――――――――――――――――――――

午前１０時５０分　休憩

午前１１時０５分　再開

―――――――――――――――――――――

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

続きまして、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について、関連がございますので、財政調整基金の一部支消、公共施設整備基金の一部支消及び十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についてを一括して説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま、町長から令和７年度の町政全般の執行における基本的な方針について、また、教育長からは教育行政の方針について述べられました。

その方針等に沿いまして編成いたしました令和７年度の各会計予算のうち、まず一般会計予算の議決対象項目の部分について御説明申し上げます。

それでは、各会計予算書の１ページをお開きください。

議案第１号令和７年度上富良野町一般会計予算。

令和７年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８６億９，３００万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４億円と定める。

それでは、２ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

１款町税１０億５，１３４万２，０００円。

２款地方譲与税１億３，９５０万円。

３款利子割交付金４０万円。

４款配当割交付金４４０万円。

５款株式等譲渡所得割交付金７６０万円。

６款法人事業税交付金２，２３０万円。

７款地方消費税交付金２億８，３８０万円。

８款国有提供施設等所在市町村助成交付金５，８９０万円。

９款環境性能割交付金１，６１０万円。

１０款地方特例交付税４５０万円。

１１款地方交付税３３億５００万円。

１２款交通安全対策特別交付金１３０万円。

１３款分担金及び負担金１，０２９万８，０００円。

３ページを御覧ください。

１４款使用料及び手数料１億４，０４９万５，０００円。

１５款国庫支出金１６億２，５９４万９，０００円。

１６款道支出金６億２，８７９万２，０００円。

１７款財産収入２，３４０万８，０００円。

１８款寄附金２億３，０００円。

１９款繰入金４億９，０８０万３，０００円。

２０款繰越金８，０００万円。

２１款諸収入２億４，２７１万円。

２２款町債３億５，５４０万円。

歳入合計８６億９，３００万円となっております。

続いて、４ページをお開きください。

２、歳出。

１款議会費５，７７１万９，０００円。

２款総務費１２億３，５９９万４，０００円。

３款民生費１８億９，７８４万５，０００円。

４款衛生費１２億４，５３６万２，０００円。

５款労働費６８万円。

６款農林業費７億６，３９６万４，０００円。

７款商工費２億１，１４９万３，０００円。

８款土木費９億２，３００万円。

９款教育費６億５，５５５万円。

５ページを御覧ください。

１０款公債費８億３４５万４，０００円。

１１款給与費８億７，７９３万９，０００円。

１２款予備費２，０００万円。

歳出合計８６億９，３００万円となっております。

続いて、６ページをお開きください。

第２表は、債務負担行為を設定している庁舎高速プリンター機器更新事業など８事業について、その期間及び限度額を記載しております。

それぞれの事業期間に応じて経費を計上し、事業を取り進めてまいります。

続いて、７ページを御覧ください。

第３表は、地方債の限度額を延べ１６件、３億５，５４０万円と定め、各項目の起債の方法、利率及びその償還方法等について記載しております。

特に、将来の財政見通しが不透明であることから、できる限り後年度の負担の抑制を図るよう、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事業及び緊急性、必要性の高い事業に絞り、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

また、財政上の特別措置であります過疎債について、ハード事業として、上富良野地区道営農村地域防災減災事業など５事業、そして、町単独ソフト事業といたしまして、ラベンダーハイツ事業特別会計繰出しなど８事業に対して発行を見込んでいるところでございます。

それでは続きまして、令和７年度一般会計予算に併せ、一括上程いただきました議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消について、議案第３５号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について及び議案第３６号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、その要旨を御説明申し上げます。

これまで進めてきました安全・安心な暮らしの確保、地域の魅力向上への取組、地域経済の活力再生に向けた各種政策を継続することはもとより、新たに実施する事業の判断においては、政策調整会議において事前評価により、各種地域振興策への対応をはじめ、病院建設の償還費に備えた当初予算における減災基金１億円の確保を図ったほか、他の公共施設や公共インフラの老朽化に伴う長寿命化対策に対する費用を確保するよう、所要額を措置したところであります。

これらを見込んだ収支の財源調整につきましては、各目的基金からそれぞれ使用目的に沿った繰入れにより対応したところでありますが、その中で、公共施設整備基金につきましては、緊急性や必要性の高いクリーンセンター施設改修、島津構造改善センター屋根改修など、多額の費用が必要となる施設の老朽化対応の財源に充てるため。そして、十勝岳と共生するまちづくり応援基金につきましては、これまでふるさと納税事業といたしまして、町に寄せられた寄附について、その寄附者の意向に沿い、十勝岳と共生するまちづくり応援基金に積み立てたものについて、十勝岳ジオパークの拠点施設であります郷土館の整備事業、そして、花の百名山富良野岳高山植物ガイドブック制作事業等の財源として活用しているところでございます。

また、継続する物価高騰、労務単価の上昇等の影響による委託経費、工事請負経費など、経費の増大から、財源調整のための財政調整基金の一部を使用することで、最終的な財源調整を図り、令和７年度予算を調整したところでございます。

このようなことから、上富良野町財政調整基金、上富良野町公共施設整備基金及び十勝岳と共生するまちづくり応援基金の各基金条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

初めに、議案第３４号を御覧ください。

議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消について。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用す

るため、上富良野町財政調整基金条例第６条第３号の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、支消金額、１億６，３００万円。

２、使用目的、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため。

３、使用年度、令和７年度。

議案第３５号を御覧ください。

議案第３５号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第６条２号の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、支消金額、１億３，２５０万円。

２、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

３、使用年度、令和７年度。

続きまして、議案第３６号を御覧ください。

議案第３６号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について。

十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部を次により使用するため、かみふらのふるさと応援寄附条例第１０条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、支消金額、１，９５０万円。

２、使用目的、十勝岳噴火災害の歴史を後世に伝える事業及び十勝岳ジオパークの取組の財源に充てるため。

３、使用年度、令和７年度。

以上で、令和７年度上富良野町一般会計予算の議決対象項目及び各基金支消議案の説明といたします。

○議長（中澤良隆君）　次に、国民健康保険特別会計予算及び関連がございますので、国民健康保険財政調整基金の一部支消について並びに後期高齢者医療特別会計予算について、一括して説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君）　続きまして、議案第２号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の８ページを御覧ください。

議案第２号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

令和７年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１億７，５２４万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

９ページを御覧ください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

１款国民健康保険税２億４，１８６万３，０００円。

２款国庫支出金４万６，０００円。

３款道支出金８億１，３７６万８，０００円。

４款財産収入１，０００円。

５款繰入金１億１，７２０万円。

６款繰越金１，０００円。

７款諸収入２３６万１，０００円。

歳入合計は１１億７，５２４万円であります。

１０ページを御覧ください。

２、歳出。

１款総務費４，１６６万円。

２款保険給付費７億７，３８２万４，０００円。

３款国民健康保険事業費納付金３億３，４３９万９，０００円。

４款財政安定化基金拠出金１，０００円。

５款保健事業費２，３１９万９，０００円。

６款基金積立金１，０００円。

７款公債費９，０００円。

８款諸支出金６５万４，０００円。

９款予備費１４９万３，０００円。

歳出合計は１１億７，５２４万円であります。

次に、１１ページをお開きください。

次に、令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計に併せ、一括上程いただきました議案第３７号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

令和６年度から１１年度までの、第３期のデータヘルス計画に基づきまして、近年医療費に占める慢性心疾患治療者の割合が増加していることから、令和７年度から特定健診において、血液検査及び尿検査の項目を追加し、その結果を踏まえ、心臓機能の低下を防ぐための保健指導を実施し、心不全の発症を予防し、医療費の軽減につなげることとするためのものであります。

このようなことから、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の規定に基づきまして、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案につきまして朗読し、説明といたします。

議案第３７号を御覧ください。

議案第３７号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消について。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例第６条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、支消金額、３４６万５,０００円。

２、使用目的、国民健康保険事業の円滑な運営に必要な財源に充てるため。

３、使用年度、令和７年度。

続きまして、議案第３号令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして、御説明申し上げます。

予算書の１１ページを御覧ください。

議案第３号令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和７年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億１３７万２,０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

１２ページを御覧ください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

１款後期高齢者医療保険料１億３,２６４万５,０００円。

２款使用料及び手数料１,０００円。

３款繰入金６,０５１万１,０００円。

４款繰越金１,０００円。

５款諸収入８２１万４,０００円。

歳入合計は２億１３７万２,０００円であります。

２、歳出。

１款総務費１,２３０万７,０００円。

２款広域連合納付金１億８,８９５万３,０００円。

３款諸支出金１１万１,０００円。

４款予備費１,０００円。

歳出合計は２億１３７万２,０００円であります。

以上で、議案第２号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の議決対象項目の説明、議案第３７号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消についての議案説明、議案第３号上富良野町後期高齢者医療特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長（中澤良隆君）　次に、介護保険特別会計予算について、説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君）　続きまして、議案第４号令和７年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

予算書の１３ページを御覧ください。

歳入でありますが、介護保険料につきましては、被保険者数を３,３５６人、前年比３３人減と収入見込みを立てております。

国、道の支出金及び支払基金交付金につきましては、介護給付費、調整交付金、地域支援事業交付金を各制度により計上し、また、一般会計繰入金につきましても、介護給付費、地域支援事業、低所得者の保険料軽減強化に伴う公費負担をルールどおりで計上しているところでございます。

次に、歳出でありますが、保険給付費につきましては、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、特定入所介護サービス等々を令和６年度の実績見込みを参酌しまして１７３万３,０００円減額で計上しております。

また、地域支援事業につきましても、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業・任意事業を令和６年度の実績見込みを参酌して２０４万１,０００円減額で計上しております。

以下、議案を朗読し説明といたします。

なお、議案説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので、御了承願います。

議案第４号をお開きください。

議案第４号令和７年度上富良野町介護保険特別会計予算。

令和７年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１億１,８５８万７,０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

１４ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

１款介護保険料１億９，４１７万１，０００円。

２款分担金及び負担金３４万１，０００円。

３款国庫支出金２億６，８４２万９，０００円。

４款道支出金１億５，２１５万３，０００円。

５款支払基金交付金２億６，７９５万７，０００円。

６款財産収入１，０００円。

７款繰入金２億２，９１５万６，０００円。

８款繰越金１，０００円。

９款諸収入６３７万８，０００円。

歳入合計１１億１，８５８万７，０００円。

１５ページを御覧ください。

２、歳出。

１款総務費５，８３７万４，０００円。

２款保険給付費９億７，６９５万７，０００円。

３款地域支援事業費８，１９９万３，０００円。

４款特別給付費６万円。

５款基金積立金１，０００円。

６款諸支出金２０万２，０００円。

７款予備費１００万円。

歳出合計１１億１，８５８万７，０００円。

以上で、議案第４号令和７年度介護保険特別会計予算の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について、説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（深山　悟君）　続きまして、議案第５号令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、その概要を申し上げます。

予算書の１６ページをお開きください。

歳入でございますが、サービス収入につきましては、利用目標人数を特別養護老人ホーム４８．５人、ショートステイ５人、デイサービスセンター１８人と収入見込みを立てております。

また、繰入金につきましては、円滑な事業運営と経営の安定化を図るよう経営安定化対策等として、一般会計からの繰入金を計上しているところでございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、職員人件費及び施設維持管理経費等により適正な施設運営を図るとともに、四つのサービス事業に必要な介護士・看護師等の配置により、介護サービスの安定提供を図ることとしているところでございます。

以下、議案を朗読し説明といたします。

なお、議案説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

では、１６ページを御覧ください。

議案第５号令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計。

令和７年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億８３２万５，０００円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２，６２０万円と定める。

続いて、１７ページを御覧ください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

１款サービス収入２億８，０１２万６，０００円。

２款使用料及び手数料２万４，０００円。

３款財産収入１，０００円。

４款寄附金１，０００円。

５款繰入金１億２，８１２万９，０００円。

６款繰越金１，０００円。

７款諸収入４万３，０００円。

歳入合計は４億８３２万５，０００円でございます。

２、歳出。

１款総務費２億４，４１８万６，０００円。

２款サービス事業費１億６，１１３万７，０００円。

３款基金積立金１，０００円。

４款予備費３００万円。

５款繰出金１，０００円。

歳出合計４億８３２万５，０００円でございま

す。

以上で、議案第５号令和７年度ラベンダーハイツ事業特別会計予算の御説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　次に、水道事業会計予算及び簡易水道事業会計予算並びに公共下水道事業会計予算について、説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地　敏君）　続きまして、一括上程いただきました議案第６号令和７年度上富良野町水道事業会計予算、議案第７号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計予算及び議案第８号令和７年度上富良野町公共下水道事業会計予算につきまして、議決対象項目について御説明申し上げます。

１８ページを御覧ください。

議案第６号令和７年度上富良野町水道事業会計予算。

（総則）

第１条、令和７年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第１号、給水戸数、３，８９５戸。

第２号、年間総給水量、６８万２，４５３立方メートル。

第３号、１日平均給水量、１，８７０立方メートル。

第４号、主な建設改良事業。

イ、配水管布設工事２，７０７万１，０００円。

ロ、電気計装設備更新工事２４２万円。

ハ、量水器検満工事２，４０８万５，０００円。

（収益的収入及び支出）

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第１款水道事業収益１億５，６７４万８，０００円。

第１項営業収益１億４，６３９万４，０００円。

第２項営業外収益１，０３５万４，０００円。

支出。

第１款水道事業費用１億５，６７４万８，０００円。

第１項営業費用１億３，２６８万２，０００円。

第２項営業外費用１，３８４万８，０００円。

第３項特別損失３０万１，０００円。

第４項予備費９９１万７，０００円。

（資本的収入及び支出）

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額７，０３２万５，０００円は、過年度分消費税資本的収支調整額２，１４１万７，０００円、過年度分損益勘定留保資金４，８９０万８，０００円で補塡するものとする）。

収入。

第１款資本的収入２，９４６万５，０００円。

第１項企業債２，４１０万円。

第２項負担金４１万５，０００円。

第３項他会計負担金４９５万円。

支出。

第１款資本的支出９，９７９万円。

第１項建設改良費６，５９０万６，０００円。

第２項企業債償還金３，３８８万４，０００円。

１９ページをお開きください。

（企業債）

第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債目的を上水道事業とし、限度額を２，４１０万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費２，０６０万６，０００円。

（たな卸資産購入限度額）

第８条、たな卸資産の購入限度額は、１，１５９万９，０００円と定める。

続きまして、簡易水道事業会計の予算につきまして御説明いたします。

２０ページを御覧ください。

議案第７号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計予算。

（総則）

第１条、令和７年度上富良野町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第１号、給水戸数、２８９戸。

第２号、年間総給水量、７万３１０立方メートル。

第３号、１日平均給水量、１９３立方メートル。
第４号、主な建設改良事業。
イ、電気計装設備更新工事７，９０１万３，０００円。
ロ、量水器検満工事１２９万７，０００円。
（収益的収入及び支出）
第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入。
第１款簡易水道事業収益６，９６０万１，０００円。
第１項営業収益１，２７６万８，０００円。
第２項営業外収益５，６８３万３，０００円。
支出。
第１款簡易水道事業費用６，９６０万１，０００円。
第１項営業費用５，９４２万２，０００円。
第２項営業外費用４６６万１，０００円。
第３項特別損失５万円。
第４項予備費５４６万８，０００円。
（資本的収入及び支出）
第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２，９２６万円は、当年度分消費税資本的収支調整額７３７万５，０００円、過年度分損益勘定留保資金１，４４８万２，０００円及び当年度損益勘定留保資金７４０万３，０００円で補塡するものとする。）。
収入。
第１款資本的収入１億４６３万６，０００円。
第１項企業債７，９００万円。
第２項他会計出資金２，５６３万６，０００円。
支出。
第１款資本的支出１億３，３８９万６，０００円。
第１項建設改良費８，１１２万９，０００円。
第２項企業債償還金５，２７６万７，０００円。
２１ページをお開きください。
（企業債）
第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債目的を簡易水道事業とし、限度額を７，９００万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。
（一時借入金）
第６条、一時借入金の限度額は７，９００万円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
第１号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。
（他会計からの補助金）
第８条、簡易水道事業に充てるため、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、３，３７８万５，０００円である。
（たな卸資産購入限度額）
第９条、たな卸資産の購入限度額は７０万７，０００円と定める。
続きまして、上富良野町公共下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。
２２ページをお開きください。
議案第８号令和７年度上富良野町公共下水道事業会計予算。
（総則）
第１条、令和７年度上富良野町の公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。
第１号、処理戸数、３，１００戸。
第２号、年間有収水量、７５万９，７７６立方メートル。
第３号、１日平均有収水量、２，０８１立方メートル。
第４号、主な建設改良事業。
イ、根幹的施設建設工事委託２，５００万円。
ロ、公設桝新設工事８００万円。
（収益的収入及び支出）
第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入。
第１款下水道事業収益３億３，４２６万８，０００円。
第１項営業収益１億４，４３５万５，０００円。
第２項営業外収益１億８，９９１万１，０００円。
第３項特別収益２，０００円。
支出。
第１款下水道事業費用３億３，４２６万８，０００円。
第１項営業費用３億１，９０５万６，０００円。
第２項営業外費用１，４５６万２，０００円。
第３項特別損失５万円。
第４項予備費６０万円。
（資本的収入及び支出）
第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８，５５６万２，０００円は、過年度分損益勘定留保資金１０６万５，０００円及び当年度分損益勘定留保資金８，４４９万７，０００円で補塡す

るものとする。）。
収入。
第１款資本的収入１億２，８４３万８，０００円。
第１項企業債３，６９０万円。
第２項他会計出資金７，８９６万７，０００円。
第３項補助金等１，２５０万円。
第４項負担金７万１，０００円。
支出。
第１款資本的支出２億１，４００万円。
２３ページをお開きください。
第１項建設改良費３，３００万円。
第２項企業債償還金１億８，１００万円。
（企業債）
第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的を公共下水道事業とし、限度額を３，６９０万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。
（一時借入金）
第６条、一時借入金の限度額は３，６９０万円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。
第１号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
第１号、職員給与費１，７５１万円。
（他会計からの補助金）
第９条、公共下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、８，１４７万２，０００円である。
以上で、議案第６号令和７年度上富良野町水道事業会計予算、議案第７号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計予算及び議案第８号令和７年度上富良野町公共下水道事業会計予算につきまして、議決対象項目についての説明といたします。
○議長（中澤良隆君）　次に、病院事業会計予算について、説明を求めます。
町立病院事務長。
○町立病院事務長（長岡圭一君）　続きまして、議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、議決項目について御説明申し上げます。
２４ページをお開きください。
以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。
議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計予算。
（総則）
第１条、令和７年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。
第１号、業務量。
イ、病床数、一般病床、３０床。
ロ、定員数、介護保険施設入所、４０人。
ハ、患者数、年間３万３，９９０人、１日平均１２７人。
入院患者、一般病床、年間９，４９０人、１日平均２６人。
外来患者、年間２万４，５００人、１日平均１０１人。
ニ、入所者数、介護保険施設、年間１万２，７７５人、１日平均３５人。
第２号、主要な建設改良事業。
イ、町立病院改築整備事業、４億３，６６３万４，０００円。
（収益的収入及び支出）
第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入。
第１款病院事業収益１１億９，５８６万１，０００円。
第１項医業収益６億５６１万５，０００円。
第２項医業外収益、４億１８１万５，０００円。
第３項介護保険施設事業収益、１億８，８４３万１，０００円。
支出。
第１款病院事業費用１１億９，５８６万１，０００円。
第１項医業費用９億３，５８６万７，０００円。
第２項医業外費用７，１５５万２，０００円。
第３項介護保険施設事業費用１億８，８４３万１，０００円。
第４項特別損失１，０００円。
第５項予備費１万円。
（資本的収入及び支出）
第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入。
第１款資本的収入４億５，６９２万１，０００円。
第１項出資金１，１４２万１，０００円。

第２項補助金９００万円。
第３項企業債４億３，６５０万円。
支出。
第１款資本的支出４億５，６９２万１，０００円。
第１項企業債償還金７７８万７，０００円。
第２項建設改良費４億４，９１３万４，０００円。
（企業債）
第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
町立病院改築整備事業(外構・解体工事、工事監理業務)に係る限度額を４億３，６５０万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表に定めるとおりであります。
（一時借入金）
第６条、一時借入金の限度額は、４億５，０００万円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。
第１号、医業費用と医業外費用との間。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
第１号、職員給与費７億３，８１１万８，０００円。
第２号、交際費３０万円。
（他会計からの補助金）
第９条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は１億６，２２７万３，０００円である。
（たな卸資産購入限度額）
第１０条、たな卸資産の購入限度額は、１億２，７２２万３，０００円と定める。
以上、令和７年度上富良町病院事業会計予算の議決項目につきまして、御説明といたします。
○議長（中澤良隆君）　以上で、議案の説明を終わります。
ここで、昼食休憩といたしたいと思います。
再開は、午後１時です。

午前１１時５９分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（中澤良隆君）　昼食休憩を解いて、会議を再開いたします。
これより、質疑に入ります。
これからの質疑につきましては、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといたします。
なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例により概括的範囲とし、１人１回限りといたします。
これより、質疑をお受けいたします。
○議長（中澤良隆君）　３番湯川千悦子君。
○３番（湯川千悦子君）　町長にお伺いします。
１３ページの観光・交流のところについてですけれども、先日、議会懇談会で参加された方が言っておられたのが、町が行っているラベンダーフェスタはプアーツーリズム、ただ見て帰るというようなことだと思うのですけれども、町として、令和７年のイベントにおいて、例えば駐車場の有料化など、町にお金が落ちる仕組みについて検討する必要があると考えます。
それと、町民の方々が期待している花火の開催はどのように考えておられるのでしょうか。
あともう一つ、私、何度も質問してしつこいと思われるかもしれませんけれども、令和７年の道の駅構想について、どのような団体と話合いを持ち、どのような準備を進めていくのか、町長の考えを伺いたいと思います。
以上です。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。
○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。
まず、観光と交流について、特に最初はラベンダーフェスタです。通過型から経済的な効果を求めて、滞在しなくてもお金を消費してもらう、もちろん滞在してもらうということがいいかと思いますが、それについて、なかなか滞在というのはベッド数も限られておりますが、一足飛びにはなかなかそこまでには行きませんが、その前にお金を消費してもらうということについては、いろいろ考えていかなければならないと思っております。
町場の商工、飲食等を含めて、そこで食事をしてもらうですとか、今、議員がおっしゃった駐車場の有料化ですとか、いろいろなことが考えられると思います。それについては、実行委員会とよく相談しながら決めていきたいと思っております。
同じく花火についても、町民の方から非常に多くの要望が寄せられているということは承知しております。それにつきましても、安全対策はもちろんそうなのですが、渋滞等、その部分の安全対策も含めて、十分実行委員会のほうで検討して、やはり日にちをどうするか、ラベンダーフェスタの最終日に合わせるのか、また別の日に設定したほうがいいのかなども含め、広く検討していかなければならないと考えております。

最後に、道の駅についてですが、令和７年に町民を交えて、勉強会のようなツアーのようなものを企画して、機運醸成に努めていきたいと考えておりますが、どこの団体を対象にしようかというのは、今のところは全く白紙で、広く町民の方に声をかけて、研修、機運醸成を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　最初に、今、町民の多くが物価高騰という状況の中で、大変な苦境に追い込まれているという状況があります。引き続き、やはり上富良野町のなりわいや、町民の生活を守るために、しっかりとした物価高騰対策に対する支援が引き続き求められていると思いますが、今後、この点について、令和７年においては、どのような対策を取られるのかお伺いいたします。

次に、商工業についてお伺いいたします。

今、人口減少ということの中で、商店街の閉店や廃業が相次ぐという状況になっております。同時に、購買力も低下するという状況になっているというのが現状であります。

そういう意味では、購買力を高め、また、そのための具体的な支援策が必要かと思います。それと同時に、当然、新規の起業ということで支援策も講じられておりますが、よりその内容を深く分析しながら、何が足りないのかというところをもっと掘り下げた展開をしながら、企業誘致や、あるいは後継者の育成につなげるという、こういった人口の増にもつなげるというような、そういった対策が必要かと思いますが、この点についてどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、観光振興についてでありますが、インバウンドの需要の掘り起こしということが掲げられております。そのとおりだと思います。同時に、また既存の観光の掘り起こしというのも大事になってきていると思います。ただ、この間のまちの観光の問題、あるいはそれに関係する業者の方の話を聞いたら、何となくまちの観光推進という点では分かるのだけれども、一体感がないと。もっと真剣になって、観光需要をどのように掘り起こすのかということを、もっと探って、懇談もしてほしいという声が聞かれるという状況になっています。そういう意味では、一体的な取組を進めるための関係者はじめ、商工会も含めてですが、そういった意見を酌み上げる、そういった対話と評価をもっとすべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、農業の問題についてお伺いいたします。

今、全国的にも、上富良野町についてもそうですが、高齢化ということが大きな社会問題になってきております。いかに新規就農される方を同時に増やすか、あるいは既存の後継者育成につなげていくかということが、大事な要素になってきていると思います。それで、新規就農者や後継者をいかに育て支援するかという点で、一体的な農業の後継者を育成するための支援策を講じなければならないと思います。こういった意味では、他の先進的な取組を見ますと、しっかりとした、農業振興計画にも書かれておりますが、農業指導者をはじめ、経験を積んだ農業者をはじめ、そういった方々が一体的になって、新しく農業を始めたい、あるいは後継者の人が農業をしたいということで、やはりそういった系統的な支援をしている自治体がうかがえます。そういう意味で、もっとこういったことをしながら、上富良野農業を支えて、そして特色ある地元の農産物を使いながら６次化に結びつけるような、そういったさらに充実するということが一層求められてきていると思いますが、この点についてお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、行政の運営についてでありますが、この中にも地方創生にふさわしい住民自治の補完という形で、柔軟に機能的な組織体制の機構構築をするということがうたわれております。この柔軟な機能的な組織体制の構築というのは、何を指しているのかお伺いいたします。

あわせて、組織ですから、当然人材の確保は必要になってきています。この間、いろいろな諸事情で職場を離れるという方が出てきているかと思います。今、働き方改革という形の中で、いかに安心して働けるような組織体制をつくるのかということが問われているかと思います。そのためには、人員の確保ということが当然課題になってくるかと思いますが、そういう意味では、今後、職員定数の見直しをするのかどうなのか。あわせて、この機能的な組織体制というのは、さらにデジタル化という形の中で人員削減の方向に進むのか、町長、この点、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思っております。

次に、教育の問題についてお伺いしたいと思います。

この教育行政執行方針の中に、教育支援システムという形の中で、タブレットによる学習教育が進んでいると書かれております。同時に、今、社会的に問題になっているのは、このタブレット端末を利用することによって、子どもたちの健康被害の影響という問題が浮かび上がってきております。また同時に、ここで見なければならないのは、教員が活用できるような支援システム、支援員の確保をどうするのかという問題と併せて、個人情報の保護をどうす

るのかという問題も含めて、これの対策を講じなければならないと思っております。

確かにこういうものを通じて、先生方の働き方改革という形の方向に進むということは大変よろしいかと思います。また一方で、見なければならないのは、これだけでは先生方の働く環境の整備というのが整わないと思っております。当然、今言われているのは、やはり学校教員を増やすということだということが叫ばれております。しかし、なかなかこれは思うようにいかないということで、これは国の関係もありますが、上富良野町の現場を見ていましても、こういう課題があるかと思っておりますので、こういう問題についても、積極的に教育長は国に対しても少人数学級の実現と併せて訴える必要があると思いますが、この点。

さらに、教育費の保護者負担の軽減では、入学準備金や他の合わせた教育費の負担軽減ということが課題になっているかと思いますが、こういう問題についても、どのように取り組まれるのかお伺いいたしたいと思います。

次に、インクルーシブの教育でありますが、これは当然いろいろな形で支援が必要な子どもたちが増えてきているということであります。あわせて、ここで問題にしなければならないのは、ただ、つじつま合わせでこういう子どもたちを普通学校で勉強させるということではなくて、やはり子どもたちのそれぞれの個性、これをいかに伸ばしていくかというところが、今必要な課題と思っておりますので、こういうものも含めながら、インクルーシブ教育の流れをつくっていくということが必要だと思いますので、今後の考え方についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、物価高騰対策です。物価高騰対策は、いろいろ報道でも伝えられているとおり、今相当に上がってきております。賃金も上がってきておりますが、当然、賃金に関係ない人といいますか、賃金上昇の恩恵にあずかれない人、給与所得以外の方もおりますので、特にそういう生活の困窮者といいますか、弱者の方に対しては常に目を配っていかなければならない、気をつけていかなければならないと思っております。

また、給与所得者におかれましても、物価高騰というのは相当家計にダメージといいますか、影響がありますので、その辺も含めながら、年間を通してタイムリーなといいますか、適時、必要な施策は打つように考えていかなければならないと考えております。

続きまして、商工業につきまして、商店街の廃業等あります。購買力の低下、そういうのも叫ばれておりますが、商店街といいますか、商業につきましては、新規の方、継承される方に、当然今までどおり補助施策も取っておりますので、それらを利用することと、購買力の低下は、人口が減少化してきたり高齢化してくると、購買力が一般的に下がると言われておりますが、それに対応するためには、やはりなるべく町内で調達してもらうということと、あと交流人口、先ほどの観光の話にもなりますが、町外から来たお客様が、ぜひ上富良野町内で消費してもらう、そういう交流人口、そういうことも考えて商工業の振興を図っていかなければならないと思っております。

同じく、企業誘致につきましても、これはなかなか、毎年１件か２件、もっとレアな数字的には数になろうかと思いますが、既存の企業の方のラインを増やしたり、そういうことはもっとハードルが低いと思いますので、そういうことの働きかけも含めて行っていきたいと考えております。

あと、観光につきまして、インバウンドの掘り起こし、これはインバウンドだけではありません。国内の方もそうですが、掘り起こしというのは、非常に重要なことだと思っておりますし、行政だけではなく、議員おっしゃるとおり、関係団体の方と十分協議をしながら、一体感を持って同じ方向に向かっていくということが非常に重要なことかと考えておりますので、こちらのほうは一体感を持って進めていきたいと考えております。

農業につきましては、上富良野の基幹産業ということで、非常に大切な６，０００町歩、これを維持していく、農地を守るということは、これから行政としてしっかり守っていくような施策を取りたいとは思っております。

一方で、高齢化という問題が、議員おっしゃるとおりありまして、この高齢化の後を事業継承したり、また新規で就農したりして補っていかなければなりませんので、それらについては、既存の事業継承もそうですし、新規の就農に関しても、十分といますか、今も既存の政策で支援をしておりますが、議員おっしゃるように、他自治体の施策等も参考にしながら、今やっていることが全ていいと、それに固執することなくいろいろな調査研究を進めて、効果的な施策を取れるようにしていきたいと考えております。

行政運営、柔軟で機能的なというのは、いろいろ人的に、組織的に、横断的に仕事が柔軟にやれるのがいいというのもありますし、仕事の内容が縦割りでがちがちというよりも、行政課題が、住民のニー

ズが日々一昔前とかなり変わっていると思います。今後も高齢化が進むにつれて、今まで地区住民会とかコミュニティーが支えていた部分とか、これから行政が関わっていかなければならない部分も想像されますので、今までの既存の考え方に固執することなく柔軟に、仕事の内容についても柔軟に、そういう意味で、機能的な組織を臨機応変につくっていければと考えております。

人員削減とＤＸの関係ですが、ＤＸが人員削減と、直接は私の中では考えておりません。職員の定数というのは、自治体の人口規模なども考慮しなければなりませんので、そういうことの要因のほうが大きいと思っております。現在、ＤＸが進んで、職員の数が、手間が、そこに人を割かなくてもまだ行政課題はいっぱいありますので、現在のところは定数の削減とＤＸは、今のところといいますか、私の中では直接は結びついていない、別のものと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　４番米澤議員の教育行政執行方針に対する３点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の学習支援システムの導入により、子どもたちへの現況に及ぶ課題、また教職員に対する課題等についての御質問でございましたが、まずこの学習支援システムは、タブレットを導入した段階で、やはりある程度紙の教科書からデジタル教科書ということで、今まだ完全ではございませんが、今、併用期間ということで進めております。現在、授業の中でも紙の教科書を使いながら、デジタル教科書も使いながら、そして、先生方もプリントを紙で渡す宿題もありながら、この学習支援システムによって、実は自宅学習もできるようになっています。これのよさは、最大限申し上げますと、個の学習の進み方によって学び直しができる点でございます。私も一度ちょっと使わせていただいたのですが、例を挙げて言いますと、九九の掛け算で何の段まではできるけれども、何の段が苦労しているという子たちは、自分のなかなか理解できないところに、何度もこの学習支援システムを使いながらチャレンジできる。それに、そこのところをクリアした子は次の段階に進めるという形で、かなり個別対応型の学習の教材となっておりますことから、このシステムにつきましては、我が町にとっては、インターネットではなくて、各学校で全ての子どもたちのタブレットにダウンロードしまして、各学校から持ち帰ったときには、家庭でそのシステムが、電源を入れていただきますけれども使えるようなシステムになっています。そのことから、先ほど御心配いただきました個人情報の保護についても、その子その子たちのタブレットの進捗状況で先生方が確認できるようになっておりますことから、まず本人、本人の家族、そして学校との連携は、このような形で構築させていただいています。

次に健康被害ですが、タブレットを使うのは、開始から終わりまで全てタブレットを使うということはしてございません。そこは柔軟に学校授業の中では、タブレットを使いながら調べ学習をするとか、皆さんで画面に出されたもので協調するということになっていますので、その辺の時間配分は先生方のほうで構築されております。ただ心配なのは、おうちに帰ってからそのタブレットをどれぐらい使うのかということを御心配かと思いますが、今ちょっとその辺につきましては、学校から家庭へＰＴＡのほうを通じまして、どれぐらい使っているのかという調査はまだ実施はしていませんけれども、我が町、ちょっと残念なことに家庭学習に時間をあまり割いていないことから、学力の向上も見られていないということになっていますので、この辺はまだまだ、このタブレットを使うことを促進するよりも、家庭学習にきちんと学習が学べるようなことを進めていきたいと考えております。

なお、議員のほうから健康被害についての御質問いただきましたので、十分現場ともその辺については情報共有して、タブレットというよりも家庭内ゲーム機器を長時間使わないような指導はしていきたいと考えております。

次、教職員の働き方改革ですが、この学習支援システムを使いますと、かなり先生方の個別に対する教育的指導が個別になってきたと。何せ私が受けてきた昭和の教育は、同じプリントが出されて、それでできたかできなかったか、できなかった子に先生が個別に教えていたという、昭和の教育だったのですけれども、今は本当に個別に先生が回ってきたときには、既にタブレットで、どの子がどこまで習熟できているかというのが分かるようになっておりますので、先生も、そこに入る補助員も、個別にそこへ行って小さな声で、どこで迷っているのかなというのをリサーチできるような、実はシステムになっていますので、かなりそこは個別で先生方の働き方にも影響が出てくるのではないかと期待をしているところでございます。

次に、２点目の保護者負担でございます。

保護者負担につきましては、教育委員会で持っています就学援助につきましては、これまで令和６年度に引き続き条件は改正しておりませんが、引き続き対象となる要保護、準要保護の皆様には十分制度

を理解した上で、教育委員会のほうに申請をしていただいて、就学援助等については対応していきたいと思います。

令和６年度から、このタブレット持ち帰りが始まりましたので、オンラインによる使用料も、この中に十分含まれておりますので、そういうことで皆様には周知させていただいて、推進していきたいと考えています。

最後に、３点目のインクルーシブ教育に対してですが、議員も御質問のとおり、ただいま通常教室の中に特別支援のお子様たちの机も全部入れて、朝の会、あと全体学習の時間をなるべく集団で受けられるような環境を整えております。ただ、国語、算数、個別における、個別の習熟によって、やはり特別支援の必要なお子様には、通常学級での学習はかえってストレスがかかることから、それは個別によって、特別支援の先生方と特別支援教育支援員、上富良野小学校には４名、西小学校には１名、上富良野中学校に１名、この６名の教職員資格を持った者を町が任用し、ここは適正に個別に対応させていただいています。なお、道からも特別支援の教員の配置についてもいただいておりますが、昨今、全国において教員の成り手がいないということで、北海道としても教員の成り手不足は私も情報を聞いておりまして、全道の教育長部会においても、何とか教員を早く確保できるように、実は今、大学３年生から、教職員の希望がある方についてはリサーチをして、ぜひ教員としての受験をしていただくようにしたり、また、いっとき何らかの状況でお辞めになられている方、またお休みになられている教員も多数いらっしゃると聞いていますので、そこは道教委としましても、改めてお声をおかけして、次なる道を、町というか、全体の子どもたちの教育に関わっていただけるように取り組んでいただいております。私のほうでも、いろいろな働き方がありますので、そういう人材の方がいらっしゃいましたら、何とか町の子どもたちの教育のために、そういう人材の方を探しながら、何とかいい教育に結びていきたいと考えておりますので、障がいのある方もない方も、そこを理解しながら、今、町の教育は進めております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほかにございませんか。

１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　令和８年度より全国で本格的実施となる、こども誰でも通園制度についてですけれども、この中で、保育士の確保のために就労支援金及び家賃補助事業を実施してまいりますとありますけれども、これは現在勤めておられる保育士を含めて支援されるということなのでしょうか。

あともう一つ、情報化という項目の中で、高速通信環境が整い、様々なインターネットサービスを快適に利用できる環境が整っておりますとなっておりますけれども、公衆無線ＬＡＮとかの増設とか整備はある程度されたという認識なのでしょうか。

関連して言えば、商工業でキャッシュレス化を推進している中で、そういう無線ＬＡＮが町なかにあると取り組みやすいのかなとも思うので、御質問させていただきます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

保育士の家賃補助につきましては、新しく採用される方からの補助になります。既存の方ではなくて、新しい方から年限を区切っての支援になります。

もう１点、通信環境について、公衆無線ＬＡＮの状況ですが……。

○議長（中澤良隆君）　企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君）　１０番井村議員からありました執行方針に係ります情報化の部分の高速情報通信環境の説明ですが、この部分につきましては、全域に公衆無線ＬＡＮが整備されたということではなくて、これまで課題でありました光サービスが市街地に限定されて農村部はなかったという部分が、今、市街地も郡部も全て同じ高速通信ができる環境が整っているということで、こちらのほうに記載をしているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほか質問ございませんか。

５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　全般的に携わるところで、町長にお伺いいたします。

まず、税収が下がっていったり、労働力が減っていったり、ソーシャルワーカー、エッセンシャルワーカーが減っていく全ての要因というのは、やはり人口減少だと思うのです。令和７年に特化するところではないのかもしれませんが、人口減少と、今、５年から始まっております過疎ですね。この過疎からの脱却というものを目指していかなくてはいけないと思うのですが、まず７年度に人口減少対策、そして過疎対策について、町長はどのような見解を持っていらっしゃって、どのように進めていくのかお伺いします。

そして、あわせてですけれども、今年度も残念ながら、財政調整基金の一部１億６，０００万円ほど

を崩す現況になっております。この間、地方創生も含めてですし、いわゆる臨時財政対策債の発行がなくなることもありましたけれども、この間、地方交付税というのは微増でありますが我が町においても増えている状況にあって、特に７年度は公債費、大型償還がちょっと落ち着くというところがあった年ではありますけれども、すぐに町立病院やこどもセンターをはじめとする大型の起債の償還というのがもう既に待っております。

加えて、需要費であったり、人件費であったりという、いわゆる義務的経費、扶助費も含めた義務的経費が加算していく中で、やはり７年度をきちんとベースとして無駄を省いていかないと、ますます町の財政というのは厳しくなっていって、財政の硬直化というのが進んでいくと懸念されるわけです。ことわざにもあるように、「入りを量りていずるを制す」というのが基本的な、一般家庭でもそうですけれども、特に財政を預かる身としては、しっかりと歳入が保障されてからこそ歳出を組んでいかなくてはいけないというのは、一丁目一番だと思っております。

そのような中、歳入のほうをいかに増やしていくか、これは様々な国からの補助であったり、ふるさと納税も含めてそうでしょうけれども、そういった入りをどういうふうに７年度は進めていくのかをお伺いしたいと思っております。

財政調整基金もいよいよ２億１，０００万円という、非常に厳しいお財布になっているところでございます。減債基金に積み戻しもありますけれども、様々なところで利活用ができるというところでは、やはり財政調整基金をしっかりと増やしていかないと、本当に投資的経費であったりとか、これからかかってくるものに対しての対応というものができなくなると考えるのですが、この辺をどういうふうに考えていらっしゃるか。地方創生２．０、こういったところをしっかりと生かしていきながら、まず歳入の確保を進めていくことが大事な１年になると思うのですけれどもいかがかと。

あわせて、特別養護老人ホームのラベンダーハイツについても言及がありました。私、決して特養を悪者にするつもりはございませんけれども、一体いつまでこのマイナスを補填していかなくてはいけないのか。今年度ベースでも既に５，０００万円の上乗せをしていかなくてはやっていけないとなると、過去の赤字が雪だるま式に増えていく中で、ここに書いてあるのは、利用人数を増やした中で、歳入を、赤字を少しでも埋めていくというようなことが書いてありますけれども、一方で介護保険のほうの会計を見たときには、もう既に高齢者の数と利用者のことから今年度においては微減している中にあって、では施設介護について、そこに本当にお金を費やしていくことが、今後続けていけることになるのかということを懸念してお伺いいたします。

もう１点が、様々な利用料、手数料の見直しを図っていく、これは私、大変必要なことだと考えております。歳入を図る面においても、受益者負担がこの時世において、しっかりと見直さなくてはいけないというのは重々理解いたします。ここでお伺いしたいのは、それは聖域なき見直しなのか、一部の方が利用するものについての見直しではなく、本当に幅広くやっていく、そういう覚悟があるのかをお伺いいたします。

続いて、令和８年度からスタートするというような皮切りではありましたけれども、宿泊税について、今年度、北海道が進めていくところにおいても、近隣の町村でも導入について様々な検討が図られておりますが、宿泊税については目的税として、しっかり全徴収がされるようなことで進めていくのか、はたまた町としてどのような考え方でこれを徴収していくのか。せっかく８年度から進めていくような考えがあるのであれば、７年度はどういう研究をなさっていくかをお伺いいたします。

続いて、教育長にもお伺いさせていただきます。

大変すばらしい執行方針を読ませていただきました。ぜひ上富良野の児童生徒が健やかに育っていっていただきたいと思っている中で、上富良野は顕著な事例ではまだございませんけれども、やはりいじめであったり、それから全国的に増えている不登校問題というのが、若干ではありますがゼロではありません。特にいじめは、近隣の大きな市でも大変悲しい事件もありましたとおり、全ての携わった子どもたちだけではなく、周りの大人も不幸になる大変悲しいことであります。上富良野町において、事前の発生をさせないような方策といいましょうか、きめ細かい対応であったり、子どものＳＯＳ発見を早くするというのもありましたが、なかなか言えない子どもたちについてのしっかりとしたケアをどのようにされていくのか。また不登校、この間、教育支援センターの開設によりまして、様々な理由によりましてなかなかおうちから出られない、そしてまた学校の門をくぐれない、そういった子どもたちの居場所をつくっていただいて、先進的な取組で大変すばらしいと思っております。

我々の時代とは変わって、様々な教育の在り方というか、学校との関わり合い方があります。そして、オンラインで授業もできるということではあります。もちろん子どもたちの、児童生徒のメンタルもありますから、大人が強要するということは望ま

しくはないのかもしれませんが、このような様々な便利なツールができたから学校に行かなくていいということではなく、やはり全ての児童生徒が、「学校って楽しいんだ」と、「行ったらすごくわくわくするんだ」というような、そういう教育の場つくりに対してどのような方策を取られるのか。

最後になりますけれども、児童生徒の隠れ貧困が昨今話題になっております。特に食育等を含めて食の安心・安全を進めていらっしゃることには敬意を表します。一方で、学校が休業中の夏休み、春休み、冬休み、そういったときに給食が出なくて、おなかをすかせている児童生徒も中にはいらっしゃると伺っております。子ども食堂のような子どもたちが、気が置けなく、本当に地域で支え合えるような、そういった食育といいましょうか、支えというのは７年度はどのように考えていらっしゃるか、最後にお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず１点目、人口減少、過疎についてですが、人口減少というのは日本国内で起こっていることで、なかなか非常に人口減少を止めるというのは難しいことです。過疎についても、大都市に集中、一点集中しております。東京、北海道でいえば札幌、その札幌でさえ減ってくるような状況で、なかなか日本全体が厳しい状況に置かれていると、人口に関してはそう思っております。

我が町においても、毎年、亡くなる方が１５０人ぐらいで、生まれる方とその差が１００人ぐらいで、自然減だけでも１００人というのはなかなか厳しいと思います。だからといって、決してこのまま放置していいとは思っておりませんので、その中でも、しっかりと特に若い人ですね、労働人口が移住定住できるような、首都圏から移り住んでもらうような移住定住と言われるものもそうですが、転勤で、仕事の関係で上富良野にたまたま来た方に気に入ってもらって家族で住んでもらうという、それも含めて移住定住だと思いますので、そういう若い方が住んでくれるような元気なまちになれば、人口が減少してもしっかりと回っていけるような、そういうコミュニティー、まちづくりを目指していきたいと考えております。

次に、財政の見通しにつきまして、いろいろ御心配いただきましてありがとうございます。

令和７年度につきましても、財政調整基金１億６，０００万円ほど、そこで調整させていただきました。

歳出に関しては、無駄を省くといいますか、行政効果の薄いものといいますか、やはり優先順位がありますので、どうしても財政の規模に合わせて、やはり優先順位をつけて、高いほうからやっていかなければならない。そこから漏れたものはできないと、しっかりと優先順位をつけて歳出を考えていくというの非常に重要なことだと思っております。

一方、歳入を増やすというのは、国、道の補助金、交付金、地方創生２．０にしっかりかみ合うような施策で財源を確保していくのと同時に、もう１個、ふるさと納税という制度も十分有効な手段でありますので、これらを合わせてしっかりと歳入は確保していかなければならない、努力していかなければならないと思っております。

次に、ラベンダーハイツについてですが、いわゆる赤字なのですが、おっしゃるとおりなのですが、ただ、本当に赤字だからすぐやめられるのかというと、そういう性質のものではないと私は考えておりまして、なかなか民間がやっても黒字にならないところを、やはり行政がそういうところをしっかり、ニーズもありますので、だからこそ、民間で成り立たないところだからこそ、しっかりと行政が支えて、そういう人たちのニーズに応えていかなければならないということは思っております。

ただ、おっしゃるとおり、赤字だからと最初から諦めて、赤字が何ぼでもいいのかというと、そういうことは決して思っておりませんので、その中でも赤字幅を少なくするように、そういう努力はしっかりとさせていただきたいと思いますし、ではどこまで行けるのだと、具体的な数字は示すものはないのですけれども、やはり町民の方がそれでもやってくれという、そういうニーズがあれば、それはやるべきだろうと、ある程度はですね。青天井ではありませんけれども、しっかりそこは町として努力していかなければならないような施設、施策だと思っております。

続いて、歳入の確保についてですが、歳入については、しっかり聖域なきといいますか、一般的に、特に例外を設けて、ここは削除とか、ここはちょっと違うとか、そういうことはございません。一般的にはしっかりと住民の方に適正な御負担を求めていかなければ、丸々税金だけでやると、なかなか行政サービスも数が限られてきますので、受益者の、受益サービス受ける方の負担もしっかりと考えながら、聖域なきといいますか、あらゆることについては、しっかりとその辺を考えて見直しは随時行っていきたいと思っております。

宿泊税につきましては、目的税ですので、北海道の宿泊税をもちろん念頭に置いておりますが、だからおんぶして我々もついていこうというものでは本

末転倒で、やはりしっかりとした目的がなければ、目的税ですので目的をしっかり立てて、それでもし行うとした場合ですけれども、一番業者の方に負担のないやり方、定率なのか定額なのかも含めて、どういうやり方がいいのか、そういう順番で、しっかり何のためにこれを使うのかという目的を、これは行政だけではなくて、まちの方としっかり相談して、７年度はそういう年になると思いますが、まず道の宿泊税がどういうものかというのも、そのすみ分け、ここは宿泊税がかからないも含めて、しっかりと研究をしていくのも一つですし、同時に、我々がもし宿泊税を頂いた場合も目的をしっかりと、これがないと目的税としてはちょっといかんなと考えておりますので、しっかりとした目的、それを皆さんと考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　５番金子議員のいじめ、不登校の問題についての御質問にお答えさせていただきます。

なお、３点目の子どもに関わる隠れ貧困、学校給食だけについては私のほうから答弁できますが、この隠れ貧困につきましては、保健福祉部局である、そちらのほうの計画案件で出ておりますので、そちらは町長ないし担当課長から御説明かと思います。

１点目のいじめの課題についてでございますが、現状を申し上げますと、令和６年度のいじめ問題の調査の結果は、我が町において、小学校で１件、中学校で４件のいじめを町として認知しております。ただ、このいじめの認知というのは、相手が嫌がることだということで、それに対して相手の方もそういうことをしたということで、全てこの４件とも学校内で、今現在、解決しております。

ただ、そのうちの１件は、スマートフォンによる画像を送り合った関係で、大変ここはトラブルになりまして、ここは保護者も入れまして、きちんと子どもたちも呼んで、きちんと対応したところでございます。今現在、子どもたちは中学生だけではなくて、小学生の頃からスマートフォンを持たせているというのも、ＰＴＡの方、また学校のほうからも聞いておりますので、それで私、今回何度も、この教育執行方針にも書きましたが、ＳＮＳを利用した子ども同士のＬＩＮＥグループだとか、コミュニケーションツールにつきましては、やはりきちんと保護者の管轄の下、また私たち教育委員会としても、教育行政をつかさどる者として、きちんとその辺については、指導干渉をしながら指導していきたいと、それで私も言葉に書きましたが、決して初動対応が遅延することなく、ある程度のところで察知できたら、すぐそこについて事実を確認し対応していきたいと考えております。いじめについては以上のとおりでございます。

次に不登校でございます。不登校の問題につきましては、これは令和４年度から今現在、教育支援センターを立ち上げて対応させていただいておりますが、今年も不登校児童につきましては、小学校、中学校において、現在２９名ということで、町の中で確認をしております。そのうち２９名中、既に教育支援センターで通所して登録している方は２４名、５名の方は他の機関を利用している方、またこれから利用しようとする方ということで、全ての児童生徒並びに保護者との関係性は取れているところでございます。

学校のほうで、今、議員から御質問があったように、決して学校に行かなくていいということは言っておりません。子どもたちも実は特別授業のときなど楽しい授業のときは、運動会とか、実は修学旅行にも参加できたり、学校祭にも出てきてくれたり、やはり子どもたちもその場その場で、御両親と、保護者の方ともお話ししていただいて、このときには学校に行くとか、このときはちょっと無理かなということで、実は午前中教育支援センター、午後から学校、午前中学校行って午後から教育支援センターとか、いろいろと今使い分けながら、子どもたちは学習の場を選択していただいております。これは学校は楽しいところだ、友達と会うことを楽しみにしているということはもう基本でございますので、そこは基本とし、ただ絶対的学校ということは、今、私は述べてきておりませんので、実は町民の方からも怒られます、教育長が学校に行けと言わないから、子どもは学校行かなくなったのではないかという、町民の厳しい声もいただいておりますけれども、そういう方たちには丁寧に、ちょっと今時代が変わりまして、今、子どもたちに起きている状況、あと保護者がもうすっかり、そういうことで保護者が一番参っていることも、十分私は町民の方の声に丁寧にお答えさせていただいて、うちのまちの子どもたちが、もしかしたらまちの中で歩いていたら、今日天気いいねと声かけてやってくださいとか言いながら、うちの我が町にいる子どもたちを、地域みんなで育んでほしいということで、今お願いをしているところでございます。

本当にそういうことで、決して教育支援センターだけで全て抱えられるわけではございませんので、これからも保健福祉課の関係機関とは連携し、子どもたちのあるべき場所、あるべき育ち方を支援してまいりたいと思います。

ただ、小学校、中学校で不登校なのですけれど

も、高校にはしっかりと通信教育もありますし、地元の高校もありますので、先日も地元の高校を無事卒業され、専門学校、就職というふうに春を迎えた学生もいるのを見て、私どももほっとしているところでもございますので、今、町が進めていることは、しっかりと今、道になっていると思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　子ども食堂の関係については、保健福祉課長から答弁をさせます。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君）　５番金子議員の子ども食堂というか、子どもの貧困対策という形での所管が保健福祉課になりますので、私のほうからお答えさせていただければと思います。

貧困というか、低所得者世帯、あるいはひとり親家庭については、そういった子育てが大変だという世帯があるという声をいただきまして、このたび、７年度予算で計上させていただいておりますが、基本的な生活習慣の習得であるとか、あと学習支援というのが低所得者世帯では足りないというようなデータがありますので、その辺のことを補完するべく、７年度予算のほうで、こどもの生活・学習支援事業ということで、今回提案させていただいています。この中身については、学習支援もそうなのですけれども、簡単な、食堂まではいかないですけれども、軽食の提供というのは実際考えておりまして、ひとり親で御飯がなかなか提供が難しい家がたまにあったりすると、そこに行けば、毎日ではないですけれども、軽食を提供して、少しおなかを満たすような、そういった事業を今考えているところでございます。これにつきましては、道のひとり親家庭等生活支援事業補助金というのを活用しまして、町内１か所で設置する予定でございますので、そういった子どもの貧困対策についても、また教育委員会と連携を十分に取りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほかございませんか。

１１番北條隆男君。

○１１番（北條隆男君）　まず最初に、ゼロカーボンについてですけれども、公用車については、町長、どういうふうに考えているのか。全部というわけにはいかないと思うのです。まして、防災の関係もあるから、それに対して何割ぐらいをいつぐらいまでに電気にするとか考えているか。それが１点。

次に、共同利用の火葬場ですけれども、道路も８年度から使うようにしなければ、単純に今の３倍ぐらいになりますよね、利用度が、人口割からいくと。それで、現状の基線から火葬場までの道路があれでいいのかどうかというのは検討したのか。これからするという話なのだけれども、それで間に合うのか間に合わないのか。

それともう１点、家賃のほうの関係ですけれども、保育士の関係で、ラベンダーハイツの介護士とか看護師などの関係も考えると、そちらも進めたほうが、これから人手が足りなくなるという話があるのであれば、その辺はどういうふうに考えているか教えてください。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１１番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、ゼロカーボンについて、公用車の考え方ですが、北條議員おっしゃるとおり、全部が全部電気とかには、いろいろ現場に行ったり、また札幌とか遠くに行く場合もありますので、全部が全部とは思っておりませんが、できる限りハイブリッドも含めて、電気自動車はちょっと入れて経過を見ていますが、軽を入れましたが、町内で乗っている限りではそんなにも不都合、不具合は報告を聞いておりませんので、町内に限れば電気自動車も可能なのかとは思っておりますが、全部電気にすると、行けるところ、範囲も狭まったりするので、ゼロカーボンに向けては、ハイブリッドも含めて燃費のいい車も含めて、何台という具体的な数字の計画は持っておりませんが、基本的にはそういうふうに考えております。

火葬場の取付道路といいますか、基線から入っていくところは狭く感じて、木が迫っていまして、それは、令和７年、来年度にはいろいろ検証します。木が迫っていまして伐採で済むのかどうか、それとも道路を直さなければ駄目なのかも含めて、これは中富良野と共同で、７年度はいろいろ道路以外にも不都合があるのかないのか、どうしようかという解決も含めて検討していきたいと思っております。

三つ目、家賃につきまして、令和７年度から、保育士の分について、エッセンシャルワーカーといいますか、大事な基礎、社会を支える方ということで、議員おっしゃるとおり、看護師ですとか介護士もいわゆる社会を支える重要な職業です。特に保育士を先に急いだのは、かなり保育士の確保について切迫しているものがありましたので、保育士は急ぎましたし、今後、やはり看護師、介護士についても、今は町立病院で、看護師は幸いにそろっていますが、どういう状況になるか分かりませんので、介護士も含めて、それは念頭に置いております。今後、そういう状況になったときには、家賃がいいの

か、借り上げてそこに住んでもらうのがいいか、いろいろ支援策は考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　私のほうから、町長に対して２点と、教育長に対して１点、御質問いたします。

１点目が、１４ページにある雇用対策に関して、まさに今もお話に出ていたところではありますが、介護士や保育士、その他にも今年からまた取り組むようなＵＩＪターンやハローワーク等もろもろ、昨日、たまたまＫＡＭＩＦＵ ＬＩＦＥのホームページをちょっと拝見していたときに、町内の事業所を探すのであればハローワーク富良野、奨学金のことであれば企画商工観光課、これは雇用ではないですけれども、農業に関しては農業振興課等、やはりいろいろな窓口があると、これから上富良野に来て働こうとする方からすると、少し安心感が持てないのかなと思ったりするところもあり、まさに、雇用対策に力を入れていくのであれば、町長の掲げているワンストップの旗の下、雇用情報から住環境の提供など一貫して対応できる組織づくりが必要になってくるのではないかと考えますが、この点、町長の考えをお伺いいたします。

続いて、１９ページの広域行政の推進に関してであります。

葬斎場に関して、中富良野町との共同利用に歩み始めているように、老朽化した施設の在り方を検討していく上では、近隣や隣接自治体との連携は今後の住民サービスの維持検討をしていく際に、選択肢の大きな一つになり得ると考えております。

そこで、令和７年度においては、現在、広域で取り組んでいる事業以外にも新たな取組などを議論していくようなお考えはあるのか、お伺いいたします。

続いて、教育長に対して。

新年度には、ジオパークの全国大会が行われることとなっております。教育長の施行方針の中では、ジオパークに関しては、上富良野高校への支援であったり、幼児・青少年の体験学習などであったり、あとは郷土館の改修であったりとか、そういった点では触れられておりましたが、このジオパークの全国大会という機会を、学校教育であったり社会教育の現場でも何か生かすお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、雇用の役場の窓口の一本化ということで、非常に窓口が一本化すると、来るお客さんにしてはすごく便利だと思っておりますが、なかなか保育士であったり看護師であったり、一方、農業であったり商業であったり、対応する人が全部制度を覚えるというのは、なかなか難しい部分もありますけれども、そういう部分と、あと農業だと離れていると。でも、議員おっしゃるように、役場なら役場で済んだほうが便利だというのはおっしゃるとおりですので、どういう在り方、情報の提供も含めて、どういう窓口がいいのかというのは、今後しっかり調査研究も含めて考えていかなければならない課題なのかなと、今は思っております。

もう１点、広域についてです。今、広域連合でやっているものと、広域連携でやっているものがございます。中富良野との火葬場、これは２町ですけれども、それが一番最新のものですけれども、令和７年度においては、特に新たにまた違うことを違う市町村ということは今のところはありませんが、今、広域連携のごみ処理の共同処理は、次の焼却炉、今、上富良野で燃やしていますが、それをどうするのかというのは、今の既存の広域の中で話し合っております。新しい枠組みではありませんけれども。ですので、令和７年度に新しい何かを新たにどこかの市町村と連携して行うということは、今のところはございません。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　１２番小林議員のジオパーク全国大会に関わる教育行政についての御質問にお答えいたします。

まず、教育委員会としましては、ジオパーク全国大会の実行委員とも名前を連ねておりますことから、町内の小学校、中学校、高校においても実行委員の一員とならせていただいております。

まず、学校教育としましては、既にもう２０年近くやっております砂防ダムの見学会をはじめ、上富良野町は十勝岳の麓にある学校現場ということで、これは子どもだけではなく以前は、コロナ前は保護者の方も一緒に勉強する機会をいただいたところなのですが、現在は子どもだけの学習となっておりますことから、その辺も後々少しずつ活火山を抱えるまちとしての現状と今の進めている内容については、ぜひ多くの皆さんに知っていただきたい内容だと感じております。

実行委員のメンバーにも各学校機関が入っておりますので、この全国大会期間は学校行事は全て外しておりまして、もし小学校、中学校は、そこで何か子どもたちが参加できるような内容があれば、ぜひ参加するように進めるよう取り組んでいきたいと思っています。

特に高校、これは地元の高校は既に探究活動で、かなり十勝岳の学習は進めておりますので、もしこの大会の中で、高校生が活躍できる場面があると、地元の高校としてもＰＲできるので、去年の下北半島でしたか、町長からも聞いているのですけれども、そこでもかなり学生が活躍していたと聞いていますので、この辺については、ぜひ私のほうからも、そのような活躍の場面を期待しているところでございます。

次に社会教育は、やはりここは拠点施設である郷土館を中心としたいのですが、なかなか小さくてかわいらしい施設ですので、施設展示も限られておりますが、今年２月、３月にやっている上富良野町にある鉱物というか石なのですけれども、それで誕生石を実はスタンプラリーしましたら、１か月で年間の３分の１来るという大変な入場にぎわいで、子どもだけではなく親子や、実はカップルでお越しになられている方もいて、ぜひそこに来たお客様に対しましては、今、土・日・祝日しか開いていないものですから、かなりそこで混雑をしているということで、ぜひ２階も見ていってくださいということで、今、郷土館を中心に、そのようなやはり子どもも興味を引く、もしかしたら親もそれについてきて一緒に見ていただくような事業もすごいとてもよかったねというふうに、先日も文化財保護委員からも評価をいただいておりますので、これも含め、四季により川の事業、山の事業、いろいろと草花もありますし、うちのまちにはあらゆる自然がありますので、これは社会教育分野として、ジオパークの事務局と連携した、子どもたちに郷土学習は進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほかございますか。

７番茶谷朋弘君。

○７長（茶谷朋弘君）　まず、町政執行方針の中から、６ページの交通安全・防犯についてお伺いしたいのですけれども、昨今の交通事故の内訳を見てみますと、やはり観光客であったり外国人の方の事故が多く、一時停止の無視とか速度超過、あと冬での交通事故が増えていると、上富良野町に限らず他町でも多くニュースになっているのですが、これに対する対策として、外国語表記の検討をするというような内容が町の計画に書かれていたのですが、それを促進するとともに、あと町民に対しても、事故が多いエリアの注意喚起みたいなものもできたらいいと思うのですが、今後もインバウンド需要も増え観光客も増え、交通事故が増えていく可能性がある中で、今後考えている交通事故に対する対策、もしあればお伺いいたします。

続きまして、有害鳥獣に関して、昨年から自分も一般質問させていただいたのですが、様々な報道で、猟友会とまちの関係とか、熊に対する法律の改正などがニュースで上げられていますが、昨年度の執行方針等を見て、内容が特にほぼ変わっていないこともあり、質問させていただきたいのですが、今後、猟友会のほうからも、町または警察との合同の訓練など、新しい施策ではないですけれども、そういうものが必要だという意見がすごい上げられているのですが、令和７年度において、新たにそういう計画があるのかお伺いいたします。

続きまして、移住定住に関して、各議員おっしゃるとおり、人口減少が進む中、町長も公約の中に移住定住というものをよく掲げられていますが、この執行方針の中で、一つ気になったのが、シーズンステイ住宅に関する文書が、昨年度から見て欠けている部分があったので、前年度やっていたところが廃止になったのか、たまたま抜けていたのかお伺いします。

また、移住定住対策に対して、力を入れるということであれば、もう少し執行方針の中でも、新たな施策ではないですが、強い意思を示してほしかったところなのですが、改めて移住定住に関して、町長の令和７年度の見解をお伺いします。

続きまして、教育長に教育執行方針でお伺いするのですけれども、ちょっと気になっているところがあって、学校の施設維持管理計画というものの中で、急激な少子化の進行により、将来的に小学校の統廃合なども考えられると思うのですが、上富良野西小、東中小あたりの、今すぐという話ではないと思うのですが、今後の統廃合みたいなものに関する基準みたいなものがもしあれば、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずは交通安全と防犯ということで交通安全ですが、交通事故は、外国人も含めてレンタカーがすごくまちに入り込んでおりますので、しかもナビで入ってきますので、基線から入ってきて町道を来たり、また、青い池に行くときも町道を利用して、すごく細かいところで最短ルートなどが表示されますので、まちの中まで入ってきているなというのは、それは事実だと思っておりますし、それに伴って事故が増えているのだろうと、これは想像ですけれども、そういう結果は容易に想像できます。

外国人も当然含まれますので、英語表記の看板などは当然用意していかなければならないと思ってお

りますし、あわせて、議員おっしゃるとおり、多発するところが何か所かあろうかと思います。危険というか、構造的には大して危険ではなくても、片方に一時停止があって、そこはレンタカーなどは見落としやすいようなポイントというのは確かにあるかと思いますので、それらを含めて、住民に周知する、防衛ではありませんけれども、そういう情報提供も必要なのかと、今改めてそういうことも考えなければならないと感じております。

続きまして、有害鳥獣のことについて、計画ですね。猟友会と警察の訓練の予定はということで、担当課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君）　７番茶谷議員の有害鳥獣の関係についての御質問にお答えさせていただきます。

鳥獣保護管理法がございまして、そちらのほうの今現在、法改正がされておりまして、内容としましては、市街地に出没する場合の、これまで警察官職務執行法による射撃、銃の使用ということで、猟友会の依頼で猟友会のほうの責任が問われるというようなことから、今回法律のほうの改正が行われて、今国会に提出されまして、今後、国のほうでそういったガイドライン等が発出されますので、そちらのほうが基本となりますけれども、その内容としましては、警察それから猟友会、そして責任者となる予定であります町のほうで対応するということで、それに当たりましては、そのガイドラインに基づきまして、そういった会議ですとか訓練などを実施していく予定になるかというふうに、現在のところは考えているところでありまして、７年度におきまして、そういった部分が出てきました際には、訓練等も実施することになるかと考えているところであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君）　７番茶谷議員からありました移住定住策に関しまして、昨年あったシーズンステイの分ということの御質問かと思います。

こちらにつきましては、制度自体はまだ来年度も引き続き行うということで予定をしているところでございますが、これまで利用させていただきましたいわゆる民間住宅のほうが、次年度利用ができなくなるという部分と、そういうことから今新しいところを探すことを進めているところなのですけれども、まだ明確に言えないところもありまして、ここの記載から外させていただいたということでございますが、基本制度はありますので、引き続き取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　７番茶谷議員の学校施設維持管理計画につきましての御質問にお答えさせていただきます。

学校施設維持管理計画につきましては、適時学校の施設の維持保存に向けて、今後どのような整備をしていくかということで、教育委員会のほうでは町の総合計画と照らし合わせながら、その計画を持っておりますが、その中に統廃合に向けた計画の位置づけはまだございません。これまで町内においての統廃合が生じた事例としましては、地域で学校の存続が難しいのではないかということは、地域の学校の子ども数がゼロ人に限りなく近くなった場合において、地域からの要望もあり、そのような形での統廃合に至っているのがうちの町の現状でございます。現在ある上富良野小学校はもちろん大きいですし、西小学校、東中小学校においてもまだ在校する地域のお子様は生まれておりますので、ゼロ人というような学年は生じてはいないと聞いております。ただ今年生まれたお子様が６年後入学の予定なのですが、この子どもたちのいる世帯が住所が動いたり、いなくなったりしたときには、数字が動くものですから、大変私どもとしても危惧しているところであり、地域ともその辺については、その推移を情報共有しながら、地域としてはどのような意向があるのか、その辺は適時情報共有はしていかなければいけないということで、今年の執行方針から明記したところでございます。現在のところは持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほかございますか。

８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　私は、町長の執行方針に対して３点ほど、それから教育長には１点ほど質問させていただきます。

１０ページから１２ページにかけての部分についてお伺いをいたします。

まず、農業関係のことについてですが、第９次農業振興計画というのはもう立てられて、我々にも配付されております。町長が答弁されているとおり、この振興計画を基に、いわゆる持続可能な基幹産業としての諸課題とかそういったものの確立のために取組を進めてまいりたいということを執行方針で述べられております。

そんな中、いわゆる振興計画は立てられています。それにひもづけになる実践プランはいまだ我々には配付をされておりません。基本的に計画をス

ムーズに実行するための実践プランだと思っています。ですから、その実践プランがまだ出来上がっていないのかどうなのかお伺いします。

２点目については、農地の流動化対策として、１０年後を見据えた計画的な農地の有効活用を図るため、新たに策定した地域計画に基づき農用地の利用促進を進めてまいりますという文章があります。

こちらについては、これはどういう形のものなのか。去年の執行方針の中でも、このことを策定してまいりますと書いてあります。そして、今回はこれができたから、これに基づいて進めてまいりたいということなのですが、そういった関係の計画も私どもはまだ見ておりません。

３点目ですが、こちらは私が申し上げ、町長も十分御理解しているとおり、上富良野町は基幹産業は農業であります。農業の我々の作ったものが、たくさんの農産物がありますから、まちの消費者に、上富良野町においてはこういったおいしいものがたくさんあるよと、そういった形でいわゆるイベントをやって、農産物フェアみたいな、それをやってＰＲをする、魅力度をアップする、そういうことを推進したいということをうたっています。昨年も同じことが書いてありました。けれども、残念ながら昨年もやらなかったような気がします。これはどういった経過でやらなかったのか、今年は間違いなくやるのか、その辺のところをお伺いします。

次、基本的には公民館分館の関係です。こちら分館活動においては、今後の在り方が今見直されようとしていると聞いております。そんな中で、分館の今後の在り方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業の実践プランですね。計画のほうはできているのだけれども、実践プランのほうはどうなっているのかという御質問ですが、今年、令和６年度中に実践プランをつくるという予定になっておりますので、間もなくプランが完成すると、そしてお教えというか、お配りできると思っております。

３点目の地元の農産物の地産地消といいますか、ＰＲも含めてですが、今年度は内部の人が集まらなかった等々の理由で収穫祭はできませんでしたが、来年度、令和７年度については、いろいろ調整して、収穫祭もしくはそれに代わるようなイベントは開催していきたいと思っておりますし、イベントにかかわらず地場産品のＰＲということで地元で取れた野菜などを、軽トラ市なども含めていろいろな形で町民の皆様に提供されておりますし、そういう機会がもっと増えればいいのかなと思っておりますので、いろいろなアイデア等、またやりたいという方がおられましたら、それに対しては、行政としてもいろいろアドバイスですとか応援等々をしていきたいと、そのように考えております。

以上です

○議長（中澤良隆君）　２点目の農地の流動化に関して、農業振興課長、答弁願います。

○農業振興課長（安川伸治君）　８番中瀬議員の地域計画に関する御質問にお答えさせていただきます。

この地域計画につきましては、これまで人・農地プランということで、５年間の計画を策定したものを、農業者の皆様に活用していただいておりました。これの基になります農業経営基盤強化促進法という法律がございまして、そちらのほうの改正がありまして、この人・農地プランは地域計画という形に名称が変わりまして、期間は１０年間を見込むという営農計画を立てるというものになっております。

また、併せて１０年後の農地の活用についても、その農地ごとに将来計画を立てるということで、その地図も作成するというような内容でなっております。

その法令の改正が昨年度行われまして、今年度中に農業者の皆様に農地と営農計画の情報をいただきまして、今年度末に完成する予定ということになっております。

今後におきましては、１０年間の計画でございますので、各地区の農地の流動化に対応するように考えているところと、あと１０年後、農業を継続されている方がどれぐらいいるかということで、そういった今後の将来の計画に対しましても、今後活用していく予定であります。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　８番中瀬議員の公民館分館の在り方についての御質問にお答えいたします。

明日、一般質問でも受けておりますので、そのときにかなりまた答弁をさせていただくことにはなりますが、今、議員のほうから御質問いただきました私の執行方針に記載しました公民館の分館というものにつきまして申し上げますと、まず公民館は富町に本館が１か所ございまして、社教センターを緑町分館、あと市街地外、郡部において１１か所の公民館分館というのを配置しております。

そこで何が行われるかといいますと、分館長と分館主事を各地区に２名ずつ教育委員会から委嘱し謝金を払って、各地域で活動をしてくださいというの

が名目でございます。

本館は本館として、郡部の方も市街地の方も皆さんその公民館活動には参加できるように、今現在はなっているところですが、この公民館分館を置いたのは昭和４２年に遡りまして、この当時はまだ地区集落で各活動、子ども会から若妻、婦人会、あと若者、青年団、あと高齢者の人たちがそれぞれの公民館の分館を拠点に様々な活動をした時代に、この法施行になって活動を続けていただいておりました。

私、教育長に就任しまして、その後いろいろと理事者とのヒアリングの中でも、コロナがありまして、各活動を自粛せざるを得なかった時期がありましたので、かなり地域も疲弊した実態だったと聞いております。それで、今回、改めましていろいろな情報交換をしましたところ、郡部でも大きな集落を持っているところは役員もきちんと輪番制を引いていたり、皆さん地域で役割を持っているのですけれども、１１郡部の中で約半分以上は、もう地域住民会の役員もやりながら、分館の仕事もやりながら、農業していれば農協の役員もあり、かなり役員の担い手に苦慮しているという意見もございました。その中で、活動自体も見ますと、ほぼ分館事業が住民会活動と重複しておりまして、分館で独自にやっている地区というのは、もう３か所以内ぐらいしか見られなくなり、そういう事態から公民館分館というよりも、まず公民館分館の活動自体を住民会の自治活動と統合してますよねという話を、今年、住民会長と分館長、分館主事と話しましたら、そうなのだよねという地域と、いや、そうではないという地域がありまして、ただ、もう既に私ども教育委員会が進めていく活動は公民館事業も全町ですし、住民会活動で行っているスポーツ活動も全て住民会という名前に統合して、住民会長とスポーツ推進員にも御案内していますので、そういうことで考えますと、そうだよねということで、今回、公民館分館活動につきましては、少し地域の皆様にも御理解をいただいて、先の話にはなりますが、見直しに向けて意見は確認したところです。

ただ、公民館分館がなくなるわけではありません。施設は地域の集会施設として大事な機能を持っておりますので、それの施設維持管理については、これは令和７年度の予算につきましても、教育委員会のほうできちんと活動費も含め対応させていただいて、御利用いただいております。ただ、将来的に住民会自治活動と分館活動、この辺については見直しをしていこうということで話合いを始めたというところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほか御質問ございますか。

２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　町政執行方針に対して、斉藤町長に１点、それから教育行政執行方針に対して、鈴木教育長に１点お伺いいたします。

まず、先般北海道新聞の富良野エリアの半分の記事で、我が町の一般会計予算８６億円、またブルーの切り抜きになっていましたけれども、主要新規事業ということで１０の事業が掲載されておりました。その中で、高齢者施設経営コンサルタント事業、正確には４１８万円ですけれども、４１０万円というのが記事になりました後、町民の方々からも、「これはラベンダーハイツに関してかい？」というような質問等々を受けた中で、これまで町長、就任以降５年目に入りますが、予算特別委員会及び決算特別委員会の中でも、都度、ラベンダーハイツの将来像、早期将来をお示しいただきたいというようなやり取りが、我々議会間の中でも交わされてきております。

今回、この高齢者施設経営コンサルタント事業にかける町長の思いというのがあれば、このようなこれまでのやり取りを基に、やはり将来を早期に皆様にお示ししたいような思いがあるのであれば、そういったことも含めて、同僚議員も経営に関しては先ほど質疑しましたけれども、その赤字部分とかということではなく、ハイツの将来像に関して斉藤町長に思いの確認をさせていただきたいと思います。

また、教育長にお伺いいたします。

厚生労働省の発表によると、令和６年、小中高生の自殺者数は暫定値で５２７人となり、最も多かった令和４年の５１４人を上回り、統計開始である昭和５５年以降、最多を更新いたしました。

悩みを抱える子どもたちをどう支えていくか。全国の自治体、地域ほか、今様々な取組が進められてこようとしております。その中でももちろん当町においても、これまでも様々な施策を展開し、また専門的資格を有する臨床心理士等の人員配置や教育支援センターの効果的な運用を図り、不登校の児童生徒の居場所づくりの確保など、これまでの取組は評価に値します。

本年２月に文部科学省より、令和６年の児童生徒の自殺者数の公表を踏まえた児童生徒の自殺予防に係る取組の強化についての通知があったかと思います。その中には、大きく３点の取組が記載され、１点目、１人１台端末等を活用した心の健康観察について、２点目、教育相談体制の構築、校内連携型危機対応チーム、ネットワーク型緊急支援チームの設置等について、３点目、相談窓口の周知や自殺予防教育の実施等について、これまで以上に取組の強化

が求められております。

いかなる事情であれ、子どもたちが自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、極めて重要に受け止める必要があると考えます。

そこで、令和７年度の教育行政執行において、これまでの町の取組のさらなる強化をどのように図っていくお考えか。また、本年度において、新たな施策展開などの検討がなされるのか、教育長に見解をお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

高齢者の施設４１０万円、これについて、これまでもハイツに関して何度も私の思いを述べさせてもらっておりますが、改めてこの４１０万円のバックグラウンドといいますか、きっかけになっているのは、ラベンダーハイツの施設の老朽化というのが一番これが解決しなければならない問題だと思っております。ただ、ラベンダーハイツのコンサルではありません。ラベンダーハイツを含めた高齢者施設のコンサルとなったのは、これを機に、ラベンダーハイツただ建て替えるだけではなくて、その機能、サイズ感はどれくらいにしたらいいのか、場所はどこがいいのか、今のままでいいのか、それとも病院の近くがいいのかとか、あとサービスの内容、今は特別養護老人ホームと居宅とデイサービスがありますけれども、これがそのままでいいのかも含めて、何がいいのか、公設公営で今行っていますけれども、先ほどの金子議員の質問がありました、赤字ではありますけれども、どうせ赤字なのだからいいだろうと放置はできませんので、これは。なるべく赤字であろうとも他の事業に影響しますので、これは努力して一番いい状態を描いてもらって、それで赤字を縮小して、ほかの事業に影響しないように、ハイツとかほかの高齢者施設の持続的な運営を図っていかなければなりませんので、そういう意味で、ラベンダーハイツだけではなくて、町立病院の新しい病院の介護医療院の４０床も含めて、民間の施設も含めて、どういうサービス内容、サイズ感、場所なども含めて、経営コンサルに、とにかく赤字を最小にするにはどういう組合せがいいのかというのを示してもらって、ひょっとしたら黒字になるかもしれません、分かりませんけれども、とにかく我々だけの知見だけより、コンサルですので我々よりいろいろなことをアドバイスしてもらえると考えておりますので、一番いいベストな答えといいますか、複数の答えを用意してくれると思いますけれども、その中から、我々、皆さんと相談して、将来のまちの施設の在り方、ラベンダーハイツも含めて決めていって、財政負担をなるべく小さくして長くやりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　２番荒生議員からの昨今の子どもたちの自殺者数の増加に伴う上富良野町の次年度への教育行政の取組についての御質問にお答えさせていただきます。

私自身も自殺または命を失うということは決してあってはならないことと感じております。特にやはり心配しているのは、そこまで悩んで命を削らなければならないことが、いつ誰もが気がつけなかったのか、その当事者にしか分からないことが闇に葬られては、これは何の解決にもつながりません。それで、今回私ども教育委員会として、北海道教育委員会からもお勧めがありまして、いじめ問題のアンケートはペーパーでやります。そのほかに、今回、小学校６年生から中学３年生の各クラスごとで、インターネットを活用した学級経営アセスメントツール、ＷＥＢＱＵというシステムですけれども、これを使うことにより、学校生活においてその児童生徒が満足しているかしていないか、自己欲求は満たされているか満たされていないか、自己肯定感はあるのかないのか、そして対人関係での悩みがあるのかないのか、それは誰かに話ができているのかできていないのかというところを、細かくこれもシステムの中で個別のタブレットを使いまして行うことで今年度から導入いたします。質問の内容が詳細に関わることから、今年は６年生からということにしております。

学級経営で一番何が困るかというと、小規模人数の学校はそうでもないのかもしれませんが、やはり何十人もいますと、ある程度のグループ化があったり、個別の一人がいい方もいたりするので、なかなか先生方も悩みどころなのですが、その個々によって、今の子どもたちの中に何が起きているのか、これを客観的にこのアセスメントツールを使いましてきちんと、先ほど荒生議員からも質問を受けました１人１台端末を活用した心の健康観察、これがこのシステムの導入でございます。これを使いまして、システムを使うと、今までペーパーだと、それを業者に送って集計してもらった結果が来るのに何か月もかかって、時間がかかるのですけれども、これをシステム化を使うことによって即座に学校並びに学級、学年で情報共有ができるということで、これを今年導入し、これを効果的に使ってまいりたいと考えています。

それと、先ほど出ていました各学校現場での教育

相談体制だとか、緊急支援チームにつきましては、子どもの危機管理初期マニュアルを改正しまして、学校と教育委員会が連携しまして、各学校においては担任並びに各そこの教務主任、または管理職も踏まえまして、養護教務も入りますが、その中でそのチーム体制については既に構築されております。そちらのほうから、直ちに行政である教育委員会と連絡調整をして対応することで、これについては先ほども申し上げましたとおり、初動対応の遅延、遅滞がないように、教育委員会としては対応してまいりたいと考えています。

最後に、相談窓口の周知や自殺予防教育につきましては、これは相談窓口は先ほども執行方針に述べております。こちらは、今までの相談というのは待つ側です。電話が来る、メールが来る、人が来るという、待つ側ですけれども、今回のこのシステムを使うことで、待っていては防げないこともあるので、やはりこちら側からも声かけをする、その子がどうなのか、そうなったときにその子に対してどういうアプローチをするのか、そこを今年度からスタートさせてみたいと考えています。

自殺予防教育につきましては、これは町の福祉計画にも位置づけられておりますが、町として自殺予防計画を持っています。これは子どもから高齢者まで全ての住民に対して、保健福祉課では自殺予防計画を富良野保健所と連携して、研修並びに講習等をしていただいておりますので、それについてはきちんと連携して教育委員会としても学校職員、ＰＴＡに対しまして周知し、決して悲しい事件が起こらないよう対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（中澤良隆君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１号令和７年度上富良野町一般会計予算から議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計予算までの９件及び議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消についてから議案第３７号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消についての４件につきましては、なお十分な審議を要するものと思われますので、議長を除く１２名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第１号令和７年度上富良野町一般会計予算から議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計予算までの９件及び議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消についてから議案第３７号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消についての４件につきましては、議長を除く１２名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（中澤良隆君）　以上で、本日の日程は全部終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。

明日、３月５日は本定例会の３日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御参集願います。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　御苦労さまでした。

午後　２時４７分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和７年３月４日

上富良野町議会議長　　中　　澤　　良　　隆

署名議員　　井　　村　　悦　　丈

署名議員　　北　　條　　隆　　男

令和７年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第３号）

令和７年３月５日（木曜日）

○議事日程（第３号）

第　１　会議録署名議員の指名について

第　２　町の一般行政について質問

○出席議員（１３名）

１番	佐藤大輔君	２番	荒生博一君
３番	湯川千悦子君	４番	米澤義英君
５番	金子益三君	６番	林　敬永君
７番	茶谷朋弘君	８番	中瀬　実君
１０番	井村悦丈君	１１番	北條隆男君
１２番	小林啓太君	１３番	岡本康裕君
１４番	中澤良隆君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	斉藤　繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	上嶋義勝君
総務課長	上村正人君	企画商工観光課長	宮下正美君
町民生活課長	山内智晴君	保健福祉課長	三好正浩君
農業振興課長	安川伸治君	農業委員会事務局長	林下里志君
建設水道課長	菊地　敏君	建設水道課 建築施設担当課長	狩野寿志君
教育振興課長	高松　徹君	ラベンダーハイツ所長	深山　悟君
町立病院事務長	長岡圭一君		

○議会事務局出席職員

局長	谷口裕二君	次長	飯村明史君
主事	進　梨夏君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１３名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（中澤良隆君）　御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、令和７年第１回上富良野町議会定例会３日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　　般　　の　　報　　告

○議長（中澤良隆君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。

町の一般行政について、湯川千悦子議員ほか９名から一般質問の通告がありました。質問の順序は先例により通告書を受理した順であり、質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

また、本日の一般質問は、６名の議員となっております。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君）　日程第１　会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、

１２番　小　林　啓　太　君
１３番　岡　本　康　裕　君

を指名いたします。

◎日程第２　町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君）　日程第２　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　一般質問させていただきます。

老朽化する公共施設の改修計画及び今後の運営について質問させていただきます。

令和６年３月に改訂された上富良野町公共施設等総合管理計画によりますと、本町では、これまで時代の変化や町民ニーズに対応しながら、公共施設等の整備を進め、老朽化した施設について修繕や改修を行うなど、施設の維持や機能の向上を図ってきています。また、これらの公共施設等は老朽化が進み、安心・安全な利用のためには、建て替えや大規模改修を行うことが必要であり、そのためには多額の費用が必要となってくると示されています。

そこで当町の公共施設等の建て替えや改修をより計画的に進めていかなければならないと考えることから、以下の２点について町長にお伺いいたします。

１、主な公共施設である役場庁舎は、昭和４２年建築で築５７年、公民館は築５３年、さらにラベンダーハイツも築４０年がたち、クリーンセンターも大規模な修繕などが必要な時期を迎えています。加えて、富良野広域連合として運営していますが、建物や機材に関しては自賄いしている学校給食センターも築４５年で老朽化が進んでいます。

これらの公共施設（役場庁舎、公民館、ラベンダーハイツ、クリーンセンター、給食センター）の改修等の優先順位について、町長の考えをお伺いいたします。

さらに、これらの公共施設は建て替え、または一部改修工事を行うのか、着工の予定時期はどのように計画されているのか、併せて、それらに対する財政計画について具体的に伺います。

また、これらの施設を利用する町民がおりますので、町民の意見を聞く機会をどのように考えているのか伺います。

２、現在、富良野広域連合で学校給食や環境衛生センター（生ごみ処理）等を運営しており、ごみ処理についても富良野圏域市町村で連携を行い進めてきています。葬斎場については、隣町との共同運営を行っていく方針と伺っています。

今後、様々な分野において公共施設の広域での運営が求められてくると考えますが、給食センターや消防署、そして介護施設等の改修時期に合わせて、近隣自治体との新たな枠組みでの共同運営を行っていく考えはないでしょうか。

また、それぞれの施設は建設から相当の年数が経過しており、万が一には使用不能になることも想定されますが、そのときの対応について検討されているのか伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の公共施設についての２点の御質問にお答えいたします。

町は、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、将来的な財政負担の軽減や費用の平準化を図り、公共施設等を維持管理するため、平成２９年度

より公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点に立ち、総合的な公共施設の管理を始めたところでありますが、現在は当時１万数千人の人口規模で広域に多くの人が分散して暮らしていたときの状況で公共施設が存在し、持続可能な町を目指すためには、人口規模、道路や通信のインフラの整備状況、車社会の進展、高齢化、核家族化などによる住民や社会のニーズに応じたものにしていかなければならないと考えているところであります。

まず１点目の公共施設の改修等の優先順位についてでありますが、公共施設等総合管理計画において個別の施設について管理をしているところですが、役場庁舎をはじめ各施設間における具体的な優先順位については策定までは至っていないところです。

議員から御質問のありました改修等の優先順位やその予定につきましては、現時点では、具体的な時期を含めて、その具体的内容をお示しできるものは持ち合わせておりませんが、個別施設ごとの今後の方向性に基づき、財政状況を考慮しながら、施設の安全性・機能性・経済性・代替性・社会性などの観点から、今後の保全等に係る優先順位を都度考慮してまいります。当然ながら、必要に応じて住民の皆様や議会の皆様とも合意形成を得て方針の決定を行い、計画的に予算を確保し、施設のマネジメントを進めていきたいと考えています。

次に、２点目の施設の共同運営についてでありますが、優位性や有利性などのメリットを得ることができれば広域連携も必要であり、このたび取り組んだ中富良野町との葬祭場の共同利用などもその一例と考えております。

議員から万が一の対応と質問をいただいているところではありますが、そうならないように施設の安全性・機能性・経済性・代替性・社会性などの視点から、計画的に予算を確保し、施設のマネジメントを進めてまいりますが、突然の使用不能に当たっては、広域連携により共同運営している施設ごとにその対応について協議を行い、都度対応していくことになっているところであります。

いずれにいたしましても、役場・消防庁舎等については、町の行政機能維持に必須な施設であり、その耐震化等の対策は将来的には解決を図らなければならない事案であることから、引き続き他の公共施設の更新・集約化など、多角的な面から研究を進めていきますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　再質問させていただきます。

まず、役場庁舎や隣接する消防署は、地震による大規模災害時には対策本部としての機能を持たざるを得ないと思います。かつ、戸籍や様々な重要書類が保管されている場所でもあるため、安全確保は最重要であり、優先順位は低くないのではないでしょうか。

また、公民館は図書館改修やトイレの改修などが行われてきましたけれども、建物の躯体や大ホール等は５３年経過しており、改修がされていない現状にあります。また、避難所施設でもあり、平時からの利用度の高い施設でもありますので、それらを考慮しても、町長は建て替えを考えなくてはならないのではないでしょうか。

また、ラベンダーハイツは、執行方針でも簡単にやめることはできないとの御答弁もあったように、今回の予算でコンサルタントに４１８万円をかけて調査するのであれば、その結果では大規模改修を考えていらっしゃるのでしょうか、伺います。

給食センターは施設と設備は自賄いで上富良野町が行っているのであえて伺いますけれども、教育長も現場で御承知のことと思いますが、非常に劣悪な環境で今まで事故なく来たのは働く職員の皆様の努力のおかげだと思っておりますが、もろ手を挙げて安心できるわけではないと思います。

そのような中で、町長は優先順位を申し上げる時期ではないとおっしゃいますけれども、せめて児童生徒の安心・安全な食のためと、働く職員や調理員のために給食センターは早い時期に改修が必要と考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

建て替えとか改修、リフォームを含めて、その更新の時期を申し上げる時期ではないという意味ではなくて、正確に私の心意を伝えますと、個別の施設については管理計画で管理しております。どういう状況かというのを含めて、耐用年数等を含めて管理している中で、その中から緊急性の高いもの等々をピックアップといいますか、計画的に総合計画等に載せたり、それを載せる前にさらに緊急性が高ければ皆さんに御報告して載せなければなりませんが、個々の施設についてはしっかりと管理されていまして、その中から優先順位をつけて、都度皆さんに御相談していくという意味で優先順位を発表できないといいますか、お示しできないということで、決してそれを考えていないということではないということを御理解いただきたいと思います。

まず役場と消防庁舎のことについてですが、議員おっしゃるとおり、耐震の問題がありまして、大きな地震があれば支障を来す危険性というのはあろう

かと思います。それらも含めましてできることというのは、役場のバックアップデータは既に違うところといいますか、かみんにバックアップデータを保存しておりまして、役場の機能に支障があっても、すぐそこでできるような、今できることはやっております。

公民館につきましても、避難所ということで、緊急度が高いと思います。ただ、優先順位といいますか、それをまだ申し上げる段階ではありませんが、耐用年数からいっても非常に古い施設でありますし、利用頻度も結構あります。避難所ということもありまして、図書館としても使われておりますが、これは早々に考えていかなければならないと考えております。

ラベンダーハイツにつきましては、議員おっしゃったとおり、来年度、予算にコンサルタントを入れて、どういう方向がいいのかということを、それが決まれば、その施設を大規模修繕しなければならないのか等を含めていろいろ方向性が出てきて、また皆さん、町民の皆さんも含めて御相談させていただく場面が来ると考えております。

給食センターにつきましても、教育委員会が所管してやっておりますが、給食センターの在り方ということも、昨日、教育長の執行方針の中でも述べられておりましたが、これらについても教育委員会でしっかり将来を見据えて話合いが始まっていると聞いております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　再質問。

３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　町長の考えていらっしゃることも分かりますので、一日も早い建て替えを、給食センターに関しては、児童生徒も保護者も望んでいると思いますので、早い建て替えを望んでおります。

その後、ラベンダーハイツとか役場庁舎、公民館などの優先順位も早い時期に決める必要があると思いますので、お願いいたします。

では、２点目に入りますけれども、相手もあることかもしれませんが、町長も教育長も給食センターに対して思いがあるのであれば、ぜひそれは中富良野町との広域連携をうまく活用して、効果の出る運営の在り方も研究、検討が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

また、ぜひ広域のメリットと行政コストの削減につながると思いますので、そのようなことを視野に入れて進めていただきたいと思います。

そういう意味で言えば、現在の上富良野の消防庁舎は、緊急車両が縦列駐車で格納されているとお聞きしております。災害時には、横１列で出ていけるような庁舎の改築も、中富良野町と共同でできる広域連携で、効率的な行政運営や効果的な投資事業を行って、業財政効果を出すことが望ましいと考えますが、町長はこの辺はどう考えておられますでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

湯川議員おっしゃる具体的な給食センターとか消防庁舎、それ以外のものもあろうかと思いますが、それ以外のものも含めて、隣町、中富良野町に限らず、そういう広域で建物を集約していくメリットがあるのであれば、あるのかどうかも含めて、それは広く、給食センターは今始まっておりますが、今後、消防庁舎等含めて、それは広域でできるのか、できないのか、いろいろな分野がありますので、それは常に検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、３番湯川千悦子君の一般質問を終了いたします。

次に、１０番井村悦丈君の発言を許します。

○１０番（井村悦丈君）　私からは、持続可能な上富良野農業振興に向けてということで質問させていただきます。

昨年の農業は、春先の天候に恵まれ、大きな自然災害に見舞われることもなく、まずまずの結果となりました。

上富良野町農業の特徴は、原野部では水稲を中心に施設園芸も盛んで、内陸性気候によって気温の日較差が大きいことから、おいしいメロンなどのほか、様々な作物が作付され、恵まれた地域である一方、盆地型地形から山間部では条件不利地などの農地も多い中、土地利用型農業であり、規模も大きく耕作され、主に小麦、甜菜、大豆、馬鈴薯などが作付されています。

ＪＡふらの営業地域内のうち、上富良野町の農業所得は下位に位置し、主要畑作物の小麦においてその要因が顕著に表れているところであります。土地利用型で１戸当たりの経営面積が増え、小麦、豆類の作付はさらに増える中、連作障害、病害虫の発生により品質低下、収量の減少が見受けられるのが現状です。

そのことから主要作物の小麦の収量を少しでも底上げする手だてを講じる必要があると考えます。残念ながら、今の農法は土地を劣化させ、時間とともに作物の生産量を減少させていると言われています。そこで町長に１点お伺いいたします。

地球温暖化に伴う影響は気象災害だけではなく、食料不足や健康リスクの増大、農業現場では高温などにより、品質・収量面で影響を受けています。２０５０年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの取組が開始されている今、農作物の品質や収量の向上、化学肥料の使用量低減などの効果が期待できる取組として、私は、農地力アップは農業の基本であることから、例えば地元畜産農家との連携を図り堆肥の施用を促すなど、次世代の担い手のための持続可能な安定生産・経営維持を目指した様々な基盤づくりを、今から時間をかけて行うことが上富良野農業の底上げになると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の農業振興についての御質問にお答えいたします。

農業に対する地球温暖化の影響は、気温の上昇や気候変動により、作物の生産量や品質、農作業の適期が変化し、世界規模での食料供給に影響を及ぼす可能性があり、その影響の中でも、水資源への影響や極端な気温上昇や集中豪雨により、土壌の乾燥や侵食が進むなどの農作物生産の根幹である農地、土壌が受ける変化や影響は、非常に重要な課題と捉えております。

その現状を踏まえて、国においては、昨年に改定された食料・農業・農村基本法の基本理念が見直され、食料安全保障の確保の枠組みの中で食料生産基盤の強化が示されるとともに、自然環境との調和が追加されました。また、２０５０年を目標に環境負荷を減らしながら、食料生産の安定に取り組むみどりの食料システム戦略を計画し、推進しております。

現在進めている本町の第９次農業振興計画におきましても、国の方針と整合を図り、食の安全・安心と環境に配慮した農業に向けて、土壌や水質、気候などの自然環境への負荷を抑えながら、農業者の便益を確保するための効率的な生産活動から、地域経済の活力を支える持続可能な農業の実現に向けた各種の施策を推進することを目標に掲げております。

その実現のための取組として、環境保全型農業直接支払交付金事業を活用した地球温暖化防止や生物多様性保全に効果的な営農活動として化学肥料・農薬低減や有機栽培、堆肥、緑肥利用等の取組に対する支援を実施しているところであります。

議員の御質問のとおり、小麦生産において、農業所得に結びつく品質向上と収量増加のために重要な要素として、輪作体系の確立、病害虫の防除、適正な播種・施肥・収穫、土壌改良がありますが、堆肥の施用は、このうち土壌改良と施肥の二つの効果があります。また、農業生産を支える基盤となる土づくりに堆肥を活用することは、栄養吸収力、保水排水性、通気性など総合的な土壌環境を整えることにより、長期的に地力を高め、持続可能な生産を実現する上で非常に有効な方法であり、炭素貯留による温室効果ガスの抑制と、環境と調和した持続可能な循環型農業の貢献ができる取組であります。

現在の畜産農家が排出する家畜排せつ物は、家畜防疫・衛生対策を講じ、適正に処理され、環境保全と併せて堆肥化による有機質肥料として農地還元が継続して行われており、畜産農家の自家消費や耕種農家による耕畜連携は、おおむね全量の利用体系が形成されていることから、土づくりを通じて双方の安定経営が図られる状況にあります。このようなことから、堆肥の主原料となる家畜排せつ物の余剰が少なく、町内における堆肥利用の拡大に関しては、流通することが厳しい状況であると認識しております。

今後においては、大規模な飼育事業者等の飼育数も変動、拡大することが考えられることから、家畜排せつ物排出量の調査と併せて、供給可能な堆肥の量や耕種農家の需要量の把握に努めながら、さらなる耕畜連携事業により促進を図っていきたいと考えております。

今後におきましても、これまで取組を進めている環境保全型農業直接支払交付金事業を継続する中で、現行の良質な堆肥利用と併せて土壌改善の効果が期待できる緑肥や地力増進作物など利用拡大の取組を促進することにより、後世につなげる生産基盤の整備と充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　御答弁、ただいまいただきましたけれども、町内における堆肥利用の拡大に関しては、流通することが難しい状況であると認識しているという答弁でございましたが、私も確認したところ、量的にまだまだ余裕のあるところもあり、町内畜産農家だけではなく、ほかの市町村、近隣市町村、または農協堆肥等もありますが、なかなか町外から来ると運賃がかさむということで高くなるということでございます。

そのような中、運搬、配送するにも、麦稈交換農家などの、今先ほど言われたように行われている農家もあり、搬送で忙しい理由もあるとの見解でした。また、単価についても、熟度によって３段階ぐらいの段階的なクラスがあるということで、計画的に配送、規模、堆積場所を確保していただければ可能だというような返答もいただいております。麦稈

交換されている農家以外に、まだ取組として使用されていない農家に対しての運賃助成とかは考えられたことはありますでしょうか、お伺いいたします。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。
○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員もおっしゃっていたとおり、現状では、圃場に全部行き届く量というのは、なかなか町内では量が足りていないというか、町内で発生する家畜の排せつ物については、ほぼ全て畑等、圃場に堆肥として使われていて、それが畑、圃場をカバーできていないという状況で、使いたいところに町外から持ってきて、その運賃分を補助して、持続化の農業のためということで堆肥を使ってはどうかということで、運賃の補助については、現在のところ考えていたことは、今まで私自身も考えたこともありませんし、過去においてそういうことが検討されたかというのは、少し調査が必要かと思います。

あと、確かに町外から堆肥を持ってくるとコストがかかりますので、その辺は各経営体の判断にはなりますが、堆肥がいいのか、緑肥等がいいのか、その辺のことも皆さんの意向もあろうかと思いますが、現在のところは、堆肥は町内で発生している家畜の排せつ物は全部町内で処理されているということを伺っておりますので、運賃については今後いろいろ要望等を考慮をしながら、検討事項になろうかと考えております。

以上です。
○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。
○１０番（井村悦丈君）　運賃、助成とかそういうことに関しては、いずれにしても質問の中で、作物として小麦を挙げさせていただいたわけですが、園芸作物でも同じです。全ての作物に堆肥というのは必要であり、また循環型農業促進、推進ということで言えば、化学肥料や農薬を適切に施用しながら、排せつ物など有機資源として活用した上で、資源、環境の負荷軽減を目指すという農業体系が今求められていると思います。

ＳＤＧｓにもあります持続可能な開発目標の中で、先ほど言われていた水質汚染の防止や二酸化炭素の排出量の削減などが今求められている中、循環型農業が注目されていますし、図られていかなければならないと考えています。

収益の拡大だけではなく、将来にわたって農作物を安全かつ安定して供給する持続可能な農業経営が求められている中、農水省でも幾つかの定義として、持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律ということで、環境保全型農業の基本的な考え方を基に、堆肥を施用して土壌改善の効果を高める技術、または化学肥料の割合を減らした施肥技術、少ない農薬使用で有害な動植物を防御する技術などうたわれていますけれども、その中で我々農業者もまた一つ問題がありまして、一時堆積場所、堆肥場についても様々な要件がある中、我々農業者は皆さんの迷惑にならないよう精いっぱい対策に努めているところですが、どうしても一時堆積したとき、散布時など、周辺住民の方から臭いの問題とかがあり、７月から８月にかけて苦情があります。また、町にもあると思います。一報が入る前に、広報、防災無線を通じて御理解いただけるような配信をしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。
○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

堆肥の施肥する時期によって、堆肥場等、そして施肥するときに、地域住民の方、苦情といいますか、それは多分農家にもいっているかと思いますが、当然役場にも来ております。なかなかこれは、住宅地が郊外に広がっていて圃場と近くなったり、または畜舎、牛舎等に近づいていって、なかなか解決、理解をしてもらうのが難しい場面もあろうかと思いますが、努めて今言ったような防災無線なんかも含めて、周辺の住民の方に事前の周知とか御理解をいただく努力というのは、皆さん方と一緒に町もしていかなければならない、していくように努力といいますか、それはしていきたいと考えております。

以上です。
○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。
○１０番（井村悦丈君）　特に７月から８月にかけて暖かい時期には、臭いも、朝は上昇気流、夜は下降気流ということで、町のほうに臭いが流れるということで、ぜひともよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、答弁書にもありますが、国においてはみどりの食料システム戦略を推進させているというところでございましたが、みどりの食料システム戦略には四つほどのステージがあり、農薬の使用量５０％低減、化学肥料の使用量３０％低減、有機農業の取組を面積を２５％まで拡大するなどと挙げられている戦略だと思います。しかしながら、有機農業というのはなかなか難しくて、人にも自然にも優しい反面、病害虫、雑草対策など困難が多く、手間がかかる一方で収量を上げるのが難しくて、土地利用型農業にとっては人員的にも経済的にも無理が生じると考えられます。

みどりの戦略には、生産についても挙げられてい

て、その中にスマート農業で言えばスマート農業の技術の導入というピンポイントの農薬散布や施肥管理が挙げられています。

令和７年度の町政執行方針にも昨日うたわれていた、農業のＤＸ化を進め、新技術に向けた取組の支援とありますが、農業者の高齢化や労働不足に対応しつつ、生産を向上させ、ＩＣＴ技術の活用をしたスマート農業など、安定生産・安定経営には、やはり所得の維持が大切だと思います。答弁書に答えられました、第９次上富良野町農業振興計画においても、地域経済の活力を支える持続可能な農業の実現に向けた各種の施策を推進することを目標としてとありましたが、どれも重要な推進施策だとは思いますが、今後、実現に向け具体的に検討されている優先順位をつけるならば、推進施策はありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

いろいろ、今、議員おっしゃっていただきました、化学肥料３０％減、農薬５０％減、有機の面積を全体の２５％、スマート農業をするということは、非常にこのみどりの食料システム戦略の中の内容として、これを受けて我々も第９次農業振興計画に基づく実践プランは、今、作成中で、間もなくできますが、基づいて進めていきますが、議員おっしゃるとおり、こういう持続可能なものを含めて、こういう有機ですとか農薬５０％削減等々やっていくと、経営にも、収量とかにも影響をするという御意見もありますが、やはり私も持続可能な農業の一番大切な部分といいますか、核の部分になるのは、議員おっしゃられるとおり所得だと思っております。なかなか各経営体の所得が上がりませんと、幾らこういうことを計画していても、なかなか推進するのは難しいと考えております。

そういう意味で農業所得というのは非常に気にかけているところですが、その中で、農業所得を取りあえず優先しなければならないと考えておりますが、それを上げるために、所得を上げるためにだけではありません。加えてといいますか、同時進行的にやはり環境負荷とか、そういうことも考えながら、持続可能な農業を進めていかなければなりませんが、その中で、ＤＸ、ＩＴ、ＩＣＴを活用したものとか、優先順位は特に化学肥料とか有機ありませんが、幅広く有効なものは推進して、一歩でも二歩でもといいますか、持続可能な農業に近づけるように、そのベースは所得にあると思っておりますが、そういうものを上富良野町においても推進していくようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　持続可能な農業というようなことでございます。所得向上という言葉が出ましたので、収益の向上を目指して、高収益作物を新たに手がけるような施策も上富良野町ではなされているところでございますが、どうしても支援内容は、ホップ、ラベンダー、メロン、シソというふうなことになっておりますが、高収益作物というのは、今現在ほかもあります。そういう中で、収益向上の助成はハウスに限定したものということでございますが、収益向上に関わる育苗とかのハウスとかも、収益向上に関わる作物の、ほかにいろいろ見直しされて、幅広く土地利用型に対応できるような施策もされてはどうかと考えます。

答弁書の最後に挙げられています、後世につなげる生産基盤の整備と充実を図ってまいりますとありましたが、上富良野農業を持続可能な農業へと発展させ、次世代に継承し続けられる条件として、所得の確保、物価高騰の対応や環境にも配慮した生産体制の確率を目指していかなければならないと思います。

次世代の担い手のための持続可能な安定生産、安定した経営を目指し、今からでも時間をかけてでもやらなければならない施策が必要であると思いますが、様々な取組が考えられますが、まず基礎となる条件整備があるかと思います。

持続可能な農業への重点取組として、やはり一番大事なのは、携わる人材の確保だと思っています。先ほどの収益向上を目指す作物を手がけるにしても、人がいなければならない、後継者がいなければならないというような状況で、やはり労働環境の改善とかUターン、農家子弟が戻ってきやすい環境づくりも整備が必要だと思っていますし、我々農家もそのような取組というか心がけをしていかなければならないという中で、地域おこし協力隊、新規就農支援などが取り組まれているとは思いますが、もっと具体的な視点で何かお考えがないか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、高収益作物の町として、補助、助成をしています。おっしゃるとおり、ポップ、メロン等々のハウスの園芸作物中心にハウスの補助をしておりますが、土地利用型のいわゆる育苗ハウスについては、現在のところはなっていないと。議員がおっしゃるとおりなのですが、この辺も含めて高収益作物は園芸作物以外にも、玉ねぎなんかも高収益作物

ですので、それらも含めてどうかということは、今後、皆さんとお話合いしながら、意見を聴取、聞きながら、この補助はつくっておりますので、今後、十分検討していかなければならないと考えております。

持続可能な農業、このためには土地利用型にしろ、園芸にしろ、機械もそうですが、人、これは人材、特に園芸の作物、ミニトマト等になると、収穫の人手は相当必要だと思っておりますので、人材の確保、後継者も含めて、それとプラス労働力、それらを含めた人材の確保をどうするかということは、非常に人口減少、過疎化の中で非常に重要なテーマだと思っております。すぐ解決できるような妙案というのは、なかなか皆さん、この近隣でもないのかもしれませんが、地道に、特に新規就農とか、事業継承していかれる方の人材については、やはり農業そのものを魅力的なものにしていかなければならないと思っております。

農業は、日本の食料安全に貢献している重要な職業、産業だとか、そういう自負とか、すばらしい景観の中で仕事できる、そういう魅力、また先ほど申し上げた所得というのも重要な要素かと思います。それらを含めて、次世代、また新たに農業をチャレンジしてみようという方に、ＰＲといいますか、今は地域おこし協力隊を入れてやっておりますが、そういうものも含めて、潜在的な人材というのは集めていかなければ、地道に一歩一歩集めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　いろいろ取組されていただきたいと思います。

農家も作物の栽培だけではなく、いろいろ経営を継続されるよう、収益の安定向上や作物のコスト削減に取り組んでいくかと思います。持続可能な農業の実現に向け、関係機関と連携、補助事業の活用等、町独自の支援事業など情報発信をしていただいて、上富良野農業、農村の維持、活性化をこれからも図っていけるよう、御協力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、１０番井村悦丈君の一般質問を終了いたします。

次に、５番金子益三君の発言を許します。

○５番（金子益三君）　改めまして、おはようございます。私は、さきに通告してあります１項目３点について町長にお伺いいたします。

町立病院の質問、私を含めて３名の議員が挙げております。非常に大事な質問となりますので、ぜひ明確な御答弁を期待申し上げます。

さて、令和７年５月１日に開院が予定されてります新しい上富良野町立病院について、入院患者はもとより町民も大きく期待をしておるところであります。今後の町民の健康と生命を守る大きなとりでとなることが期待をされており、また増床されます介護医療院についても上富良野町の施設介護の中心的役割を果たすことも期待がされていると考えます。

そのような町民から大きく期待されている新しい町立病院について、以下３点について町長の取組や今後の展望についてお伺いいたします。

１点目、これまで町立病院の常勤医師は、内科医が２名、外科医が１名の３名体制で運営がされてまいりました。残念ながら、現在は内科医、外科医がそれぞれ１名の常勤であり、旭川医科大学から日替わりで、月の中で３名の方が日替わりで出張医として来られていただいている状況であると伺っております。この間、幸いにも当直医が旭川医科大学から内科医、外科医合わせまして７名の派遣をいただいており、平日の夜間はもとより、土日祝日の診療においても運営がなされておりますが、残念ながら常勤医の確保ができていない状況において、町長といたしまして常勤医師の確保は喫緊の課題と考えていることは、我々と同じだと思います。

新病院の開院が迫りましたこの時期に、町長はどのような方策で常勤医師を確保しようとしているのか、また確保の見通しはどうなっているのかお伺いいたします。

２点目、上富良野町立病院は現在、内科、外科、救急などを主な診察科目として運営しております。これまでこの間、富良野協会病院などと病々連携を図りながら、泌尿器科や循環器内科、そして眼科等の診療科目があった経緯があります。しかし、現在はそれらの診療科目については廃止を行っておるところです。

今後の高齢社会に対応すべく、泌尿器科等の診療科目の復活に向けた様々な病々連携の推進や、また旭川医科大学への働きかけを行っているのかお伺いをいたします。

３点目は、令和５年度決算において、町の一般会計から上富良野町立病院に対しまして負担金、補助金といたしまして合計で２億６，７４４万３，０００円の繰出しが決算ベースで行われておりました。この間、若干の変動はあるものの、おおむね２億６，０００万円から２億７，０００万円程度の繰出しが行われております。もちろん、この中には交付税措置がされているものもありますが、このような中において、近年は様々な物価の高騰、いわゆる需要費、電気代、それから燃油代、様々なその他の物価

も高騰しております。今申しましたとおり、特に燃油等の需用費が大きく高騰しており、加えて人件費の増高が、いわゆる診療報酬の増額に対して追いつかない状況にあると伺っております。

また、診療の在り方も変わりまして、処方箋が長期間出されることにより、初診の診察の減少によって病院の経営は非常に厳しい状況にあるとお伺いしておりますが、町といたしまして、この町立病院を継続かつ安定的な病院運営ができるように、いわゆる負担金、補助金に関して、町は今後どの程度までの繰出しができるのか、考えているのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の町立病院の運営についての３点の御質問にお答えいたします。

まず１点目の常勤医師の確保についてでありますが、これまで旭川医大医局、その他医局関連の関係者への派遣要請を行ってきておりますが、現在のところ常勤医師確保には至っていない状況です。常勤医師の充足は、病院運営を行う上で最重要課題と考え、早期に医師確保ができるよう、引き続き旭川医大はもとより関係各所への派遣要請を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

なお、出張医師につきましては、昨年１０月よりそれぞれ週１日勤務の２名の内科医師を新たに旭川医大より派遣いただいたことにより、休診日が減り、外来患者の利便性が向上しております。また、ラベンダーハイツの往診及び介護医療院の回診業務も行っていただいており、常勤医の負担軽減にもつながっております。

次に２点目の診療科目についてでありますが、現在の診療科目につきましては、内科、外科、救急科と専門外来であります血液・腫瘍内科、肝臓内科の５科にて地域住民の皆様の健康を守るため、必要な医療の提供を行っております。

高齢化が進む中で、新たな診療科開設のニーズがあると認識しており、どのような診療科が適切で病院の診療機能・体制面から可能なのかを十分検討してまいります。特に以前開設していた泌尿器科については、患者数が多く収益性が高いことから、経営改善も図られると考えます。

新たな診療科の開設に向けて、病病連携をしております富良野協会病院への働きかけを行ってきておりますが、医師不足により、実現には至っておりません。また、旭川医大への働きかけにつきましては、現在のところ行っておりませんが、今後、富良野協会病院をはじめ広範囲な働きかけを行ってまいります。

次に３点目の病院運営についてでありますが、近年の物価高騰による費用の増大などの影響により、全国的に見ても経常利益が赤字に転じた病院が全体の半数を超えており、旭川、道北地区におきましても、赤字経営の病院が増加している状況にあります。

町立病院については、令和５年度決算での一般会計からの負担金及び補助金につきましては、病院を維持する中で必要な経費として、救急医療確保経費約８，０００万円、不採算地区病院運営経費約１億円など総額２億６，０００万円強となっており、そのうち約１億３，０００万円が交付税措置されていることから、町の一般財源は約１億３，０００万円となっております。

町立病院の経営に当たっては、救急などの不採算部門や入院・介護施設を維持し、病院運営の安定性の確保、医療サービスの質を維持するためには、一般会計から一定の支援が必要であると認識しており、今後の繰出額については、病院の経営状況や町の財政状況を総合的に勘案した上で適切に決定していく必要があると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　ここで、暫時休憩といたします。

再開は１０時２０分といたします。

午前１０時０４分　休憩
午前１０時２０分　再開

○議長（中澤良隆君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

再質問ございますか。

５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　それでは、何点か再質問させていただきます。

まず１点目の再質問ですけれども、町長が御就任されて５年目になりますが、この間、当初は３名の常勤医から、現在は２名の常勤医になっておりますが、３名から２名になる、その間も含めてですけれども、何回ほど町長といたしまして、旭川医大、医局、その他のところの関係者、年にどれくらいの頻度で行っていらっしゃいましたか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

年にどれくらいでしょうか、２回か３回、年末は必ず行っていますけれども、それ以外に１回とか２回、その程度です、回数的には。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　それはあれですか、３名体制のときから今２名になったときも、その頻度というのは変わらないということで理解してよろしいですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

３名から２名になったとき、１期目の初期の段階だったと思いますので、それ以降、３名から２名になったときも含めて、ほとんど回数は変わっていないと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　少しそこは熱量が残念ながら足りないという見解を持つのですけれども、常勤医の確保というのは非常に大事なことですし、そこはやはりどうあっても、今の上富良野町立病院の体制でいうと、旭川医科大学の医局、第３内科、第１外科にお願いをしなければならない立場にあると思うのです。そこはやはり町長として、町の熱量として、相手もあることですけれども、その思いというのは、やはり強く持っていなければいけないと思うのですけれども、町長はそこら辺はどのように捉えているのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

常勤医の確保というのは、非常に町の町立病院、町としても住民の安心・安全のためにも非常に重要な事柄だと思っております。熱量が何回、回数なのかどうかというのは別として、私自身も非常に確保したいという思いはありますし、なかなか熱量があっても、医局、旭川医大のほうにも、相手があることでなかなかうまくはいっておりませんが、内科医が、特に院長先生が１名だったときは、相当荷重がかかっておりましたので、そのときは本当に熱量を持って、旭川医大のほうにはぜひぜひということでお願いして、常勤医の派遣にはつながりませんでしたが、今回も答弁させていただきました、出張医の派遣で、回診、往診の部分は大分軽減されたという経緯もありますが、なかなか最終的なといいますか、常勤医の派遣には、現在のところ至っていないというところでありまして、熱量は旭川医大に関しては、常に会って伝えているかと、十分かどうかというのは、いろいろ個人差、印象もありますのであれですけれども、お願いすることはお願いしていると思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　そこのいわゆる派遣医に関しているところも、今の院長先生に頼らざるを得ないところの属人化するといいましょうか、非常に今の院長先生に頼るところが多々あった中でのこの結果になっておりますから、そこは町といたしましても十分、現在の２名の医師に対しても、様々な処遇の部分であったり、定年の部分もあったり、しっかりと対応しておりますけれども、やはりこれもずっと続くわけではないですから、そこはしっかり町として、町の町長として、そして町の公立病院として、医大としっかりパイプを深く持っておかなければならないと考えます。勝手な、老婆心ながらなところもありますけれども、いかなる状況になったとしてもこの上富良野町立病院を含めた上富良野町と医大とのこの関係性を太いパイプをずっと持ち続けなければならないと思うのですけれども、そこについて町長の見解を求めたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

町と旭川医大のパイプというのは、非常に重要なパイプといいますか、旭川医大に医師の派遣、常勤医の派遣も含めて期待するところ、頼るところは大きいと思っております。一昔前といいますか、旭川医大の医局にも、人がいるときは、属人化しないでシステマチックといいますか、組織と組織として、常勤、派遣、今の院長なんかもそうであったのですが、やはり昨今の医師不足、医局にも医師がいない状況になると、どうしてもうまくそのシステムが稼働しないといいますか、動きません、人がいなくて。それで、今の常勤医の２名の医師、非常に苦労をかけているという、頑張ってもらっているという認識は町長としてあります。

ただ、そうは言っても、属人化といいますか、今、本当、今いる常勤の先生頼みなのですが、今のところは。パイプは、何と言っても、これからも医師が今不足している状況でなかなかうまくいかなくても、旭川医大のパイプは非常に、常勤以外にも出張医、夜間の当直医の関係もありますので、それは非常に重要なことだと思っておりますし、これからもあてといいますか、お願いしたい部分でありますので、今後も常勤医のことだけにかかわらず、それ以外の部分、今言った出張医、当直医の部分もありますので、パイプはしっかりと内科、外科、持っていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　少し過去の話になりますけ

ども、元町長だったり前町長時代のときも、やはり様々なケースにおいて町立病院の存続の危機が何度もありました。そういうときほど、町の職員と、それからもちろんトップもそうですけれども、ドクター、コメディカル、そして議会、これらがしっかりと、特別チームをつくったわけではないですけれども、内々に、本当に夜な夜な集まって、どういうふうにしたら今の病院の例えば赤字が解消されるとか、例えばその時よりによって病床数が適切だったのかとか、当時は療養型病床群を入れようとか、それから老健にしようかとか、そういうものがしっかりと話し合われて、時の危機を乗り越えていきながら、不採算地区の病院についても、一方的に北海道が決めた中において、当時大きく入っていた交付税がなくなりかけたときも、これも本当に町と議会と病院と一丸となってそういったものをクリアしてきた経緯があるのです。

やはり今も本当にまさにそういう岐路だと思うのです。この新しい病院ができるときだからこそ、しっかりと一枚岩になって、町と医大とパイプを深めていかなければならないと思うのですけれども、そういうプロジェクト性のあるものというのは、町長の中で考えていらっしゃるかどうかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

プロジェクト性といいますか、そういう組織をつくってということは念頭にはございませんが、都度といいますか、意思疎通といいますか、議会と、町民も含めてかもしれませんが、この危機を乗り越える。平常時においてもそうかもしれません。情報交換、情報共有、そして問題が起きたときのどういうふうに対処していくかということの相談は日々、その重要性は認識しておりますので、今後におきましても、もしそういう場面があれば、これはそれを否定する何物もございませんので、ぜひ皆さんと意見交換等、いい意見があればもちろんそれに向かってということになりますが、情報交換を欠かさずに行っていきたい、そういう姿勢であります。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　町長、これは本当に真剣に考えないとならないときなのです。なので、そういうのがあればいいなではなくて、ぜひやりましょうという、そういう姿勢で取り組んでいただきたいです。何ならそういう予算をちゃんと割いてでも、一緒に進めていかなければならない大事な問題だと思いますけれども、少し失礼な言い方かもしれないけれども、誰かやってくれたらいいね、そういうのがあったらいいね、そういうぼんやりしたものではなく、いついつまでに誰がリーダーとなって、どういう組織とつながってしっかりとした計画を持つかということを、これは早い段階でぜひ町として決めなければならないことだと思うのです。特にこの病院継続において大事なことだと思うのですけれども、そこをもう一度しっかり明確な答弁いただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

決して私が誰かがやってくれたらいいなという、医師確保、旭川医大とのパイプも含めて、そういうことを思ったことは、そういう意味で言ったこともありませんし、そういうことは思っておりません。私が理事者としてやらなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　具体的なスケジューリングを考えて、一定程度の予算がもし必要であれば予算措置をしながら、人もつけていって、そういうことをやっていくということで認識してよろしいですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

私が中心となって、理事者として、皆さんの存在を全く否定するものではございません。理事者としてはやっていかなければならないと思っておりますし、それに相手もあることですから、いついつまでにどうのこうのというスケジュールを立てるつもりはございません。目標は立てております。それに、予算が必要があれば、予算は必要なのかもしれませんが、どういう予算が必要なのかということは全く今、白紙状態ですので、そういうことは、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　町長として、しっかりとそういうプロジェクトを進めていくという強いお考えがあると判断させていただきましたので、これは私も明日からやれとか１か月後やれとか、そういうことは私も言いませんけれども、これはぜひ早いうちにしっかりとした方向性を示した中で、医師確保、そして様々な病院の医療体制の確保に向けた、しっかりとしたこちら、町側の体制を取っていただきたいと思います。

もう１点、今の答弁の中でお伺いしたいのは、旭川医局とその他の医局関連の関係者へという御答弁されておりますが、具体的にその他の医局関係者というのは、どういったところを指していらっしゃるのでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁、プロジェクトを立ち上げるとは言っておりませんので、使命としてやるということです。

医局の今の御質問ですが、医局のほかにその他どこを回ったのかということですが、医局、昔の人のつてを頼って、旭川医大の医局以外にどこかの医局とか、そういう組織ではなくて、全く個人的なつながりで旭川医大ともつながっている方を中心にいろいろ、旭川医大の医局のほうからは、医局に人がいない状態でなかなか派遣できませんので、上富良野町のほうからもぜひ汗をかいてということは、お互い１００％医局頼みではなく、我々もちょっと探してほしいというニュアンスのことを言われておりますので、とはいえ、医局を無視するわけにはなかなかいかなくて、やはりその近いところから人づて、つてを頼って声をかけ合っていろいろ情報を収集しているというところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　少し分かりづらかったのでもう一度同じことを聞くのですけれども、もちろん旭川医大との関係が一番大事ですから、そこはもう本当に一番大事にしていくというのは分かります。もう違うところに、ここに行ったほうがいいですよとかというのは、旭川医大からどこそこ行きなさいと言われたわけではなくて、旭川医大から、うちだけではなくという、ごめんなさい、私分からないので、聞き方が間違っていたら申し訳ないのですけれども、別なところは紹介されたわけではないということなのですね。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、旭川医大から紹介されたわけではございません。どこどこに行きなさい、あの人に会いなさいという指示は、アドバイスは、医局からはございません。ただやはり一般論といいますか、皆さんたちも汗をかいて探してほしいのですという、そういう言い方で、どこどこ行け、あそこ、あの人という具体的な指示とかではございません。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　もちろん、医局の気持ちがどういうものだったかというのは分からないのですけれども、あくまで私自身の考えを申し述べさせていただければ、いかなることがあっても、ここはやはり旭川医大に１００お願いするというぐらいの気持ちで間違いないと駄目なのではないかと私は思うのですけれども、町長としては、やはりそれでも医局は人がいない、今の働き方改革もあってなかなかこれ以上医者が出せないということになったときに、変な話ですけれども、町長の努力で頑張っていろいろなところを探していかなければならないとお考えなのか、それとも、いやいや、それはそれ、そうではなくて、やはり旭川医大と思っているのか、今の御答弁の中で、私も分からなかったのでお伺いしますが、私は旭川医大と１００の関係を構築していくのがやはり望ましいとは考えますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

私も旭川医大にほぼ１００に近い考えでいいと思っております。ただ、旭川医大、本当に医局には人がいませんので、元旭川医大とか医局に近いところから、医局が直接なかなか指示できないというか、こっちから声をかけたほうがいいようなのですが、知っている人といいますか、そういうところに、来てくださいとは直接そういうことをいきなり言って話すわけではありません。いろいろ事情を、どういう状況なのかということを情報収集しながら、知っている人に、例えば上富良野町なんかに来てもらえるような先生がいたらぜひ紹介してもらいたいという、あの先生が欲しい、そういう話までは、全然具体的な話まではいっておりません。こちらの状況を伝えて、もしそういう上富良野の町立病院にも来てほしい、来てくれるという先生がいたらぜひ教えてほしいと。そこまでです、医局以外は。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　大変、安心しました。同じ思いだということは、十分分かりました。

本当に何とか、過去においても、例えば派遣医も含めてなのですけれども、夜間来ていただいたり、それから休日に来ていただいてくださっている臨時のドクターの方々も、その人を呼ぶときも、何とかほかの病院にはないような、町立病院独自の処遇といいましょうか、それも莫大なお金をかけたわけではなく、本当に心と心と、そういったところでやり取りをしながら現状に至っている経緯もありますか

ら、ぜひ町長、ここは出張医から何とか常勤医に格上げという言い方は失礼ですけれども、上富良野町の町立病院の常勤医になっていただけるような、そういう不断のお願いといいましょうか、努力といいましょうか、そういったものもやってほしいと思います。

それで、医師については、町長と私と同じ考えで、医局にしっかりと、これから旭川医大の医局に頼っていくということを理解いたしました。

これからも太いパイプを築いていくということでいいのですけれども、もう一つ、コメディカル、いわゆる看護師だったり医療従事者に対するところ。現在のところ、幸いにうちの町、何とか定数に達して、特に看護師もそうですけれども、１０対１の診療報酬をもらえたり、夜間においても２人夜勤体制、しっかりできています。

それで、私、お伺いしたいのが、これは、今なら何とか、何とかいいのです。これは当然、スタッフの皆様も、１年１年お年を召されていくのはもちろんです。何を言いたいかというと、今の定数、ぎちぎちびったりでいると、なかなか余裕がないのです。私もそろそろ、少し夜勤は勘弁してくださいとか、少しいろいろなことでとなったときに、すぐ交代要員をできるようにするには、今の看護師とか、そういった医療従事者に対する定数の見直しというのは、これは必要だと思うのです。それをやっていかないと、安定した維持というのが、難しくなると思うのです。ぜひその辺、現場の声というのがあるので、そういったものを町長、当然定数増やしたら、人件費もかかります。けれども、今のぎちぎちでやっていく中で、交代要員がいないという、これもまた非常にもろ刃の剣だと思うのですけれども、そういう考えというのは、町長はお持ちではないですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、定数を増やせば経費が増えると。それは非常になかなか矛盾すると言いますか、それを両立するのは難しいと思っております。特に、今はぎちぎちで、難しいぎりぎりのといいますか、ぎちぎちで回しておりますが、余力を持ってやると、おっしゃるとおり経費が増えますね。赤字といいますか、今いろいろ、３問目でも赤字の持ち出しの部分が町負担の部分と、いろいろ問題が発生するのがありますし、余力を持ってやるのが民間とかほかの病院と比べてどうなのかという、やはり効率的な、一番何が効率的なのかというのは、民間の病院とかほかの病院とかも参照しながら、定数自体はどうするかという、必要があればですけれども、もちろん。予備で定数を増やすということはあまり考えられませんが、そのときになって、実際にこれだけ必要なのだということが定数に関わるようであれば、それは定数見直しの契機になるかと思いますが、スペアのために定数をというのは、なかなか今の段階では難しいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　クリニックとは違うので、病院は。当然、その患者数に対して必要な医療スタッフというのは、これは法的で決められているではないですか。それが今びちびちでなっているというところが、今後の安定的な町の医療を提供する、また安定的な収入をしっかり得るというところにもつながってきますので、必ずしもそれはマイナス要因だけにはならないということです。万が一これで２人夜勤体制が減ってしまった段階では、そこでまた診療報酬も減りますし、もっと言うと、では看護師が足りなくなりました、医師が不足しましたというと、それだけで１日見られる患者数の数だって減ってくると。これはまたもっともう本末転倒してしまう話ですから、そこはやはり公立病院の責務として、しっかりとした人員体制を整えておいて、いかなる場合においても、最低でも今と同じ同等の診療報酬がしっかりと得られるという、それが経営に対しての安定的なものにもつながると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

余力を持たせることが安定的な収益を含めてなるかどうかというのは分かりませんが、リスクヘッジは、危機管理は、そういう意識を持って、それが定数なのかどうかも含めて、それは十分危機管理は考えていかなければならないと思っております。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　危機管理という意味では、多分、私の考え方と町長の考え方と若干ずれが生じているのは、これは仕方ないですから、あくまでも私の提案として、そういった予備要因という考えではなく、現状の中でやはりエッセンシャルワーカーがどんどん減っていっている世の中において、やはり今もういないのですから、来年からどうするのですかということにならないためにも、しっかりとそこは定数の中で考えておくというのは、私はもっと望ましいことだと思いますが、なかなか町長はそういうふうにはなって、まだできないのですという御答弁などで、これ以上やってもきっと平行性になる

ので、これはいいです。あくまでも私の提言として捉えてください。現場の声も聞きながら、そういったものが必要ですということを伝えさせていただきます。

２点目なのですけれども、町長の執行方針の中にも、新たな医療提供体制の下、地域医療の機関的施設となる。御答弁の中には、現在の診療科目プラス過去にあったものがあると、非常に収益性も高いしいいですねとおっしゃっている一方で、富良野は人がいないから駄目、旭川は現在のところ行っていない、これは非常に矛盾すると思うのです。新たな医療提供体制というのは、ベッドが新しくなったとか、廊下が広くなったとか、そういうことではないと思うのです。そういうことではなくて、やはり地域住民が望んでいるのは、より質の高い医療であったりとか、今まであったけれども、なくなって不便になったとか、こういう科目、診療科目があればいいなと、そういったものが多分住民は非常に新病院に対して期待しているところが多いのですけれども、箱は新しくなりました、中身は少し前より劣りますというのでは、これはあまりよろしくないと私は考えるのですよね。それで、町長が考える新たな医療提供体制というのは、ハードの部分だけなのですか。ソフト的な部分では、新たな医療体制、ベッド数が変わったとかではないです。そういうところ、具体的に教えてください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

新たな医療体制というのは、この間、町立病院の基本設計から皆さんと合意を得てまいりました。その部分が、いろいろ改善された部分はあると思います。もともとはスプリンクラーですから、安全性ですとか居室の広さ、動線がよくなったとか、いろいろ新しい体制というのが、メリットがあると思います。

その中で、新しい診療科目というのは、プラスアルファの計画といいますか、皆さんと一緒に計画、新しい新病院の改修計画というのはいろいろそこにある、ベースにありますけれども、プラスおっしゃるとおり診療科目、新たな何がいいのかというのは、もちろん昔のようにあればいいですけれども、今までのベースの新しい診療体制、新しい新病院の機能というのには、当然、もっとこれがあったらいいなというのが含まれていなくて、ベースはベース、プラスアルファオプションで、いろいろ診療科目とか、いろいろあると思います。あればいいというのは、それはまた別に少し考えていかなければならないことだと思っています。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　すみません、ますます分からなくなってきたのですけれども、ハードが新しくなったのは、それは私も理解します。通路が広くなりました、トイレがきれいになりました、病室もよくなりました、陰圧のある感染症の方も入れる病室ができました、発熱外来の入り口がよくなりました、それは分かります。そこはいいのです。そうではなくて、もっともっと、さっきから言うように、旭川医科大学の働きかけについて現在のところ行っておりませんが、今後、富良野協会病院をはじめ広範囲な働きかけを行っていただけるのでしょうけれども、富良野協会病院には医者がいないと明確に御答弁されていらっしゃるし、やはり旭川医科大学のところにそういったところをお願いに行くしかないのではないかと思うのですけれども、新たな医療提携が、診療科目だけということではないかもしれないですけれども、やはりしっかりとしたこの新病院の核となるのは、今までの内科、外科、救急、これが大きな柱でやる、これはいいです。私もぜひそれは維持してほしいと思います。プラスアルファの新しい体制というか、新しい町民が求めるものというものに対する町の努力というのは、今後どのように行っていくのですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

新町立病院に、我々がこの建設に関して望んでいたもの、それはお互いもちろんハードもそうですけれども、それに伴う機能、それがもともと最低限といいますか、ベースで求めていたものだという、それは共通していると思います。今後に向かって新しい診療科目、町民のニーズを組んで、もちろん医者がいる、いないというのが重要な課題ですが、それをどうしていくかという質問だと思っておりますけれども、例で泌尿器科のことは書いております。そのほかにもいろいろあったらいい診療科目というのは、町民の方からも聞いております。整形外科ですとかいろいろ、小児科もありますけれども、基本的にできるものとできないもの、例えば小児科とか周産期とか週１回やってもなかなか、そういう基本的にできるものとできないものもありますし、泌尿器科は書いております。泌尿器科は、もし先生がいればできますので、そういうのも含めて、住民のニーズ、あったらすごく助かるというものを、もちろんそれは今後の病院の経営においても非常に助かりますので、協会病院は泌尿器科、いろいろ予力がないということですので、今後はおっしゃるとおり、旭川医科大、内科と外科の通常のパイプ以外に、新し

い診療科目、何々先生、何々科の先生、お願いどうでしょうというような、そういう営業も必要なのだろうと。営業といいますか、科目の、そう思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　まさしくその答弁がほしかったと思っております。すばらしい脳外科があればいいと言っても、それは週１回とか月に１回では無理ですし、そんなシステムもないですから、そういうないものをねだりはしませんけれども、今まさに町長がおっしゃっていただいた高齢社会について、やはり月１回でも見ていただける、それでもやっていけれるか、診療科目についてはどんどんと、今まできっと遠慮なさって言ってなかったのだと私は捉えますから、これからは、先日も一緒に行った防衛省並に頻繁に行っていただいて、頭を下げて、ドクターの確保をしていただきたいと改めて共通認識したいと思っております。

時間もなくなってきたので、３点目の町立病院の拠出金についてお伺いいたします。

この間もしっかりと、町は、町立病院を支えるために、一般財源からいわゆる真水のお金を出していって、病院の経営の安定運営になっております。新しい病院の償還が始まる前の利息を払っていくという、いわゆる４条に関する、４条とは資本的収支の、その負担金も上乗せされてくるし、ここはもう絶対町の責務として払っていかなければならない部分もあるのですけれども、私が一番心配しているのは、３条である収益的収支の部分のどうしてもマイナスになってしまうところ、特別交付税等でなかなか補塡が全てされないところが、今のこの現状というのが少しやはり残念ながら、物価高騰であったりとか、様々な世界情勢もある中において、今まで１００円でできたものが、１５０円、２００円となっていっているこの世の中において、そこはしっかりと町は支えますという確約があるのか、ないのか、まずお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

収益収支、そちらのマイナスの部分は、現時点というか、これまでも支えてきましたが、私、現時点においても、これは支えていかないと、町の、町民のための、安心・安全のための病院ですので、それはしっかりと維持していきたいと、町立病院を支えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　まず町長の力強い御答弁をいただいて一安心しているところでございますし、ぜひそれは、現在９，７００人ですけれども、何とかこの上富良野住民、町立病院は全ての方が使う施設でございます。今後も、町民の健康と生命を守る大事な大事な施設としてお守りいただきたいと考えております。

それで、少しこの病院に拠出するお金のところと平行するのですけれども、現在、広域の連携の部分で周産期であったりとか、小児救急であったりとか、広域救急であったりとかいうところに約１，０００万円弱ですよね、９５０万円ぐらい拠出しております。これは今までの約束事といいましょうか、本当は我々だって自治体病院を持っているのだから、そこは広域で支え合うのはもちろん大事だけれども、しっかりとそこの持っている自治体ががっちりやるべきではないかと勝手に私は思っております。これからも今申し上げたとおり、町立病院は新病院の起債を起こした部分の償還が始まってまいりますし、始まる前のこの５年間は利子も払っていかなければならない。加えて物価高でどんどんお金を拠出していかなければならないという、上富良野の財政も決して豊かではない。何を言わんかとすると、これ以上そういった広域の負担の金額がさらに上乗せされてきたときというのは、町長はどのような対応を考えていらっしゃいますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

圏域で、医療で周産期と小児、救急などは負担金を出しております。それは町立病院にはない機能といいますか、周産期などはそうですが、そういう意味で一部その割合に応じて、妊婦の方の数の計算に基づいて相当の負担額をお支払いしているという状況です。

今後においても、どういうものが負担を求めてこられるのかというのは、今の項目以外も、それはまだ分かりませんが、求められた内容とか額、それが妥当なものかということを十分吟味しながらやっていかなければ、我々も独自で町立病院を持っていますので、それとだぶるような機能をまた負担を求められても、それは少し困ってしまうというか、上富良野町だけがダブルの負担ということにならないようにということが原則だと思っていますので、そういうことは十分吟味しながら、今後も対応を当たっていきたいと考えております。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　よかったと思っております。私も同じ考えであって、本当に自治体病院を

守っていく責務を町長お持ちですから、まずは何といっても、この上富良野町立病院の存在、そしてその存在のためにも旭川医科大学とのパイプは、これまで以上にしっかりと構築していただきたいですし、何度も申し上げますが、やはりドクターを含めた医療スタッフの充実をぜひ図っていただきたいという気持ちを込めて、最後、町長がしっかりとこれからも町立病院維持のためにドクターの要請を図っていくのだと、看護師たちも増やしていくのだと、それから病院経営にもしっかりと下支えをするのだという、最後の強い思いを聞かせていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の要請に答えます。

私の強いといいますか、町立病院に対する考え方といいますか、やはり町立病院は、今１万人切りましたけれども、約１万人住んでいるところの病院ですので、これがなくなると、小さいお子さんを持っている方、高齢者の方とか、病院のない自治体に住むというのが考えられなくなってきてしまいまして、小さいお子さんをお持ちの方だったら、旭川、富良野から通ったりするかもしれません。そういう意味では、まちづくりの非常に核の部分の一つの施設だと思っておりますので、残念ながら地方の町立病院ということで赤字ですけれども、もちろん赤字を減らすという努力はしますけれども、それでもまちづくりの中心の施設である限りは、一般会計、役場のほうから応援して、これは非常に重要な施設ということで維持していかなければならないと考えておりますし、そのためには、おっしゃったとおり、人材、医師、医療スタッフの確保というのは努力していかないとならないと思っております。

いずれにいたしましても、重要な施設であると認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、５番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、８番中瀬実君の発言を許します。

○８番（中瀬　実君）　私はさきに通告しております１項目６点について、町長の見解を求めます。

斉藤町長の町政の２期目の行政課題の進め方についてであります。

斉藤町長の２期目に向けての行政課題の進め方は、次の６項目について、町長の見解を求めるものであります。

一つ目は、町立病院の医師確保対策と経営強化プランの見直しについて。

新しい町立病院が今年５月にオープンします。病院は新しくなるが、医師不足は解消されず、電子カルテも導入されず、相変わらず長時間の受診待ち、会計待ちの状態が続き、新病院オープン時には解消されないものと考えております。医師確保等ができないことにより、令和５年度から９年度を計画期間とする上富良野町立病院経営強化プランも見直しが必要になると思われるが、その対応について伺います。

２項目め、ラベンダーハイツの今後の維持管理について。

施設も経年劣化により、維持管理も小規模修理は可能だが、大規模な修理は限界があると考えております。今後、この施設を町として継続して使用していくのであれば、年次計画を持って規模や予算を立てるべきと思うが、その考えについて伺います。

三つ目、道の駅構想について

斉藤町政の１期目は、道の駅構想については、ほぼ手がつけられませんでした。２期目において、本当に実現する考えがあるのか、またどこまで進めようとしているのかを伺います。

町長が思い描いている道の駅についても伺います。

４点目、ジェットコースターの路の迷惑駐車対策について。

第３次上富良野町観光振興計画では、重点課題に位置づけし、その対策例が示されております。その取組の進捗状況等はいかがなものか、また、いつまでにどのように解消する考えがあるのか、明確な回答を求めます。

５番目、ヒグマ対策について。

道内のヒグマ出没件数が年々増加傾向にあります。各地で分布数が拡大しており、人身被害や車との衝突などの事例も報告され、死亡事故も発生しています。最近は越冬しない熊も見られることから、１年中警戒しなければならない状況にあります。

本来であれば、野生動物の保護と共存が理想でありますが、地域住民の生命と安全を守ることが第一であります。人命に関わることから、その対策が急務と思われますが、町の対応状況について伺います。

６点目、町民住民会組織再編について。

２０２１年６月にこの件で一般質問を行っております。その中で町長は、住民会連合会と協議したいと答弁をされています。これまでいろいろな経過があったことと思いますが、協議された回数、協議の内容、またそれに対する町長の考えを伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の行政課題に

ついての６点の御質問にお答えいたします。

まず１点目の町立病院の医師確保対策と経営強化プランの見直しについてでありますが、医師の確保につきましては、これまで旭川医大医局、その他医局関連の関係者への派遣要請を行ってきておりますが、現在のところ常勤医師確保には至っていない状況です。

常勤医師の充足は、病院運営を行う上で最重要課題と考え、早期に医師確保ができるよう、引き続き旭川医大はもとより関係各所への派遣要請を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、経営強化プランの見直しにつきましては、国のガイドラインにてプランに掲げた数値目標の達成が困難な場合や地域医療構想との齟齬が生じた場合などに見直すよう明記されていることから、医師の確保や業務の改善・効率化といった現状の課題を踏まえつつ、新病院移転後の経営状況を評価・検証した上で計画の見直しが必要と考えております。

次に２点目のラベンダーハイツの今後の維持管理についてでありますが、ラベンダーハイツ特別養護老人ホームは昭和５９年設置後４０年経過、ショートステイは平成１２年設置後２４年経過、デイサービスセンターは平成４年設置後３２年を経過するため、それぞれの施設においては経年劣化による修繕費が年々増加している状況であり、どういった形でこの複合施設であるラベンダーハイツを継続していくかは大きな課題と認識しております。

一昨年第４回定例会での一般質問で答弁しましたとおり、町内に特別養護老人ホームと同様な事業所がないことから、その任務を果たすため公設公営を維持して今後おおむね１０年は現在の施設で継続していきたいと考えていることに変更はありませんし、現総合計画期間中に検討を行って次期計画で方向性を位置づけたいと考えていることに変わりはありません。

このたび、新年度予算において、町内の今後の高齢者人口、高齢化率、介護保険認定度などの推移と、特別養護老人ホームのみならず、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所、介護医療院を含め、町内の介護資源全体を多角的に分析し、町のこれからの将来にどういった介護サービスと介護施設が必要かを把握するため、高齢者施設経営コンサル事業として専門業者に委託するよう取り進めたいと考えております。

この結果を踏まえ、ラベンダーハイツの将来像を見極めたいと考えておりますが、町といたしましては役場庁舎やクリーンセンターなど既に老朽化し多額の経費を要する町有施設を有しますので、町有施設全体において、施設の劣化度はもとより、町民ニーズやその利用実態及び財政計画を勘案しながら、総合的に更新計画を検討してまいりますことを御理解願います。

次に３点目の道の駅についてでありますが、これまで一般質問等でもお答えさせていただいているとおり、今年度は機運醸成に向けた取組として、ワークショップの開催、令和７年度においては、町民と各地の道の駅を巡る見学会などを検討しているところでありますが、令和８年度以降につきましては、旭川十勝道路の進捗状況などを踏まえた上で、取組内容を検討してまいりたいと考えております。

また、道の駅につきましては、いままで道路利用者のサービス提供の場、道の駅自体が目的地という状況でありましたが、最近では地方創生や観光を加速する拠点として道の駅を設置する事例が増えてきていることから、様々な機能について今後町民の皆さんとともに検討していきたいと考えておりますので、御理解願います。

次に４点目のジェットコースターの路についてでありますが、町道西１１線道路、いわゆるジェットコースターの路の迷惑駐車対策につきましては、現在、スマートフォンなどの携帯端末の位置情報を用いた人流データについて収集、分析を進めているところであります。

迷惑駐車問題の緩和には第３次上富良野町観光振興計画にも一例としてお示ししております駐車場整備や視点誘導などの手法が考えられますが、この分析結果を基に、観光インフラとしての方向性や整備した場合の投資対効果についても十分に検討し、計画期間内に一定の成果を出せるよう取り組んでまいります。

次に５点目のヒグマ対策についてでありますが、議員御質問のとおり、道内においては有害鳥獣として扱われるヒグマの出没が多発し、各地で事故、被害の報告や報道がなされております。本町におきましても、令和４年度の目撃情報が１５件から、令和５年度は、木の実類の凶作などからの食料不足により、生息地である森林地帯から農地、市街地までに行動範囲が広がり、出没数は３１件と急増したことから警戒体制を強化し、人とヒグマの軋轢の抑制、防止と町民の安全確保等の対策に努めてきたところであります。

今年は、木の実類の食料も平年並みに回復したことから、出没数も２０件と減少しているものの、これまでと同様に行動範囲を拡大している個体や異常な行動を取る個体も発生していることから予断を許さない状況と考えており、現在も警戒体制を継続し、ヒグマの出没に対応しているところであります。

ヒグマ出没の対応については、出没の通報を受けた場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく管理の下、北海道ヒグマ対応指針により、出没の場所、個体の行動状況から人身、農業被害の発生とその可能性や社会的影響の有無などの有害性があるものを問題個体、人間を警戒し避けるものは、非問題個体に区分し、個体の行動内容に応じた対策をしているところであります。

出没場所が人家周辺など住民の生命、財産、日常生活に支障が生じるときや可能性が高い場合には、問題個体として緊急の対応となり、町、警察、猟友会が共同して個体確認のため探索や追い払い、捕獲による排除を行い対応します。同時に町では、安全が確保されるまでの期間は、危険区域に対して臨戸訪問、防災行政無線による周辺住民への情報提供と注意喚起などを行い、警戒監視の安全対策を継続することとしています。

郊外地区においては、目撃場所の周辺の探索や近辺の目撃情報と農作物等の被害状況の調査を行い、頻繁な出没がある場合には、捕獲用箱わなを設置しています。

出没後は速やかに防災行政無線とホームページによる出没情報を周知し、出没場所には注意看板を設置し、注意喚起を行うとともに付近の巡回パトロールを実施し、併せて地域住民の方には、新たな情報の提供を依頼し対応しています。また、昨年度の出没数増加に伴い、監視カメラの新設や捕獲用箱わなの増設を行い、安全対策を進めているところでありますが、さらなる対策強化を図るため、機材類の追加配備の検討を進めているところであります。

ヒグマの捕獲等につきましては、今年度４月に指定管理鳥獣の指定を受け、１２月に北海道ヒグマ管理計画が改定されたことに伴い、町の鳥獣被害防止計画にも対策強化する内容で改定作業を進めているところであります。

なお、以前から懸念されている行政が依頼する猟友会によるヒグマ捕獲の協力については、市街地等の銃使用規制を緩和する関係法令の改正が進められており、人の日常生活圏にヒグマ等の危険鳥獣が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下、市町村長の判断により緊急銃猟が可能となります。今後の捕獲作業における銃使用に対しては、関係法令の遵守はもとより、国から示されている対応方針並びにガイドライン等に基づき、関係する警察、猟友会と充分に協議し、出没対応マニュアルの整備と訓練実施などによる連携体制の構築を図りながら、住民生活の安全確保を最優先とすることを念頭に適正に対応してまいりたいと考えております。

今後におきましても、引き続き農林業及び人的被害防止の対策強化に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に６点目の住民会組織の再編についてでありますが、幾つかの住民会との懇談や連合会での懇談の中では、今すぐに再編を望む声がなかったことから、具体的な協議を必要とする住民会はない現状にあります。

しかしながら、平成８年に再編されてから３０年近くが経過し、人口減少、少子高齢化が進み、構成数の減少や住民会内の町内会や班の合併等についても数か所進んでいることや、役員のなり手が不足していることも認識しております。

住民会の中からは、今すぐ必要ではないが、１０年後、１５年後は地域自体の存続を考えなければならないとの声もいただいていることから、引き続き各住民会や連合会とも情報・課題の共有を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　それでは、病院関係の件については、医師の関係については、先ほど同僚議員ががっちり聞いておりますので、それは避けます。

私がこの病院関係でお伺いしたいのは、本年度５月にオープンをいたします。それは、いわゆる町民もすごく期待をして、開院を待ち望んでいるのだと思っています。あらゆる手段を使って、この病院経営がうまくいって、経営が１年でも早く黒字化できるようなことがあれば幸いだと私は思っておりますが、いわゆる上富良野町立病院の経営強化プランというのは、令和５年から令和９年までを指して、経営強化プランが作られております。

それで、５年、６年と２年を経過しております。基本的に、この計画では、令和９年度には黒字化になっています。このプランではです。この９年度には黒字化になる要素があったプランだったはずなのです。ところが、現実は医師を確保できない、いろいろな理由があってこのとおりには行かないということは、町長も認めていますよね。これは医師が３人いればこの計画どおりに行くかもしれないけれども、２人体制になったから、この計画どおりには行かないということを多分認めて、私も聞いておりますから認めているはずです。

だとすれば、この経営強化プランは２年経過した時点で、新しい病院になったからといってこの赤字を解消できるようなことは、まず考えられないと私は思っています。ですから、この強化プランは見直しが必要ではないかという質問をさせていただいているわけですが、その辺はどういうふうに、基本的には様子を見ながら考えるとは言っていますが、確

実にこの状態で黒字化にするのは９年は無理だというのは、はっきりしていると思います。その点、町長の考えを伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

見直しが必要と述べさせていただいたとおりです。計画の見直しが必要と考えております。ただ、その時期については、新病院も開院、オープンすることですから、その状況を見てから課題を踏まえつつ、見直しが必要と考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　いわゆる見直しは、町長の判断で見直していけばいいと思いますけれども、基本的には、今の現在では、一般会計から繰入れをしております。これは一応基準があって、この繰入れについては、総務省が定める基準を基本として、さらに一般会計の財政部局との協議により独自の基準を設け、町立病院を担う役割の継続をしていくということがこの中で書かれておりますが、この基準というのは、基本的には何を指すのか。これを教えてください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

繰出しの基準、国が示している繰出し基準というのがございます。それが負担金として支出させていただいております。それ以外の、町独自の繰出し基準以外の項目については、経営安定に係る繰入れなのですが、その二つを国が示している基準と、それ以外の基準以外の繰出しという基準があります。それをもって繰り出しております。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　基準に従ってその赤字を補塡していくということでありますが、基本的にはできるだけ一般財源は繰り入れないでやっていけるのが理想なので、その辺のところはいろいろ努力をしていただければと思っております。

次に２点目のラベンダーハイツの関係で少しお伺いをしたいと思います。

ラベンダーハイツについては、基本的にはもう築年数が古くなったということで、当然普通であれば建て替えをしなければならない、そういう時期に達しているのは間違いないと思っております。ただ残念ながら、いろいろな町の状況もあって、今すぐこの建物を更新するということは非常に難しいということは分かっております。まして、小規模改修はまずできるかもしれませんが、大規模改修となれば当然入所されている方がいるわけで、それらの人に迷惑をかけながら大規模改修はできないと思っております。

ですから、基本的に維持するための小規模は仕方ない、やらなければならない。そして、これが基本的には、建物を建てるということになればまだ先になるということは先ほど聞いておりますが、これがおおむね１０年、これを１０年もたせることでできますか、町長。

○議長（中澤良隆君）　暑い方は、上着を取っていただいて結構です。

町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

１０年と、おおむね１０年をめどにということで発言したのが一昨年だったと思いますので、今から１０年というわけではなくて、当時言ったおおむね１０年をめどに次の総合計画に入れたいという、そういう思いといいますか、それは変わっていないところです。議員おっしゃるとおり、ハイツの建て替えにつきましては、大規模修繕が非常に困難で、不可能かどうか、それは専門家でないので分かりませんが、非常に困難であるということは想像つきます。それらも含めて、それまでは小規模な修繕を繰り返して施設の延命を図っていかなければならないと思っております。

そういうこともあって、今回コンサルを入れさせてもらいますが、１０年間は使うことをめどに頑張っていきたいと思いますが、もう１０年たったら、今から準備しておかないと、どういうものを建てるかというのをまず決めて、その後に実施設計など入っていきます。実際に建築期間が２年とかかかると、そう考えると、やはり令和７年である程度の町の考えを固めておかなければ間に合わないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　今後、いろいろな検討をしながら、１０年めどに今後の計画を立てていきたいということで理解をいたしました。

ただ、私が思うのは、ラベンダーハイツは基本的にお金を払って入居をしていただいたり、ショートステイとかデイサービスを受けているわけであります。無料であそこを利用しているわけではありません。お金を払っているということは、それなりのサービスがある程度満たされていることが条件だと私は思っています。ですから、我々の、例えばほかの近くの人たちが入所するときに、ラベンダーハイツ、あそこはいいところだから入ってください、

入ってもいいよ、そういうふうに自信を持って推薦できるような施設、そういった施設が私は理想だと思っています。けれども、そのとおりにはいかないのは現実です。それに少しでも近づけられるような、やはりその施設の管理はしていかなければならない、していくべきだと思っています。ですから、そういった肝に銘じた、今後ある９年、１０年ですけれども１年経過しているから９年でもいいですけれども、その期間の間をきちんと利用者に対して満足できるような、そういう施設の維持を管理していく、そういうことの予算づけはきちんとしていただきたいと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、将来的に建て替えありきで、そこに日々の修繕を惜しむということは全く考えておりませんので、それを含めてきっちり延命といいますか、利用者、またその御家族に不快な思いとか不便なな思いをさせないように、修繕にはきっちりと、使われている間は、それはしっかりしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　次に、道の駅の関係をお伺いします。道の駅の関係につきまして、いわゆる斉藤町長が１期目の公約的なもので、道の駅を造りたいということでありました。ですが、この４年間では道の駅の「み」の字も出ませんでした。

先ほどラベンダーハイツのことでもあったように、計画を立ててからものを実現するまでには、ある程度の時間がかかります。１年で計画立てて２年目に建つような、そんな仕組みのものではないと思っています。だとすれば、道の駅の基本的な考え方、いわゆる町長が１期目に道の駅を造りたいと言った、そのときどういった道の駅を想像されて道の駅を造ろうとされていたのか。

基本的には今年の計画からいくと、いわゆる見学ツアーみたいなものをやって、それから町民の意見を聞きながら道の駅を造っていきたいという考えは分かりますが、基本的には町長がこういった道の駅を造りたい、だからこういった駅を見に行こう、そして実現しよう、そういう考えがあって、それで見学ツアーを予定するのであればいいと思いますが、そういう考えがはっきりしない中で、適当に例えば道の駅を見て歩くということは私は無駄になると思います。ですから、町長が描いている道の駅はこういったものを想定しているということが多分あると思いますから、その辺のところ、町長の考えを伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

道の駅については、町はまだ何も決めていませんので、私の思いといいますか、どういう機能があったらいいかという私の希望を言わせてもらうと、町として最低限、私が思う道の駅に必要なのは、地場産品を売るところ、今はございませんので、そういう場所が必要だろうと。あと、もちろん観光のインフォーメーション機能と地場産品の提供、販売、そういうところ。あと防災機能が加われば、防災機能は駐車場のことなのですが、災害が起こったときにいろいろ関係機関が集まれるような場所、ヘリポートも含めて、ヘリポートがなければ救援物資がトラックで多分いっぱい来ると思いますので、そういう防災機能、倉庫なんかも含めてが必要だと思っております。

ただ場所については、いろいろ町民の方にもどこがいいのかというのは、それぞれ考えがあると思います。国道沿いになると少し町から離れてしまいますし、士別はたまたま国道が町の中を通ってますから町の中に道の駅ができてますけれども、そういう場所によっても、できるもの、土地の問題でもできること、できないこと、いろいろあると思います。そういうこともあります。

プラス、ただ単に地場産品と防災機能とインフォーメーション機能をそろえたからといって、人はなかなか来ないので、プラスアルファ何か人を呼び込む、昨今、南富良野町の道の駅、子供用の遊具ができて、ああいう何か、それはそういうことをやはり町民と皆さんと一緒に話していかなければならないと思っております。

場所を決めるには、高規格道路の、今、計画段階評価で間もなくルートが確定すると思います。ルートプラスインターチェンジの位置、それらも含めて、ちょうど今、町民の皆さんに建設部のほうからアンケートを回ってきておりますので、すごくいいタイミングだと思います。令和７年からですね。

残念ながら１期目はいろいろほかの事業の関係もあって、道の駅の私の１期目からの公約ではあったのですけれども、１期目はおっしゃるとおりなかなか手をつけられなかったのですが、このタイミングで町民の皆さんと機運醸成していくのには、この７年、ちょうどいいタイミングだろうと思っております。そのうち近々、今、計画段階評価ですので、国のほうでルートが決まります。ルートが決まっても、供用開始するまでは、多分１０年、そのぐらいの単位でかかってくると思います。まだまだ供用開

始までには時間はかかると思いますが、一旦ルート、インタージェンジも含めて、ルートが決まれば、ほぼそこを通りますので、あとは道の駅を先に、どっちが先にできるかではありませんけれども、道の駅が先にできてもそれは全然問題ないと思っておりますので、令和７年から、私の思う道の駅、場所も含めて町民の皆さんが思う道の駅というのを、スタートさせていくのにはちょうどいい機会だと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　町長のやはりきちっとした構想を町民の皆さんに伝えなければ、道の駅構想もうまくいかないと思います。ですから、町長が先ほど答弁していただいたような形で、こういう構想の下に道の駅をつくりたい。だから町民の皆さんも協力してほしいとか、そういう形でいろいろな人の意見を聞きながら、いい方向で道の駅を造ることを考えていただきたいと思っております。

先日の議会懇談会の中でも、懇談の中で道の駅を造るときには、町民を巻き込んででも、いろいろな意見を取り入れながらやってほしいという意見も伺っております。ですから、このいわゆる見学ツアーの中でも、当然いろいろな意見が出ると思いますが、そういった中でよりよい形での道の駅構想を考えていただきたいと思っています。

次、４点目のジェットコースターの路の関係でありますが、こちらは観光振興計画の中でも、これは重要課題、迷惑駐車とか、畑に無断で入るとか、そういったことが非常に問題になっているということは指摘をされております。ですから、これは一日も早く解決をしてもらわなければ、いわゆる地元の人が非常に迷惑しています。観光客は、これはこの町に来たときに、ジェットコースターの景色が非常にいいということで、いろいろな形で写真を撮ったりする姿は、私も全く理解できないわけではありませんが、けれども迷惑はかなりあります。車が両脇に止まったり、変な形で止められると、地元の人は非常に大変です。ですから、前回も私も質問させてもらっていますが、対応策は一日も早くやってもらわないと、一番困るのが、先ほども言いましたけれども、地元の人たち。地元の人たちからは、絶えず会うたびに私にも言われます。何とかならないのか、何とか方法を考えてくれなくては困るぞというふうに言われております。

ですから、町長は、まずは今の時点では、特に対策は今のところはない、検討していないような感じのことを聞いておりますが、これは一日も早く進めてもらいたい、そう思っていますが、今、現在の町長の考えを伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

ジェットコースターの路で、以前から議員から御指摘を受けております。住民の方の農作業等の迷惑になることプラス交通事故等を含めて非常に危険であるということは認識しております。

今考えているのは、根本的な例えば何か駐車場とか、そういうことは一日も早くといっても年単位でしか進んでいきませんので、それは今現在、根本的な対策は考えている最中ではありますが、すぐできること、看板の設置とかそういうことは、日々といいますか、やって対応していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　今、町長が言われた対策の看板というのは、もう既に立っていますよね。これは、観光協会がやっていられるのかどうか分かりませんが、迷惑駐車、駐車禁止、写真を道路の真ん中で撮ってはいけませんというような看板は、もう既に立っていますよね。それにさらに看板を立てるということですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

看板とかただの例示でして、現在看板が立っておりますので、もっと目立つ看板がいいのかですとか、看板等ですので、看板は例示でして、例えば美瑛のように警備員を配置したほうがいいのか、そういう例示ですので、別に看板だけにこだわったことはなくて、日々大きなハード整備ではなくて、ちょっとしたことでできることは問題が起きたらすぐ苦情に対して応えて、できる範囲でですけれども、その効果があるか、ないかというのも十分見極めながら、日々すぐできることはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　一日も早くそういった対応をしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

次にヒグマの関係でありますけれども、ヒグマは非常に最近、特に西山地域というのは出没が多いということで、非常にみんな心配しております。基本的には、熊に出くわしたことのない人は分からないと思いますが、非常に餌が足りないときは、凶暴です。だから、人命に関わることであります。

熊も悪いことしなければ、動物ですから非常にめんこいのですが、私どものところにはキツネもいます。タヌキもいるし、ハトもいるし、カラスもいるし、シカもいるし、たくさんいます。ただ見ているだけでは、めんこいです。ところがどっこい、一旦餌を求めてくる動物は、凶暴になります。凶暴で、餌を探したときにたまたま出くわしたら、命が危ないのです。ですから、いろいろと対応は町もしてくれてはおります。

ですが、昨年から基本的に鳥獣保護管理法改正案というのが閣議決定しています。そんな中で、町の中でいわゆる猟師が鉄砲を撃つことが許可になりますということですよね。これは捕獲をするのには、非常に早めに見つけて早めに捕獲できることでいいことなのですが、それをそういった想定、町の中でそういう事案が出たときに町として、警察として、猟友会として、それらの対応マニュアル、その辺は今現在どういう対応をされていくのか。

そして、もう一つは、いわゆる上富良野町、それから中富良野町、これは猟友会で多分連携を取ってはいるのかもしれませんが、町を境界にしたら、隣町では撃てないというのが今の現状なのでしょうか。その辺のところを教えてください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、今、法律が変わって、市街地に出没した場合、銃の使用規制を緩和して、関係法令の改正が進められているところで、市町村長の判断により撃てるというふうに、今、準備が進められております。まだ準備段階ですので何とも言えないのですが、当然、我々も準備を進めております。ガイドラインに沿って、マニュアル整備、実施訓練などもこれから警察、猟友会と連携してやっていかなければならないと考えております。

それと町の経界ですね、それはちょっと。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君）　８番中瀬議員の再質問にお答えさせていただきます。

町の経界に出没した場合の対応についてでございますが、今現在、本町と隣接しています中富良野町、美瑛町に対しましては、ヒグマの出没情報は情報交換をしておりまして、対応している状況でございます。その際に、先ほどの答弁にもございましたとおり、問題個体ということで、人や財産に影響が発生するというような状況の場合につきましては、特に人家の近くであった場合については、猟友会に対応してもらうことになっております。その辺の連携につきましても、中富良野町の分会、それから美瑛町も猟友会の分会がございますので、そちらと連携を図っていくというような対応になるかと思います。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　熊は結局、経界がどこにあるかなんて分かりませんよね。だから、結局、こちらが、例えば上富良野町から美瑛町のほうに猟友会の人が行って、そして上富良野町から美瑛町に入りました。そうしたら、入った時点では、上富良野猟友会の人は撃てないのですよね。それを先ほど聞いたのですが、そういったことが可能なのかどうかということです。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁願います。

○農業振興課長（安川伸治君）　８番中瀬議員の再質問にお答えします。

先ほどの経界を移動した場合なのですけれども、この捕獲に対する許可がございまして、それは市町村ごとに出しておりますので、上富良野町で許可を得ている方は美瑛町に経界を越えた場合には捕獲ができません。ですので、その辺も含めて、位置確認も含めてそういった場合も想定しながら、今後対応していかなければならないとは考えているところであります。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　それでは、最後６点目の関係ですが、こちらは住民会組織の再編の関係についてお伺いをしております。これは前回も私も質問させていただいておりますが、そのときには、いわゆる基本的には住民会連合会とか、そういったことに協議をしたいということの町長の答弁でありました。たまたまコロナ禍ということで、そういった会合もなかなかできなかったのかなとは理解はしております。

ですが、これは先ほど町長の答弁でもありましたけれども、過疎化というのは町もそうですし、郡部も全てそうですよね。もう、どこの住民会も減っています。増えているところは、恐らくないと思います。ですから、私も地元のことしか言えませんが、私の地元で１３戸、軒数はあります。その中で、いわゆる農家をやっているのは、そのうちの半分しかありません。そんな中で、基本的にこういう組織をつくっている以上は、町からの依頼を受けて役職をやらなければならない、そういうのがあります。ということは、一般的に町から一番先に下がってくるのは、住民会長。こういった形が、必ず２年ごととか３年、１年とかもあるみたいですが、そういった形で必ず出していかなければならない。そうする

と、行き詰まります。私どもの地元では、２８の人が一番下で、今やっている人が６８かな、それぐらいの人です。あと３年しか持たない、あと２期しか持たないのです、役員。もうだんだん皆さん、年取ってきますからね。改めて、またもう１回戻って役をやるということは、まず不可能になってきます。だとしたら、その最後に受けた人は、永遠にやらなければならないような、そんな形になるのが現状なのです。だとすれば、確かに住民会の会合の中では、今すぐ必要とはしていないとか、もう少し先だよなという意見だったというのは答弁で伺いました。けれども、１年、２年はすぐたってしまいます。もう事前にある程度の策は打って、そして住民会組織はこうあるべきだ、こうしたほうがいいのではないかという、そういう対応策というのは、当然立てていくべきだと思っています。ですから、今は必要ないけれども、もうあと２年、３年たったらそういう状態になる地域もあるかもしれません。ですから、もう一歩踏み込んで、町がある程度、こういう状態になる前にこうしたほうがいいのではないかという、そういう町主導の形での再編の在り方を見出していくのが私は必要だと思っていますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

少し誤解があると思います。住民会長含めて、役員の方は、町から会長を決めてくれとか、そういうことはございません。あくまでも知縁といいますか、自主組織ですので、これは住民会ができれば自然と役員、会長、これは全く町からのお願いというのはないはずです。それと付随して、例えば農協とかもあると思いますが、町が何々委員をこの地区からお願いを出してください、それは地区割りみたいな感じで、そういう事実はあると思いますが、住民会長自体をどうのこうのというのはないと思っております。

過疎化が進んでいく中で、何らかの対応は必要なのかということですが、なかなか任意の自治組織、自主的な組織ですので、もちろんもう少ないので、どこかと、こことくっつきたい、あそことくっつきたい、一緒になれないか、そういう相談があれば我々相談に乗りますが、こちらから勝手に線を、地元の住民会の方の意向を先取りしてでも、無視するのはもちろんそうですけれども、先取りして線を引くのもちょっとどうかと思っております。

ただ、対応策としては、住民会がどうなるかというのは、やはり地元の人の声を見守りながら声を待つというのが、それも重要だと思っております。ただ、先ほど申し上げた、この地区から何々委員というのは、それを固定したら、先ほど中瀬議員がおっしゃったとおり、少ない地域もありますので、委員をお願いする地区を選ぶ、その枠組みというのは行政で柔軟に対応してやっていると思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　今の町長の答弁からいけば、住民会組織は自主組織だから、町が押しつけるものではないと。だから、住民会長を出そうが出さまいが関係のないということに私は聞こえました。

それで、例えば、地元のことしか私は言えませんから、ほかのことは言えませんけれども、例えば江幌の住民会がもう住民会長も何もいらないよ、自主組織だから出さなくてもいいのだということで出さなかったときに、町としては、この組織がなくなったことによって何も問題はないということで理解していいですね。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

かなり極論で私も困ってしまいますけれども、むしろ住民会がなくなったら、困るのは住んでいる方だと思っております。例えば住民会がなくなれば、会館とかも必要なくなって全部なくなってしまいますので、いろいろな自主活動の交付金とかもなくなりますので、それは役場がどうのこうのというより、皆さんのために、ぜひ自主組織ですので、住民会を守ってもらいたいですし、継続してもらいたいですし、本当に戸数が減ってなかなか運営が難しいのであればぜひ声を、合併ちょっと難しいのだと声を上げてもらわないと、我々も強制的にそれはできないと申しているだけで、江幌住民会が、一つの住民会がなくなっても問題ないと、そういうことは言ってはいないのです。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　基本的に、今、町の中にも町内会に入られていない人もたくさんいますよね。江幌にもいます。住民会に入っていない人がいます。だからといって、その人たちがものすごく不利益を得ているかといったら、特別不利益は受けてはいないと思います。

けれども、そういう組織というのは、住民会という組織は、やはり町のいろいろな橋渡し役とかなんかの関係で、私は絶対必要な部分だと思っています。だから、なくすのではなくて、確かに地域とどこかの地域とかである程度もう一回再編する、そういうふうなことがあることが大事だと思っています。ですから、再編については、やはり町の町長

が、こういう地域があるから、こういうことについては町もある程度相談にきちんと乗るという、そういう態度を住民会の会長会議等々できちんと言っていただければと思っています。それで最後にしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　最後の答弁。

町長。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

住民会は、住民、住んでいる方にとっても、町にとっても重要です。ですので、やはり活動を後押しするために、交付金を交付してやってもらっています。回覧板から始まって自主防災組織まで、福祉に関わることも、全てはやはり住民会なしには、幾ら自主組織とはいえ、住民会なしにはなかなか行政もうまくいきませんので、これは重要なことだと私ども行政からしても思っておりますし、再編が必要だ、そういう声が住民会の希望であれば、それには町としては、今まで町としても重要だということを言ってきましたとおり、その相談といいますか、対処方法については、言ってきたときには初めてこちらの主導でできると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、８番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食休憩といたしたいと思います。

再開は、１３時１０分といたします。

午後１２時０５分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（中澤良隆君）　それでは、昼食休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、１番佐藤大輔君の発言を許します。

○１番（佐藤大輔君）　私は、さきに通告してございました１項目３点につきまして、町長にお伺いいたします。

自衛隊との共存共栄についてでございます。

昭和３０年、我が町に陸上自衛隊上富良野駐屯地が創設されてより今年で７０年を数えます。陸上自衛隊上富良野駐屯地は、自衛隊員の御苦労と町民の御協力により、今や全国的に評価される存在に至りました。国の防衛を任務とする自衛隊と、住民福祉の向上を任務とする上富良野町が、町民の命と暮らしを守るために手を取り合い、双方の努力により良好な関係が今なお保持されております。

この７０年という節目の年に、自衛隊と町の共存と共働の絆をさらに強く太いものにしたいとの思いを町長と同じくする者として、以下３点についてお伺いいたします。

１点目でございます。退職した隊員の再就職については、道北地域援護センター上富良野分室が核となり、自衛隊退職者雇用協議会や役場など各関係機関が連携し支援していると聞いております。令和５年度は、沿線６市町村在住の退職者２６名中１４名が沿線内での再就職を果たされたようですが、その割合は年々減少しているとのことです。

既に様々な業種で人材不足が顕著な我が町としては、優れた資格やスキルを持つ隊員の方々と、町や町内事業者との就活マッチングを強化すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

２点目でございます。自衛隊に対する後援及び協力活動は、富良野地方自衛隊協力会が中心となって行っておりますが、町内には個別の支援として隊員及びその御家族に対し、特別価格で施設を利用できるサービスを提供している事業者も少ないながら存在します。

今後、既に整っている自衛隊への支援体制をより強固なものにするために、さらには隊員とその御家族という消費力をもって町内商工観光業者を下支えするためにも、隊員とその御家族に対する優待制度の輪を行政主導で広げていくべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

３点目でございます。平日の朝、国道の南北両方向から駐屯地方向へと流れ込む、迷彩服に身を包んだドライバーの車列を見るにつけ、通勤の負担軽減という点からも、隊員の方には我が町に住居を構えてほしいとの思いが募ります。

そこで、これまでの移住・定住対策とは一線を画す取組として、隊員向けの新築住宅補助金制度の創設や町内空き家物件情報の優先提供など、隊員の皆様に上富良野に住みたい、上富良野に住み続けたいとの思いを抱いてもらえるような施策の展開を望みますが、見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の自衛隊との共存共栄についての３点の御質問にお答えいたします。

まず１点目の就活マッチングの強化についてでありますが、昭和５３年上富良野町雇用対策協議会が発足されて以来、隊員退職後の援護活動については積極的に行っており、町にも多くの退職自衛官に来ていただき、行政運営に御尽力をいただいているところであります。

また、町内業者についても、多くの企業が自衛隊員の活力を求めており、これまでも多くの隊員が地元の企業に入っていただき、地域のコミュニティー活動、社会福祉活動に大きく貢献されています。雇

用対策協議会は、隊員と企業がＰＲできる場として、退職予定隊員の激励会や地域企業と道北地域援護センター上富良野分室との調整等についても行っております。また防衛省に対しましても、自衛官が退職後もそれぞれの能力を最大限に発揮し活躍できる方策について確立していただけるよう要望を行っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に２点目の隊員とその家族に対する優待制度についてでありますが、民間施設で行われているものにつきましては、隊員やその家族の生活の安定と福祉の向上を目的として、上富良野駐屯地と施設事業者が協定を結び、好意により特別価格でサービスを提供しているものであります。一部の住民に限定して優待制度等のサービスを行うことを行政が主導することは公平性が保てないことから、その考えはないことを御理解願います。

次に３点目の隊員向けの住宅制度についてでありますが、上富良野駐屯地は、昨年改編に伴い、第２特科連隊第４大隊が旭川より移駐いたしましたが、持ち家があったり、子供の教育等もあり、旭川市から通勤している隊員もおりますが、一部の住民が優遇される制度は、行政として取り組むことは困難であります。町としては隊員が住みやすいまちづくりとして、多くの転勤を重ね様々な地域で暮らした幹部隊員や、女性隊員と意見交換会を開催し、いただいた御意見を参考に、子育て支援や福祉と医療の充実等、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　町長におかれましては、防衛省への要望活動等を通じ、駐屯地の規模堅持のために日々奔走され、心より敬意を表します。しかしながら、昨年の駐屯地部隊改編の影響もあり、我が町の人口は現在９，７００人を割るところまで減少しております。なじみ深いお店やガソリンスタンドなど、次々に姿を消しつつあり、上富良野町は大丈夫かと、町民の皆様が抱く危機感をお預かりする立場から、少々尖った質問となりましたことを申し述べさせていただき、再質問に移らせていただきます。

まず１点目、退職した隊員の再就職についてでございます。町長御答弁のとおり、各関係機関の御努力によりまして、沿線６市町村在住退職者の再就職率は１００％のことで、大変評価しております。一方で、先ほど述べましたとおり、沿線内での再就職率は５０％強という結果でございます。

雇用対策協議会事務局から、特に我が町は業種の選択肢が乏しいことが弱点であるとの指摘を受けました。退職する隊員の方々が、願わくは我が町で再就職できるよう、企業誘致とまでは申しませんが、既存の業種に配慮しつつ、業種の選択肢が増えるような取組を町として模索できないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

マッチングで選択肢が少ないというのは、ほかの大都市から比べると、そうかもしれません。建設業等はありますが、ほかのサービス業なんかは、ホテルなどはありますが、富良野市とかにありますが、限られて絶対的な量というのは、やはり大きな町に近いほうがあると思っております。その辺の解決は、少しこの趣旨とは離れるかもしれませんが、企業誘致の話になってしまいますけれども、それには努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　少し分かりにくい表現で申し訳ありません。例えば、ほんの一例です。模索をするかしないかという話ですので、模索をしていただけるということで納得しておりますが、現状で言えば、退職された方が居酒屋を経営されたり、また除排雪を担われたりというようなことがございます。今後で言えば、例えば地域商社であったりとか、民泊経営であったりとか、それこそ農業であったりとか、こういった業を起こすほうの起業のサポート体制の強化など、あらゆる可能性を排除せず模索していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

同じく１点目の質問でございます。よりもっと大切なお話として、町民の足として活躍されている町内タクシー事業者、またごみやし尿などの処理に関わる事業者、ほかにも町民の暮らしに欠かせない業種も多々ございます。特にこういった町と密接な関係にある業種については、雇用対策協議会と調整の上、退職される隊員を雇用する事業者にインセンティブ、例えば税の優遇などがそれに当たるかもしれませんが、そういったインセンティブを与えることなど、町としてこの町民の暮らしに欠かせない業種の方と退職される隊員の方との就活マッチングに深く関与するお考えはないのかどうかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町に欠かせない業種、それが何を指しているのか、いろいろあるかと思いますが、それにインセン

ティブを、自衛官の方を雇ったら補助金とか、そういうなのかもしれませんが、今のところそういうことは考えてはございません。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　確かに町民の生活に深く関わる業種というのは多々ありますので、きりはありませんけれども、優先順位をつけながら、そういった業種が衰退していくと、そのつけは結局行政が払うことになりますので、現時点で検討されていないということでございましたが、可能であれば検討していただきたいと思います。

加えて、昨日も、また先ほども話題に上がっておりましたが、有害鳥獣駆除を担うハンターは、高齢化また人材不足が懸念されております。農作物への被害はもちろん、市街地での熊出没は今後も我々を悩ませると思われます。

そこで提案でございますが、占冠村では、地域おこし協力隊から職員として採用されたハンターの方が活躍されておられます。我が町も退職される隊員の方を対象に、町の職員としてハンターの募集を検討してはいかがかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町がハンターに限らず、直接、防災官などは採用しておりますが、それについて、将来的にハンターを町が直接雇用するという計画はございませんが、それを含めて町が雇用する場合は、当然この援護等を通じて調整しながら採用していく、今までのルールどおりですが、ということになろうかと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　ぜひ援護室等も、これまでもこれからも良好な環境を築きながら、やはり町としてぜひとも補完していただきたいという部分があったら、連携しながら課題解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、２点目の隊員とその御家族に対する優待制度の行政主導で広げていくべきではという部分に移ります。

一部住民に限定した優待制度等のサービス提供を行政が主導することは、公平性が保てないという点につきましては、自衛隊を町の３本柱の一つに掲げていることを考えますと、心底納得できるものではありませんが、理解はいたしました。

南富良野町では、自衛隊員が訓練で使用する際、町営スキー場のリフトの利用料は無料であると聞いております。一方、我が町では、リフトや社会教育総合センターの利用料は、たとえ訓練であっても５０％減免措置を講じるにとどまっていると伺っております。

教育委員会等の協議の上、まずは行政がリフトなど公共施設の利用料を無料にすることなどして、民間事業者の優待制度の機運を高めてはいかがでしょうか。まずは、行政がやれることをやるという点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

優待制度、町の例えば飲食等を使うときの優待制度は、これは、隊員が個人の消費として使うわけです。それに町が絡むというのは、非常に公平性が保てないということです。一方、訓練で使う場合は、これは業務で使っていますので、南富良野町の例も今出されましたけれども、上富良野町でも減免措置は講じております。減免がいいのか、それとも全面的に無料がいいのかというのは、それは議論のといいますか、それぞれ考え方がありますが、プライベートで使うお金の優遇と公務で使う訓練ですけれども、ちょっと混同して考えている節がありますので、それはちょっと分けて考えたほうがいいかと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　今、混同されているかという指摘がございましたが、混同していないつもりではあります。要は、個人に向けてのことは公平性が保てないので、では業務としての自衛隊に向けての町の姿勢をどうかということを今、問うたところでございます。

当然、無料がいいのか、半額、５０％減額措置がいいのかというところは、昨日もそういった利用料の見直しも含めて町長の町政執行方針にもございましたので、議論の余地はあろうかと思いますが、私としては、あくまでも優待という言葉は、特別に待遇したり、手厚くもてなしたりすることでございます。隊員の皆様、全国各地の駐屯地に赴任される方も多くおられます。

同時に、それぞれ皆様方が、上富良野町の観光ＰＲ大使になり得ることも忘れてはならないと思っております。町としてこれまでお世話になった隊員の皆様が定年を迎えられた際に、セカンドキャリアは思い出深い上富良野町で過ごしたい、あるいは同僚があれだけ高く評価していた上富良野町も、定年後の移住候補先に入れてみようと思わせるような、他の自治体に負けないおもてなしの取組を拡充、検討

していただきたいと思いますが、改めて見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

そういうふうに何かの縁があって、今回の駐屯地の話ですけれども、駐屯地の場合は、隊員も多くございまして、全国異動するということで、観光ＰＲも含めて、また将来にわたって住んでもらうという、移住・定住はそれも含めて、何かの縁で、自衛隊に限らずですけれども、上富良野町に仕事で、転勤で来られた方に住んでもらうような施策という、そういうまちづくりということを念頭に移住・定住も含めて考えておりますが、その中で何がいいのかというのは、こういう優遇ももちろん含まれますが、やはり一番我々、今もそうです。今も常にやっておりますが、まちづくりの施策として、職業にかかわらず、子育てですとか、高齢者福祉ですとか、また観光、景色がいいとか、そういうところ、住んでいてよかったと思ってもらえるような、そういう日々の施策が将来そういう移住・定住につながる部分が多くあるのだと思っておりまして、町としても、短期的な視野ももちろん、短期的な施策も必要かもしれませんけれども、長期にわたって住んでもらえるような施策を念頭に、広く一般町民対象ですけれども、そういうものは進めていくと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　今、町長の御答弁で言いますと、あくまで全ての町民、もしくは今後、上富良野町に移住されようとされる方、本当に全ての方を対象にしっかりとしたまちづくりを進めていく、たまたまその中に、町民の中に自衛隊の方がおられるという認識であるということを確認させていただきました。

３点目の質問に移らせていただきます。隊員の方々に住みたい、住み続けたいと思ってもらえる施策の展開についてでございます。

私は厚生文教常任会ですけれども、昨年、総務産建設常任委員会の皆様が、自衛隊との共存共栄について、宮崎県都城市で調査を実施し、１２月の定例会において、若いときに市内に家を建て、他の地域に異動する場合も、単身不任で任務地に赴き、退官後も都城市に定住する方が多いとのことであったとの報告がございました。当然、自治体の規模こそ違いますが、そもそも子育て世代の方々に家を建ててもらうことは、人口減少対策において極めて重要であることに疑いの余地はございません。

先ほど町長は、一部の住民が優遇される制度は、行政として取り組むことは難しいと御答弁なさいましたが、私としては、結果的に上富良野駐屯地で勤務される隊員の皆様が、町内に家を建てるインセンティブになればよいと考えておりますので、公平性に懸念があるのであれば、いっそのこと町内・町外全ての方を対象とした新築住宅補助金制度の創設を検討してはいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問が特定の職業のことについて書いておりましたので、それは難しいと答えさせていただきました。ただ、実際にそういう方、町に住んでいる方の結構大部分といいますか、結構３割、現役の方でも３割強占めているのは事実ですので、そこにターゲットを絞るのは公平性に欠けますので、あくまでも先ほど申し上げましたが、ターゲットとしてはありますけれども、制度に落とすときは、あくまでもやはり全町民が対象でないと、それは公平性を欠くと、それは注意して施策を進めなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　とすると、今のところ、新築住宅補助金制度の創設というものは全く考えていないという御答弁だったのでしょうか。確認のためにお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

住宅関連の補助は、省エネ、新エネ、あとリフォーム含めて、これは３年に一度見直して、また新しいものをつくっていきますが、その中でいろいろ考えられる内容かと思っております。その内容については、これから検討で、やるともやらないとまだ決まっておりません。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　定量的なデータはありませんけれども、やはり中富良野町にそういった制度があるということで、中富良野町に住宅を構えるという方がおられると。それこそ数は調べていないので、そういった話は聞いております。反対に、町もそういった制度をしいております。そう考えますと、この新築住宅補助金制度の創設は、自衛隊員の方々も対象に含めた移住・定住対策としても、また固定資産税の収入の観点からも、加えて制度設計の際、町内建設事業者限定にすることで建設事業者の

下支えになるという点からも、私はメリットのほうが大きいと考えております。加えて、町長の選挙、公約、ワンストップ上富良野、１、地域経済の強化、２、人口減少の対策、３、地域コミュニティーの維持、新築住宅補助金制度の創設は、これら公約の実現に最も効果的な手法であるとも思っておりますが、改めて見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問がこういう質問だったので、答弁がこういう答弁になりました。大分質問の内容から離れていっていると思っておりますが、お答えいたしますが、全般的に移住・定住するのに、どういう住宅関連の補助、今は既存のリフォームとかありますけれども、それも含めてどうあるべきか、それ以外にも子育てとか高齢者福祉もいろいろありますけれども、まちづくりとして、隣町、近隣との差別化をどう図っていくかというのは、非常に常に課題だと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　お言葉ですが、私は３点目の質問で、やはり住みたい、住み続けたいと思ってもらえる施策の展開を望むということでございますので、当然、最初に隊員を限定した部分を申し上げましたが、広義的に言えば、全くもってずれた話ではございません。町長のお気持ちは分かりました。

最後になりますけれども、昨年１２月、防衛省は、鹿児島県薩摩町に弾薬庫を整備することを明らかにしました。町長も御存じかと思います。これは２０１８年の商工会を中心に発足した協議会の念願がかなった形ではありますが、地元住民の間では、地域活性化の起爆材になるとの声がある一方で、住民を無視した進め方に不満がある、穏やかに暮らしたい私たちの声は国に届かないのかなど、歓迎と批判の声が交錯したとの報道を目にしました。薩摩町の自衛隊との共存共栄の道は、まさにこれからでございます。

それに引き換え、我が町は確かに全ての町民の方が自衛隊に対し１００％の理解を示しているわけではないと思いますが、先人たちや現在自衛隊を支えておられる各関係機関の皆様の御苦労のおかげにより、自衛隊との共存共栄の道を着実に歩んでまいりました。

とはいえ、町長も現状に満足されていないと思います。自衛隊の町を標榜する町のリーダーとして、例えばふるさと納税において自衛隊との共存共栄のまちづくりという項目には、令和５年度で約２，４００万円の寄附がございましたが、もし可能であれば、これらを財源とすることも視野に入れながら、既成概念に捉われない施策をもって、日本一自衛隊員に寄り添っている町を目指していただきたいと考えますが、最後に見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

共存共栄をこれまで７０年間続けてきまして、かなり進化は進んでいると、先人の先輩、諸先輩方のおかげだと本当に思っております。

ただ、今こういう人口現象、過疎化の中においては、非常にさらにこのままではいけない、さらに絆をという思いは強く思っておりますので、これからもいろいろ財源等の話も御提案もありましたが、それらも含めて、絆を、共存共栄をどのように図っていくかというのは非常に大きな課題でありますし、非常に重要なことですので、十分気をつけながら、配慮しながら、果敢にといいますか、新しいことも当然チャレンジしながら、さらに今までの絆を大切にしながら、さらに太いものにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、１番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、１２番小林啓太君の発言を許します。

○１２番（小林啓太君）　私はさきに通告していたとおり、町長に対して１項目６点、教育長に対して１項目２点を質問させていただきます。

町長は、さきの選挙において町民の皆様からの信任を得て、２期目の町政運営に臨まれることとなり、１期目の経験を踏まえ、さらに町の発展と町民の暮らしの向上に向けた施策を展開されることが期待されております。

現在、少子高齢化や地域経済の活性化、持続可能なまちづくりなど、多くの課題に直面する中で、町の未来をどのように描き、どのような方針の下で町政を進めていかれるのか、その方向性が町民の関心事となっております。そこで、町長が掲げる今期のビジョンに基づく町政運営について、以下の６点について町長の考えをお伺いいたします。

１点目、観光振興に関して、宿泊施設が少ないことなどが理由で、なかなか町内での宿泊、消費が活性化されていない現状がございます。今後どのような政策をもって通過型から滞在型への変化を目指すのか。また宿泊施設を増やす取組はどのような政策をもって推進していくのか、お伺いいたします。

２点目、移住・定住の促進に関して、どのような属性の移住者を増やしていきたいと考えておられる

のか。また、それらのターゲットに移住を促進するために、どのような政策をもって取り組んでいく考えがあるのかお伺いいたします。

３点目、病院や介護施設や子育て支援施設など、町内の重要なインフラで働く人材を確保するには、官民を問わず処遇改善の支援を強化することが必要だと私も考えております。町として、どのような支援が重要だと考えるかお伺いいたします。

４点目、現在、町では、空き家、空き地の有効活用に関して、どのような課題があり、またその課題に対して具体的にどのように取り組んでいくお考えかお伺いいたします。

５点目、企業誘致と起業支援に関してはどのように取り組んでいくお考えかお伺いいたします。

６点目、子育て環境に関して、特に自衛官の方などからは２４時間の支援体制を希望する声を多く耳にしますが、実現は可能であるかお伺いします。また可能である場合、どのような手法をもって実現する考えかお伺いいたします。

続きまして、分館活動費に関して教育長にお伺いいたします。

町民生活においては、様々な地域で多種多様な活動が行われており、その活動は地域コミュニティーを支える一助になっております。一方、近年は特に郡部においては世帯や人口の減少、また住民の高齢化などにより、コミュニティーの活力が失われゆく現状も見聞きすることが多くなってきております。そんな中、郡部の分館活動費に関して見直しが行われることとなり、各分館長と話合いの場が持たれていることを確認しております。そこで、分館活動費の見直しに関して、以下２点を教育長に対して考えをお伺いいたします。

１点目、分館活動費の見直しに至る経緯とその必要性について、教育長の考えをお伺いいたします。

２点目、現在の各地域の分館長との話合いの進捗、またその内容を踏まえた今後の方向性についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１２番小林議員の１項目めの２期目のビジョンについての６点の御質問にお答えいたします。

まず１点目の観光振興についてでありますが、議員御質問のとおり、町内宿泊施設については近隣自治体と比較して少なく、国内旅行者、外国人旅行者を問わず、多くの観光客が町内に滞留せず通過してしまう状況にあることは、これまでも重要な課題と認識しております。

こうした状況を改善し、町内での観光消費の増加を図る方策として、既存の観光コンテンツの活用や、新たな観光コンテンツを活用開発し、観光客の皆様が上富良野に足を伸ばし、また足をとどめ、町内をじっくり周遊することで上富良野の魅力を最大限に伝え、また十分に消費していただく流れをつくっていきたいと考えております。

また、町内宿泊施設を増やす取組につきましては、大型のホテル・旅館の参入にも期待する一方で、小規模宿泊施設の開業を、新規開業補助金の給付や手続に関する助言等、様々な面で支援し、町内宿泊施設の部屋数・定員数の増加に取り組んでいきたいと考えております。

次に２点目の移住・定住の促進についてでありますが、通常の転勤や就職なども移住・定住の重要な要素であり、移住時だけの特別な施策はもちろんですが、日常生活におけるインフラの整備や医療、福祉、教育などの施策があり環境が整っていることも非常に大切だと認識しております。また、人口減少社会の中で様々な職場で働き手が少なくなっていることから、地方で暮らしたい思いを持つ方々が本町に移住し、働き手となっていただければ大変ありがたいことと考えております。

令和７年度予算におきましては、北海道と共同で行う東京からのＵＩＪターン新規就業支援や保育士不足の解消に向けた保育士等確保対策事業などを新たに予算計上させていただいたところであります。

次に３点目の人材確保の支援策についてでありますが、議員御質問の医療や介護、福祉の分野の事業所につきましては、定められた医療費の給付や介護保険の給付などの制度によるものが大きく、事業所の努力だけではなかなか自由に収入を増やしづらい業種であると認識しており、このような事業所への人財確保の支援策が重要と考えているところであります。現在、町立病院における看護学校奨学金制度などがこれに該当する制度と考えておりますが、令和７年度当初予算においては、保育士確保のための支援策なども盛り込んでおります。

業種に制限はしておりませんが、新卒就職者への奨学金返済への補助や、首都圏から移住してくるＵＩＪターン者への補助事業などもこういった人材確保の一助となると考えております。

次に４点目の空き家、空き地の有効活用についてでありますが、町では、空き家や空き地の有効活用を促進し、定住・移住を促進するために空き家・空き地情報バンク制度を設けています。

この制度は、町内の空き家や空き地の情報を登録し、ホームページなどで公開することで、利用希望者に情報提供を行っております。

昨今の物価上昇や建設工事費等の高騰などによ

り、自己所有住宅への需要が、新築から改築へ進むことも見込まれることから、それらの住宅ニーズに対応できるよう、さらに登録物件の拡充策について検討を進めていきたいと考えています。

また、現在、町では空き家への住宅改修費補助といたしまして、空き家を購入し居住される場合、同補助の活用が可能であり、リフォーム工事、バリアフリー化工事、省エネルギー化工事等に対しまして予算の範囲内ではありますが助成を行っています。その他、空き家を解体する場合であっても諸条件はございますが助成の対象といたしていますので、御理解をお願いいたします。

次に５点目の企業誘致と起業支援についてでありますが、企業誘致及び起業支援につきましては、第３次上富良野町商工業振興計画に基づき、工場立地やリモートワークに対応した企業の地方拠点整備や、既存の町内企業のフォローアップにより、設備投資することで規模拡大等を図ってまいります。併せて、町の新規開業支援事業の有効な活用を促しつつ、国や道、町商工会など様々な支援策と連携を図り、町内での起業や新規参入を促進したいと考えております。

次に６点目の子育て環境の２４時間の支援体制についてでありますが、自衛隊協力会より町立病院の救急の維持や平時より２４時間対応できる託児体制についての要望があり、病院の救急については、新病院においても維持してまいりますが、２４時間託児については、町内こども園への相談は行っておりますが、常時２４時間受け入れる体制を構築するためには、保育士の確保や施設の確保など多くの困難があり現時点では実現は難しい状況でありますが、引き続き町内の保育施設等と実現に向けた協議を継続してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　１２番小林議員の２項目めの分館活動費についての２点の御質問にお答えします。

まず、１点目の分館活動費の見直しに至る経緯とその必要性についての御質問にお答えさせていただきます。

公民館を設置する目的につきましては、社会教育法第２０条において「住民のために、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」とあり、この目的を達成するため、講座の開設、講演会、図書の整備やレクリエーション等の事業を実施することが規定されております。

このことから、町では昭和４２年９月に上富良野町公民館条例を設け、現在は公民館と緑町分館である社会教育総合センターのほかに、活動拠点が広範囲にわたる１１の郡部区域におきまして、公民館活動の拠点となる分館を設置し、その自主的活動の推進を目的として公民館分館管理運営交付金を交付しております。

一方で、地域での福祉、防犯や環境整備活動、またスポーツ交流等への参加や集会施設の管理などを担う自治活動組織として活動する２５の住民会に対して、町からは住民自治活動推進交付金が交付されているところであります。

そのような中、近年の分館活動は、インターネット等の整備により、学びや情報共有に地域格差もなくなり、車社会により郡部区域から市街地への移動も容易となるなど、大きく変化しております。

また、少子高齢化や就業形態の変化などにより、これまで同様の分館活動が継続できない、また住民会自治活動とのすみ分けが困難な実態も見られることから、分館活動として実施してきた地域活動を住民会自治活動の一環として統合への見直しを図るものであります。

なお、公民館分館施設につきましては、地域住民活動の拠点となっていることから、維持管理につきましては、引き続き協議してまいりますことを確認しております。

２点目の各地域の分館長との話合いの進捗及び今後の方向性についての御質問にお答えします。

公民館分館管理運営交付金の見直しにつきましては、郡部区域１１か所の公民館分館長、分館主事会議に住民会長の同席をお願いし、昨年６月の会議において現状と課題について説明させていただきました。その後、地域で議論いただいた結果を基に見直し案を１１月の第２回の会議にて説明、再度地域での議論をいただき、本年１月の第３回の会議において意見を集約した結果、令和７年度から２か年をかけ見直しを図ることとし、令和９年度から住民自治活動推進交付金に統合することで確認させていただいておりますことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　それでは、まず斉藤町長に再質問させていただきます。

まず１点目の観光政策、または宿泊施設の増加に関する方策などに関してですが、道内でも屈指の観光地として名高い美瑛町や富良野市といった観光地の間に挟まれる立地でもある上富良野町は、私が上富良野町に来るはるか前から通過されてしまう町として滞在型観光を課題にされていたと認識しており

ます。ここ数年では、コロナ禍といった不測の事態もありましたが、２期目を迎えた町長は、１期目の４年を経て、なかなか滞在型へと進化できない原因はどこにあるとお考えなのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか滞在型に移行できないというのは、いろいろ理由があるかと思います。けれども昔は、それこそ今もありますが、旧カミホロ荘、今もバーデンですね、あそこに十勝岳温泉に４軒、山には４軒ありました。それらも存在しておりますが、今、営業形態が変わったりして、なかなかベッド数ということに関しては、増えなかったです。民間のホテルも建ちましたし、町の中の古い旅館なんかは、残っているものもあれば廃業したものもあって、いろいろ、ペンションが建ったり、入れ替わり立ち替わりといいますか、入れ替わりはありましたけれども、富良野とか、旭川市のような来るお客さんに対して十分なベッド数があるのかと言われると、やはり何か課題があったのだろうという。それが何なのか、やはりとどまる理由がなかったのかもしれません、今までは。最近になってくると、ラベンダーですとか冬とかはバックカントリースキーなんかも含めて、上富良野町にとどまる理由というのが、相当、観光コンテンツができてきたと思いますので、そういう意味では、昔は温泉がメインだったかもしれません。それこそ山に泊まって湯治なんかも含めて、そういうのが一つのとどまる理由だったのかもしれませんが、今は温泉含めて、冬はスキーがありますし、夏もやはり富良野特有、富良野はこれは冬もとどまる理由がありますし、夏もとどまる理由があると思います、富良野・美瑛地区は。そういう強みを生かしながら、これはなかなかとどまる理由があって、その需要に対して供給をどう追いついていくかというのは、町で直接ベッド数を増やすことはなかなか難しいもので、白銀荘というものはありますが、基本的には民間の方のやはりお力をお借りしないとなかなかできない。そのためには、起業とかをサポートする、助成金を使いながら、うまく制度をＰＲしながら、民間の力を借りてベッド数を増やしていければと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　ただいまの答弁で、とどまる理由という部分に関しては、恐らく思いを同じくしている部分としては、上富良野町に滞在してもらって、そこで消費活動等していってもらうということが、一連の行為としてとどまるということなのかと確認させていただきます。そして、町への滞在、滞留を増やしていくステップとして、宿泊施設や既存施設の部屋数、定員数の増加が必要であるという点に関しては、私も意見を同じくしております。

近年ではコロナ禍を経て、一軒屋の１棟貸しが旅行者に受けていたり、また私ごとではありますが、自宅の空室を活用して小規模宿泊施設として営業していても、それなりに来客があることなどを鑑みれば、今、このベッド数、部屋数、定員数を増やすことについては、大きな投資を必要とせず、宿泊業の事業をスタートできるメリットがこの地にはあると考えております。

なので、私としては、ぜひ上富良野町を愛し、その魅力やすてきな商店などを旅行者の方へ直接伝えられる町民や町内事業者の方にこそ町内で宿泊施設を新たに設けてほしいと考えますが、町民向けに開業の促進や制度活用の説明の機会を設けることなどの考えはあるか、町長にお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、制度が少し変わって、普通の家でもベッド、部屋を貸すような簡易宿泊所を含めて、そういうのも含めて私、思っておりまして、そういうＰＲは町民限定とかにこだわらず、うまく、今、上富良野町持っている、先ほども申し上げました新規開業の補助金なんかのＰＲも含めて、広く町民、町内・町外問わず、ＰＲしていきたいと、いかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　もちろん、新規の開業として、よそから来ていただける方にベッド数を増やしてもらうことも非常に有益であると考えますが、私ごとですが、自宅の空き部屋でも利用できるということで、恐らく町内の中にも自宅の部屋を余している方もたくさんいらっしゃれば空き家になってしまっている、家などを持て余している方もいらっしゃるので、町内の方に呼びかけるのは一つの有効な手段ではないかと考えておりますので、ぜひ今後も御検討いただければと思います。

私は自身の経験から、宿泊客のほとんどの方にお勧めの上富良野町内の観光先などを聞かれるのですが、大体が温泉や飲食店をお勧めしてあげると、大変満足して帰っていただけます。ただ、海外のお客様の場合、自身で飲食店の予約ができない姿などを目にしていると、滞在しても消費活動の部分で機会損失をしてしまっているのではないかと感じること

が多々あります。また、一方で飲食店側も海外からの観光客の方の受入れに対して積極的なお店ばかりではないものとも感じております。

なので、仮に宿泊場所が増えたとしても、町全体としてインバウンドの受入れに関しては、まだまだ課題がたくさんあるのではないかと感じておりますが、町長は、このインバウンド需要を取り込み、町街の好循環を生み出すためには、どのようなことが必要、もしくは課題となってくると考えているかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

小林議員おっしゃるとおり、とどまってもらったとしても、そこを次に消費する場所がないとなかなか消費しようと思ってもできませんので、そこは非常に重要な点かと思っております。これは上富良野町に限ったことではないと思います。近隣を見ても昼食、夕食で飲食店が少なくて、我々が既存に行っているところに流れ込んできて、昼食難民とか、そういう現象が起きてきておりますので、飲食店がインバウンドまで含めた消費者に対応するまでの絶対数が少ないと感じております。

やはり、ベッド数が増えて宿泊シェアが来れば、その次は使ってもらうところですとか、コンテンツも含めて、やはり全部一遍にはそろうのは難しいかもしれません。順番になるのかもしれませんけれども、ベッドを増やして、食べるところ、飲むところ、遊ぶところ、観光するところ、交通なんかも含めて、順次結びついていくのかなと、発展していくのかなと、発展していくようにいろいろしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　まさに、町の三本柱に絡む観光政策に関しては、引き続き、今、町長の御答弁でもあったように、町全体に好循環を生み出すような流れを先頭切ってつくり出せるように、研究、検討を引き続きお願いしたいと思います。

２点目と３点目の質問に関して、町長の御答弁を受けて、町長の移住者のターゲットとしては、上富良野町に仕事を軸に引っ越してくれる方をイメージしているのかと理解しました。

そこで、昨日の執行方針の際に、雇用対策について質問した際にお答えいただきましたが、その重要性をいま一度強く感じた次第であります。

昨日の御答弁では、一つの部署で全ての制度などを覚えて伝え切るのは難しいとお感じになられているのかと個人的な印象を受けましたが、これまで培ってきた地域おこし協力隊制度や地域活性化起業人制度、またこれから取り組む地域プロジェクトマネージャー制度などを活用すれば、雇用対策に係る人材を求めることも可能なのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩といたします。

午後　２時０８分　休憩
午後　２時１２分　再開

○議長（中澤良隆君）　それでは、暫時休憩を解いて会議を再開いたします。

１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　繰り返しになりますが、２点目と３点目の町長の御答弁を受けて、まさにこの町長としては、仕事を求めて上富良野町に移住して来てくれる人が来てくれるとうれしいと僕は感じております。であれば、雇用とまたこの移住であったり、住む場所を求める、こういうことを窓口を一つに管理できるような、そういう体制になっていると非常に有効ではないかと考え、もしそういう窓口を持つのであれば、これまで経験値のある地域おこし協力隊や地域活性化起業人、もしくはプロジェクトマネージャーの制度などを検討しながら、新たにそういう窓口を検討するのはいかがかと考えますが、いかがですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

窓口、移住と雇用のペアリング、これは非常に議員おっしゃるとおり、一人のワンストップでできる可能性は高いと思っておりますし、これは効果的なのかもしれません。いろいろ、職業、雇用がないとなかなか来るというのは、雇用というのは非常に大事ですので、農業から建設業までいろいろありますので、そういう窓口の相性といいますかね、雇用とワンストップ、これは検討していきたいといいますか、研究していきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　引き続き、この空き家、空き地の有効活用に関して再質問いたします。

昨年、総務産建常任委員会の先進地行政調査で訪れた大分県の竹田市では、本気で空き家をゼロにすることを目標に、丁寧な情報収集から情報の公開を行うと同時に、空き家再生の専門家を副業型地域化生活起業人の制度を活用し、専門知識を用いて空き家再生に関する提案や助言を行い、また再生した空き家で事業を行う際の支援体制も確立されており、その取組は目を見張るものがありました。まさに空

き家問題を移住・定住、商工、観光につなげるモデルケースであり、これこそが斉藤町長の目指す、まさにワンストップの姿なのではないかと私は勝手に感じておりましたが、町長の目指す空き家、空き地の有効活用をしたその先にあるもののイメージをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

空き家、空き地というのは、非常に近所に住んでいてもなかなか迷惑であったり、放置されていると困るものです。ですので、これは非常に有効な財産でありますので、有効活用してほしいというのと、そのまま放置しておくと危険ですので、それでリフォームの補助金を使って、空き家の解体には補助を出すようになってから、空き家も危険な家屋については、大分除去されております。ただ、一方で壊さない、そのまま建っているものについては、固定資産税の納付書にＰＲの文書を入れて、空き家・空き地バンクに登録しませんかという、これはＰＲは３年くらい前からたしかしています。それで、もちろん勝手に情報を載せるわけにはいませんので、私有財産ですので、了承を得たところは載せている状況ですが、なかなか除去のほうは進みましたが、活用についてはなかなか進んでいないと思っております。ある期間、そういう空き家バンク等、当然またこれからも維持していきますが、効果があまりこれ以上望めないのであれば、やはり今言うような、誰か人をつけて、そのノウハウを持った人が活用に向けて、そういう方法も一つかと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　まさに今後、検討の余地はあるというお話でしたが、そういう専門の方が入ることによって、より制度も活用してもらいやすくなったりするようなメリットもありますので、先ほどの雇用の件でお話したような、既にいろいろと研究が進んでいる制度を活用したり、もしくはまたその前にお話ししていた宿泊施設を増やすような取組ともとても相性のいいことではないかと思いますので、前向きに施策展開を進めていっていただければと思います。

５点目の企業誘致と企業支援に関してでございます。企業誘致と聞くと、本社や事業所を構えてくれる企業を誘致することを一般的にイメージしがちですが、近年、近隣自治体でも様々な企業と連携協定を結んでまちづくりに取り組む姿を目にする機会が多くなってきました。このように、まず最初のステップとして、企業に上富良野町のまちづくりに興味を持ってもらって、参画してもらうことも有効な手段ではないかと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

本当に企業誘致、工場、事務所等をいきなりというのは、なかなかハードルが高いものだと思っております。議員おっしゃるとおり、まず最初のコネクションといいますか、何か事務所を作るというわけではない、本当の協定から入っていって、そのうちいろいろなアイデアとかがいいものができるかもしれませんし、最初の入り口としては、あまりハードルが高くない、また全く別の分野で構いません。そういうコネクションをつくっていくというのは、非常に効果のあることだと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　連携協定などを軸にした企業との連携も非常に有効であると確認できたので、ぜひその点に関しても町長のトップセールスをうまく活用していただければと思います。

６点目の２４時間体制の子育て支援に関してでございます。２４時間対応できる託児体制の確立は、もちろん自衛隊に限ったことではなく、核家族ひとり親、または定住を念頭にした移住者などに対しても、安心して子育てができる町であると感じてもらうためには、必要なインフラになりうると考えております。

そこで調べた限りでは、保育施設で運用する以外にも、行政として取り得る手段として、企業、病院、公共機関等の連携、訪問型・シッター型サービスの整備、既存の宿泊施設を活用した託児支援、地域住民との協力体制の構築など、もちろんそのどれもが簡単に構築できるものではないと存じておりますが、町長には様々な手法を検討して、住民ニーズに応えてもらうことを期待しますが、このことに関する町長の思いをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

託児に限らず、前段書かせていただきました救急の維持についても、２４時間の子育てということで、学校の相談なんかも含めて、既存のやっていることプラス今足りない部分ということで、託児は非常に重要なこと、共働きの家庭が、しかも両親が離れているというのが結構散見されると思います。今後も増えていくのではないかと思います。決して毎日とか１か月以上も預けるのではなくて、たまたま

共働きで、片方が当直とかがある勤務の場合、どうしても１か月が合わなくてというときのために、そういうのがあると、あるとないとでは、大分この町に住みたいとか、重要なファクターだと思っておりますので、なかなか難しいのです。シッター型とかも町内でもいろいろやっているＮＰＯとかあるのですけれども、わざわざそのお宅に見知らぬ人が泊まるとか、保育園に関しては、ただでさえ今、保育士がいない中でさらにということはなかなか厳しい状態ですが、非常にこれは重要な施策だと思っていますので、非常に困難ではありますが、しばらく言い続けるといいますか、チャレンジし続けていく価値はあるのではないかと思っています。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　今回のこの町長に対する質疑を通じて、私の思いもたくさん伝えられたと思いますので、ぜひ今、議論したことも片隅に置きながら、２期目の町政運営に当たっていただければと思います。

引き続き、教育長に対して再質問させていただきます。

１点目の経緯と必要性をお伺いいたしました。公民館活動と分館活動の経緯については、ただいまの説明で大変よく理解できました。また、これまでの間、教育長をはじめ所管の担当者の方も丁寧に住民との対話を重ねてきている経緯も確認させていただいております。

さきの質問でお聞きしていた必要性に関してですが、こちらに関しては、御答弁であった分館活動として実施してきた地域活動を住民会、自治活動の一環として統合という部分が町としてその必要性が生じてきたという理解でよろしいのか、確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　１２番小林議員の公民館活動費に関しての質問の再質問に際しまして、分館活動が住民会の自治活動への一環としての統合についての質問にお答えいたします。

私、質問に対しまして答弁をさせていただきましたとおり、各地域において、特に郡部においては、住民会活動と分館活動と二つの活動が基本的には行われていたところでございます。ただ、昨今、ここまでの各住民会、自治活動は町の町民生活課が所管でございますが、私ども教育委員会の分館活動の実績をいただいたところ、かなり住民会活動と重複した活動で担っている実態も見受けられてきておりました。それで、これまでも分館長主事会議、分館においても、その辺の情報交換、また実態についてもお話を聞かせていただきながら、各地域で工夫をしながら、分館長、分館主事が地域に特色がある活動を実施していただいたことは、教育委員会としては十分認知はしております。ただ、ここの中で、地域によっては分館活動が住民会活動として実施していく、また分館活動を先にやっていたものを住民会活動としてやっていかざるを得ない、そのような地域によって多少、その活動に二つの活動を分けてというよりは、一つの活動にならざるを得ないという実態も把握させていただいたところでございます。

これは、１１分館が全て同じではないです。各地域によっては、きちんと分けて実施していただいている地区もあるとお伺いいただいていますので、それで今回の御質問にもお答えしましたが、単年度での見直しは困難と判断し、もう少し地域の皆様と話合いを続け、この活動への分館活動の見直しにつきましては、住民会自治活動の一環として、そちらのほうに統合をしていただけるかどうかということも踏まえた上で御説明をし、そちらの方向性の確認だけは今させていただいて、今後その活動の内容についてはもう少し時間を有したいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　と言いますと、現在も方向性等をお伝えしつつ、確認作業が進んでいるというお話があったのですが、さきの御答弁の最後のところでは、令和９年度から住民自治活動推進交付金に統合することで確認させていただいておりますということは、基本的にはここの方向に向かって進んでいくことを各住民会の分館長たちも御理解を今されている状態なのか、それとも何かその受止めに関して、まだいろいろな御意見等があれば、その辺もお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　１２番小林議員の今後の見直しに係るスケジュールについての御質問にお答えさせていただきます。

この住民会の自治活動と分館活動の統合に向けてのお話は、内部では、実はここ一、二年かけて話合いはしてきたのですが、しっかりと分館長並びに主事、住民会長にお話をさせていただいたのは、今年、令和６年度からスタートしたということもありまして、やはり緊急的に制度の見直しというのは、なかなか地域でも受け入れづらい、また役員の皆さんも、これを地域皆様に説明をしていくのには、もう少し時間をかけながら、きちんと説明責任を果たしていかなければならないだろうということで、教育委員会としましても、それについては十分理解ができますので、令和９年度、これから２年かけて、きちんと分館活動が、住民会活動との整合性につい

てもある程度実績は整理はしておりますけれども、かなり地域によって差があることがありますので、そこも踏まえまして、活動の交付金の見直しと併せまして、活動の実態についても整理していこうと考えております。

ただ、この中の議論の中で、皆さん分館といいますと、分館の施設のほうでも大変不安に思っていらっしゃる地域の住民会長、分館長もいらっしゃいましたので、活動交付金と施設の維持管理は全く異なるものだということで説明をしながら、２か年かけて活動について見直しをしたいということで、確認はいただいたところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　教育長の考えは、非常によく分かりました。これから継続、協議という形で、当然お話合いをされていく中でもろもろ決まってくることもあると思いますが、現時点で今回のこの見直しに関して不安に思っていらっしゃる方は、まさに施設と少し混同されている、この不安もありますが、今後、今継続的に続けている活動が継続できるのかどうかを不安に思われている方もいらっしゃると理解しております。

特に、分館活動が主体的、継続的に行われている地域に関しては、今回の見直しにより今後活動が継続できなくなってしまうのではないかという不安の声があります。私も多くの地域の活動に直接触れているわけではありませんが、私が住む東中地域において、分館行事の夏の盆踊りには、老若男女が１００人近く参加するなど、希薄になりつつある地域住民同士のつながりをつなぎとめる一助となっていることを実感しております。また、先日、東中で初めて行われた防災訓練の中でも、日頃から顔を合わせている関係性というものが、いざというときにもいかに大切なものになり得るかということを考えさせられました。

今後、公民館分館管理運営交付金が住民自治活動推進交付金に統合されたとしても、主体的かつ継続的に活動してきた地域活動に対しては支援が継続されることを臨みますが、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　１２番小林議員の今後の統合後のお話についての御質問をされましたが、統合後は、所管は町部局、住民会自治活動の所管であるところが担当することになりますので、この間からの会議の中でも、そちらの担当するというところも一緒に話を聞いてもらいながら、地域住民会、また分館長審査も、ぜひその辺を話合いをしていきたいという御希望もありましたので、令和７年度からはそちらの打合せにきちんと担当する課も入れまして、話合いを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　ただいまの答弁で、担当は部署が変わるということで、教育長が答えられる範囲もあるとお察ししますが、できればこの将来に対する不安というか、この先、これまで継続して行ってきた有意義な分館活動が継続できるのかどうかという不安を持ち続ける必要があるのか、その点に関しては比較的楽観的、前向きに捉えておいていいか、この辺りだけでもお伺いできると幸いですが、いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　１２番小林議員の持続可能な分館活動の活動に対してでございますが、この分館活動というのは、私、冒頭申し述べましたが、公民館の活動の根幹であるものを分館に位置づけをして、教育委員会から各地区に、それこそ委員の委嘱をし、大変少ない金額でありますが、謝金を支払いながら地域での役員を担っていただいた経過がございます。

ただ、実際に今現在、国もそうですが、私たちも地域も、先ほども御質問でいただいた事例もありますが、やはり住民会活動、自治活動は、我が町の自治基本条例にもちまして、今、住民の自治は地域がきちんと主体的に活動することに切り替わってございました。ただ、郡部におきましては、これまでも公民館分館としての拠点がございますので、それを維持しつつ継続した経過がございます。私は、分館としての継続も、それは願っているところではございますが、やはり今後、町全体の中で、地域における地域の課題、地域の活動の仕方は、地域とともに行政が話合いをしながら進めていくことが、最大の幸せなまちづくりに関わることだと思いますので、ぜひそこは、分館だ、自治会だ、住民会だというふうにするのではなくて、ここは一体的な話合いをすべきだと考えております。

分館活動としましてはそういうことで、公民館活動の一環として置いているということですので、各住民会においても、その活動が継続されることは、私にとって最大の希望でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、１２番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の町の一般行政についての質問を終了いたします。

―――――――――――――――――――――

◎散　　会　　宣　　告

○議長（中澤良隆君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。

明日３月６日は本定例会の４日目で、本日に引き続き、町の一般行政についての質問を行います。

開会は午前９時です。定刻までに御参集願います。

以上であります。

午後　２時３４分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和６年３月５日

上富良野町議会議長　　中　　澤　　良　　隆

署 名 議 員　　小　　林　　啓　　太

署 名 議 員　　岡　　本　　康　　裕

令和７年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第４号）

令和７年３月１３日（木曜日）

○議事日程（第４号）

第　１　会議録署名議員の指名について

第　２　町の一般行政について質問

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

○出席議員（１３名）

１番	佐　藤　大　輔　君	２番	荒　生　博　一　君
３番	湯　川　千悦子　君	４番	米　澤　義　英　君
５番	金　子　益　三　君	６番	林　　敬　永　君
７番	茶　谷　朋　弘　君	８番	中　瀬　　実　君
１０番	井　村　悦　丈　君	１１番	北　條　隆　男　君
１２番	小　林　啓　太　君	１３番	岡　本　康　裕　君
１４番	中　澤　良　隆　君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	斉　藤　　繁　君	副町長	佐　藤　雅　喜　君
教育長	鈴　木　真　弓　君	代表監査委員	中　田　繁　利　君
農業委員会会長	井　村　昭　次　君	会計管理者	上　嶋　義　勝　君
総務課長	上　村　正　人　君	企画商工観光課長	宮　下　正　美　君
町民生活課長	山　内　智　晴　君	保健福祉課長	三　好　正　浩　君
農業振興課長	安　川　伸　治　君	農業委員会事務局長	林　下　里　志　君
建設水道課長	菊　地　　敏　君	建設水道課 建築施設担当課長	狩　野　寿　志　君
教育振興課長	高　松　　徹　君	ラベンダーハイツ所長	深　山　　悟　君
町立病院事務長	長　岡　圭　一　君		

○議会事務局出席職員

局長	谷　口　裕　二　君	次長	飯　村　明　史　君
主事	進　　梨　夏　君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１３名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（中澤良隆君）　御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、令和７年第１回上富良野町議会定例会４日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　　般　　の　　報　　告

○議長（中澤良隆君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。本日の一般行政についての質問は４名であります。

以上でございます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君）　日程第１　会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、

１番　佐　藤　大　輔　君
２番　荒　生　博　一　君

を指名いたします。

◎日程第２　町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君）　日程第２　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　それでは、議長から発言の許可を得ましたので、私のほうから今回の一般質問２件について御質問させていただきます。

まず、１点目であります。令和７年度新年度予算編成についてお伺いいたします。

令和７年度の予算編成については、物価高騰の影響により、常に変化する社会経済環境に対応することなど将来にわたり持続可能な財政基盤の構築を図ることなど山積する行政課題の対応に向けて、日々思案をされていることと推察します。常に予算編成に当たっては、私たち町民の生活向上にどう寄与するかを明確にすることが最も重要なことと考えます。

特に予算の配分や使途に関して、町民に対して透明性のある情報提供や町民との対話を重視することで、町民の信頼を得られる行政運営だと考えます。令和７年度の予算編成に当たっては、これらの点に留意されていると考えますが、次の点についてお伺いいたします。

１点目、令和７年度の予算案において、最も重点を置いた分野はどこなのか。また、町民福祉や教育、公共サービスの予算は、それぞれどれほどの割合で配分されているか伺います。

２点目、令和７年度の予算編成において、町民からの意見や要望はどのように反映されているのか。また、住民参加のプロセスについて具体的に伺います。

３点目、令和７年度の予算案には、新たにどのような重点としてのハード・ソフト事業が盛り込まれているのか。また、その事業に係る予算はどれほどの規模で、町民生活にどのような効果をもたらすと考えているのか伺います。

２項目めです。特別養護老人ホームの運営について質問いたします。

特別養護老人ホーム「ラベンダーハイツ」は、本町高齢者福祉施設の拠点であり、利用者やその家族にはなくてはならない施設と考えます。同時に、待機者もおり、介護士や看護師など職員が不足していることから待機を余儀なくされ、他市町村にやむなく入所せざるを得ない状況もあるかと思いますが、このような特別養護老人ホーム「ラベンダーハイツ」に対する町民の希望と期待について町長の考えをお伺いいたます。

１点目、特別養護老人ホーム「ラベンダーハイツ」の建設は、昭和５９年開設から４０年が経過しています。令和５年１２月定例町議会において、私が建て替えについて質問した際に、今後概ね１０年は現状のままと答弁されましたが、年々増加する修繕費の増加からも、早期の建て替えの方針を決断することが急務と思われますが考えを伺います。

２点目、ラベンダーハイツは、平成２７年度に赤字決算となり、翌年度から経営安定化の名目で、一般会計から多額の繰入れを行ってきています。介護サービスの質の向上に取り組むためにも、老朽化が進む施設など今後のラベンダーハイツの在り方について、早急に検討する必要があると考えます。

「第６次総合計画や第１０期介護保険事業計画で、将来的な介護サービスの必要量を推計しながら、第７次総合計画でラベンダーハイツの在り方を考える。」との過去の答弁は、単に課題を先送りにしているにすぎません。将来に向け、ラベンダーハイツをどのようにしていくのか、現状の考えを伺い

ます。

３点目、特別会計への財源補填として、単に赤字補填をするのではなく、この先に対するラベンダーハイツの経営改善を図るためにも、「（仮称）ラベンダーハイツ経営強化プラン」の策定を早期にすべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の２項目の御質問にお答えしたいと思います。

１項目めの新年度予算編成についての３点の御質問にお答えいたします。

予算編成につきましては、さきに送付させていただいた予算説明資料に記載しているとともに、先日の町政執行方針で所信を述べさせていただきましたので、改めて述べさせていただくことは控えさせていただきますが、現在の地方自治体財政を取り巻く状況、第６次総合計画に基づく「活力あるまちづくり・魅力あるまちづくり・持続可能なまちづくり」の実現に向けた思いをもって、予算編成に努めたところであります。

まず、１点目の最も重点を置いた分野と予算割合についてでありますが、今予算の編成方針において、厳しい財政状況から、特定の分野へ重点的に予算の配分をいたしませんでしたが、全ての住民が必要なものを計上し、金額ベースでの予算割合は決して高くありませんが、持続可能なまちづくり、将来を見据えたまちづくりとして、第３子以降の出産祝い金、家賃補助による保育士確保対策、道の駅の機運醸成など、新規事業に配分できたと考えているところです。

次に、２点目の意見や要望への反映についてでありますが、町民ポストをはじめ、住民会長との町政懇談会、町長と語ろうなどで町民の皆様からいただいた意見や要望については、十分に検討を加え、対応したところであります。

次に、３点目の投資的事業の予算規模及びその効果についてでありますが、令和７年度当初予算における投資的事業費は１５億２，７００万６，０００円となっているところであり、対前年度予算比５億９，６８４万８，０００円、６４．２％の増となっているところであり、「活力あるまちづくり・魅力あるまちづくり・持続可能なまちづくり」の実現に向け、効率的な執行を図るとともに、それぞれの事務事業が限られた経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映しているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの特別養護老人ホームの運営についての３点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目めの建て替え方針についてでありますが、さきの議員に答弁したとおり、特別養護老人ホーム、ショートステイ及びデイサービスセンターの設置年に差異はありますが、いずれの施設も経年劣化による修繕費が年々増加している状況にありますので、新年度予算において、高齢者施設経営コンサル事業として専門業者の委託するよう取り進め、その結果により、ラベンダーハイツ全体の将来像を見極めたいと考えております。

町といたしましては、役場庁舎やクリーンセンターなど、既に老朽化し、多額の経費を要する町有施設を有しますので、ラベンダーハイツを含め、町有施設の劣化度、町民ニーズ、利用実態及び財政計画を勘案しながら、総合的に更新時期を検討して参りますことを御理解願います。

次に、２点目のラベンダーハイツの在り方についてでありますが、議員御質問のとおり、次期総合計画でラベンダーハイツの方針を示すということに変わりはありませんが、その方向性を示すためには、あらかじめ検討を進める必要があり、令和７年度において、さきにお答えしたとおり、高齢者施設経営コンサル事業の中で、町全体の高齢者福祉施設の在り方、ラベンダーハイツの在り方が分析されますので、その結果を踏まえ、令和８年度以降、総合計画等へどのように記載していくのかを検討し、必要に応じて、次期計画の早期に着工できるよう取り組んで参りますので御理解をお願いいたします。

次に、３点目の経営プランの策定についてでありますが、まず、収支の現状を申し上げますと、介護給付費総額と人件費総額が同規模でありますので、運営費や施設維持管理費相当分が赤字額となっている状況であります。収入を上げる努力は継続して行って参りますが、定員と介護給付額にも上限がありますので、根本的な経営改善は大変難しい課題と認識しており、一定の一般会計からの繰入れはやむを得ないものと考えています。

しかしながら、収支の均衡の取れた運営を目指すことは当然でありますので、先ほどからの答弁と同様になりますが、新年度予算において、高齢者施設経営コンサル事業として専門業者に委託するようとり進め、町全体の高齢者福祉施設の在り方を踏まえて、ラベンダーハイツの規模の縮小拡大や建て替えなどの諸課題を分析した委託結果により、公設公営で人件費が固定される中、最適な規模やサービス内容など、経営をどういった方法で改善できるか検討して参りますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　再質問させていただきます。

私は、新年度予算とラベンダーハイツのことについて、今回御質問させていただくわけであります。まず、新年度予算でありますが、町長の答弁には、先日の執行方針で所信を述べたので、改めては私には答えないということであります。

ただ、本日傍聴に来ていただけている方もそうですが、どのようなことをするのかというのは、こういう一般質問で聞くとかという手段しかないのではないのかなと私は思います。

それなので、せっかく一般質問をさせていただいております。その中で町長の思いたるもの、新規事業、継続事業等、ぜひ答弁していただきたかったのですが、そういうことが省略されておりますので、先ほどの町長のお言葉の部分で御質問を再度させていただきます。

まず、予算の在り方で、１点目でお聞きしました重点を置いた分野と割合ですけれども、厳しい財政状況から特定の分野への重点に予算の配分をいたしませんでしたということでございました。新年度予算のつくり方については、例年でいけば１１月頃に役場職員とともに新年度に向かった予算編成をされているかと思います。今回、令和７年度の予算編成に当たっては、その中で、町長の思いというものをどういうふうにお伝えしたのかお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年の予算編成会議時点におきましても、既に厳しい財政状況、国の状況、地方の状況というのは、予想がついておりました。それをもって、なかなか厳しい予算編成になるということは、その会議で申し上げました。

その中で、やはりこれは削れないものというのは、例えば扶助費なんかもそうなのですが、そういうものは当然削れません。その中で、経常経費が多分上がるだろうと想像しましたが、残り自由に使える投資事業は、かなり制約されますが、その中でも、特に優先的に取り組むべきことといいますか、「持続可能なまちづくり」につながるようなものは、ぜひやっていこうということで、厳しいながらも削減、削減だけでは、なかなか将来のことにはつながりませんので、自由に使える投資的事業の中でも将来につながるものはきっちりやっていこうということで、予算編成に臨んだところであります。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　確かにそうだと思います。本当に厳しいなと、私も行政マンを長くやった中で、どんどん、どんどん、それが身にしみて感じる日々でありますし、町長の思いという部分も理解するものであります。

令和７年度、町長は本当にそういう扶助費、義務的経費のようなものが占める割合が多い中、御自身の予算の組立ての中でどこを見直したかという、特に教えていただけるものがあれば教えていただきたいと思います。例えば、町長交際費のこういう部分を削ったとか、特別旅費、特に映画を進めることについては、かなり前進したということで、前回の全員協議会で町長がお話しをされておりました。そうすると、もう目的も段々達してきているのであれば、そういうものは、これからはわざわざ東京に行かなくても、今の時代ですから、オンラインでそういう会話ができるというふうな、町長自身のそういう予算の削減をしたものがあれば教えていただければと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

削減といいますか、義務的経費は、もちろんそれも見直しました。旅費等も本当に真に必要なものをのせるようにということで、十分その辺は吟味して計上されたと思います。

そして、義務的経費以外の投資的部分では、やはり厳しい財政状況の中でありますので、真に、急いでといいますか、やらなければならないものというのは、やはり優先順位をつけて投資的事業、特に建物の維持管理等を含めて、緊急度の高いもの、そして、先ほど申し上げました将来につながるもの、町の持続的な発展につながるようなもの、そういうものを優先順位をつけて予算編成に当たったところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　常に厳しい財政ということが念頭に置かれているというふうに解釈させていただきますが、そうした中で、２番目の住民参加のプロセスについての具体的ということで私はお聞きしました。住民参加については、当然ながら町長と語ろうとか、住民会長懇談会とか、そういうものを使って意見を酌み取ったよということでありましたが、それで間違いないでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

私自身は、いろいろな町長と語ろうですとか、町民ポストなど、あと住民会長との町政懇談会、これを中心にやっておりますが、私以外の職員も当然、日々、町民の方と接しておりますので、そういう情

報なども含めて、今何が必要なのか、何が求められているのかというのは、常に情報を得ながら、そういう意見をもちろん検討しながら、予算編成に当たったところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　その手法ですけれども、住民会長との町政懇談会、町長と語ろう等々ということでございます。この手法というのは、何十年来と変わっていない、どちらかというと言われればやるというタイプであります。

私、思うのですが、隣町でもやっています移動町長室のような自ら町長が地域に出向いて、そういう情報を聞く、職員も聞いているだろうけれども、トップである町長がそういうことを聞くという手法というのは検討されていないのか。また、町長の中で、もし考えている、そのような移動町長室、時間がとてもかかるから無理だよ、もっと違う今の時代のＳＮＳを使ったものをやりたいとかという、そういう思いがあって、それを令和７年度にやられる予定があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

名前はいろいろ、移動町長室とか、町によって違うと思いますが、我が町といいますか、上富良野町、私は町長と語ろうというのは、これはもちろん役場の会議室でやる場合もありますし、その地区に出向いてやる場合もありますので、上富良野町においては、それがさきに言った移動町長室等に該当するのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　町長と語ろうで外に出かけて行くということは、いいことだなというふうには思いますけれども、ぜひ、もっと手法を変えて、大規模ではなくて少人数でもいい、今は５人以上ですか、５人以上であれば町長と語ろうをやりますよ、どうですかと広報紙に載せたりしておりますけれども、そういうものをもっと、若い町長ですから、もっともっと自ら歩いて、そういうものを酌み取っていく、そういう手法にぜひ変えていただきたいと思います。

今やっている手法というのは私が職員時代にもやっていて、何も変わっていないのです。自分が携わったときに、町長と語ろうというのは発案してやりました。その後で、町民ポストとかも行財政改革の一環の中でやっております。今は、メールでそういう町の御意見や何かを伺う場というのは設定されておりますけれども、ぜひ、そういう固定概念、今までのことを継承するのは必要ですけれども、それ以外に町長が自ら地域を回り、やることを期待したいと思いますけれども、もう一度、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

従来どおりではありますが、非常にこれは有効な手段といいますか、これを今すぐ変えて、その代わりとなるような案というのは、なかなか非常に、町長と語ろうということで、５人という比較的集めやすい人数で、そこに私が出向きますし、会議室の関係で役場でやる場合もありますけれども、そういうのを有効に使っていくというのは従来からやっていますが、非常に有効な手段であるから続いているのかなと、それはそれで続けていこうかなと思いますし、もちろん新たな何かほかの手段がございましたら、御提案がありましたら、それは検討して、実現できるものであれば、それは否定するものではございませんので、手法についてはいろいろ考えて参りたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　私も、ぜひ提案をさせてはいただきますけれども、町長覚えていらっしゃるかなと思いますけれども、１月ですか、一つの例で食のアレルギーの講演会があったときに町長がいらっしゃいましたよね、私も行ってお話を聞かせていただいて、全然違う、今まで思っていなかった食に対するアレルギーが、防災に対しても見方があるのだなというのがちょっと見えたのです。それで、町長が、そうした講演会に出ていくということは、まさにそれぞれの地域課題を持っていることを聞く場で、本当によく多忙の中、御出席されていたなというふうに思います。私は、二部のほうを欠席して、町長は最後までいらっしゃったかと思うのですけれども、その食のアレルギーを発信されたときに、そういうことを聞きに行くことも一つの、いわゆる住民との情報のプロセスの構築だと思っております。

それなので、ぜひ、そうしたものを時間ができる限り、町長に時間をとっていただいて、いろいろな講演会、町主催の講演会もあると思いますので、そういうものに出て、住民との意見交換をしていただければと思います。

新年度の予算の中で、三つ目の御質問をさせていただきました部分でございます。先般、新聞の報道で町の令和７年度一般会計８６億円ということで、報道発表されておりました。その中でも、保育士確

保や学習支援という新規事業を町長は発表されたというふうに思っております。

そうした新規事業の中でも、もっともっとＰＲして、住民の皆さんが知って利用できるような形がベストかなというふうに思っております。限られた経費で最大の効果をもたらすということで、保育士の確保や学習支援、それぞれ国や北海道の支援を受けながらということでございます。新規事業、この二つですか、保育士確保と学習支援について、町長はどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、保育士確保については、昨日も保育士の募集は非常に窮しているという状況はお話させてもらったかと思いますが、それに対して、今の認定こども園は民間ではありますが、当然、公定価格でやっておりまして、皆さん御存じのとおりそうですが、入ってくるお金というのは決まった額で、その中で募集していくというのは、なかなか厳しい状況にありますので、そこをどういうふうに保育士不足といいますか、まず、待機児童を出さないようにする、そして、将来始まる、話題にも出ていました「こども誰でも通園制度」などに備えなければならない中で、これは事業所に補助金として出すわけなのですが、そういう意味で、これは急いでエッセンシャルワーカーといわれる人たちの中で、家賃でなければならないということはありませんが、いろいろな補助の方法がある中で、この保育士に関しては家賃補助ということを選択して、事業所に補助ということにしております。

ＰＲについては、もちろん、この補助を使って事業主が一時的にはＰＲ、採用活動に当たっていただければいいのですけれども、町としても、募集に関してはできることであれば、求めがあればといいますか、ＰＲは町に保育士が来てほしい、上富良野町に来てほしい思いはありますので、ＰＲについては今後検討して、どういうことができるのかも含めて考えていきたいと思っております。

あと、学習支援は基本的に道の事業、やりたいという方が手を挙げて、それをやりましょうということで、道の事業、町の負担もありますが、これは学習支援ということで、子どもの貧困対策等々あります。これは、特定の人というよりは、先ほどの保育士等とは違って、町の町民の方に対して、これはＰＲしていかなければならない分野かなというふうに、もちろん事業をやる方もＰＲするのですけれども、町としても困った方はこういうものがありますと、そういうＰＲをぜひぜひ進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　町長が言われるとおり、町民生活に物すごい効果、影響がある事業だなと。町単独ではなくても、国や北海道、そういうものが出てきたら、どんどん、どんどん利用、活用されることが一番だと思います。

その中で、この点が分からなかったのですけれども、地域プロジェクトマネージャー事業ということでありました。私は、先日の全員協議会で御説明があったので再度確認をさせていただきますが、地域活性化起業人ですか、正式名称を忘れて申し訳ありません、それと、この地域プロジェクトマネージャー事業９８０万円という大きな事業費を今回、令和７年度の予算で計上しております。この違いは何か、あと目的、その起業人がそういう制度について終わったから、新たな手法で継続して同じ方を任用するとか、そういう考えで事業を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君）　６番林議員からありました地域活性化起業人制度と地域プロジェクトマネージャー制度の制度の違いだけ、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

これまで、こちらのほうで活用しております地域活性化起業人制度につきましては、企業に所属する社員の方をこの地域の活性化策に活用するということで、あくまでも企業に属する方がこの町の活性化に取り組んでいただくことで、その会社に対して町が委託料を払うという制度になっておりますので、まずは、あくまでも民間の方という形になります。

代わりまして、今回新たに導入します地域プロジェクトマネージャー事業というのは、民間人材の活用でなくて、本来、町が進める大きな仕事につきましては職員が責任を持って対応するところではございますが、ものによっては通常の一般職員では持ち得ない専門的な知識ですとか、経験が不足をするということで、職員として採用をすると、実際には会計年度任用職員として採用するという形になりますので、あくまでも町の職員として外部からのそういう経験を持った人を登用して、仕事に当たっていただくという形になりますので、体制的には、町の職員として、町の自らのプロジェクトに対して責任を持って事業を進めていただくという制度の違いになってございます。

制度の違いについては、以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　制度の違いは分かりまし

た。今回、マネジャーという形にする目的があると思います、その目的を教えていただければと思います。

○議長（中澤良隆君）　企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君）　すみません、私のほうのお答えが漏れているということで、今回の目的につきましては、先ほど言ったように町が進めていくべき事業を中心に、実際に町の職員としてやっていただくというのが目的になってございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　ですから、その町が進めていく事業というのは何ですかということなのですけれども。私が聞いているのは、何をしてもらうのかということなのです。すみません、担当課長ではなくて、町長に聞いているのですけれども。町長は、この制度を入れようという判断をされましたよね、判断をされたのでしたら、何のためにするのかというのが明確に分かって、これを運用しようとしていると思います。担当課長の制度の中身については、よく分かりました。民間の方だったよと、今回は会計年度任用職員として任用するのですよということはよく分かりました。

だけれども、その次のその方にどういう任務についてもらうのか、専門的な知識が職員にない、その分野は何なのだろうと、映画なのかなという気もしますけれども、では、今までの起業人の方は映画だけで頑張ってこられたのか、ちょっと分からないもので、新年度のその地域プロジェクトマネージャーの任用目標、事業の目標をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域プロジェクトマネージャー事業のプロジェクトというのは、泥流地帯映画化プロジェクトともう一つ、地域特産品保全プロジェクト、ラベンダー・ホップ等のこれらのプロジェクト、目的はこの二つになっております。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　二つの目的ということで、そうすると、お二人任用されるということでよろしいのかと思いますけれども、よろしかったですか。

そうなると、映画のため、あとは地域特産品のため、それぞれ任用するには、かなりの相手方の専門知識、また、こちら側がお願いする町長の見る目がないと事業がなかなか進まないものかと思うのですけれども、今回、予算がそのまま通るとしたら３月１４日が最終日ですね、それ以降の募集になるかと思うのですけれども、そのスケジュールについては、さきの全員協議会で３月中に募集をかけて、４月に面接、書類選考だったかと思いますけれども、その予定というのは、町長、変わりはないでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

さきに述べた予定のとおりで、今のところは考えております。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　すみません、ちょっと細かいことを聞いてしまったので、一般質問の中で細かすぎるかもしれませんけれども、そうしたことも聞く場、本日は私たち以外にも傍聴の方がいらっしゃいますので、そうした方にもぜひ聞いていただきたいなと思って、特に報道にあったものを、今、お聞きしております。

厳しい財政状況ということで、再三言われております。ぜひ、その中でも町長の思い、住民との思いを共通していただいて、新年度予算のことについて考えていただければいいかなと思います。予算については、終わらせていただきますけれども、ラベンダーハイツについてお伺いさせていただきます。

ラベンダーハイツ、私は建て替え、建て替えというふうに先般から、令和５年の１２月の初めての一般質問から質問させていただいております。そこで今回、町長の答弁の中で、コンサルタントを入れてみたいということで、一般単費で４１８万円の予算要求もありました。

その中で、私、ラベンダーハイツの運営については３項目を入れてございますが、ちょっと総括的になるのかもしれませんけれども、町長、ラベンダーハイツの運営というのは現状的に何が悪くて、どうしていかなければならないとかという認識があるかと思います。今の経営状況についてですが、建て替えをするにしても、何にしても、いろいろな角度の検討というのは必要だと思うのですけれども、今現在で町長のラベンダーハイツ、ラベンダーハイツというのは、課の名前ですから、特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、この事業について、どういうふうに感じているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在のラベンダーハイツの状況というのは、答弁もさせていただきましたが、５０床でサービスが居

宅、特別養護老人ホームとプラス居宅、デイサービス、これがメインになっておりますが、議員もおっしゃるとおり、ここ数年赤字になっておりますが、主な原因は、やはり介護報酬の改定も一つあると思いますし、公設公営ですので、当然、働いている方の給与、これは公務員に準じてなかなか自由はないというところ、固定化された人件費と介護収入、報酬がほぼ一緒ですので、それ以外のもろもろの経費が赤字分というふうになっております。

ただ、その原因といたしまして、規模感、定員５０人ですが、それが果たして効率がいい人数であるのか、７０、８０、１００がいいのか、それとも逆に、もう少しコンパクトにしたほうがいいのかも含めて、それプラス、あと居宅とかデイサービスを今、サービスとして付属といいますか、併設してやっておりますが、そのサービス内容も小規模多機能の、小多機なんかも候補に上げて、今のデイサービスでいいのか、違うメニューがいいのか、そうした場合の収支がどうなるのか、あと、場所が今は島津のところにありますが、町立病院と非常に密接して、密接な関係、往診等もありますので、そういうことも考えると、建て替えた場合には場所はあそこでいいのか、大規模修繕ができるのかなどを含めて、いろいろコンサルティングで何がいいのか、何がベストなのかというのは、探っていかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　いろいろな検討はしなければならない、そして、町長が言われる第７次総合計画ですか、つくったとしたら令和１１年からスタートする総合計画の中に入れるためにも、その在り方を今考えていきたい、そのためにコンサルタントを入れるという気持ちで、令和７年度予算にそういうものが、ラベンダーハイツという事業の中に入っております。

私も思いますけれども、ラベンダーハイツの会計というのは特別会計で、いわゆる単式簿記でやっております。国は、その単式簿記を複式簿記、いわゆる企業会計に替えていくような方針を出されて、町もそれに取り組んでいかなければならない状況に来ていると思います。これは私、令和５年の１２月の一般質問のときにもさせていただきましたけれども、そういう、いわゆる施設運営については係る財産、評価額、そういうものをもって単純に赤字ということではなく、資産を持ちながらの経営観念を持ちなさいということであります。その経営コンサルタントを入れて、将来の在り方を考えるのも一つだと思いますが、会計処理、一番そのコンサルタントにも聞かれる部分かと思いますが、その会計処理についてはそのコンサルタントは、単純に特別会計の過去何年かのものを見て、これからの推計を立つかと思うのですけれども、そうした国からの指導もある会計処理については、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

ラベンダーハイツは事業所でありますので、今は特別会計です。特別会計ですので、単式簿記になります。企業、水道なんか、一般の企業もそうですけれども、企業、水道、病院は複式簿記です。基本的に、単式簿記を複式簿記に替えたからどうのこうの、そういう資金の流れは同じですので、経営の黒字、赤字にはほぼ影響しないのですけれども、複式簿記にすることによって、資産・負債・純利益等がはっきりしますので、情報公開としては、一般の方、町民の方に、簿記の知識のある方は特に見やすくなるのかもしれませんし、今後将来の話ですけれども、企業家計にしていると、いろいろ有利なこと、借入れなんかも含めて、そういうことも視野に入れながら、今は必ずしも複式簿記にしなければならないということではありませんが、そういう何らかのきっかけといいますか、企業会計のように複式簿記にしたほうが決定的に有利だということがあれば、当然それは複式簿記に替えて、企業会計に替えていかなければならないのかなと、そういうふうに考えております。今時点では、特に特別会計でも問題はないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　町長の思いもあるかと思います。

ただ、やはり企業会計にすることによって、資産とか適正な評価ができると思いますので、ぜひ国の指導に従って、早期にそういう企業会計の導入についても考えていただきたいとも思いますが、町長が言われております経営コンサルタント、高齢者施設経営コンサルタント事業ということで４１８万円入れております。コンサルタントのほうにお願いすること、再度確認させていただきますが、町全体の福祉施設の在り方なのでしょうか、すみません、ちょっと解釈が違ったら直していただきたいのですけれども、経営コンサルタントには、町が専門的知識を持ち得ていないから、そういうコンサルタントの力を借りて、一般単費で４１８万円というお金をかけて、町の福祉施設の将来をどうするのか、何床あればいいのか、また、特別養護老人ホームが、この先どうしていけばいいのか、そういうことを依頼

するという考えてよろしいでしょうか。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。
○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。
　町が何を、どういうことを目的に頼むか、コンサルタントにしてもらうかということなのですけれども、先ほどから言っているようにラベンダーハイツのみの経営診断ということではなくて、町全体の介護の計画の範囲の中で、それは変えませんが、計画の範囲の中で、ほかにもいろいろ町立病院の介護院とか、いろいろあるのですけれども、その中で、ハイツとしてどういうのがベスト、当然赤字を縮減しなければなりませんけれども、その中で、先ほど言った規模ですとか、サービス内容ですとか場所とか、いろいろな限られた労働力の中で、どういう形がベストなのかというのをコンサルタントに出してもらうということです。
　以上です。
○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。
○６番（林　敬永君）　相対的な町の福祉施設の在り方なのかなというふうに理解をさせていただきますが、そうであれば町がどうしたいのか、町の福祉施設、特別養護老人ホームもそうですけれども、町がどういうふうにしていきたいからどうなのという問いかけをしないと、どうしたらいいでしょうかと相手に聞いても、答えというのが私は見えているのかなと。
　逆に、出てきた答えが自分たちの首を絞めるような、今の５０床の経過は私の頭の中に、今、入っていないので何とも言えませんけれども、ラベンダーハイツが開設した昭和５９年のときの床数というのは、目的があったと思うのです。それが、この４０年の中で時代の変化とともに変わってきたということを考えたら、私はラベンダーハイツはなくすべきではないと、公設公営なのかなと私は思っています。今、公設民営とかいろいろな、ほとんどがそうかもしれませんけれども、うちの町にはもう、欠かすことのできない施設だからこそ、収入を上げるのでしたら特定入所を認めるとか、そういう手法は、もう現場の職員の方たちが考えているのですよね。それで、去年の春ですか、いろいろな計画ができたときも私は、特に保健福祉課の計画を読ませていただいて、職員だったときに、これほど読んだことがないくらい読ませていただいたのですけれども、本当に中身は大したものだなと思いました。専門職員ということではないのでしょうけれども、そういう知識がある職員がいるのですから、町長は令和１１年からの計画の中に入れるのであれば、もう少し職員の中でもんでいただいて、そのもんだ答えに対する経営コンサルタントの評価を受けたほうがいいのではないかと思います。
　また、民間の施設、町が営業している以外の民間の施設も、やはり将来の在り方までいうというのは、私はどうなのかなと思いますけれども、その点を確認させてください。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。
○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。
　どうしたいのか、これは明確になって、今までもラベンダーハイツの持続可能な経営ということで、大分ずうっと赤字ですので、どうするのだという、これが第一の問題だと思っております。ちょうど建て替え時期もありますので、どうしたらいいのか、持続可能な施設として、なかなか黒字になることは難しいのかもしれませんが、黒字に近づけていくということはしなければ、それがどういう手段をもってすれば、サービス内容、先ほどの繰り返しになりますが、規模を含めて、サービス内容等々含めて何がいいのかというのは、コンサルに頼むと。先ほど議員おっしゃるように、職員がつくって、その後、コンサルタントに評価してもらって、結局コンサルタントが入るのであれば、コンサルタントを頼まなければ、なかなか我々の知見だけでは、ラベンダーハイツの今の規模での建て替えとかということになれば、いきなり実施設計とか、基本計画、実施設計に入っていけばいいのかもしれませんが、やはり、その内容も十分吟味しながら持続可能なものにしていく、なるべく赤字を削減していくという方法を、経営内容まで考えるときには、やはり専門の方のアドバイス、コンサルティングは必要かと考えております。
　以上です。
○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。
○６番（林　敬永君）　確かに町長言われるとおり、本当に経理の専門とかいないと、なかなかできないと私も痛感しています。施設の維持管理もそうです、水道ひとつ直すにしても、赤水が出るような施設になっているから、すぐ直せ、直せと言っても無理だと思います。
　だからこそ、今、現場にいる職員とか知見のある職員の方、いま一度考えること、あと町長の思いですよね、今、５０床あるから、それを減らすという答えがコンサルタントのほうから出るのか、それは出していただくのか、私には、こういうやり取りの中では分かりませんけれども、そういうことが出てきたら、自らの首を絞めることにもなるのかなと。まだ、御自身で方向性を見出せていないのであれば、もう少しおいて、その後にコンサルのかけて

も、私は時間的には遅くはないのかなと、なぜと言えば、すぐ建て替えだなんだ、何十億円のお金がかかる、町の厳しい財政状況の中であるのに、そんなこともいかないのではないかと思いますけれども、私はいま一度、職員の中で検討することの機会を設けることが必要だというふうに思っております。

再度すみません、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

減らす、減らさないというのは、まだ全然余談を持ってはおりません。方向性を、減らす、減らさないは、それがなかなか難しい、プロの目で見てもらわないと何がベストなのか、何床がベストなのか、そういうことも含めて、方向性は、そこはいろいろシミュレーションをして出してもらおうと思っております。その中で、何がいいのかというのは、最終的にはコンサルの言うことを全てそのままとは、なかなかいかないとは、それをもんで、では、実際にどういうふうに落とし込んでいくのかという一ひねりといいますか、一考する部分はかなりあると思いますが、その後、ある程度の何が、方向性というのは先ほど言った、この施設をどうするのか、どうするのかというのがなかなか難しいので、どういう選択肢があるのかというのを含めて、コンサルタントに示してもらうというのは有効な手段だと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　それぞれ十人十色、考え方というのはいろいろあります。経営の中でいけば、全体的にものを考えると、なかなか答えは出ないのですけれども、経営なら経営、施設なら施設というふうに分けて考えると、例えば先ほども私言いましたけれども、経営でいけば、入所者がまず５０床なら５０床を目的にする。それをするためには、例えば特定入所をする。特定入所をすると、いろいろな問題が出てきます、簡単ではないことは十二分には分かってはいるのですけれども、経営だけを考えるのならば、特定入所。その特定入所によって弊害があるのなら無理だなとかという、いずれにしても、考え方かなと思いますけれども、ぜひラベンダーハイツ、これからも、私もこういう場で質問もさせていただきますし、町長の考え、どんどん、どんどん変わっていかれることもあるかと思います。令和１１年から始まる総合計画ということでありますけれども、私はそこまで待っていると、どうにもならなくなるのではないかと思いますので、ぜひ今回、どうしても経営コンサルタントを入れて、一定方向を向いて考える、であれば、令和８年度のときにどのようになっているのか期待するものもありますし、やはりかということも考えられますので、引き続き、町長が担っている特別養護老人ホームの運営について御尽力いただきたいと思います。

いま一度、令和７年度の扱いについて町長の考えを確認させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

経営と施設分離、別々に考えることも決して不可能ではありませんけれども、大きく考えると、やはり経営というのは施設があって、人があって、お金、それが一体となって、それが経営ですので、今回は大きく経営ということで、施設はもちろんそうですけれども、サービス内容とかも含めて、何が経営としていいのかというのをコンサルタントにぜひ尋ねてみたいと思って、答えを幾つか聞いてみたいと思いますし、我々の目標は、やはりラベンダーハイツを持続可能なもの、ほかの事業に影響が出ないように長く、こういう状況ですので、公設公営でやっていかないと、なかなか難しいものがあると思っております。

そして、なるべく早くという、今、議員の御指摘がありました。おおむね１０年後と言っております。それなので、施設の状況を見ると、ひょっとすると厳しい部分があると思いますので、なるべくそれは早く実現できれば、施設の状況から考えてできるだけ、余裕はあまりないと思いますので、急いでというか、急ぎすぎないで、確実にそれを進めていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、６番林敬永君の一般質問を終了いたします。

次に、７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　私は、さきに通告しておりました２項目、計６点について町長に質問させていただきます。

まず一つ目です。新こどもセンターと東児童館の運営について。

これまで、町長は高校生までの医療費無償化、新こどもセンターの開設等子育て支援に力を入れた施策を展開しており、子育て世代の町民から一定の評価を得てきたと感じられます。

しかし、人口減少、少子高齢化が進む上富良野町にとって、さらなる子育て環境や支援の充実は欠か

すことができないと考えます。新こどもセンターが開設されてから、利用者や職員から利用しやすくなった、快適な環境になった、風通しがよくなったなどの声が上げられる一方で、こどもセンターができたけど利用しづらい、改善してほしい点があるといった声も上がっています。

稼働してから約１年と日が浅いこともあり、今後のさらなる充実が期待されるが、こどもセンターに関して以下４点についてお伺いします。

一つ目、新こどもセンターが開設され、相談や療育、支援に関して期待どおりの成果が出ていると聞いているが、町長の評価は。

二つ目、こどもセンター設置の目的の一つに、気軽に利用できる子育て環境の整備とあるが、土曜日、日曜日、祝日には空いておらず、自由に使えるなかよしサロンも４時半までと早いため、保育所等に通う園児や平日に働いている保護者からは利用しづらいという意見もあります。今後、開館日や開館時間の拡大、変更等の考えはないかお伺いします。

三つ目、児童館内に幼児用トイレがなく、オムツの交換台がないなど幼児を連れて行く際に不便だという声が上がっています。建て替えに当たり、事前に建設検討委員会が設置され様々な話し合いがされたが、その際にそのような話はなかったのか、また、今後設置の予定はないのか。

また、新たに策定されるこども計画（案）の児童館運営の項目で「小学生の利用以外に就学前の保護者の触れ合いの場や中高生の活動場所として幅広い施設活用を展開し、異年齢のこども同士の交流を図る」とあるが、中高生の活動場所として利用増のための工夫は考えているのか。

四つ目、こどもセンター駐車場は中学校側からの一方通行となっているが、表示の看板が小さいため気づきづらく、出口のほうから侵入してくる車も少なくないと聞いている。安全対策上からも改善策をお伺いします。

続きまして、２項目め、地域おこし協力隊の定住について。

町長は、移住・定住の施策としてさらなる地域おこし協力隊の活用に力を入れると述べられております。近年の積極的な採用により、様々な分野で様々な地域から合わせて１２名の協力隊員が在籍し、活躍していることから、移住に関して一定の成果を上げていると考えられます。全国的にも、地域おこし協力隊の積極的な採用を移住・定住の施策として活用する自治体が増えているが、その後の定住に苦戦しているところも多いと聞きます。

実際、先日、総務産健常任委員会で視察した大分県竹田市や隣町の中富良野町は採用後の定住率の低さに悩み、コーディネート会社等を立ち上げ、定住に向けて力を入れております。上富良野町も、これから任期満了となる隊員が増加していくため、定住に向けて力を入れていくことが重要であると考えますが、以下２点に関して町長の見解をお伺いします。

一つ目、現在活動している地域おこし協力隊員の定住の見込みはどうか。また、定住に向けての課題と解決策は。

二つ目、各地で地域おこし協力隊をサポートするコーディネート会社の設立や委託、移住コーディネーターの雇用が増えているが、我が町でも今後活用を考えているのかお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の２項目の御質問にお答えいたします。

まず、１項目めの新こどもセンターと東児童館の運営についての４点の御質問にお答えいたします。

まず１点目のこどもセンターの成果についてでありますが、保健福祉課内の子育て支援班とこどもセンターで行っていた子育て支援拠点事業等を、包括的にワンストップで、一人一人に寄り添った支援とサービスを提供するために機能を集約し、相談体制の強化にもつながっております。

発達支援センターを利用する就学前の児童については、児童相談支援センターと連携し、利用者やその家族から様々な日常生活の相談にもワンストップで対応し、必要に応じ、地域の保健、医療、福祉、教育等の専門機関及び関係機関と連携しています。次に、２点目の開館日や開館時間の変更等についてでありますが、現在は１６時３０分までとなっておりますが、閉館時間を遅くすることによって、こどもの夕飯や入浴などの時間が遅くなることも予測され、夕食と入浴を済ませ早めの睡眠環境を整え、適正な睡眠時間を取ることが乳幼児期には必要なことでもあります。乳幼児期の生活リズムは大変重要なことと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、土日、祝日の利用につきましては、土曜日は児童館を御利用いただくことが可能であり、日曜日と祝日は人員の配置が必要なこと、自由に遊べるスペースがなかよしサロンであり、土日・祝日も開放しているかみんのプレールームのほうが広いつくりとなっていることから、かみんのプレールームを御利用いただければと考えております。

次に、３点目の児童館の設備についてでありますが、新こどもセンター建設検討委員会では、児童館への乳幼児用のトイレの設置についての御意見はありませんでした。旧東児童館にも乳幼児用トイレは

ありませんでしたが、新施設には多目的トイレを設置しております。また、おむつの交換台は設置していませんでしたので、多目的トイレ内にベビーベットを置き、おむつ換えに利用いただいているところであり、幼児の利用については、幼児用補助便座を購入し設置したところであります。

また、中学生・高校生の活動場所としての施設活用につきましては、現在も中高生が来館された際には、異年齢のこども同士の交流が図られるよう配慮しているところであり、利用者増加のための周知等は行っていませんが、いつでも来館しやすい雰囲気づくりを心がけているところであります。

次に、４点目の駐車場の安全対策についてでありますが、表示看板が見えづらいとの意見もありましたことから、既に業者へ発注し、案内看板を設置する予定となっております。

今後におきましても、来館者の御意見をいただきながら改善に努めて参りますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの地域おこし協力隊の定住についての２点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の定住の見込み、課題についてでありますが、隊員個々の状況につきましてはお答えを控えたいと思いますが、農業の地域おこし協力隊については、３年後の就農・定住に向けて取り組んでおります。また、その他の隊員につきましては、町内で起業を考えたり、よい就職先があれば定住したいと考えている方もおりますので、条件が合えば本町に定住していただけるものと考えているところです。

定住に向けての課題につきましては、希望する職種や待遇のよい就職先の有無が定住に繋がる要因の一つであると考えておりますが、本町においては、そういった就職先が少ないのが現状であります。

次に、２点目の移住コーディネーターの活用についてでありますが、隊員の数も増えてきておりますので、今後はサポート会社等へ委託なども含め検討して参りますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　ここで暫時休憩といたしたいと思います。

再開は、１０時２５分といたします。

午前１０時０９分　休憩
午前１０時２５分　再開

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、１点目についてですが、昨年、町立病院の建て替えに伴い、新たにこどもセンターが設立され、内容としては認定こども園の利用申込みや子育て支援に関する諸業務を担う子育て支援班、発達支援や子育て支援事業を担うこども未来班、子どもの一時預かりであるファミリーサポート事業を行うＮＰＯ法人こどもサポートふらのの三つの事務所に加え、東児童館がそこに併設されました。相談、療育支援など機能を一同に持ち合わせた子育ての拠点として運営が始まり、答弁でもお答えいただいたように新こどもセンターに関して、様々なところで町長は「ワンストップ」という言葉を使われます。

新こどもセンター設立の背景には、町立病院の建て替えだけではなく、令和４年に改正された児童福祉法などのより、市町村は母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世代、子どもに対し出産前から子育て期にかける切れ目のない支援を行うとともに、新たに支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこども家庭センターの設置に努めなければならないとされたことも影響していると思われます。

確かに、新こどもセンターが設立されたことで、以前より様々な形で利用しやすくなった部分もありますが、今の現状ですと、母子手帳の交付や妊婦相談、あと乳幼児検診はかみんで行われており、ホームページによりますと、上富良野の令和６年度版の妊娠期からの上富良野町の子育て支援の御案内で、まず、妊娠したかもと思ったらというところに、まずかみんに行ってくださいと書いてあります。妊娠したことが分かって、かみんで母子手帳を交付してもらい、その後、必要なサポートなど相談をするときに子育て支援センターに連絡をしてくださいと書かれております。その後、必要な手続として、町民生活課に行き、子どもが生まれた後、乳幼児検診や産婦健診、あと産後ケア事業の申込みをするためには、今度再び、かみんに行かなければいけないということで、生まれる前はかみん、子どもが生まれたらかみんとこどもセンターの両方に行かなければいけないということで、これでは、保護者の方たちからしてみれば、ワンストップになったとは言えないと考える方もいると思うのですけれども、そこに関して町長の考えをお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁願います。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

ワンストップは、努めてといいますか、なるべくワンストップになるように、１か所で済むようにということで新しいこどもセンターに機能を集約して参りました。

結果的にといいますか、それでもやはり限界がありまして、子どもに係る全ての行政サービスを１か所にというのは、なかなか場所、建物等の制約があって、おっしゃるとおり現実には１００％そこで事が済むということにはなってございません。かみんにおける保健指導ですとか、児童手当などもそうです、戸籍なんかとリンクしておりますので、なかなかそういうところは一体化できない部分もありますが、その点も含めて、建物に物理的な制限といいますか、制約がありますので、それはなかなか難しいのですけれども、それを超えてといいますか、情報も含めて分かりやすさというのも重要な要素かと思いますので、御足労を願う部分はあるとは思いますが、完全に一元化にできないということも御了承願いながら、努めて分かりやすいような御案内というのは、行政としてはしていかなければならないのかなというふうに思います。

もちろん、この後においても、できること、できないこと、ワンストップに集約できることがあるのか、ないのかということの検討は、常にしていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　こども家庭センターの設立、全国各地で今、行われていると思うのですけれども、大半のところがやはり妊産婦からセットになって、ワンストップ窓口になっているというところが多く、その施設上の容量でしたり、人員の配置でしたり、厳しいということも分かるのですが、新こどもセンター設立時期をもう少し遅らせてでも、そこを一体化にするという方法も取れたのではないかなと思う一面、あと個人的には、かみんの一部の部分にこどもセンター機能を設立したほうがワンストップを目指すのであれば、よかったのではないかと考えるのですが、時期をずらすとか、そういう検討はなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、原因は町立病院がそこに建つということで、昔のこどもセンターを取り壊さなければならないという迫った一つの大きな理由ですので、なかなかそこをずらすということは、町立病院の建設も後にずらすということにつながってきますので、そこはなかなか難しかったのかなというふうに思っております。

それと、今後もそうだとは思いますが、国における制度の改変というのは、もう常に、今後将来起こっていくと思います。

それなので、将来、また法律が変わって、また不都合がということが当然、想像はつくのですが、それにもできるだけ不便をかけないように我々は努めていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　町長答弁のように町立病院の建て替え、あと様々な要因があって時期をずらすのも難しかったというのも、もちろん理解しております。一時期、社会教育センターに移っていたときに、私は子どもと利用させてもらったことがあり、その期間をもう少し長くしてもよかったのではないかなと個人的に考えるのですが、もうできてしまったものをこれからどうこうするということもできないので、より充実した切れ目のない支援をしていただければなと思います。

続きまして、２点目の町長の答弁に関してなのですが、現在４時半までとなっておりますということで、生活リズムの事に関して書かれてていますが、これは単純に職員の勤務時間が５時までということで、４時半なのではないかなという疑問が残るのですが。

それというのも、保育園等は６時まで預かれますし、ファミリーサポートの方たちも子どもを預かるときに夕方５時、６時、仕事から帰ってくる間とか、その時間に預かることがあるというお話をお聞きしました。その時間に新こどもセンターが閉まってしまうと、結局、そこからまたかみんに移動するのか、それとも、最初からかみんに行くのか、もう少し新こどもセンターが７時、８時とすごく遅い時間までとは言わないのですけれども、５時、６時、少しでも時間を延ばしていただけたら、もっと利用できるのではないかなという声が上がっております。実際に、私は現在小学生の長男からはじまり、１歳児の双子、そして、１月に生まれたばかりのゼロ歳児と合わせて４人の子どもがいます。社会教育総合センターにこどもセンターが置かれているときは、妻同様、何度か通わせていただき、妻はママ同士の交流や支援員とのお話等、とても有意義な場であったと、とても喜んでおりました。新こどもセンター設立に関しても、すごく期待をしていたのですが、新こどもセンターが設立された時期には、我が子は保育園に通い始め、なかなか利用できないのが

今の現状となっています。休日に子どもたちの遊び場として、もちろんかみんもありがたく活用させていただいてるのですが、町長の答弁にあるように、かみんのプレイルームのほうが広いつくりなので、かみんのプレイルームを御利用くださいというのは、一保護者としても、とてもさみしい回答だと思い、また、恐らく子育て中のお父さん、お母さんも、新こどもセンターに期待していた部分が大きかったと思うので、この答弁を聞いたら少し悲しい思いをすると思うのですが、閉館時間延長や開館時間の増加の考え、いま一度何かお願いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の開館時間の延長について、いろいろニーズがあることをお聞きしているのかと思います。それにつきましては、いろいろ今後においてニーズの調査等を、議員もおっしゃっていたとおり、７時、８時までというわけではないというのが、生活リズム等を考えてのことだと思いますので、どの辺までがニーズ、必要なのか、何人ぐらいそういう方がいるのかなども含めて、今後は検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　ぜひ、前向きに検討をしていただきたいのですけれども、その一つの理由として、我が家も特に冬の時期、上富良野のあの子育て計画のアンケートにもよく書かれていますが、冬の子どもの遊び場がないということで、町に対して、冬の遊び場の提供を切に願う保護者の方たちが多いと思うのですが、我が家も、かみんも、もちろんよく使わせていただくのですが、休日に美瑛町の丘のまち交流館ビエールのキッズスペースに行ったり、富良野市役所に新しくできた子どもスペースに連れ出すことも多々あります。

その先で、美瑛や富良野市役所の中で、上富良野町民に会うことが結構あるのです。そのときに会った方にお話をすると、上富良野にせっかく新しい施設ができたのに利用できないのはすごい寂しいねという声もお聞きするので、今すぐにとは言いませんが、今後、かみんに限らず、新こどもセンターのプレイルームの一部だけでもいいので、全機能を土曜日、日曜日とか６時まで使用させてほしいということではなく、一部だけでも使えるだけでも、保護者の方たちは十分に満足度は向上すると思うので、一部利用を前向きに検討をお願いします。

そして、それに合わせて、冬の子どもの遊び場が少ないというのは、上富良野に限らず、北海道の各町の課題となっており、各保護者から町への要望が多いと思うのですが、今後、この世代のプレイルームを拡充させていくのか、また別に新しくそういう場所をつくる可能性があるのか、もし考えがあればお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

子どもというのは、多分小中学生ではなくて、小さい子どもかと思いますが、遊び場というのは、北海道は冬がありますので、昔は子どもは外で遊んだものですけれども、なかなか今は外で遊ぶ子どもも少ないのかなと、そう感じております。

そのような中で、遊ぶ場所といいますか、いる場所、そういうものの確保というのは、現在のところ、新しい施設、室内遊具があるところなんかを想像するんですが、そういう場所は計画にはございません。既存の施設を利用して、どこまでできるのかという、そういう検討は常々といいますか、皆さんのニーズ、要望等を聞きながら考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　ぜひ、先日中富良野町の駅前に新しく観光協会を含めた新しい町の施設ができるという報道がありました。その中にも、計画の中では子どものスペースという遊び場が書かれていたので、このままいくと上富良野だけないのではないかという、一応かみんはあるのですが、新しい施設として上富良野にないのではないかと言われるような声も、あの町民から聞くことが来るかもしれないので、そうならないように前向きな検討を再度お願いいたします。

３点目の質問を再質問させていただきます。新こどもセンター建設に関しての検討委員会の議事録を読ませていただきました。また、委員会に入られていたお母様方とも、何名かお話をさせていただいたときに言われていたのが、ある程度もう図面が出来上がっている段階で、その設備、暖房とか空調とか、そういう設備に関しての話合いは結構したのですけれども、細かい要望みたいなことに関してはあまりできなかったのですという声もお聞きして、議事録を読ませていただいたときも、第１回、第２回目ぐらいはそういう意見もあったのですが、後半になるにつれて、特にそういう話合いの場があまり設けられていなかったのですよね。

それで、特に児童館に関しては、子ども用のおむつ換えのベビーベッドを置いていただいたり、幼児用便座を購入した、設置したところでありますと書

かれていますが、こどもセンターに通っているお母さんたちとお話をしたときに、土曜日に乳幼児が保護者と一緒に児童館を使えるということを把握してないお母様方も結構おりまして、「使えなくなったんでしょ？」という話を聞いて、「いや、使えるみたいです。」という話をしていたところです。

そういうことで、周知も多分まだまだされてないのかなというのと、土曜日に児童館を乳幼児が使うことを想定していたのであれば、最初から幼児用トイレやおむつ台、ベビーベッドなどを導入していてもよかったのではないかと思うのですが、合わせて中高生の利用も少なからず、多少はあるということを話は聞いておりますが、昨年、上富良野高校生の地域探求の授業に参加させていただいたときに、上富良野高校生の一つの班のテーマとして、高校生の放課後の行き場がないということで、高校生なりにいろいろな案を考えておりました。

児童館機能いたしまして、乳幼児から高校生まで様々な子どもたちが利用できるという機能を持たせるということが書かれていますが、利用できるのが小学生がほとんどで、乳幼児に対しての周知や中高生に対しての利用の提案みたいなものが、まだまだ弱いと思うのですが、その点、今後の児童館運営に関して町長の考えがありましたらお願いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

児童館の幼児用トイレの件ですが、御存じのとおり、建設に関して町民の検討委員会でいろいろ機能について話し合いました。その結果、決定的な欠陥ではなかったにせよ、若干不便をおかけしている。なかなか、そこで意見を、町民の方の意見を酌み取ったのですが、やはり漏れがあったのかもしれません。

それでも、それについては答弁させていただいたように、ベッドを設置したり、フォローできる、最初から乳幼児用のトイレがあれば、もちろんそれは、それでよかったのかもしれませんけれども、後からでも十分補えるようなものでしたので、そういうふうにさせていただきました。

それと、中高生の利用に関しては、いろいろ部活動とかもあって、なかなか利用が小さい子よりは少ないというのは現実ではありますが、別に来てもらって、年代が違うお子さんと触れ合ってもらうというのは全然一向に構いませんので、それについては、今後、議員おっしゃるようにＰＲも含めて、中高生もいいのですよと、小さいお子さんと交わってもらって、年代間の交流というのも、一種非常に重要なことの一つなのかもしれませんので、ＰＲ、周知活動に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　ぜひ、児童館運営、こどもセンター運営に関して、保護者の方たちとお話し合いするももちろんいいのですが、自分個人的には、上富良野高校生が昨年考えていたように、高校生なりに多分色々考えて、町がもっとこうなったらいいなというので、児童館だったり、かみんだったり使える場があればいいなという話も出ていましたので、ぜひ、高校生や中学生と児童館に関して、今後、機会を設けて、話し合う機会を設けていただければ、高校生たちと一緒に考えていただいて、多世代の子どもたちが合流できるような場になってくれればいいなと思います。

続きまして、４点目になりますが、駐車場の一方通行の件で、今後、利用者増加、既に業者への発注し、案内看板を設置する予定となっておりますということで、少し安心した部分はあります。あそこは、本当にすごく小さいお子様から中学生まで、子どもたちの小中学生の通学路でもあるので、事故が起こる前に引き続き、早急な対応をお願いしたいと思います。

最後に、新こどもセンターの建設費用に約１０億円という大変大きなお金が動いています。１０億円もかける必要は本当にあったのかという疑問を投げかけてくる町民も少なからずいます。少子高齢化が進み、人口減少が進んでいく中、子どもに関する町の支援策は、町長も感じているとおり大変重要であると思います。新こどもセンターが出来て、子育てしやすくなったという町民の嬉しい声がもっとたくさん届くように、更なる機能の充実・拡充を改めてお願いいたしますが、町長の思いをもう一度お聞かせください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

こどもセンターを含めてですが、子育て支援というのは、我が町は非常に力を入れているところだと自負しております。乳幼児から高校生、大学生まで切れ目のない子育て支援ということを標榜してやっております。その小さい、特に乳幼児、小学生までは中心となる施設は、このこどもセンターかと思います。こどもセンターの機能につきましては、これで満足することなくといいますか、先ほども申し上げましたが、法律が今後どんどん変わっていって、することが増えた場合にキャパシティの問題とか建物、そういう問題は将来発生するかもしれません

が、あくまでも、やはり町費で建てた建物を有効に使うために、そういうことを将来、いろいろ制度が変わって、不便といいますか、今までどおりに行かなくなる部分もあるかもしれませんが、そういうのも克服しながら、しっかりとあの施設を中心施設として上富良野の子育てを進めていきたいと思っております。皆さんに、こどもセンターができてよかった、こどもセンターがあってよかった、そういうふうに思われることが、一番大切なことなのだろうというふうに思って、それに向けて行政としては努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　お母さん、お父さんたちから、様々なこどもセンターに関して意見が飛び交っているということは、それだけ皆さん、こどもセンターに対してすごい期待をしているということなので、今後さらに拡充、皆さんが喜んで使えるような子育てしやすい町になったなと思うような機能を発展させていただきたいと思います。

続きまして、２番目の地域おこし協力隊の定住に関して再質問させていただきます。

まず、一つ確認したいのですが、隊員個々の状況につきましてはお答えを控えさせていただきたいと答弁されておりますが、町長自身は、個々の状況に関して、また隊員それぞれの今後の考えに関して、どの程度把握されているのか、もしくは把握されていないのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊の皆さんは、上富良野に来てもらって、一応といいますか、建前、前提としては将来移住を考えて、そういう希望の方ということで来て働いて、いろいろ農業含めて観光分野で働いてもらっておりますが、１年働いて、２年働いてもらって、その後、具体的に、気持ちはあると思いますが、個々の近況といいますか、進捗状況を細かく把握している、そういう状況をインタビューをして聞き取りしている、それほど詳細に個々のことについて、担当はもちろん把握していると思いますが、私については把握しているかといえば、そこまでは把握していないのが現実です。

ただ、何か大きな問題とか、解決しなければならない、本人の問題ではなくて、それ以外の部分、外的要因なんかも含めて、そういうものがあったときは当然、私も含めて解決に向けて努力といいますか、解決策を練っていかなければならない、そういう状態はできているものと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　分かりました。これまで一般質問を含め、様々な場面で地域おこし協力隊の運用に関して、多くの同僚議員が質問してきております。その際、私が今回させていただいているような定住に向けての質問も数多くあったと思われますが、そのたびに同じような回答が返ってきているような気がして、課題解決に向けてあまり進んでいないのではないかと感じています。協力隊員は、上富良野町に魅力を感じ、定住するつもりで覚悟を持って移住しております。任期満了が近づいてきている隊員も増えてきており、定住に向けてあまり時間をかけている余裕もないように感じますが、改めて、地域おこし協力隊の方たちの定住に向けた町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

本人、上富良野に就職、職を探す、起業も含みますが、それらも含めてこちらのほうに来ているわけですので、その願いを本人が望むのであれば、その願いを叶えてあげたい、そういうことは常々、役場も私も含めてサポートをしていく、いかなければならないと考えております。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　仕事が、なかなかないことや農業支援で来ている地域おこし協力隊の方たちも、農地の取得が難しいということは常々おっしゃっておりますし、今回の答弁にも、定住に向けての就職先の有無が定住につながる要因の一つであり、そういう就職先が少ないのが現状であるということが書かれておりますが、これらのことは恐らく、地域おこし協力隊の方たちが採用される前から、もう既に、町として課題として分かっていたことだと思うのですよね。

それで、今、地域おこし協力隊を１２名採用して、ある程度期間がたっている方たちも、任期満了が近づいている方たちもいますが、それらの課題に対して、今まで町はどのようなサポートを行ってきたのか、もしあればお願いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

来る前から、なかなか難しい状況を分かっていたのではないかと、難しいというか、上富良野は就職先、勤め先としては非常に少ないかと思います。

ただ、地域おこし協力隊の方は、もちろん起業も含んでいますので、そう考えると、もちろんそれほ

ど簡単なことではございませんが、我々も起業の補助金等々、サポートする体制はある程度は持っているつもりですので、そう考えると、最初から分かっていたのにフォローしない、そういうことではないのかなというふうに、起業というのは厳しいということは分かっていますし、町としてのサポート体制もあるのですが、その中でぜひ頑張ってほしいという思いもありますし、農業については、おっしゃるとおり農地がなかなかない、ないというか自由にならないといいますか、農地が余っている状態では今ありませんので、なかなかそのタイミングというのは難しいのかもしれませんが、農業について言えば、農業法人等にも、それはサラリーといいますか、給与で、あとは雇用関係になりますけど、農業法人という選択もありますので、そう考えると、全く困難ではないのかなと思っております。

では、簡単かと言えばそうでもないのですが、その中で我々もできることは一緒に親身になって、その本人の意思はそうなのですが、その外的要因ですよね、商工観光で起業する場合の制度とか物件、いろいろなもの、農業に関して言えば、先ほど言ったようなこと、外的な要因も含めていろいろ解決していくためには、行政も力になって一緒に応援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　町長から起業も一つの方法だという意見をいただきましたが、農業で、今、来られている方たちは基本的に話を聞いていると、新規就農を目指してということで、ある意味、起業という形であると思いますが、それ以外に来ている協力隊の形で自分が話したところ、起業を考えている隊員というのは、ほぼ一人か二人ぐらいしかおらず、ほかの隊員は起業するつもりで来てるわけではないというような回答があったので、採用の際に、少しのミスマッチングがあったのかなということも想定されるのではないかと思います。

また、実際に隊員に話を聞くと、農業分野での協力隊員は、担当職員含めて協力隊員同士での活動報告のようなものは定期的に行われていると聞いております。

しかし、それ以外の隊員は活動内容のフィードバックや今後の定住に向けた話し合いなど特に行われていないと聞いております。そのような場が設けられないことに関して、町長の見解をお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

就職といいますか、地域おこし協力隊の任期が終わった後のということで、募集のときのミスマッチは、採用のときに説明は十分お互いしていると思います。もちろん起業だけではございません、先ほど言った雇用関係、就職も含めて、これを機に定住してもらう、そういう将来、３年終わった後に定住を目的に、目的といいますか、そういうふうな形で募集しております。

あと、隊員とのコミュニケーションかと思いますが、これについては担当を含めて、私も含めてかと思いますが、十分その辺の隊員の思いなんかも含めて、コミュニケーションは今後も図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　以前、同僚議員の一般質問の答弁でも、協力隊員となかなか話す機会がないので、ぜひ直接話をしたいと町長は答弁しておりました。協力隊員の方も、そのような場がなかなか設けられないということで、昨年の１１月に協力隊員発案で協力隊員同士の情報交換会が行われたと聞いております。その際、定期開催も発案したが、その後まだ実現には至っていないということですが、そのときに様々な地域おこし協力隊の方から、町に対して要望だったり、こういうことが不便だったというものが上げられていたと思うのですが、それは町長まで届いているでしょうか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、議員の言ったような情報は、私のところまでは、今、届いていない状況です。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　そういうことでしたら、ぜひ、その内容をまとめて地域協力隊の方たちが、企画した方なのか、ほかの方なのか、多分持っていると思うので、ぜひその内容を一読して、地域おこし協力隊の方たちと今後に向けて、ぜひ話し合いの場を設けていただきたいと思います。

昨年、先進地視察で行った九州の各町の話を聞いていますと、採用する段階で、定住にあたる卒業後の窓口まで、しっかりと考えた状態で採用しているという話を聞いております。各町は、そういう先進地と言われる町は、これまでたくさん採ってきたものの、なかなか定住しないということで様々な方法を考えておりました。

それで、二つ目の項目になるのですけれども、中富良野町が、令和５年に人口減少を抑制するために

戦略として、地域商社ナカフまちづくり株式会社を設立しました。卒業後の協力隊員の採用や協力隊員のサポートに力を入れ始めた一方、富良野市も昨年、地域おこし協力隊派遣に関して、株式会社ＧＡＲＯＯと業務委託を開始しております。

答弁でもあるように、隊員数も人数が増えており、町の職員だけでは、やはり十分なサポート体制が整わないということも考えられます。それなので、早急な委託などを含めた新たなサポート体制の確立をお願いしたいと思います。

今回、移住コーディネーターの活用に触れたのは、ナカフまちづくり株式会社に、先日、話を聞きに行った際に、職員の方から移住コーディネーターの活用を上富良野町でも検討してみてはと提案された経緯があります。加えて、総務省発表の国の地方財政措置の中で、移住コーディネーター、または定住支援員の設置に一人当たり３５０万円の特別交付税の措置も発表されており、中富良野町はその財源も使い工夫して、地域商社を立ち上げたと仰っておりました。

工夫次第で十分に財源も確保でき、また、役場と違い、幅広く活動できるということで、中富良野町の地域商社ナカフまちづくり株式会社の職員の方は、元中富良野町の職員の方で、中富良野町の職員を辞めて、退職扱いとしてそちらに派遣されているという形でしたが、とても今後の見通しがすごくよくなったということで、ぜひ上富良野町もやってほしいと、やったほうがいいと、すごく熱弁をされていました。我が町も十分に調査研究していると思いますが、着手に向けてスピード感を持って臨んでほしいと思います。

改めて、町長の見解をお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、いろいろ財政措置があるもの、制度としてあります。そのほかシニアの制度とか起業人もありますので、そういう財源がせっかくありますので、そういうもの利用しながら、いわゆるコーディネーターを、おっしゃるとおり中富良野町、富良野市の近隣でも始まっているということはお聞きしましたので、これについて、うちの担当も当然検討していると思いますが、さらに近隣との状況等も確認しながら、その実績等も十分検討して、我が町においてどうなのかというのを今後についても、調査研究、検討を引き続き続けて参りたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　地域おこし協力隊の方たちは、数ある候補地の中から上富良野町を選び、人生をかけて移住してきてくれたと言っても過言ではありません。もちろん様々な要因で、全ての隊員が定住に結びつくのは難しいとは思いますが、一人でも多くの定住が今後の町の発展には欠かせないと思います。今の体制のままだと、今現在１２名いて、地域おこし協力隊がこう充実している感じに見えますが、２年後、３年後、定住につながった隊員がほとんどいないという最悪の結果になる可能性もあるのではないかと感じますが、そこに対しての不安はないのか町長にお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

可能性としては、ゼロ％から１００％まで、いろいろあろうかと思いますけれども、なるべく、１００％というのはなかなか現実的に、１００からゼロというのは、なかなか１００％を目指すというのは難しいのかもしれませんが、なるべくこちら側としては町の人口を増やしていきたい、住んでもらいたいという思いはありますので、１００に近づくようにできる限りは定住してもらうような政策というのを、力添えといいますか、そういうものは努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　これまで、様々な場で同僚議員たちも含め、地域おこし協力隊に関して質問してきているのは、新しい制度ということもありますが、様々な議員が、様々な場所で地域おこし協力隊の方たちから、たくさんの不満の声や要望を聞いていることかと考えられます。

先ほど言いましたが、最悪のケースになって、今いる隊員のほとんどがいなくなってしまうとなってしまった場合、せっかく人生をかけて上富良野に移住してきてくれた方たちが犠牲になってしまい、また、その方たちが本州に戻った後、上富良野に対してマイナスなことを言ってしまう可能性もあると思っています。

町長の公約の中でも、移住定住、そして地域おこし協力隊の拡充を挙げております。細かいことなのですが、先日の執行方針の中には「定住移住」という言葉で書かれていました。今回の同僚議員の質問に関しては、「移住定住」という言葉で書かれており、移住定住に対して、その表現の仕方がどちらが正しいのか、自分もはっきりとは分かりませんが、町長の移住定住に関して、本気度に対して少し疑問を感じる部分がありますが、今後の地域おこし協力

隊の拡充、また定住、そして上富良野の人口増加に向けて、様々な分野からの定住や地域おこし協力隊に関しての運用について、もう一度強い答弁をお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

移住定住を進める上では、一つのツールとして、地域おこし協力隊を非常に有効なツールであることは、前からも考えは変わりませんし、ゆえにといいますか、もう何年間も、ここ数年続けておりまして１２名に増えたところです。

今後においても、この地域おこし協力隊の方を活用といいますか、３年後任期が終わった後、上富良野町に住んでもらうだけではなくて、やはり、いろいろほかの大都市含めて、いろいろなところの移住定住ですので、町への刺激も含めて、若い方であればいろいろな起業、就職も含めていろいろな活躍の場面があるのかなというふうに、そういうものに非常に期待しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　すみません、最後に一つだけ、先ほども何度も申し上げておりますが、地域おこし協力隊の方たちの意見をまず聞いてあげていただく場を早急につくっていただいて、今後の活用にしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、７番茶谷朋弘君の一般質問を終了いたします。

次に、４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　さきに通告してありました５点について、５項目について質問いたします。

１番目は、１項目めは、「こども誰でも通園制度」についてお伺いいたします。

国は、今、「こども誰でも通園制度」の令和８年度の本格実施に向け、部分的に試行事業として実施しているという状況があります。その対象年齢は、生後６か月から３歳未満児を対象に、親の就労要件を問わず、利用料負担もあり、月１０時間を上限にアプリなどを使用して臨時的に保育を頼める仕組みとされています。

この事業は、国の事業のために、市町村の関与、権限が限定的という懸念があり、過去の事故検証では、預け始めの事故が多く、リスクが高いとも言われており、子どもの安全に不安があると考えます。また、保育士の人手が足りない中で、さらに負担が増えることになりかねません。

現在、国が進めようとしている「こども誰でも通園制度」では、子どもの成長と安全を保障することはできません。公的保育の拡充こそ、求められていると考えますが、次の点についてお伺いいたします。

町においては、令和７年度から試行事業とするのか伺います。また、その上で、今後の課題と問題は何かという点をお伺いいたします。

２点目には、認定こども園との情報の共有が何よりもこれから必要と考えますが、この点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

３点目には、親が就労していない家庭の子どもの状況は、どのような状況になっているのかお伺いいたします。

４点目には、子どもたちの成長と発達にとって、どのような保育が必要なのか検討に据え、ゼロ歳児から３歳未満児の定員の拡充と保育士の確保が何よりも必要と考えますが、これらの点について町長の答弁を求めます。

次に、宿泊税についてお伺いいたします。

今、訪日観光客が増えるという中で、観光振興の財源などとして、ホテルや旅館などで宿泊した際に、新たに宿泊税を導入する自治体が増えてきている現状があります。

上富良野町においても、宿泊税の導入の動きがあると聞いておりますが、北海道では２０２６年度４月から宿泊税を道内・道外を問わず宿泊客から徴収をすると表明しています。

また、一方で、宿泊税の導入においては、課題などもあるような気がします。例えば、旅行・通院、あるいは仕事など観光以外の目的で宿泊する、あるいは修学旅行なども含まれるかというふうに思います。徴税に対して、こういう宿泊者から徴税することに対する、また一方で、疑問や徴収する事業者にとっての事務負担や客離れを懸念する声など、様々な声があります。宿泊税の導入においては、その目的など、地元住民や関係する事業者などに説明して、理解と合意が必要と考えますが、次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、町としてホテルや民泊、宿泊施設などの宿泊者から、観光振興のための宿泊税の導入を検討しているのかどうなのかお伺いいたします。

二つ目には、宿泊税の徴収の対象範囲はどうなるのかお伺いいたします。

三つ目には、宿泊税の導入において、観光振興のために必要との声や宿泊客が減るのではと心配をする声もあり、住民や関係する事業者との丁寧な協議が必要かというふうに思いますが、これらについての町長の見解を求めます。

次に、道の駅についてお伺いいたします。道の駅

については、地元の農産物、加工品の販売などを通じて、町の情報発信や観光の拠点ともなっております。また、最近では地元の人たちの交流の場所としても利用されているのが現状であります。多くの町民も道の駅の設置を望んでいる状況があります。道の駅設置については、具体的な方向性が見えないのが現状であります。

例えば、道の駅を設置して、どのような観光振興やまちづくりをしようとしているのか、されたいのか。さらに、設置場所や施設規模、財源の確保など基本的な構想や計画など示すべきでありますが、一向に示されていない状況ではないでしょうか。また、何よりも重要だと考えるのは、町民や関係する機関や団体との話合いを、そして、情報の共有が必要だと思いますが、これらの点について見解を町長に求めます。

次に、体育館など避難施設の空調設備の設置についてお伺いいたします。近年では、火山の噴火、大雪、豪雨災害などの自然災害が発生して、なりわいや住民の暮らしを脅かしている、こういう状況が見受けられます。住民の暮らしを守るためにも、普段からの自然災害に対する対策が必要となってきている状況です。災害時においては、町においても体育館などの公共施設等、住民の避難場所として指定されております。国においては、暑さ対策として避難してきた住民の健康を守るために、学校体育館などの避難施設に空調設備を設置する場合の財政措置をしておりますが、今後、これらに対する町の対応についてお伺いいたします。

次に、スキーリフトの更新についてお伺いします。日の出スキー場のリフトは、修繕をしながら、この間、維持もされてきておりますが、設置されてから年数も経過して老朽化しているという状況であります。現在、滑走式のリフトのために、子どもたちが利用したときなどは左右に振られて転倒することもあり、危険な状況が見受けられます。利用者の安全を考えれば、チェア式のリフトへの更新、夏場のラベンダー時期に観光客の人も利用できるようにする対策が必要と考えますが、これらの対応について教育長、町長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤義英議員の５項目の御質問にお答えいたします。

まず、１項目めの「こども誰でも通園制度」についての４点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の制度の試行についてでありますが、令和８年度からの実施に向け、令和７年度中に準備を進め、令和７年度から試行事業としての考えはありません。

課題及び問題につきましては、現在の保育士での対応は困難であり、保育士を増員することが必要であります。また、実際にどれくらいの方が利用されるのか推測が難しく、先進地等への調査を行い実施に向けた体制整備を行って参ります。

次に、２点目の認定こども園との情報共有についてでありますが、令和７年度からの「上富良野町こども計画」策定にかかる子ども・子育て会議や教育・保育連絡会議や国からの資料の提供など、既に情報共有及び協議は行っているところであります。

次に、３点目の親が就労していない家庭の子どもの状況についてでありますが、令和７年１月末現在の未就園の状況につきましては、ゼロ歳児が５１人中４９人、１歳児が５７人中２５人、２歳児が４６人中１８人となっておりますが、未就園の家庭における母親等の就労状況についての把握はしてはおりません。

次に、４点目の保育士の確保についてでありますが、ゼロ歳児から３歳未満児の定員の拡充については、現在、待機児童はなく、定員の拡充は考えておりませんが、多様化する保育サービスの拡充のためには保育士の拡充が必要となるため、令和７年度より保育士の確保を目的とした保育士等確保対策事業として、就労支援金及び家賃補助の実施について検討しているところであります。

次に、２項目めの宿泊税についての３点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の宿泊税の導入についてでありますが、コロナの５類への移行以後、コロナ前に観光入込みが戻りつつある現状であり、また自治体の財政的負担も大きな課題となっている現状であります。宿泊税につきましては、観光コンテンツ維持・開発、交通の利便性の確保、インバウンド対策などの観光振興のための財源確保としては、自治体にとって有効な手段の一つと考えておりますので、今後においては、導入や活用について、検討・研究を行ってまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に、２点目の対象範囲でありますが、次の３点目と関連いたしますが、その目的や問題点を精査した中で決定いたしますので、現段階ではお答えすることができませんので御理解をお願いいたします。

次に、３点目の住民や事業者との協議についてでありますが、１点目、２点目も含めて、北海道の制度内容もしっかりと把握した上で、議員御質問のとおり住民や関係者の意見を踏まえ、協議が必要と理解しておりますので、まずは導入に向けて、観光事業者等はもとより町民などの関係者とも協議を進め、検討・研究を進めて参りますので御理解お願い

いたします。

次に、３項目めの道の駅についての御質問にお答えいたします。

これまで、一般質問等でもお答えさせていただいているとおり、今年度は機運醸成に向けた取組として、ワークショップの開催、令和７年度においては町民と各地の道の駅を巡る見学会などを検討しているところでありますが、令和８年度以降につきましては、旭川十勝道路の進捗状況などを踏まえた上で、取組内容を検討してまいりたいと考えております。

また、道の駅につきましては、今まで道路利用者のサービス提供の場、道の駅自体が目的地という状況でありましたが、最近では、地方創生や観光を加速する拠点として道の駅を設置する事例が増えてきていることから、様々な機能について、今後、町民の皆さんとともに検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、４項目めの体育館などの避難施設の空調設置についての御質問にお答えいたします。

避難所については、多くの住民が避難できるよう学校施設や地域コミュニティの拠点となる施設を指定しておりますが、多くの施設では暑さ対策が講じられていないのが現状であります。

避難時の暑さ対策は必要でありますが、施設数が多いこと、また体育館などの広い空間の空調には大規模な設備が必要となることから、直ちに対応することは難しいと考えており、整備すべき施設の優先順位や手法、財源まで研究して参りたいと存じます。

なお、施設整備に限らず、災害時に避難してきた住民の健康を守るため、暑さ対策としてスポットクーラーや冷風機、そして扇風機等を民間企業のリースなどにより対応することを考えておりますので、御理解を賜わりたいと存じます。

次に、５項目めのスキーリフトの更新についての御質問にお答えいたします。

ラベンダー時期に訪れる観光客への利便性向上を目的としたスキーリフトの更新についてでありますが、ライトアップ時期には、町民の方をはじめ多くの観光客の来場者があることは承知しております。最近の建設費につきましては把握しておりませんが、過去においてチェア式リフトの建設費について見積りを聴取したところ、１億５，０００万円という提示がございました。見積書の時期から相当の年数が経過していることから、材料・人件費の高騰等を踏まえると、整備費は相当に上昇していると思われます。建設費が高額になることやラベンダーの開花期間が１か月程度ということも考慮いたしますと、費用に対するコスト面からもチェアリフトの整備は難しいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　４番米澤議員の５項目めのスキーリフト利用者の安全確保を目的とした更新についての御質問にお答えいたします。

現在設置しております滑走式リフトにつきましては、昭和６０年の設置後約４０年が経過しております。この間、町民の利用はもとより、町内小中学校及び高校のスキー授業、少年団活動や駐屯地隊員のスキー訓練など、多くの機会で利用されており、日常の安全点検や運転管理については、指定管理者である上富良野振興公社への指導も含め、修繕や部品交換等への迅速な対応などに努めております。

しかし、近年は、少子化や趣味嗜好の多様化によるスキー人口の減少に加え、降雪状況の変化から滑走可能日数が減少するなど、シーズンの利用者数は減少している傾向にあります。

チェア式リフトへの更新につきましては、その形状上、構造的に設置可能な場所の検討のほか、多額の費用が見込まれるなど、現在のスキー場の斜面形状や滑走可能距離から想定される利用者層、また、今後のスキー場利用者数の推移等を勘案しながら、引き続き検討を進めて参りますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　「こども誰でも通園制度」についてお伺いいたします。何人、実際に利用されるのか、利用するのか、非常に難しいという状況があります。今、答弁の中では、概ね九十数人ぐらいの子どもがいるのではないかいうような答弁でありました。この実情を見ても、なかなか就労の実態等が分からないということもありますので、非常に難しいというふうに思います。

それで、ここで色々、こども園等のお話をちょっと伺いましたので、御紹介させていただきたいと思います。「こども誰でも通園制度」、これ自体は、いろいろ問題があったにしても、国が進めるという状況である以上は、当然、実施を検討しなければならないと。ただ、全体像がまだ明確になってないという状況の中で、非常に不安なのだということが言われているのですね。

また同時に、保育士の確保の問題や部屋の確保の問題、こういうものを含めて受入れ体制そのものが本当に整うか、整わないのか、この辺もさらに不安だと。あとは、利用料や運営経費に当たる部分が、どうなるのかというところで非常に不安なのだという声があるという状況であります。

この点について、恐らく、もう既に現場との協議も一部されているのかなというふうに思いますが、町長は、こういった問題についてどのような印象をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

この「こども誰でも通園制度」については、議員おっしゃるとおり、国が進める制度で、これが施行されるといいますが、やらなければならないメニューかと思っております。おっしゃるとおり、全体像がなかなかはっきりしない、そして、誰が来るのかということも、これは制度ではありませんけれども、どういう方が来るのか、どういう頻度で来るのか、保育士の数は、今でもかぎりぎりで回している中でどうなのか、施設の問題、そして経費の問題、いろいろ御不安が、今のこども園の側としてはあるのは承知しております。制度だけではなくて、制度が確立した上でも、誰が来るというのは本当に分かりませんので、そういう不安はあるのは、スタートしてみないと解消できないのかもしれませんし、それ以外にも、スタートする以前に保育士が足りないとか、そういうことは非常に不安に思っているということは理解できますので、その誰が来るか分からない以外のできること、ですので、保育士の確保ですとか、そういうことは我々行政もサポートしていかなければならないと思いますし、それ以上に、情報交換制度自体がだんだん、どういうことかということが分かってくると思いますので、そういうことも含めて、認定保育園とかと情報を密にしていかなければならない考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　本当に、町長おっしゃるとおりに不透明さがあります。さらに、ちょっと見てみますと、問題点として、今でも非常に保育士の成り手不足という形の中で資格を有しない方が、ひょっとしたら携わる可能性もあるかというふうに思います。同時に、直接契約ですから、町の関与そのものが、今でもいろいろな形態がありますから、ちょっと薄れる傾向があるかというふうに思います。

同時に、一時保育ということになれば、今でも通常的に保育所で受け入れている体制がありますが、そこでも子どもたちが慣れるまでに、先生とその環境に慣れるまでに大変な時間がかかるという話も伺いました。それが、単発的に、一時的にということになりますと、相当な負担が保育士や、あるいは子どもにもかかって、大変な状況が生まれるのではないかというふうに思いますが、この点についても、町長はどういうお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

認定こども園が子どもを預かる場合、予備知識といいますか、履歴といいますか、子どもの傾向ですとかアレルギーなんかも含めて、相当な準備が必要であることから、慣れるまでに相当の時間がかかるというのは、そのとおりかと思います。

それなので、そのようにバックグラウンドが分からないような状態で、一日ポツンと突然来られたりするというのは、相当、現場でも不安を抱えているのかなということは想像できるところだと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　数々の問題を抱えながら、含みながら、そういう方向に、今、進まざるを得ないという状況になってきております。園としても、今後協議をしながら、それぞれどういう対応をするのかというような話もしなければならないと、そういう声も聞かれているという状況であります。

そういうことを考えたときに、やはり行政がしっかりと情報共有をしながら、やはり現状の課題も整理しながら、また同時に、先進地調査も行うということですから、そういう調査を基に、さらにこの点しっかりとした対策や支援策、ひょっとしたら支援が必要な子どもが来られるかもしれないと、こういう複雑な要素が絡みながら、こういう制度が進むということになる可能性というのが、十分考えられますので、確認いたしますが、こういうものも含めて、しっかりとした現場との調査、先進地調査も含めて、対応を十分に来年度に向けてする必要があると思いますが、再度確認いたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

様々な不安をできる限り払拭するために、我々行政がともになって、調査研究、情報交換等を含めて様々なことをしていかなければ、サポートしていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　当然そうだというふうに思います。それで、一番何が問題なのかというところ、さらに、私なりに探ってみました。

この「こども誰でも通園制度」というのは、いろいろな社会保険料の一部にこの利用等が負担を求められるという状況が出てくるということが、報道されておりますので、こういう不安があります。ひょっとしたら、急にキャンセルがあったりだとか、そういう状況の中で利用料負担をどうするのかというような、そういった経営上大きな問題がありますので、こういう問題も含む、非常に課題が多くあると思います。

そこで、何よりも今、欠けているのかなというふうに思うのですが、今、保育体制を普通でしたら、やはり、この保育士のゼロ歳児３人に１人の保育士という、これを前から改善してほしいという声が、現場でずうっと続いているのですが、一部年齢によって改善はされましたが、十分でない状況が見受けられます。

そういう意味では、経済的な支援と合わせて、児童手当の拡充だとか、保育料の無料化だとか、就労条件を全くなくして、誰もが預けられるという、そういう制度の仕組みを構築する必要が、今、あるのだというふうに思います。これは町にせよと言っても無理な話なので、当然、現場のそういう状況も踏まえながら、国や道、関係する機関に対して、しっかりとしたこの子どもを受け入れる保育体制の確保というのを、町長自ら問題を探りながら要請すべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

現場の声というのは、非常に大切に思っておりますし、そういう中に、非常に困難な部分があれば、もちろんそれが国の制度が起因しているものであれば、道・国に対する要望というのは常に行っていくつもりであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　次に、宿泊税の問題についてお伺いいたします。

実施に向けて、検討・研究したいということの方向性が発せられました。それで、この実施状況等は、今、当然これからの検討研究課題ですから、明確な答弁は出てこないのかなというふうに思いますが、これはどういうお考えなのか、実施時期等についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

宿泊税については、もちろん道が先行してやるということが念頭にありますが、我が町はどうするのかということについては、やる、やらないは、当然皆さんと一緒に考えなければなりませんので、まだどうするかという結論は、私自身もまだありません。

ただ、道の制度等も十分研究しながら、検討はしていかなければならない、その納める方もそうですが、その事業の目的なんかも含めて、税金ですので、目的から徴収のほうまで、きっちりと考えていかなければならないと考えております。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　実施時期等については、道並びにいろいろな協議をしなければならないという前提があるかというふうに思いますが、それも含めて、恐らくこの二、三年の範囲ぐらいという形になるか確認いたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

実施時期については、いつになるかというのが明確に、本当に分からないところですが、協議はどうするか、どういうものがいいのか、悪いのかも含めまして、協議はすぐ令和７年度から始めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　協議は、今年度から当然始められるというふうに思いますが、この点を確認いたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

今年度、令和７年度から行っていきたいと思っています。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　そこで、先ほど申しましたが、対象範囲の問題が出てきますが、当然この修学旅行や一般の旅行と、宿泊旅行、公的なそういう子どもが学習だとかを通じて、やはり修学旅行とありますが、こういう問題も当然、その中で整理しなければならない部分だというふうに思います。

私は、こういった部分に対しては当然、非課税扱いにしなければならないというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

非課税の範囲等につきましても、道の宿泊税を十分に参考にしながら、参酌しながら考えていかなけ

ればならないと思っております。
以上です。
○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。
○４番（米澤義英君）　ぜひ、そういうものも含めて検討していただきたいと思います。
税の徴収の確保の問題で、今、大きく分かれている点があります。定率制ほうが定額制よりも、より多くの税収を見込むことができるのではないかという形の中で、定率制に移行する傾向が見受けられます。
この点について、まだ当然、協議検討しておりませんから答えられないのかもしれませんが、ただ、町長の見解として、この点についてどのような定率制なのか、定額制なのか見解を求めます。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。
○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。
税の徴収については、事業主が、一時預かりということで預かるわけなのですが、その計算方法については、できるだけ簡易なといいますか、手間のかからない、そういうものを選択していかなければならないのかなというふうに、事業主の方の手間を省く方法、道に合わせれば、もちろん一番手間がかからないですし、定率制にすればどうなのかといろいろある中で、やはり、税収ももちろん大切ですが、その事業者が負う手間というのも非常に、どうするかと決定する要素だと思ってますので、それは、今後検討、皆さんと協議して、もしやるとした場合ですけれども、それはその中で十分検討していきたいと考えております。
○議長（中澤良隆君）　４番米澤義君。
○４番（米澤義英君）　その上で、当然検討しなければならない部分があるというふうに思っております。
その上でさらに、関係する業者の方やいろいろ町の声なんかも若干拾いました。全てではありませんが、宿泊税を導入する以上、この観光振興に結びつくような、そういう方向できっちりと進めていただくのもいいのではないかと。単純に観光客の接遇の改善、町長おっしゃられたように事務負担のこういう問題。また、宿泊客が離れるのではないかというような様々な不安と疑問を持ちながら、観光振興に結びつけるような方向性が必要ではないかという声が聞かれます。
そういう意味で、町長は当然、こういう問題を整理しながら、これから協議も進められるということでありますから、関係する団体や協議会と住民ともよく話し合う必要が、今あるというふうに思いますが、再度確認いたします。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。
○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。
宿泊税は御存じのとおり目的税でありますので、やはり幾らにするか、定額か定率かという、それも大切なのですが、何に使うか、どういう目的に、目的をしっかりしないと皆さんのコンセンサスといいますが、同意はなかなか得られないのかなというふうに思っておりますので、そちらのほうもより以上にといいますか大切にしながら、皆さんと今後、協議に当たっていかなければならないと考えております。
以上です。
○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。
○４番（米澤義英君）　ぜひ、そういった協議を前に進めていくかどうかというのも含めて、住民の関係する団体の協議と理解の合意の下に、話合いのテーブルに着くということをぜひ訴えておきたいと思います。
次に、道の駅についてお伺いいたします。この間、道の駅については、同僚の議員からも質問等がありました。
そこでお伺いしたいのは、今年度からワークショップ等を開催しながら、様々な道の駅を巡りながら、そういう方向性も前へ進めていくというような話でありました。
ただ、ここで大事だという点について、若干の疑問点や問題だと思う点について、町長に見解を求めたいと思うのですが。町民にしてみれば、まだ、道の駅については、具体的な計画、方向性、町自体がそのもの自体をどうするかということが決まってないので、見解が出せないのかというふうに思います。
しかし、今、多くの人が、町民の方が、この観光振興と合わせて、地域の交流の場所となるような場所や子育てのお母さんたち、お父さんたちがそこへ行って楽しめるような、そういう場所であってほしいというような声が聞かれます。
そうしますと、それを基にすれば、どの場所で、どういう規模、財源で、こういった道の駅を構想として町が持っているのかというような計画と財源もそうなのですが、そういうものをやはりきっちりと示していく、そういう時期に来ているのではないかと。そこの前提には、協議も入らなければなりませんが、この点について、規模と財源というものが大枠でも分かっているのか、分かっていないのか分かりませんが、分かっていれば、そういうものも含めて、いつ頃方向性を示すのか見解を求めます。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町のといいますか、道の駅の機能、町として、行政として必要と今考えられるのが、先ほども、先日も申し上げたとおり、地場産品を売れるところ、販売できるところ、観光のインフォメーション、そして防災に資するような道の駅が我々が求めるもの。そのほか、いろいろ町民の方のあれがいい、これをしてほしいというのは色々あると思います。それらを合わせて、無数に全ての要素を詰め込むことはなかなか難しいと思いますが、それらを含めて道の駅の機能が決まれば、自ずといいますか、大体場所も決まってくるのかなと思います。

また、高規格道路のインターチェンジの位置とかも重要な位置、道の駅を決める上での重要な点だと思っておりますので、今後において、町民の皆様とも見学会も計画しておりますが、その後につきましては、皆さんと一緒にどういう草案といいますか、どういう場所も含めて、町民の皆さんと一緒に道の駅の構想をつくっていきたいなというふうに考えておりますので、場所によって、建設費、建てるもの、求めるものによって、相当金額、予算に上下がありますので、現在のところ、町が持っている希望する機能という点ではありますけれども、規模とか場所は全く白紙の状態ですので、それに関する金額というのはなかなか提示できないという段階です。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　昼食休憩時間を迎えますが、このまま会議を続行したいと思います。御了承いただきたいと思います。

それでは、４番米義英君。

○４番（米澤義英君）　当然、これからだというふうに思います。

ただ、大枠として、大体今後この３年、５年という形の中で、最終的に旭川十勝道路構想もありますけれども、やはり、時の流れというものが当然あるかというふうに思います。そういう時の流れを踏まえながら、やはり、いつまでに最低限でも、こういうものを大枠でやっていこうという考え自体を町長はお持ちですか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的に何年という年限は持っておりませんが、財政の資金繰り等々の財政計画等もありますので、それを十分考慮した中で、できるだけ早く着手実現できればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　当然、財政計画が柱に、そういうものも含めて、機能も含めての構想が必要だというふうに思います。この間、いろいろな、質問でも出ましたが、老朽化する施設があったりだとか、本当にこれから取り組まなければならない施設の維持管理等も含めて、たくさんあります。そういう意味では、しっかりとして、財政計画もやはり早急に示していただいて、いつ頃までを目途にこういうものを立ち上げるのかという方向性がなければ、だめではないかというふうに思いますが、この点確認いたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

道の駅の建設に関しては、国土交通省の補助金とかも相当といいますか、利用しながら造っていかなければならないとは考えておりますが、一定程度は補助金の対象になるとは思いますが、隣接するものが何か、例えば、町が直売所が欲しいわと、直売所だけならそれほどお金はものによってかかりませんけれども、何を町民の方が求める、何を造るかによって、大きくそこが変わってくると思いますので、その辺の、なるべく補助が当たるような、いろいろメニューを研究しながら、おっしゃるとおりなかなか財政が厳しい状況ですので、一般財源をなるべく抑えて、いろいろな有利な補助金等いろいろ、道の駅の国土交通省以外にもあれば、そういうのを研究しながら、なるべく早く皆さんにお示しできればなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　そういうものも含めて、早急に、町長自身がまだ、そういったものに対するイメージはぼんやりとあるけれども、しかし、あの確固としたものというのは、まだまだということでありますから、やはりそういったものを含めて、動き、財源的な問題、観光需要の問題も含めて、やはり早急に、これは職員の方にそういったものを提起して、前へ進めていかなければ、いつまでたっても前へ進まないというふうに思います。

それで、場所の問題についてお伺いいたします。町長は、このインターチェンジ辺り、この旭川十勝道路の出入りだとか、引込みだとか、ここらへん辺りではないかというようなことを言っておりますが、付近かどうかは分かりません、インターチェンジだとか、旭川十勝道路のそういったところに、交通の要所に設置したほうがいいのではないかという話もあります。

しかし、こういう問題に至っては、やはり複数の設置場所等を示しながら進めていかなければならな

いというふうに思います。旭川十勝道路に至っても、いつまでに開通するのか分かりません。確かに部分的に何年計画というのはありますから、それに基づく話であっても、なかなか不透明な話でありますから、そういうものも含めて、やはり設置場所についても、特に交通要所の所は大変いいのかもしれません。

しかし、そこに魅力があれば、この町の内部、あるいは外れの所でも、やはりお客さんというのは来るというのが、この間見ていましたら、道の駅の形態かなというふうに思います。それには、魅力ある道の駅の形態づくりというのも必要になってくるかというふうに思いますが、この選択肢を当然入れる必要があるかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

インターチェンジの付近に造るという意味ではなくて、インターチェンジがどこにできるかによって、それは一つの大きな要素になるだろうと、それが絶対ではございません。

今、議員おっしゃるように町の中に造るという選択肢も当然ありますので、その辺は、町民の方がどちらを望んでいるのかというのは、私自身もよく聞かないと、相談しないと、役場のほうから示せと、もちろんそういう声もありますけれども、やはり示す前によく相談して、複数の選択肢が考えられますし、そういうの含めて、町民の皆さんと相談して、場所、機能、それは相談していきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　ぜひ、町民の皆さんと情報の共有をしながら、やはり話合いの中で、どういう方向がいいのか、どういう機能を持っている施設がいいのかというところを、ぜひ早急に進めていただきたいというふうに思います。

次に、体育館の避難施設等の空調の問題であります。非常に、この体育館等の施設の防災機能という形で空調は、財源の確保という点もあって、全国的になかなか設置が低いという状況が報道されております。

国は、こういった問題を解決するために、空調設備に関わる公金等を補正予算など組みながら、財源調整もしているという状況があります。上富良野町を見ましても、社会教育センターやいろいろな地域の体育館や施設、公民館等もありますから、こういったところにやはり当然、避難が一時的であったとしても避難しなければならない、こういう現実があります。

そういう意味では、確かにお金の問題というものがあります。しかし、そこで万が一、災害時に遭った場合、町民の大事な避難施設としてなるわけですから、やはり環境の改善というのは当然必要だというふうに思いますので、そのことを踏まえれば、今後こういう避難施設に対する空調の設備をどうするのかということをより深く検討して、計画的な財源も含めた調整が必要かというふうに思いますが、そういう方向を示されますか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

避難施設ですので、特に夏の空調というのは大きな問題だと認識しております。これを、空調の改修で、その設備、空調をつけるのか、それとも、代替えの何かスポットクーラーで大丈夫なのか、当然、長期間の避難だと、二次避難というか、ホテルなんかの空調のあるところの準備ができるのかなども含めて、もちろん財源の話もありますが、いろいろなことを考えて、夏の暑さということの克服、避難所としての克服、それを念頭に考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　確かに、この北海道というのは、夏の暑さというのは、最近では非常にまた変化してきて、温暖化の中で、そういう状況にありますので、この点、ぜひ考慮した計画を立ち上げてほしいというふうに思います。

次に、スキーリフトについてであります。現場を見ますと、非常に子どもたちが、やはり振られて、途中で乗るときに、発射時期、そして、中間で振られて倒れたりして、すごく危険な状況があります。そういうことを分かって、現場の職員の方は駆けつけて、すぐに対応しているというのが現状なわけです。

確かに財政問題というのが何でも絡んできます。しかし、こういった子どもの安全の確保ということも含めれば、やはり財政問題、お金がないというだけの問題ではなくて、仮に少子化で人口が減少としたとしても、子どもが全くいなくなるという状況ではないわけですから、そのことを考えれば、当然やはりこの安全第一の、このスキーリフトの在り方というのを、当然、検討をしなければならないかというふうに私は考えますが、この点について町長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

スキーのリフト、今は引っ張るタイプのものですが、これ確かに、地面を引っ張られるので転んだりしますが、１００％安全ということは、なかなかそういう施設ではあり得ないのですが、それほど重大な危険を及ぼすようなリフトが許可されるわけはありませんので、それなりに安全には、安全な構造でもありますし、安全運行に当たっては安全配慮を十分しております。

ただ、転ぶたびにリフトを止めたり、その周りのお客さんとかおりまして、チェアリフトから比べると確かにそうなのかもしれませんし、チェアリフトはチェアリフトで、それなりの重大なリスクはないかもしれませんが、チェアリフトはチェリストで、高いところに行きますので、それなりに気をつけなければならないことというのはあろうかと思います。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　どちらも、安全か安全ではないかという議論以前に、不安定要素というのは常に何でもつきまとうのです。私たちが第一に考えなければならないのは、やはり大人でも、ひょっとしたらスキーが振れている、大変な体幹がありますから、それを持ち直すことができますが、子どもたちはなかなか難しいのですね。やはり、そこを第一に考えなければならない。安全か安全でないかということも含めて、やはりそういうことを含めれば、きちんと、より安全に、よりこの悲惨な状況が起きないような、そういう体制づくりというのが当然必要で、少なくとも、こういったチェア式のリストを造って、観光客、一時的であったとしても結びつけるような、観光振興に生かせるような、そういうものも合わせて、子どもの安全を第一に考えるべきだと思いますが、見解を求めます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

子どもの安全、子ども以外にも大人の方も利用しますので、安全第一を常に思っております。チェアリフトであってもそうですし、今の形式のものも、それほど危険な、比べてどちらが危険か、同じなのかもしれませんし、牽引式のあのリフトが、ロープのリフトが、チェアに比べて著しく危険だとはそういう認識はしておりませんので、いずれにいたしましても、安全管理はしっかり進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、４番米澤義英君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩と致したいと思います。

再開は、１時１５分といたします。

午後　０時０９分　休憩
午後　１時１５分　再開

○議長（中澤良隆君）　それでは、昼食休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　私は、さきに通告しております１項目、上富良野町立病院の経営について２点、斉藤町長にお伺いいたします。

上富良野町立病院改築整備事業も大詰めを迎え、移転計画によると５月１日開院を目指し、鋭意工事が進められてきております。新病院の開院は、町民にとって喜ばしいことではあるものの、実態は、慢性的な医師不足や医療従事者不足の解消や赤字経営など課題は山積しており、また、残念ながら新しくなるのは建物だけで、電子カルテの導入や新しい診療科の標榜など町民にとっての利便性向上などが図られていないのが現状であります。

このことから、以下２点についてお伺いいたします。

１点目、「上富良野町立病院経営強化プラン（計画期間令和５年度から令和９年度）」では、新病院開院後の一般病床数を３０床、介護医療院を４０床とし、常勤医師３名体制を基本に、開院後には現在の赤字経営から令和９年度に黒字に転ずることが示されております。

しかしながら、現行の体制である常勤医師２名のまま新病院が開院された場合、当然ながら入院や外来患者数の計画数は見込めず、また、介護医療院においても現在の稼働率から推察いたしますと、４０床に増床をしても、すぐには満床にはならないと考えます。

このことから、我々に示された「町立病院経営強化プラン」は、今となっては、以前示された数字と現状との乖離が大きくなっていると考えます。

ゆえに、早急に計画の見直しを図り、これからの病院経営をどのように行い、最終的に黒字化を目指すか、我々町民に将来の展望を示すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

２点目、全国的な医師不足や今般の物価高騰による経費の増大、そして、人件費高騰による医業費用や介護施設事業費用の支出増は理解いたしますが、この先の持続可能な町立病院経営を考える上においては、現実に即した事業計画を早期に作成し、かつ、医師不足解消に向けたさらなる働きかけを継続的に行い、着実に病院経営の安定化を図っていくべきと考えます。今後の上富良野町立病院の経営全般

について、町長の見解を求めます。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。
○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の町立病院の経営についての２点の御質問にお答えいたします。
令和２年度の基本構想・計画策定から５年の歳月をへて、新町立病院が竣工いたします。開院後の新町立病院では、スプリンクラーの設置により、火災に対する安全対策はもとより、発熱外来専用入口と診察室を設けることで、一般外来患者との導線分離や医療器材が充実している院内での予防接種が受けられるよう乳幼児の予防接種会場の確保、入院病棟と介護医療院を階層分けすることで、浴室・トイレなどが広くなり快適な療養環境が提供できるようになり、議会の皆様への御説明と御承認をいただき、新病院の建設を進めてきた結果、多くの利便性が向上されると考えております。
まず、１点目の経営強化プランの見直しと町立病院の将来の展望についてでありますが、経営強化プランの見直しにつきましては、国のガイドラインにてプランに掲げた数値目標の達成が困難な場合や、地域医療構想とのそごが生じた場合などに見直すよう明記されていることから、医師の確保や業務の改善・効率化といった現状の課題を踏まえつつ、新病院移転後の経営状況を評価・検証した上で、計画の見直しが必要と考えております。
今後の病院運営については、町民が必要とする医療の提供ができる病院を将来にわたって維持・存続するため経営努力をして参ります。
次に、２点目の町立病院の経営全般についてでありますが、議員御質問のとおり、近年の物価高騰による費用の増大などの影響により、全国的に見ても経常利益が赤字に転じた病院が全体の半数を超えており、旭川・道北地区におきましても、赤字経営の病院が増加しており、病院経営が厳しい状況にあると認識しております。
町立病院は、町民が安全で安心して暮らしていくために必要不可欠な施設と考えており、早期に医師を確保し、収益の向上を図るとともに、経費節減などによる経営安定化に向けた取組を強化して参ります。
また、病院を維持していくためには、一般会計から一定程度の繰入れが必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。
○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。
２番荒生博一君。
○２番（荒生博一君）　まず、再質問に入ります前に、一昨日、町政執行方針で今回、町長は「病院経営につきましては、病院経営強化プランに基づき、経営の健全化に努めて参ります。」ということを申し述べております。この令和７年度の執行方針、お考えはそのように受け止めてよろしいでしょうか。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。
○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。
強化プランに、基本はそれに沿った形で進めて参ります。
以上です。
○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。
○２番（荒生博一君）　では、この上富良野町立病院経営強化プランにおいては、デジタル化の推進ということで、「患者の待ち時間の短縮や医療を提供する側の様々なメリットから早期の導入が望まれます。」とございます。この５月１日に新病院は開院になりますが、導入のめどはどのようになっていますでしょうか。
○議長（中澤良隆君）　病院事務長、答弁。
○病院事務長（長岡圭一君）　２番荒生議員の御質問にお答えします。
デジタル化ということで、今後、電子カルテまたオーダリングにつきましては、以前から言っていましたとおり、新病院と同時では、なかなか大変だということで、それは見送ってございますけれども、令和７年度から検討をして早期に導入を目指したいと考えております。
○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。
○２番（荒生博一君）　今、令和７年度開院と同時に今後検討を重ねて、電子カルテ導入に関しては、早期実現に向けて前に進むということで理解してよろしいでしょうか。
○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。
○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。
そのとおりですね、早期実現に向けて取り組んで参りたいと思っております。
○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。
○２番（荒生博一君）　早期に着手いただけるということで、ぜひ、ソフト面においては町民の利便性向上ということで、やはり診療に際しての待ち時間短縮というのが大きな課題と受け止めております。すぐ令和８年になるかどうかということにはならないでしょうけれども、しっかりと先を見据え、電子カルテ導入には着手いただきたいと思います。
続きます。昨日、同僚議員も質問の中で、現状の医師２名体制というのは、やはり医師の補充というのは急務であるということで、そのプロジェクトチームをつくり、要望活動を行ってはどうかということで質問をしておりました。医師・看護師等の確保を課題とし、診療体制に影響が生じていることか

ら、速やかな医師の補充が求められると、このプランでもその課題を示しており、策定後から、これまで３年間、回数にしては、昨日の確認ですと２回から３回、しっかりと要望活動を行っているということでしたけれども、この基本プランを策定したのが令和４年だとして、これまでの３年間、やはり結果として、残念ながら常勤医師の確保はかなっておりません。

それなので、この事実を真摯に受け止め、私も同僚議員同様、町長お一人で課題解決をするのではなく、職員や我々議員、そして関係者などの協力を求め、ともに課題解決に向け進むべきと考えますが、再度、町長の見解を伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

プロジェクトチームを組むかどうかは別として、私一人ではもちろんおっしゃるとおり、一人の力というのはなかなか限られておりますので、職員、そして皆さん、町民の皆さんも含めて、皆さんで力を合わせて、この問題は解決していかなければならないと思っていますし、将来、そういう場面がもし訪れた場合、皆さんのお力を借りる場面も多々あるのではないかと思っておりますので、そのときはよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　本当に、なるべく一人では抱え込まないでいただきたく、それで昨日も同僚議員みんなでともに力を合わせ、医師確保に向け頑張りましょうということで確認させていただきましたので、では、そういったシチュエーションが訪れた暁には、ぜひ、我々議員、そして有能な職員の皆様、そして関係各位には、町長から自ら協力を要請いただければと思います。

また、これまで町と、例えば例を挙げますと、陸上自衛隊の上富良野駐屯地の規模堅持の要望等々は、町長以外にも、例えば自衛隊協力会の方々、先月ですと６名様ぐらいでしょうか、皆さまで要望行為をしっかりと相手にぶつける、これも一人ではなく、やはり相手の方も、それぐらい町民の方々、そういう強い思いがあるのだなということで、必ず効果的な要望活動になると私は思います。それなので、ぜひ一人で抱え込まずに、ともに前に進みたいと考えます。

それでは、新病院開院に先立ち、いよいよ４月１２日に竣工式及びその後に内覧式が予定されております。参加人数は、事務方の方に確認いたしますと、約６０名ぐらいということで聞き及んでおります。当然、旭川医科大学より関係者の方々をお招きしていると思いますが、担当である第三内科、それから第一外科とか招待状は送って、当然参加いただくようお招きしていると思いますが、そういった参加を依頼しているということで、確認してよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君）　２番荒生議員の竣工式の案内につきまして、お答えさせていただきます。

４月１２日の竣工式につきましては、もう既に皆様に御案内差し上げていましたところですけれども、おっしゃるとおり、本町立病院と関係が深い旭川医科大学の、先ほど議員がおっしゃいました旧第三内科、そして旧第一外科の医局のほうには、既に御案内を差し上げているところでございます。

まだ出欠の確認はまだ取れていないところでありますけれども、御案内を差し上げているということになってございます。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　今回、４月１２日ということで竣工式に合わせて、我々議員も含めて、様々なお誘いを差し上げているということをお聞きしておりますが、例えば、この竣工式前後で結構です、これまで町長、医局の方、私はインターネットの情報しか分からないのですが、第三内科とかでは２０人ぐらいの医師の方がいらっしゃるということを調べましたけれども、別の日を設けて、新しい施設をぜひ関わりのある旭川医科大学の、また医局の方々含めて、関係者に別立てで御覧いただくような計画はなかったのでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

旭川医科大学の医局向けの、スタッフ向けのそういう内覧のようなことは、特に企画はしておりません。

ただ、派遣の医者とか関係の方は、実際その現場で働きますので、内覧もしくはもう診療がすぐ始まりますので、そういう意味では医局の方には、どういう病院かということは、全員ではありませんが、一部の方は承知してもらえると思っております

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　医局の方を含めて、現在の出張医の方であるとか、当直医の方、当然ながら新病院に移行するわけですから、やはり新しい施設、また新しい環境で働くというのは、もう本当に医師の方にとっても、いい環境であると考えますので、今後におきましても、医師確保のため、ぜひ新病院

を町長自らＰＲしていただき、そういった新しい環境で働いていただける医師の方を少しでも早く着任いただけることを望み、次の質問に参ります。

今度は、経営プランに基づく経営の実態全般に関してお伺いいたしますが、今回、経営強化プラン１４ページには、経営指標に係る数値目標が示されております。例えば、外来患者数を取り上げますと、令和４年実績２万９７６人、年間の実数は、このプランでは示されておりませんが、一日当たりの外来患者数という数字がございます。そこに、営業日である２４２日を乗じた数がこの数字になりますが、令和５年目標２万２，８００人、令和６年目標２万３，２８０人、令和７年目標２万４，０００人、令和８年目標２万５，４４０人、令和９年目標２万５，９２０人と、数値の目標を定め、その達成に向けた効果的な取組が必要となりますとのことですが、実際、実績ベースで見ますと、令和３年度は２万１，１７０人、令和４年度の実績は２万１，０２７人、令和５年度実績は２万１，０１２人と、令和６年度はまだ終わっていませんが、見込みでは２万１，１２０人と、この４年間の実績と、それと令和６年度の見込みを合わせた平均値は２万１，０８２人となります。経営プランの数値目標と比較いたしますと、令和５年度では１，７８８人、令和６年度、まだ終わっていませんが、約２，１５８人数値に乖離がございます。また、この先、新病院開院後の令和７年度では２万４，０００人を数値目標にしておりますが。病院が新しくなったら患者が増えるのでしょうか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

病院が新しくなったから、それが原因で患者数がというのは、入院患者はどうか分かりませんけれども、快適性は図られますが、基本的に来る患者の数というのは、病院が新しいということには大きく左右されないのではないかと思っております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　先ほど、町政執行方針、また令和７年度の町立病院の運営は、基本的にはこの経営強化プランに基づき、沿った形で経営されたいということでしたけれども、これから来週にかけて予算委員会がありますので、そこでも申し述べますが、今回、令和７年度の予算、外来患者数は２万４，５００人という見込みを立てております。この数字は、過去４年の実績に比べますと約３，５００人近い外来患者が増えることになっております。実に、営業日ベースで一日約１４人が増えるという見込みを立てて、令和７年度の予算を計上しておりますが、そもそも、この予算立てということに対しては、当然ながら歳出はさきに申し上げましたとおり、人件費の高騰であるとか、経費の高騰、燃油高等々で算出が増えるのはもう十分承知しております。それならば、基準に基づいた中で、当初から一般財源をその経営安定化策ということで、ある程度の数字を積み重ねて、この目標に関しては、僕は現実に即した身の丈の数値を目標とすべきと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

この目標の予算の立て方、目標数値の置き方ですので、いろいろ考え方はあると思います。過去３年とか、過去５年をそうするのか、また、コロナ後の受診控え等々の影響がありますので、その影響がどうなのかということで、目標の置き方というのは、いろいろ考え方があると思いますので、我々といいますか、今回、病院の企業会計の予算は２万４，５００人でしたか、置かせていただきましたけれども、支出と収入もいろいろ考えなければならない。それで、ある程度目標ということも考えなければならないですし、その中で、全く現実離れしたとんでもないという数字でもありませんので、少々無理はあるかないか、それは個人の感想差はあると思いますが、我々は２万４，５００人ということで予算を立てさせていただきました。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　それであるならば、やはり経営プランに沿った形で２万４，０００人にすべきだったと思います。５００人の差といっても、これは数が多くなればなるほど、医師２名体制で現場の医療従事者の方の負担は本当にどうなのでしょう。やはり、そういったことを考えると、実態に即した２万２，０００人でも２万２，５００人でもいいですけれども、現実離れをした数字だということは、思っていないということでしたけれども、これを本当に達成するのは厳しいと思います。

それなので、しっかりと今後、令和７年度予算はこのまま予算審議が進みますので、今、人数を変えてくださいということは申しません。やはり、これから、もしこの強化プラン計画そのものを見直すような時期が来た場合、しっかりと実情に即した人数を示すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

経営の強化プラン、この変更につきましては述べさせていただきましたが、プランに掲げた数字の達

成が困難になった場合、もしくは、その齟齬が、乖離が生じた場合など速やかにということで、我々もその方向で新しい病院、令和７年度になるか、早く令和７年度になると思いますが、その経営プランの変更については、していかなければならないと考えております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　昨日の答弁でも見直しは図っていかれたいということで確認をさせていただいてますので、やはり令和７年度新病院を開院後１年間、病床数が、例えば一般病床が３０床、介護医療院が４０床ということで、そういった病床数の変更等々を見ると、必ずしもすぐに黒字化にはならなくても、将来、赤字幅というのは十分圧縮できる可能性を秘めていると思います。

そういった中で、令和７年度の予算ベースでは、介護医療院、残念ながら３５人という目標を数値化しております。これまで病床数を変えても、２９人ぐらいの平均稼働率ということで聞き及んでおります。それもやはり、一遍に６人増やすというのは、これまたどうなのかなということで考えます。

しかしながら、さきに申し述べたとおり、十分赤字幅を圧縮できる可能性を秘めていますので、しっかりと令和７年度、この計画に沿った形で１年間病院を運営された中で、次年度以降は外来患者、それから入院患者はもちろんのこと、介護医療院のその稼働率等々も数字で示していただきながら、経営プランの見直しを計っていただければと思います。

再度、町長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　今、荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

経営改善プランに沿ってということで、見直しも含めてなのですが、特に、おっしゃられました介護医療院の稼働率の関係は、もしそういう待機とか、そういう対象になる方が存在して、我々の努力でそこが改善できるものであれば、速やかに、できる限り早く、満床に近い、４０に近い数字を入れたほうが、おっしゃるとおり経営に対しては赤字の圧縮、そういうことにつながっていくわけですので、これは速やかにといいますか、できる限り速やかに進めていかなければならないと考えております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　来週、また予算審議の時間があります。最後に、町長に新病院開院が目前となった今、残念ながら医師確保は今日の時点ではまだかなっておりません。しかしながら、ともに医師確保に向けて御努力いただけるということで確認をさせていただきました。

また、経営プランの見直しも、やはり１年間経営した中で、しっかりと先を見据えてお示しいただくということで、もうこれ以上この場で確認をすることはなくなりました。町長の強い思い、そして、新病院開院後、ぜひ町民の方々に安心安全を提供いただくということの強いお言葉をお聞きさせていただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

町立病院の改築というのは昔からといいますか、もう建てるときから、すごいプロジェクトだということが言われておりました。

ただ、この建物を新築したからといって、全ての問題が解決しないというのは、今、荒生議員の質問にあるとおり、新しい診療科目がないですとか、電子カルテはまだです、将来的には、これは入れますけれども、あと医師の確保問題とか、まだそのハード以外に残された問題というのは山積みといいますか、大きな問題がありますので、これらも含めて解決していくことで、町民の安心安全が守られると、確保されると思っておりますので、引き続き私も頑張りますので、皆さんとともによろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、２番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

◎休　会　の　議　決

○議長（中澤良隆君）　お諮りいたします。

議事の都合により、３月７日から１３日までの７日間を休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

よって、３月７日から１３日までの７日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散　会　宣　告

○議長（中澤良隆君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後　１時４５分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和７年３月１３日

上富良野町議会議長　　中　　澤　　良　　隆

署名議員　　佐　　藤　　大　　輔

署名議員　　荒　　生　　博　　一

令和７年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第５号）

令和７年３月１４日（金曜日）

○議事日程（第５号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　予算特別委員会付託
　　議案第　１号　令和７年度上富良野町一般会計予算
　　議案第３４号　上富良野町財政調整基金の一部支消について
　　議案第３５号　上富良野町公共施設整備基金の一部支消について
　　議案第３６号　十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について
　　議案第　２号　令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
　　議案第３７号　上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消について
　　議案第　３号　令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
　　議案第　４号　令和７度上富良野町介護保険特別会計予算
　　議案第　５号　令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
　　議案第　６号　令和７年度上富良野町水道事業会計予算
　　議案第　７号　令和７年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
　　議案第　８号　令和７年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
　　議案第　９号　令和７年度上富良野町病院事業会計予算
第　３　議案第３１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
第　４　議案第３２号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
第　５　議案第３３号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
第　６　発議案第１号　町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）
第　７　発議案第２号　町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第　８　発議案第３号　上富良野町議会個人情報保護条例等の一部を改正する条例
第　９　閉会中の継続調査申出について

○出席議員（１３名）

１番	佐藤大輔君	２番	荒生博一君
３番	湯川千悦子君	４番	米澤義英君
５番	金子益三君	６番	林　敬永君
７番	茶谷朋弘君	８番	中瀬　実君
１０番	井村悦丈君	１１番	北條隆男君
１２番	小林啓太君	１３番	岡本康裕君
１４番	中澤良隆君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による　説明員の職氏名

町長	斉藤　繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	上嶋義勝君
総務課長	上村正人君	企画商工観光課長	宮下正美君
町民生活課長	山内智晴君	保健福祉課長	三好正浩君
農業振興課長	安川伸治君	農業委員会事務局長	林下里志君
建設水道課長	菊地　敏君	建設水道課 建築施設担当課長	狩野寿志君
教育振興課長	高松　徹君	ラベンダーハイツ所長	深山　悟君
町立病院事務長	長岡圭一君		

○議会事務局出席職員

局		長	谷	口	裕	二	君		次		長	飯	村	明	史	君
主		事	進		梨	夏	君									

午前　９時００分　開議
（出席議員　１３名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（中澤良隆君）　御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、令和７年第１回上富良野町議会定例会５日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎諸　　般　　の　　報　　告

○議長（中澤良隆君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。

予算特別委員長から、本定例会で付託されました議案第１号から議案第９号まで及び議案第３４号から第３７号までの議案についての審査報告書の提出がありました。

発議案高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見については、提案者より撤回請求があり、議会運営委員会の審議により、撤回とする取扱いとなりました。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり申出がありました。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君）　日程第１　会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、

３番　湯　川　千悦子　君
４番　米　澤　義　英　君

を指名いたします。

◎日程第２　予算特別委員会付託

○議長（中澤良隆君）　日程第２　予算特別委員会付託の議案第１号令和７年度上富良野町一般会計予算、議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消について、議案第３５号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第３６号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、議案第２号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第３７号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消について、議案第３号令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第４号令和７年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第５号令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第６号令和７年度上富良野町水道事業会計予算、議案第７号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計予算、議案第８号令和７年度上富良野町公共下水道事業会計予算、議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計予算を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、岡本康裕君。

○予算特別委員長（岡本康裕君）　ただいま上程されました予算特別委員会付託事件につきまして、朗読をもって報告と代えさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書を御覧ください。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により、審査の経過等を付し、報告する。

令和７年３月１４日、上富良野町議会議長、中澤良隆様。

予算特別委員会委員長、岡本康裕。

記。

１、審査の経過。

本委員会は、令和７年第１回定例会２日目の３月４日に設置され、議案第１号から議案第９号まで及び議案第３４号から議案第３７号までの付議事件の付託を受けた。

３月１０日に委員会を開催し、正副委員長及び分科長を選出し、直ちに議案審査に入った。

議案第１号の一般会計予算の歳入歳出、議案第２号から議案第９号までの各会計予算の歳入歳出及び議案第３４号から議案第３７号までの各基金の一部支消についての質疑を、３月１０日、１１日、１２日に行い、理事者の答弁を求め、二つの分科会でそれぞれ審査意見について審査し、意見の取りまとめを行った。

３月１３日に委員会を開催し、各議案における審査意見を理事者へ口頭で伝達した。

町長より所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

２、表決及び結果。

令和７年度上富良野町一般会計予算について、金子益三委員、佐藤大輔委員、荒生博一委員、湯川千悦子委員、林敬永委員、中瀬実委員、井村悦丈委員、北條隆男委員から修正案（別紙）が提出され、

提案者から説明を受けた後、質疑・討論を行い、修正案について起立採決を行った結果、賛成多数で可決となった。

続いて、修正部分を除く原案について、起立採決を行った結果、賛成多数で可決となった。

議案第３４号、議案第３５号、議案第３６号、議案第３７号、議案第２号から議案第９号の討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った結果、賛成多数により、原案どおり可決となった。

以上で、予算特別委員会審査報告といたします。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は、一部修正です。

まず、委員会の修正案について、起立により採決します。

委員会の修正案に、賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　着席ください。

起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに、賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　着席ください。

起立多数であります。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を９時２５分といたします。

―――――――――――――――――――――

午前　９時１０分　休憩

午前　９時２５分　再開

―――――――――――――――――――――

○議長（中澤良隆君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

―――――――――――――――――――――

◎日程第３　議案第３１号から
日程第５　議案第３３号まで

○議長（中澤良隆君）　日程第３　議案第３１号から日程第５　議案第３３号までの固定資産評価審査委員会委員の選任については、一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤　繁君）　ただいま上程いただきました、議案第３１号、議案第３２号、議案第３３号固定資産評価審査委員会委員の選任の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、３名で構成されていまして、この３月末をもって任期満了を迎えるところであります。任期満了後の新しい構成につきましては、２名の方は引き続き、１名につきましては、新しく選任させていただきたく、御提案させていただくものであります。

３名、いずれの方も人格識見ともに優れた方でありますので、何とぞ選任賜りたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、３名の方の経歴等につきまして、別添配付させていただいておりますので、御高覧を賜り、御参考としていただければと存じます。

以下、議案の朗読をもちまして、説明とさせていただきます。

議案第３１号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、■■■■■■■■■■■■■■。

氏名、村岡昌仁、■■■■年■月■■日生まれ。

続きまして、議案第３２号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、■■■■■■■■■■■■。

氏名、新屋雅己、■■■■年■月■日生まれ。

続きまして、議案第３３号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、■■■■■■■■■■■■■■■■■■番地■。

氏名、高橋友美、昭和■■年■月■■日生まれ。

以上でございます。

御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

最初に、議案第３１号を採決いたします。

議案第３１号は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第３１号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第３２号を採決いたします。

議案第３２号は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第３２号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第３３号を採決いたします。

議案第３３号は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第３３号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第６　発議案第１号

○議長（中澤良隆君）　日程第６　発議案第１号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　ただいま上程いただきました発議案第１号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）につきまして、趣旨を御説明申し上げます。

本件は、町長から令和７年２月４日付で専決処分事項指定の依頼があり、国において令和７年度の地方税法等の一部を改正する法律案が本定例会閉会後に可決成立する見通しであることから、地方自治法第１８０条の規定により、上富良野町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたい旨、令和７年度地方税制改正案の概要を添えて依頼があったところでございます。

これを受けて、令和７年２月７日、２５日の議会運営委員会、２月２１日の総務産建常任委員会及び２月２６日の全員協議会で審議し、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明申し上げます。

発議案第１号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

令和７年３月３日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、小林啓太。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

令和７年度の地方税法等の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）等の一部を改正すること。

以上で、発議案第１号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　着席ください。

起立多数であります。

よって、発議案第１号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　発議案第２号

○議長（中澤良隆君）　日程第７　発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　ただいま上程いただきました発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、趣旨を御説明申し上げます。

本件は、発議案第１号と同様に、町長から依頼があったところでございます。

これを受け、令和７年２月７日、２５日の議会運営委員会、２月１８日の厚生文教常任委員会及び２月２６日の全員協議会で審議し、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

令和７年３月３日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

令和７年度の地方税法等の一部改正に伴う上富良野町国民健康保険税条例（昭和３１年上富良野町条例第７号）の一部を改正すること。

以上で、発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、発議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　着席ください。

起立多数であります。

よって、発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　発議案第３号

○議長（中澤良隆君）　日程第８　発議案第３号上富良野町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　ただいま上程いただきました発議案第３号上富良野町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、趣旨を説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、所要の規定の整備を行うとともに、併せて、刑法等の一部を改正する法律の公布により、懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されることに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものです。

発議案第３号を御覧ください。

初議案第３号上富良野町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和７年３月３日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、米澤義英。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太。上富良野町議会議員、荒生博一。

次のページを御覧ください。

以下、改正する条を追って、その概要について御説明を申し上げます。

第１条、上富良野町議会個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第２条、第１２条及び第１７条は、法改正に伴う引用条項の修正及び法改正に合わせた文言の修正、並びに所要の規定の整備でございます。

第１８条、第２７条、第３１条、第３２条、第３８条、第３９条、第４７条及び第４８条は、所要の規定の整備でございます。

第２条につきましては、第５３条、第５４条及び第５５条は、法改正に伴い「懲役」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和７年４月１日からとし、改正の条文中、第５３条から第５５条までの規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日である令和７年６月１日からするものでございます。

また、附則には、本条例の改正に伴う経過措置について規定するものでございます。

以上で、発議案第３号上富良野町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、発議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　着席ください。

起立多数であります。

よって、発議案第３号上富良野町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　閉会中の継続調査申出について

○議長（中澤良隆君）　日程第９　閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第７５条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

◎町　　長　　挨　　拶

○議長（中澤良隆君）　次に、本年最初の定例会のため、町長から御挨拶がございます。

町長。

○町長（斉藤　繁君）　議長の許可を得まして、閉会に当たり皆様に御礼を申し上げたいと思います。

本会議は、３月３日から始まりまして、２週間という長い時間の間、皆さんに御審議いただきまして、本当にありがとうございます。

審議の中で皆様から承りました御意見等につきましては、しっかりと今後の町政運営に取り入れて、十分参考にして町政運営に邁進していきたいと、このように考えております。

審議の中でも話題に出てきましたとおり、地方の情勢というのは大変厳しいものがありまして、過疎化、少子高齢化、そして昨今では物価高騰という問題も加わり、課題が山積しております。これを一つ一つ解決していくことが大切なことと思っております。

特に令和７年度につきましては、ジオパーク全国大会、社会教育総合センター天井、そして商工観光施策、農業施策など、時代を見据えた事業が展開されることとなっております。つきましては、皆様に御理解、御協力を賜ってまいろうと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

長い間お疲れさまでした。誠にありがとうございます。

議　　長　　挨　　拶

○議長（中澤良隆君）　それでは、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

２月中旬からの委員会、そして３月３日から本日１４日までの長期にわたっての第１回定例会、議員各位並びに町長をはじめとする職員の皆様、大変お疲れさまでございました。

令和７年度の上富良野町が取り組む事務事業等が決定したところであります。総額１４２億円を超える大型予算が、議員各位の熱心で慎重な審議を経

て、議決に至ったところであります。

今後、第６次総合計画後期計画、実施計画、各個別計画に基づき町民ファーストの視点で、計画的に各事業が進められることを期待するところであります。

さて、令和７年度の上富良野町は、人口の減少はもとより高齢者の増加、子どもの減少はますます進むものと考えられます。そのような中、今、町民生活は、米の値段のアップ、燃料費のアップ、野菜をはじめとする生活必需品など大幅に物価が上昇し、町民生活は生活苦にあえいでいる状態にあります。

また、町所有施設の老朽化により大規模な改修や改築等、今後、予定しなければなりません。また、行政需要の増加や、町立病院やラベンダーハイツへの一般会計の繰出しや人件費の高騰を考えると、今後ますます厳しい財政運営が予測されるところであります。令和７年度の予算が決定いたしましたが、執行に当たっては、最大限の配慮の上、最大限の効果をお願いするところであります。

一方、まちづくりは夢や希望もなくてはなりません。「泥流地帯」映画化の早期実現、ジオパーク全国大会、駐屯地移駐７０周年記念行事等の成功を心から期待するところであります。

あわせて、今、町民の生活苦の実態に寄り添った行政運営を心から願うところでもあります。

議員の皆様におかれましては、町の自治基本条例で監視機関としての役割を果たすため、町民の立場から、公正で民主的な町政運営が行われているか十分に検証されることと思いますが、今後におかれましても、議員として常に執行機関とは一歩離れ二歩離れない姿勢が大切だと考えます。

結びになりますが、令和７年度が上富良野町にとってすばらしい年になることを願い、私からの挨拶といたします。

大変御苦労さまでした。

◎閉　　会　　宣　　告

○議長（中澤良隆君）　これにて、令和７年第１回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前　９時５１分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和７年３月１４日

上富良野町議会議長　　中　　澤　　良　　隆

署名議員　　湯　　川　　千悦子

署名議員　　米　　澤　　義　　英